1　第166回国会概観

1　会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第166回国会（常会）は、平成19年（2007年）１月25日に召集された。国会の会期は、当初６月23日までであったが、６月22日に７月５日まで12日間延長され、最終的な会期は計162日間となった。

開会式は、召集日翌日の26日午前11時から、参議院議場で行われた。

（院の構成）

参議院では、召集日の本会議において、外交防衛、文教科学両委員長の辞任を許可し、両委員長の選挙（議長指名）を行った。また、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ＯＤＡの６特別委員会に加え、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の６の調査をいう。）を行うため委員35名から成る「日本国憲法に関する調査特別委員会」を設置した。

また、1月30日の本会議において、角田副議長の辞任を許可し、副議長の選挙を行い、今泉昭君が当選した。

衆議院では、災害対策特別委員会等７特別委員会を召集日に設置した。また、教育再生に関する特別委員会を４月13日に設置した。

（施政方針演説と主な議論）

１月26日、衆参両院の本会議で政府４演説が行われた。安倍内閣総理大臣は、成長力の強化、再チャレンジが可能な社会の構築、魅力ある地方の創出、行政改革の推進、教育再生、健全で安心できる社会の実現等の基本方針を示し、日本国憲法の改正手続に関する法律案の成立を強く期待するとした。

政府４演説に対する代表質問は、衆議院で１月29日及び30日、参議院で30日及び31日に行われた。

参議院では、格差是正に向けての政策手段、労働法制の整備、公的年金の一元化、教員免許更新制など教育改革の推進、京都議定書の目標達成のための取組、イラクにおける航空自衛隊の活動の在り方、北朝鮮問題、閣僚の問題発言、事務所費を含む政治資金の在り方、参議院における決算の早期審査と予算の効率化への取組、ＯＤＡの戦略的な実施等について質疑が行われた。

（議案の審議概況）

今国会において、内閣提出法律案は、今国会提出97件、継続２件のうち90件が成立し、衆議院において９件が継続審査となった。条約は、提出された19件すべてが承認された。

衆議院議員提出法律案は、憲法改正手続法案（第164回国会衆第30号、第164回国会

衆第31号)、年金給付時効特例法案（衆第37号)、政治資金規正法改正案（衆第39号）等20件が成立した。

参議院議員提出法律案は、環境配慮契約法案（参第１号)、救急医療用ヘリ確保法案（参第３号）及び配偶者からの暴力防止・被害者保護法改正案（参第13号）の３件が成立した。

（会期延長）

６月21日、自民、公明両党幹事長から衆参両院議長に対し、議案の審議状況にかんがみ、会期を７月５日まで12日間延長するよう申入れがあった。翌22日、衆議院本会議において、12日間の会期延長が賛成多数で可決された。参議院では会期延長の議決は行われなかった。

会期延長後の６月29日、参議院本会議は、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案を否決した後、休憩した。内閣総理大臣問責決議案を議題としたのは第154回国会以来５年ぶりである。

同日、衆議院において安倍内閣不信任決議案が否決された後、参議院では、本会議を延会して、翌30日未明に社会保険庁改革関連法案、年金給付時効特例法案を可決、内閣委員長の中間報告を求めて国家公務員法等改正案を可決し、今国会の審議を実質的に終了した。

会期最終日の７月５日の参議院本会議において、請願の審査、閉会の手続等が行われた。

なお、会期の延長に伴い、第21回参議院議員通常選挙期日は、当初見込まれていた７月22日から、29日となった。

2　予算・決算

（１）予算

１月25日（召集日)、平成十八年度補正予算及び平成十九年度総予算が提出され、26日に尾身財務大臣の財政演説が衆参両院の本会議において行われた。

（平成十八年度補正予算）

平成十八年度補正予算は、租税等の増収４兆5,900億円を見込み、国債の発行予定額を２兆5,030億円減額する一方、歳出面で、災害対策費等特に緊要となった事項等について措置を講ずるほか、平成十七年度決算上の財政法第６条剰余金の全額9,009億円を国債の償還に充てることとするものであり、補正後予算の総額は、当初予算に対し歳出・歳入ともに３兆7,723億円増加し、83兆4,583億円となった。

補正予算３案は、衆議院において、自民、公明両党のみで２月１日、２日に予算委員会で質疑を行い、２日に予算委員会、本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、２月１日に予算委員会で趣旨説明を聴取し、５日に、自民、公明両党

のみ出席の下、安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して質疑を行った後、３案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、安倍内閣の構造改革に取り組む決意、補正予算の全体像、沖縄米軍基地問題、地方の行財政改革、学校施設の耐震化、地球温暖化対策、救急医療制度、新型インフルエンザ対策等であった。

補正予算３案は、翌６日の本会議で、民主、共産、社民、国民各会派が欠席する中、可決、成立した。

（平成十九年度総予算）

平成十九年度総予算は、歳出改革路線を強化する中で、成長力強化、再チャレンジ支援、少子化対策、教育再生等に重点的な予算配分を行うとの考え方で編成され、一般会計全体の予算規模は82兆9,088億円（平成18年度当初予算に比べ３兆2,228億円増）となった。歳出面では、政策的経費である一般歳出を46兆9,784億円（同6,124億円増加）にとどめるほか、国債費については、交付税特別会計における借入金の債務償還費の増加１兆7,322億円を含め、20兆9,988億円（同２兆2,372億円増）に増額した。歳入面では、租税等の収入は53兆4,670億円（同７兆5,890億円増）を見込むこととした。これらの結果、新規公債発行額は25兆4,320億円（同４兆5,410億円減）で過去最大の減額幅、公債依存度は30.7％（前年度37.6％）となった。

総予算３案は、１月25日に衆議院に提出され、予算委員会で31日に趣旨説明を聴取、２月９日から質疑を行った後、３月２日に可決、翌３日未明の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、２月１日に予算委員会で趣旨説明を聴取し、３月５日及び６日に安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して基本的質疑を行い、その後、一般質疑を行ったほか、集中審議を９日（外交・防衛等）、13日午後（農業・食の安全等）、19日午後（社会保障・雇用・格差等）、26日午前（安全・安心等）に行った。また、公聴会を３月15日に行い、各委員会における委嘱審査を３月20日（常任委員会）及び22日（特別委員会）に行った。３月26日午後、安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して締めくくり質疑を行った後、３案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、安倍内閣の政治姿勢、平成十九年度予算の特色、人口減少の局面でも経済成長が可能とする理由、消費の拡大の重要性、成長力底上げ戦略の具体的内容、格差の現状の認識、地域格差の拡大への対応、少子化が進んできた原因、子育て支援強化への取組、地域における産科・小児科の医師不足への対応、温室効果ガスの排出量削減目標の達成、能登半島地震による被害の状況及び政府の対応等であった。

平成十九年度総予算３案は、３月26日の本会議に緊急上程され、記名投票の結果、賛成多数で可決、成立した。

（２）平成十七年度決算等の審査

平成十七年度決算及び国有財産関係２件は、平成18年11月21日（第165回国会）に提出され、参議院では同国会において本会議で平成十七年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で全般質疑を行った。

今国会において、決算委員会では、本院予算委員会で平成十九年度総予算を審査中の３月16日、平成十六年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成16年度決算審査措置要求決議について政府及び会計検査院の講じた措置について集中的な質疑を初めて行った。その後、４月９日から７回（従来は６回）にわたり省庁別審査を行い、５月28日に締めくくり総括的質疑を行った。

６月11日、安倍内閣総理大臣以下全大臣が出席して締めくくり総括質疑を行った。同日、適切な措置と結果の報告を内閣及び最高裁判所に求める10項目の平成十七年度決算審査措置要求決議を行い、平成十七年度決算外２件については、賛成多数で是認すべきものと議決した後、６項目から成る内閣に対する警告を全会一致で議決した。また、国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

委員会での主な質疑項目は、都道府県労働局における不正経理問題、社会保険庁におけるずさんな年金給付及び年金記録管理、官製談合と天下り、特殊法人の独立行政法人化等に伴う会計処理の見直し、電子申請等のＩＴ利用促進、独立行政法人改革等であった。

６月13日の本会議において、平成十七年度決算外２件は賛成多数で是認され、内閣に対する警告は全会一致で議決された。

3　法律案

（１）憲法改正手続法案（国民投票法案）

第164回国会に衆議院に提出されていた憲法改正手続法案（国民投票法案）の自民・公明案（第164回国会衆第30号）及び民主案（第164回国会衆第31号）の両案は、前国会において同院憲法特別委員会で小委員会を設置し審査を続け、同院で再び継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では委員会で引き続き質疑を行い、４月12日に採決の結果、自民、公明共同提出の併合修正案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号を併合して一案とする）を可決し、修正議決した。翌13日の本会議では、まず民主提出の修正案を否決し、委員長報告のとおり両案を併合して修正議決した。この併合修正により両案は憲法改正手続法案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）として一本化され、衆議院から参議院に提出された。

参議院では、４月16日の本会議で衆議院提出案の趣旨説明及び質疑を行い、翌17日に憲法特別委員会で趣旨説明を聴取した後、質疑を行った。

委員会では、発議者に対する質疑を４月18日、19日、25日、26日に行ったほか、テーマ別の参考人質疑を４月27日（国民投票とメディア規制等）、５月８日（国民投票運動の規制、両院の在り方及び国民投票の無効訴訟等）、10日（投票対象及び最低投票率等）に行った。また、この間、４月24日に名古屋市及び仙台市、５月７日に福岡市及び札幌市、10日にさいたま市及び横浜市の計６都市に委員を派遣して地方公聴会を行った。

５月８日に民主から国民投票法案（参第５号）が提出され、委員会では、翌９日に趣旨説明を聴取した後、衆議院提出案と併せて質疑を行った。５月11日、安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行い、更に発議者に対する質疑を行った後、衆議院提出案を可決し、同案に対する附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、国民投票の対象とする案件、投票権者の年齢要件、最低投票率規定の必要性、国民投票の広報の在り方、国民投票運動の規制の在り方、投票無効訴訟手続、憲法審査会の活動内容、合同審査会の在り方等であった。

５月14日の参議院本会議で、衆議院提出案は賛成多数で可決、成立した。

（２）教育改革関連法案

安倍内閣総理大臣は、１月26日の施政方針演説の中で「教育改革を実効あるものとするため、60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえ、関係法律の改正案を今国会に提出する」と述べた。３月30日、教員免許更新制の導入、教育委員会制度の改革等を内容とする学校教育法改正案（閣法第90号）、地方教育行政法改正案（閣法第91号）及び教育職員免許法改正案（閣法第92号）が内閣から衆議院に提出された。一方、４月17日、民主から、教育職員免許改革法案外２案（衆第16号～第18号）が衆議院に提出された。

衆議院では、４月17日の本会議で政府案３案及び民主案３案の趣旨説明及び質疑を行った後、教育再生特別委員会で、２月９日に民主から提出された日本国教育基本法案（衆第３号）と併せ計７案の審査を行った。委員会では、５月17日に７案を議了した後民主案４案を否決、政府案３案を可決した。翌18日の本会議で政府案３案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同18日、民主から、日本国教育基本法案外３案（参第６号～第９号）が提出された。

５月21日、参議院本会議で政府案３案及び民主案４案の趣旨説明及び質疑を行った。

文教科学委員会では、翌22日に趣旨説明を聴取した後、質疑を行った。その後、政府及び発議者に対する質疑を５月24日、29日、31日、６月５日、７日、14日に行い、参考人質疑を５月31日、６月７日、公聴会を６月15日に行った。この間、６月11日に水戸市及び横浜市、12日にいわき市及び名古屋市に委員を派遣して地方公聴会を行った。６月19日、政府案３案を可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校長等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求、指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び10年経験者研修との相違、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等であった。

翌６月20日の本会議において、民主から提出された文教科学委員長狩野安君解任決議案を否決した後、政府案３案は、記名投票により採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

（３）イラク人道復興支援特措法改正案（法の期限の２年延長）

イラク人道復興支援特措法改正案（閣法第89号）は、イラク人道復興支援特別措置法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き行うため、法の期限を２年延長しようとするものであり、３月30日に内閣から衆議院に提出された。民主からは、４月19日、同法の廃止法案（衆第19号）が衆議院に提出された。

衆議院では、４月24日の本会議で両案の趣旨説明及び質疑を行い、５月14日のイラク支援特別委員会で議了した後、翌15日の本会議で廃止法案を否決、改正案を可決し、改正案は参議院に送付された。

参議院では、５月23日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、外交防衛委員会で31日に趣旨説明を聴取、６月５日、７日、19日に質疑を行った後可決した。

委員会での主な質疑項目は、イラクにおける自衛隊の活動の成果と今後の役割、特措法を２年間延長する理由、自衛隊撤収に向けての出口戦略、派遣自衛隊員の安全確保策、米国等による対イラク武力行使を我が国が支持した理由、陸上自衛隊情報保全隊によるイラク派遣に係る情報収集活動、イラクにおける治安情勢等であった。

翌６月20日の本会議において、民主から提出された外交防衛委員長田浦直君解任決議案を記名投票により否決した後、改正案は、記名投票により採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

（４）社会保険庁改革関連法案及び年金給付時効特例法案

（社会保険庁改革関連法案）

公的年金の運営を担う社会保険庁については、国民年金保険料の未納情報閲覧、不正免除等、事業運営に関する様々な問題が生じていたところ、公的年金制度の運営体制を再構築するため、第164回国会に政府から社会保険庁の廃止及び「ねんきん事業機構」の設置等を内容とする関連法案が提出されたが、前国会で廃案となっていた。

３月13日、新たな社会保険庁改革関連法案（閣法第78号、第79号）が衆議院に提出された。同法案は、社会保険庁を廃止し、非公務員型の法人として「日本年金機構」

を設立するほか、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入すること等を内容とするものであった。

５月７日、民主から、「年金信頼回復３法案」として、社会保険庁を廃止し国税庁を中心として構成する歳入庁を新設しすること等を内容とする歳入庁設置法案外２案（衆第23号～第25号）が衆議院に提出された。

衆議院では、翌５月８日の本会議で政府案２案及び民主案３案の趣旨説明及び質疑を行い、25日の厚生労働委員会で政府案２案を可決した。

（年金給付時効特例法案）

公的年金制度の運営をめぐっては、すべての公的年金制度で共通して使用される基礎年金番号に統合されていない年金記録が約5,000万件に上り、本来受け取れる年金額の支給に結びつかないおそれが生じている問題が、衆議院の予備的調査や社会保険庁改革関連法案の審議の過程で浮かび上がった。この問題に関しては、５月７日に、民主から、適正な年金支給を確保するために年金記録の全数調査を行い、記録や支給の適正化を図ることを内容とする年金個人情報関係調査実施法案（衆第25条）が「年金信頼回復３法案」の一つとして衆議院に提出されていた。

同月29日、自民、公明から、年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利について消滅時効の特例を設けること等を内容とする年金給付時効特例法案（衆第37号）が衆議院に提出され、同日、議院運営委員会の採決により厚生労働委員会に付託された。同委員会では、翌30日に同案の趣旨説明の聴取及び質疑を行い、委員長不信任動議を否決した後、同日中に同案を可決した。

（衆議院本会議における採決）

翌５月31日の衆議院本会議では、民主、社民、国民の共同提案で提出された議院運営委員長逢沢一郎君解任決議案、厚生労働委員長櫻田義孝君解任決議案及び厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案を記名投票により順次否決した。次いで、社会保険庁改革関連法案２案及び年金給付時効特例法案を一括して議題とし、委員長報告を行い、討論に入った後延会した。翌６月１日未明に開会した本会議では、討論の後、３案はいずれも記名投票により可決し、参議院に送付・提出された。

（参議院における審議）

参議院では、６月４日の本会議で社会保険庁改革関連法案２案の趣旨説明及び質疑を行い、翌５日に厚生労働委員会で両案及び年金給付時効特例法案の趣旨説明を聴取した。委員会では、政府及び発議者に対する質疑を同日、７日、12日、14日、19日、21日、参考人質疑を８日、18日に行った。また、13日、社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行った。国会会期延長後の６月28日、質疑を行った後、採決を行い、政府案３案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、

未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等であった。

翌６月29日午後に開会した本会議では、民主、社民、国民の共同提案で提出された厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案及び内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案について順次記名投票により否決した後、休憩した。その間、衆議院で、安倍内閣不信任決議案が民主、社民、国民の共同提案で提出され、本会議で記名投票によりこれを否決した。その後、参議院本会議が再開され、民主、社民、国民の共同提案で提出された厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案を記名投票により否決した後、延会した。

翌30日未明に開かれた本会議で、政府案３案を前会に引き続き議題とし、委員長報告を行い、再付託動議を記名投票により否決した後、３案は、記名投票により採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

（５）国家公務員制度改革関連法案（天下り規制等）

国家公務員法等改正案（閣法第96号）は、人事評価制度の導入等による能力及び実績に基づく人事管理の徹底、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置、官民人材交流センターの設置等について定めるものであり、４月25日に内閣から衆議院に提出された。

５月９日、民主から、天下りを原則禁止とする期間を離職後２年間から５年間に拡大し、規制の対象となる天下り先を特殊法人、独立行政法人、公益法人等に拡大することを内容とする国家公務員法等改正案外２案（衆第27号、第28号、第30号）が衆議院に提出された。

衆議院では、５月15日の本会議で４案の趣旨説明及び質疑を行い、６月６日に内閣委員会で議了した後、翌７日の本会議で民主案３案を否決、政府案を可決し、政府案は参議院に送付された。

参議院では、６月11日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行い、内閣委員会で翌12日に趣旨説明を聴取、同日及び14日に質疑、18日に参考人質疑、19日、国会会期延長後の27日及び28日に質疑を行った。

委員会での主な質疑項目は、公務員制度改革の基本法制に先行して法案を提出する理由、中央人事行政機関の在り方、法案による天下り規制の実効性、ハローワークとは別に官民人材交流センターを設置する必要性、再就職に係る事前規制を廃止する理由、能力・実績主義及び人事評価の在り方、国家公務員のキャリア制度の見直し、公務員に対する労働基本権付与の是非等であった。

６月30日未明に開かれた本会議で、国家公務員法等改正案についての中間報告の動議を記名投票により可決し、内閣委員長から中間報告が行われ、民主、社民、国民は退席した。同案を本会議で直ちに審議することの動議を押しボタン式投票により可決

し、同案は、採決の結果、賛成多数で可決、成立した。

（６）米軍再編特措法案

米軍再編特措法案（閣法第27号）は、平成18年５月に日米安全保障協議委員会で承認された在日米軍（駐留軍）等の再編を実現するために、再編により負担が増加する防衛施設の周辺市町村に対する再編交付金の交付、国際協力銀行の業務の特例（在沖縄海兵隊のグアム移転を促進するために必要な事業に係る資金の出資、貸付け等の業務を行うことを可能とする）等について定める平成29年３月31日までの限時法であり、２月９日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、３月23日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行い、４月12日の安全保障委員会で可決、翌13日の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、４月25日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行った後、外交防衛委員会で５月８日に趣旨説明を聴取、10日に質疑、14日から15日まで委員派遣（沖縄県）、17日に質疑、22日に安倍内閣総理大臣が出席して質疑を行い、更に質疑を行った後、賛成多数で可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、米軍再編の背景と今後の日米同盟の在り方、再編実施に当たっての地元自治体の理解と協力、再編に係る我が国の経費負担総額、再編交付金の交付基準の明確化、我が国が負担するグアム移転経費の積算根拠と経費の抑制、日米間のグアム移転経費に係る合意と国会承認条約との関係、国際協力銀行によるグアム移転事業に対する出資、融資と資金回収の可能性等であった。

翌５月23日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

（７）少年法等改正案（少年院送致下限年齢の引下げ等）

少年法等改正案（第164回閣法第44号）は、少年非行の現状に適切に対処するため、いわゆる触法少年及びぐ犯少年に係る事件についての警察官による調査手続、少年院送致の下限年齢（現行法では「14歳以上」）の撤廃、保護観察中の遵守事項違反の場合の少年院送致等、国選付添人制度の新設等について定めるものであった。改正案は第164回国会に内閣から衆議院に提出された後、同院で継続審査となっていた。

今国会に入り、衆議院では、４月18日の法務委員会で修正議決、翌19日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、参議院に送付された。衆議院で修正された部分は、触法少年に係る事件の調査の要件の明確化、ぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定の削除、少年院送致の下限年齢（原案では撤廃）を「おおむね12歳以上」とすること等であった。

参議院では、４月27日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、法務委員会で５月８日に趣旨説明を聴取、15日に質疑、17日に参考人質疑及び視察、22日に質疑、24日に厚生労働委員会との連合審査会を行い、更に質疑を行った後、採決を行い、少年院送致の下限年齢を「おおむね14歳以上」とする等を内容とする民主提案の修正案

を否決、政府案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、少年非行の動向、触法少年事件に対する警察官による調査の在り方及び権利保障の必要性、小学生を少年院に送致することの妥当性、遵守事項違反を理由とする少年院送致処分の妥当性、少年犯罪を根絶するための方策、児童相談所及び児童自立支援施設の課題等であった。

翌５月25日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

（８）犯罪被害者権利利益保護のための刑事訴訟法等改正案（被害者参加制度等）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等改正案（閣法第77号）は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、被害者参加制度、犯罪被害者等の情報保護制度、犯罪被害者等による損害賠償命令の申立て等、公判記録の閲覧及び謄写の範囲拡大、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置等について定めるものであり、３月13日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、５月17日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、６月１日の法務委員会で修正議決、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、参議院に送付された。衆議院で修正された部分は、施行後３年の経過後に検討等を行う等の規定の追加であった。

参議院では、法務委員会で６月７日に趣旨説明を聴取、12日に質疑、13日に参考人質疑、14日に視察及び質疑、19日に質疑を行った後、採決を行い、弁論としての意見陳述からの求刑の除外等を内容とする民主提案の修正案を否決、政府案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、犯罪被害者の刑事裁判への関与の在り方、被害者の参加が被告人や裁判員に与える影響、損害賠償命令制度導入の意義と実効性、訴訟参加及び損害賠償命令の対象事件範囲拡大の必要性等であった。

翌６月20日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

（９）パートタイム労働法改正案

短時間労働者雇用管理改善法（パートタイム労働法）改正案（閣法第37号）は、文書の交付等による労働条件明示の義務付け、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止、通常の労働者と均衡のとれた待遇の確保のための賃金・教育訓練・福利厚生に係る措置、通常の労働者への転換の推進等について定めるものであり、２月13日に内閣から衆議院に提出された。３月27日、民主からの対案（衆第９号）が衆議院に提出された。衆議院では、厚生労働委員会で両案の審査を行った後、４月18日の委員会で政府案を可決した。政府案は、翌19日の本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、５月９日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員会で翌10日に趣旨説明を聴取、15日に質疑、16日に参考人質疑、17日及び22日に質疑を行

い、質疑を終局した。23日には都内において短時間労働者の労働の実情等を視察した。24日の委員会で、共産、社民共同提出の修正案を否決、政府案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

委員会での主な質疑項目は、差別的取扱いをしてはならない労働者の要件の妥当性、改正法の実効性確保策、改正内容を周知徹底する必要性、有期契約労働者等の均衡待遇を図るための法整備の必要性等であった。

翌５月25日の本会議で、政府案は賛成多数で可決、成立した。

（10）政治資金規正法改正案

平成18年12月下旬以降、与野党の複数の国会議員について政治資金収支報告書の記載をめぐる問題が相次いで報じられ、同月28日には佐田内閣府特命担当大臣が政治資金収支報告に関し不適切な処理があったとして国務大臣を辞任した。こうした政治資金の使途をめぐる問題を踏まえ、政治資金収支報告書における経常経費等の透明性の向上を図るための政治資金規正法改正案が与野党双方で取りまとめられ、３月６日に民主案（衆第６号）、５月30日に自民・公明案（衆第39号）が、衆議院に提出された。

衆議院では、６月13日の倫理選挙特別委員会で自民・公明案を可決し、翌14日の本会議において、民主提出の修正案を否決、原案を可決し、自民・公明案は衆議院から参議院に提出された。

この自民・公明案の主な内容は、資金管理団体による不動産の取得等の制限、資金管理団体による光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の支出についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け等であった。

参議院では、６月15日、民主から対案（参第12号）が提出された。同案は、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等の制限、政治団体による光熱水費等についての支出の明細、人件費についての人数の記載の義務付け、収支報告書記載等に係る基準額の引下げ（１件１万円超）等を内容とするものであった。

両案は倫理選挙特別委員会に付託され、６月19日に両案の趣旨説明を聴取、国会会期延長後の28日に質疑を行った後、自民・公明案を可決した。

委員会での主な質疑項目は、両改正案提案に至る背景と政治資金の位置付け、本改正案の実効性と政治資金の透明性確保、支出明細の記載と領収書の添付の義務付けを５万円以上とした理由、規制対象を資金管理団体に限定する根拠、資金管理団体に対する不動産取得制限の意義、政治資金の透明性確保と事務負担のバランス、収支報告書に対する外部監査義務付けの必要性等であった。

自民・公明案は、６月29日の本会議で、賛成多数で可決、成立した。

4　調査会

第161回国会に設置された国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会、少子高齢社会に関する調査会は、次の表のとおり、３年間の調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、本会議で口頭報告を行った。

報告書名	調査テーマ	提出年月日	本会議口頭報告年月日
国際問題に関する調査報告	多極化時代における新たな日本外交	19.6.8	19.6.13
経済・産業・雇用に関する調査報告	成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応	19.6.8	19.6.13
少子高齢社会に関する調査報告	少子高齢社会への対応の在り方について	19.6.8	19.6.13

（国際問題に関する調査報告）

国際問題に関する調査会は、「多極化時代における新たな日本外交」を調査テーマとして、日本のアジア外交、日本の対米外交、日本の対ＥＵ外交及び国際社会の責任ある一員としての日本の対応について３年間にわたり調査を行った。最終報告には、調査の経過のほか、日中両国の相互理解と互恵関係の構築など15項目の提言が盛り込まれた。

（経済・産業・雇用に関する調査報告）

経済・産業・雇用に関する調査会は、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」を調査テーマとして３年間にわたり調査を行い、最終年である３年目はワーク・ライフ・バランスへの取組等について調査を行った。

なお、同調査会におけるこれまでの調査を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案が取りまとめられた。決議案は、同調査会委員が発議者及び賛成者となって６月８日に提出され、13日の本会議で可決された。

（少子高齢社会に関する調査報告）

少子高齢社会に関する調査会は、「少子高齢社会への対応の在り方について」を調査テーマとして、少子化の要因及び社会・経済への影響、少子高齢社会の課題と対策等について３年間にわたり調査を行った。最終報告には、調査の経過のほか、当面の課題として、仕事と生活の調和の推進、妊娠・出産に向けた環境整備、医療・介護の充実に向けた環境整備、生活保障基盤及び住生活環境の整備の４本の柱から成る19項目の提言が盛り込まれた。

5　その他国政調査等

（１）国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会では、小沢一郎民主党代表と安倍内閣総理大臣との間で２回討議を行った。

５月16日には、総理の防衛大学校卒業式における訓示の真意、教育関連３法改正による教育委員会制度の位置付け、薬害肝炎訴訟判決とその対応策等について、５月30日には、社会保険庁改革法案の審議、納付者不明の年金記録に係る責任の所在と対応策、年金給付時効特例法案の是非等について討議が行われた。

（２）ＯＤＡ特別委員会（中間報告）

第164回国会（平成18年）において設置されたＯＤＡ特別委員会は、これまで、参議院政府開発援助調査派遣団の報告の聴取、意見交換、委嘱審査におけるＯＤＡ関係予算の一括審査、来日中の被援助国要人の招致、参考人質疑などによる調査を進めてきた。

第166回国会においては、３月22日、平成十九年度総予算の委嘱審査において、昨年度と同様、外務、財務、文部科学省等の13府省庁に計上され、これまで別々に審査されていたＯＤＡ関係予算を横断的に一括して審査した。

また、５月16日、来日中のブアソーン・ラオス首相の出席を得て、我が国のＯＤＡの効果や問題点などについて意見交換し、被援助国の考えを聴取した。

さらに、会期中において、集中的に内外の研究者や実務者を招き、ＯＤＡと外交戦略、東アジア援助、平和構築、アフリカ支援、ＮＧＯや企業活動の視点から見た援助政策などのテーマ別に参考人に対する質疑及び意見表明を行った。

６月13日、上記調査を踏まえ、ＯＤＡを始めとする我が国の国際援助・協力の在り方について国会からの考え方を発信し、ＯＤＡ政策に反映させるため、政府開発援助等に関する調査報告（中間報告）を議長に提出することを決定し、同日、中間報告を踏まえ、安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣及び緒方国際協力機構（ＪＩＣＡ）理事長に対し質疑を行い、15日の本会議において委員長から口頭報告を行った。

なお、同調査報告書では、「新たな国際援助の在り方に向けて」と題する７項目から成る提言を行っている。

6　参議院改革の動き等

（参議院改革協議会）

参議院改革協議会では、平成18年12月25日及び19年２月14日に協議会を開き、参議院選挙制度の改革について学識経験者から意見の聴取及び質疑を行った。

（第１回日中議員会議）

参議院と中華人民共和国全国人民代表大会（全人代）との定期交流メカニズム創設に関する覚書（平成18年10月の議長訪中時に署名）に基づき、平成19年３月23日及び

26日、参議院内で第１回日中議員会議を開催した。23日に第１セッション（政治・安全保障)、26日に第２セッション（経済）及び第３セッション（環境・エネルギー）を行った。各セッションには参議院代表団と全人代代表団が出席し、両代表団からの基調報告及び意見交換を行った。

（憲法施行60周年記念行事）

４月25日、日本国憲法施行60周年記念式が衆参共催で憲政記念館において行われ、衆議院議長、参議院議長が式辞、内閣総理大臣、最高裁長官が祝辞を述べた。記念式に先立って記念植樹が行われた。なお、衆議院では、５月３日及び４日に特別参観を実施した。

（参議院60周年記念事業）

参議院では、平成19年５月20日に参議院開設60周年を迎えることを記念して、各種記念事業を開催した。同月19日及び20日の両日に開催した国会議事堂の特別参観では、中央玄関から議事堂に入り第一委員会室や議場内を巡る特別参観コースを設定し、２日間で約２万人の参観者が訪れた。また、両日、高校生を対象に法律案の委員会・本会議審議を模擬体験する機会を提供する特別体験プログラムを開催した。このほか、中学生及び高校生を対象とした記念論文募集（５月13日に表彰式)、記念植樹式及び記念祝賀会（５月18日）等が行われた。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(19.1.25)	会期中選任
議長		扇　千景（無）	
副議長		角田　義一（無）	今泉　昭（無）19.1.30
常任委員長	内閣	藤原　正司（民主）	
	総務	山内　俊夫（自民）	
	法務	山下　栄一（公明）	
	外交防衛	田浦　直（自民）※	
	財政金融	家西　悟（民主）	
	文教科学	狩野　安（自民）※	
	厚生労働	鶴保　庸介（自民）	
	農林水産	加治屋　義人（自民）	
	経済産業	伊達　忠一（自民）	
	国土交通	大江　康弘（民主）	
	環境	大石　正光（民主）	
	国家基本政策	前田　武志（民主）	
	予算	尾辻　秀久（自民）	
	決算	泉　信也（自民）	
	行政監視	草川　昭三（公明）	
	議院運営	市川　一朗（自民）	
	懲罰	江田　五月（民主）	
特別委員長	災害対策	福本　潤一（公明）※	荒木　清寛（公明）19.6.20
	沖縄・北方	黒岩　宇洋（民主）※	
	倫理選挙	谷川　秀善（自民）※	
	拉致問題	森　ゆうこ（民主）※	
	ＯＤＡ	山崎　正昭（自民）※	
	憲法		関谷　勝嗣（自民）19.1.26
調査会長	国際問題	田中　直紀（自民）	
	経済産業雇用	広中　和歌子（民主）	
	少子高齢	清水　嘉与子（自民）	
政治倫理審査会会長		竹山　裕（自民）	
事務総長		川村　良典	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 現在）

会派	議員数	① 19.7.28 任期満了			② 22.7.25 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党	109 (12)	20 (5)	43 (3)	63 (8)	13 (3)	33 (1)	46 (4)
民主党・新緑風会	83 (11)	11 (1)	20 (3)	31 (4)	19 (2)	33 (5)	52 (7)
公明党	23 (5)	7 (1)	5 (1)	12 (2)	8 (3)	3	11 (3)
日本共産党	9 (3)	4 (3)	1	5 (3)	4	0	4
社会民主党・護憲連合	6 (1)	3	0	3	2 (1)	1	3 (1)
国民新党	4 (1)	1	1 (1)	2 (1)	1	1	2
各派に属しない議員	6 (2)	2 (1)	1	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)
合計	240 (35)	48 (11)	71 (8)	119 (19)	48 (9)	73 (7)	121 (16)
欠員	2	0	2	2	0	0	0
定数	242	48	73	121	48	73	121

（ ）内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

（召集日 現在）

無印の議員は平成19年７月28日任期満了、○印の議員は平成22年７月25日任期満了
また、（ ）内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

（１１１名）

阿部　正俊（山　形）	愛知　治郎（宮　城）	○青木　幹雄（島　根）
○秋元　司（比　例）	○浅野　勝人（愛　知）	荒井　正吾（奈　良）
有村　治子（比　例）	○泉　信也（比　例）	○市川　一朗（宮　城）
岩井　國臣（比　例）	○岩城　光英（福　島）	○岩永　浩美（佐　賀）
魚住　汎英（比　例）	小野　清子（比　例）	尾辻　秀久（比　例）
大仁田　厚（比　例）	大野　つや子（岐　阜）	太田　豊秋（福　島）
○岡田　直樹（石　川）	○岡田　広（茨　城）	○荻原　健司（比　例）
加治屋　義人（鹿児島）	○加納　時男（比　例）	狩野　安（茨　城）
景山　俊太郎（島　根）	柏村　武昭（広　島）	片山　虎之助（岡　山）
金田　勝年（秋　田）	○神取　忍（比　例）	川口　順子（神奈川）
○河合　常則（富　山）	○木村　仁（熊　本）	○岸　宏一（山　形）
○岸　信夫（山　口）	北岡　秀二（徳　島）	○北川　イッセイ（大　阪）
沓掛　哲男（石　川）	国井　正幸（栃　木）	倉田　寛之（千　葉）
○小池　正勝（徳　島）	○小泉　昭男（神奈川）	小泉　顕雄（比　例）
小斉平　敏文（宮　崎）	小林　温（神奈川）	鴻池　祥肇（兵　庫）
○佐藤　昭郎（比　例）	佐藤　泰三（埼　玉）	○坂本　由紀子（静　岡）
櫻井　新（比　例）	山東　昭子（比　例）	清水　嘉与子（比　例）
○椎名　一保（千　葉）	陣内　孝雄（佐　賀）	○末松　信介（兵　庫）
鈴木　政二（愛　知）	世耕　弘成（和歌山）	○関口　昌一（埼　玉）
関谷　勝嗣（愛　媛）	田浦　直（長　崎）	○田中　直紀（新　潟）
田村　公平（高　知）	○田村　耕太郎（鳥　取）	伊達　忠一（北海道）
竹山　裕（静　岡）	武見　敬三（比　例）	谷川　秀善（大　阪）
段本　幸男（比　例）	常田　享詳（鳥　取）	○鶴保　庸介（和歌山）
○中川　雅治（東　京）	○中川　義雄（北海道）	中島　啓雄（比　例）
中島　眞人（山　梨）	○中曽根　弘文（群　馬）	中原　爽（比　例）
○中村　博彦（比　例）	○二之湯　智（京　都）	○西島　英利（比　例）
西田　吉宏（京　都）	西銘　順志郎（沖　縄）	野上　浩太郎（富　山）
○野村　哲郎（鹿児島）	○南野　知惠子（比　例）	橋本　聖子（比　例）
林　芳正（山　口）	福島　啓史郎（比　例）	藤井　基之（比　例）
藤野　公孝（比　例）	保坂　三蔵（東　京）	真鍋　賢二（香　川）
舛添　要一（比　例）	○松田　岩夫（岐　阜）	○松村　祥史（比　例）
松村　龍二（福　井）	松山　政司（福　岡）	三浦　一水（熊　本）

○水落　敏栄（比　例）　溝手　顕正（広　島）　森元　恒雄（比　例）
○矢野　哲朗（栃　木）　○山内　俊夫（香　川）　山崎　力（青　森）
○山崎　正昭（福　井）　山下　英利（滋　賀）　○山谷　えり子（比　例）
山本　一太（群　馬）　○山本　順三（愛　媛）　吉田　博美（長　野）
○吉村　剛太郎（福　岡）　○若林　正俊（長　野）　○脇　雅史（比　例）

【 民主党・新緑風会 】

（８２名）

○足立　信也（大　分）　○浅尾　慶一郎（神奈川）　朝日　俊弘（比　例）
伊藤　基隆（比　例）　○家西　悟（比　例）　池口　修次（比　例）
○犬塚　直史（長　崎）　今泉　昭（千　葉）　岩本　司（福　岡）
○江田　五月（岡　山）　小川　勝也（北海道）　○小川　敏夫（東　京）
○尾立　源幸（大　阪）　○大石　正光（比　例）　大江　康弘（比　例）
○大久保　勉（福　岡）　大塚　耕平（愛　知）　岡崎　トミ子（宮　城）
○加藤　敏幸（比　例）　神本　美恵子（比　例）　○木俣　佳丈（愛　知）
○喜納　昌吉（比　例）　○北澤　俊美（長　野）　○工藤　堅太郎（比　例）
黒岩　宇洋（新　潟）　○郡司　彰（茨　城）　○小林　正夫（比　例）
小林　元（茨　城）　○輿石　東（山　梨）　○佐藤　泰介（愛　知）
佐藤　道夫（比　例）　○櫻井　充（宮　城）　○芝　博一（三　重）
○島田　智哉子（埼　玉）　○下田　敦子（比　例）　○主濱　了（岩　手）
榛葉　賀津也（静　岡）　鈴木　寛（東　京）　○田名部　匡省（青　森）
○高嶋　良充（比　例）　高橋　千秋（三　重）　谷　博之（栃　木）
○千葉　景子（神奈川）　ツルネン　マルテイ（比　例）　○津田　弥太郎（比　例）
辻　泰弘（兵　庫）　○富岡　由紀夫（群　馬）　○那谷屋　正義（比　例）
○内藤　正光（比　例）　○直嶋　正行（比　例）　西岡　武夫（比　例）
羽田　雄一郎（長　野）　○白　眞勲（比　例）　○林　久美子（滋　賀）
平田　健二（岐　阜）　平野　達男（岩　手）　○広田　一（高　知）
○広中　和歌子（千　葉）　広野　ただし（比　例）　○福山　哲郎（京　都）
○藤末　健三（比　例）　○藤本　祐司（静　岡）　藤原　正司（比　例）
○前川　清成（奈　良）　○前田　武志（比　例）　松井　孝治（京　都）
○松岡　徹（比　例）　○松下　新平（宮　崎）　○円　より子（比　例）
○水岡　俊一（兵　庫）　○峰崎　直樹（北海道）　森　ゆうこ（新　潟）
○簗瀬　進（栃　木）　○柳澤　光美（比　例）　○柳田　稔（広　島）
○山下　八洲夫（岐　阜）　山根　隆治（埼　玉）　山本　孝史（大　阪）
○蓮　舫（東　京）　和田　ひろ子（福　島）　若林　秀樹（比　例）
○渡辺　秀央（比　例）

【 公　明　党 】

（２４名）

○荒木　清寛（比　例）	魚住　裕一郎（比　例）	○浮島　とも子（比　例）
加藤　修一（比　例）	○風間　昶（比　例）	草川　昭三（比　例）
木庭　健太郎（比　例）	○澤　雄二（東　京）	白浜　一良（大　阪）
高野　博師（埼　玉）	○谷合　正明（比　例）	遠山　清彦（比　例）
○西田　実仁（埼　玉）	○浜田　昌良（比　例）	○浜四津　敏子（比　例）
○弘友　和夫（比　例）	福本　潤一（比　例）	松　あきら（神奈川）
山口　那津男（東　京）	○山下　栄一（大　阪）	山本　香苗（比　例）
山本　保（愛　知）	渡辺　孝男（比　例）	○鰐淵　洋子（比　例）

【 日 本 共 産 党 】

（９名）

井上　哲士（比　例）	○市田　忠義（比　例）	緒方　靖夫（東　京）
紙　智子（比　例）	○小池　晃（比　例）	小林　美恵子（比　例）
○大門　実紀史（比　例）	○仁比　聡平（比　例）	吉川　春子（比　例）

【 社会民主党・護憲連合 】

（６名）

大田　昌秀（比　例）	○近藤　正道（新　潟）	田　英夫（比　例）
○福島　みずほ（比　例）	○渕上　貞雄（比　例）	又市　征治（比　例）

【 国 民 新 党 】

（４名）

○亀井　郁夫（広　島）	後藤　博子（大　分）	田村　秀昭（比　例）
○長谷川　憲正（比　例）		

【 各派に属しない議員 】

（４名）

○荒井　広幸（比　例）	扇　千景（比　例）	○鈴木　陽悦（秋　田）
角田　義一（群　馬）		

5 議員の異動

第165回国会閉会後及び今国会（19.1.25召集）中における議員の異動

○辞職

荒井　正吾君（自民・奈良）
19. 3. 9　辞職

○公職選挙法第90条による退職

柏村　武昭君（自民・広島）
19. 3.25　退職

○補欠当選

島尻　安伊子君（無・沖縄）
19. 4.22　任期開始
増子　輝彦君（民主・福島）
19. 4.22　任期開始

○所属会派異動・会派所属

今泉　昭君（千葉）
19. 1.30　民主党・新緑風会を退会
角田　義一君（群馬）
19. 1.30　民主党・新緑風会に入会
福本　潤一君（比例）
19. 6.20　公明党を退会

1　議案審議概況

【概　観】

閣法は、新規提出97件（本院先議16件を含む。）のうち、イラク人道復興支援特措法改正案、日本年金機構法案、国家公務員法等改正案等89件が成立し、労働契約法案、安全保障会議設置法等改正案等８件が衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた２件のうち、少年法等改正案が成立し、犯罪国際化等対処のための刑法等改正案は引き続き衆議院において継続審査となった。

参法は、新規提出14件のうち、環境配慮契約法案、厚生労働委員会提出の救急医療用ヘリ確保法案、法務委員会提出の配偶者からの暴力防止・被害者保護法改正案の３件が成立し、残る11件については本院において審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた４件は、審査未了及び撤回が各２件となった。

衆法は、新規提出54件のうち、海洋基本法案、政治資金規正法改正案等19件が成立し、残る35件については、衆議院において、10件が否決、16件が継続審査、７件が審査未了、撤回が２件となった。また、衆議院で継続審査となっていた23件のうち、日本国憲法改正手続法案（衆議院において第164回国会衆第30号と第164回国会衆第31号の両案を併合修正したもの）が成立し、残る21件については、衆議院において、15件が引き続き継続審査、６件が撤回となった。

予算は、平成18年度一般会計補正予算外２件及び平成19年度一般会計予算外２件が提出され、いずれも成立した。

条約は、提出された19件（本院先議６件を含む。）すべてが承認された。

承認案件は、平成19年度ＮＨＫ予算、特定船舶入港禁止の実施及び北朝鮮貨物輸入承認義務等措置の３件が提出され、いずれも承認された。また、衆議院で継続審査となっていた社会保険事務所の設置が承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成17年度予備費関係５件が承諾され、新規に提出された平成18年度予備費関係５件は、衆議院において継続審査となった。

決算は、平成17年度決算外２件（第165回国会提出）が是認された。また、平成17年度ＮＨＫ決算が提出されたが、審査に入るに至らなかった。

決議案は、問責決議案２件、解任決議案３件、その他の決議案１件、計６件が提出された。このうち、内閣総理大臣問責決議案、厚生労働大臣問責決議案、外交防衛委員長解任決議案、文教科学委員長解任決議案及び厚生労働委員長解任決議案は否決され、経済・産業・雇用に関する調査会がとりまとめたワーク・ライフ・バランス推進決議案が可決された。

このほか、防衛庁の防衛省への移行に伴い、所要の規定の整理を行うため、**参議院**

規則改正案、参議院政治倫理審査会規程改正案及び常任委員会合同審査会規程改正案（議長発議）が提出され、可決された。また、**参議院事務局職員定員規程改正案**が可決された。

【 議案の審議状況 】

【予算の審議】

平成18年度一般会計補正予算外２件及び**平成19年度一般会計予算**外２件は、平成19年１月25日に提出され、翌26日の衆・参両院本会議における施政方針等４演説、29日及び30日衆議院、30日及び31日参議院の同演説に対する質疑の後、審査に入った。

平成18年度一般会計補正予算外２件は、２月２日の衆議院本会議において可決、同日参議院に送付され、２月６日の参議院本会議において可決、成立した。

今回の補正予算は、歳出面において、災害対策費、障害者自立支援対策関連経費、国債整理基金特別会計への繰入れ及び地方交付税交付金等を計上する一方、歳入面において、租税等の収入の増加を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上し、国債の発行予定額を減額するものであった。この結果、平成18年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し、歳出歳入ともに３兆7,723億円増加し、83兆4,583億円となった。

平成19年度一般会計予算外２件は、３月３日の衆議院本会議において可決、同日参議院に送付され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。

今回の予算は、財政の健全化を更に進めるとの考え方の下、徹底した歳出削減方針を貫き、多くの経費を平成18年度当初予算より減額する中で、国民や地域に対して温かみのある取組に配慮するとの観点から編成された。19年度一般会計予算の規模は、82兆9,088億円であって、18年度当初予算額に対して３兆2,228億円（4.0％）の増加となっている。また、一般歳出の規模は、46兆9,784億円であって、18年度当初予算額に対して6,124億円（1.3％）の増加（電源開発特別会計の仕組みの変更に伴う3,179億円の歳出増加を除けば、2,945億円の増加（0.6％））となっている。

なお、19年度における公債金は18年度当初予算額を４兆5,410億円下回る25兆4,320億円であり、この結果、19年度予算の公債依存度は30.7％（18年度当初予算37.6％）となっている。

【法律案の審議】

－閣法－

〔成立した主な閣法〕

国際刑事裁判所協力法案（４月27日成立）

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結に伴い、国際刑事裁判所が管轄権を有

する事件の捜査等への協力のための手続規定及び国際刑事裁判所における偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備する。

株式会社日本政策金融公庫法案、株式会社日本政策金融公庫法整備法案（５月18日成立）

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を統合し、一の新政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立するとともに、その業務の内容その他の事項について定める（**株式会社日本政策金融公庫法案**）。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、公庫の予算及び決算に関する法律その他の関連する諸法律の規定の整備を行う（**株式会社日本政策金融公庫法整備法案**）。

米軍再編特措法案（５月23日成立）

在日米軍（駐留軍）等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定める。

少年法等改正案（第164回国会提出　衆議院継続）（５月25日成立）

警察官によるいわゆる触法少年に係る事件の調査手続、おおむね12歳以上の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備する。〔**衆議院修正**〕いわゆるぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定の削除、少年が審判終局前に釈放されたときの当該事件に選任されていた国選付添人の選任の効力、初等少年院及び医療少年院の収容年齢の下限設定などの修正が行われた。

イラク人道復興支援特措法改正案（６月20日成立）

我が国がイラクにおける人道復興支援活動等を引き続き実施するため、法律の失効期限（平成19年７月31日）を２年延長する。

学校教育法等改正案、地方教育行政法改正案、教育職員免許法・教育公務員特例法改正案＝教育再生関連法案＝（６月20日成立）

学校教育の充実を図るため、義務教育の目標を定め、各学校種の目的・目標を見直すとともに、学校の組織運営体制の確立のため、副校長等の新しい職を設置する等の改正を行う（**学校教育法等改正案**）。

教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政について所要の改正を行う（**地方教**

育行政法改正案)。

教育職員の免許状に更新制を導入するとともに、指導が不適切な教諭等に対する人事管理に関する規定を整備する等の所要の改正を行う(**教育職員免許法・教育公務員特例法改正案**)。

日本年金機構法案、国民年金事業等運営改善のための国民年金法等改正案＝社会保険庁改革関連法案＝（６月30日成立）

日本年金機構の設立、目的、業務等について定めるとともに、社会保険庁を廃止し、国民年金法、厚生年金保険法等の関係法律について所要の改正を行う(**日本年金機構法案**)。

社会保険庁改革の一環として、国民年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金法、厚生年金保険法等の関係法律について所要の改正を行う(**国民年金事業等運営改善のための国民年金法等改正案**)。

国家公務員法等改正案（６月30日成立）

退職管理の適正化を図るため、再就職に関する規制及び官民人事交流センターの設置について定めるほか、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、所要の法整備を行う。

〔衆議院で継続審査となった閣法〕

労働契約法案、労働基準法改正案、最低賃金法改正案＝労働関連法案＝

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにするため、労働契約の変更、出向、転籍等に関する事項について定める(**労働契約法案**)。

就業形態の多様化、長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しつつ、能力を発揮しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う(**労働基準法改正案**)。

国内の各地域ごとに地域別最低賃金を決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う(**最低賃金法改正案**)。

社会福祉士・介護福祉士法等改正案

介護福祉士及び社会福祉士の資質の確保及び向上等を図るため、資格取得方法の見直し等所要の改正を行う。〔**参議院修正**〕附則に、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、本法律の公布後５年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を追加する修正が行われた。

安全保障会議設置法等改正案

安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策に係る事項については、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官等により審議を行うことができることとするとともに、特定の事項を専門的に調査審議する専門会議を置くことができることとする等の措置を講ずる。

放送法等改正案

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会に係る事項を中心として放送制度を改正するとともに、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する等の所要の改正を行う。

被用者年金一元化法案

共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、被用者年金一元化のための所要の措置を講ずることにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

地方公務員法・地方独立行政法人法改正案

地方公務員について、退職管理の適正の確保を図るため再就職あっせん及び退職職員による現職職員への働きかけ等を規制するとともに、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため新たな人事評価制度を構築する等、所要の法整備を行う。

犯罪国際化等対処のための刑法等改正案（第163回国会提出　衆議院継続）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴い、共謀罪及び証人等買収罪の新設、国外犯処罰規定の整備を行うほか、強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備、ハイテク犯罪に対処するための法整備等を行う。

－参法－

〔成立した参法〕

環境配慮契約法案（５月17日成立）

国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定める。

救急医療用ヘリ確保法案（６月19日成立）

良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずる。

配偶者からの暴力防止・被害者保護法改正案（７月５日成立）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、保護命令制度を拡充するとともに、市町村の基本計画の策定の努力義務、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施の努力義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の緊急時における安全の確保、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令に関する通知等について定める。

－衆法－

〔成立した主な衆法〕

海洋基本法案（４月20日成立）

海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置する。

日本国憲法改正手続法案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（５月14日成立）

日本国憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続を整備する。**〔衆議院修正〕**国民投票の対象、投票権者の年齢、投票用紙への賛否の記載方法と「過半数の意義」、国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲、公務員等・教育者の国民投票運動の制限、組織的多数人買収及び利害誘導罪の有無等における両案の差異を調整するとともに、政党等に対するテレビ等における無料広告枠の在り方等両案に共通する事項についても、委員会における議論で得られた成果を反映させるべく、両案を併合して一案とする修正が行われた。

児童虐待防止法・児童福祉法改正案（５月25日成立）

適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るため、児童の親権を行う者の親権を行うに当たっての責務を明らかにするとともに、児童虐待を受けたと思われる児童についての児童相談所長等による安全の確認を行うための措置の実施の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検等の制度の創設、児童虐待を行った保護者による児童の身辺へのつきまとい等を禁止する制度の創設、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰金の額の引上げその他必要な措置を講ずる。

政治資金規正法改正案（６月29日成立）

資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義

務付けるとともに、不動産の取得等を制限する。

年金給付時効特例法案（６月30日成立）

政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講ずる。

【条約の審議】

〔承認された主な条約〕

国際刑事裁判所ローマ規程（４月27日承認）

国際的な関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪等）の訴追及び処罰のための常設の国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の設置、同裁判所に対する締約国の協力義務等について定める。

イーター国際核融合エネルギー機構設立協定、イーター国際核融合エネルギー機構特権免除協定、日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定（５月９日承認）

平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業を日本、欧州原子力共同体、中国、インド、韓国、ロシア及び米国の七者による国際協力事業として実施するために、イーター国際核融合エネルギー機構を設立すること並びにその組織及び資源等について定める**（イーター国際核融合エネルギー機構設立協定）**。

イーター国際核融合エネルギー機構及びその職員等に対して特権及び免除を付与することについて定める**（イーター国際核融合エネルギー機構特権免除協定）**。

イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組みについて定める**（日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定）**。

核テロリズム防止条約（６月15日承認）

不法かつ故意に放射性物質又は核爆発装置等を所持し、又は使用すること等を犯罪化すること、そのような犯罪を行った者を処罰し、犯罪人引渡しに関し協力すること等について定める。

【承認案件の審議】

〔承認された案件〕

社会保険事務所の設置に関する承認案件（第164回国会提出　衆議院継続）（３月14日承認）

地方自治法に基づき、埼玉県越谷市等の３か所に社会保険事務所を設置することについて、国会の承認を求める。

放送法第37条第2項の規定に基づく承認案件（３月28日承認）

日本放送協会の平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画について、承認を求める。

特定船舶入港禁止の実施に関する承認案件（６月１日承認）

北朝鮮船籍のすべての船舶の入港の禁止を平成19年10月13日まで実施（禁止の期間を半年間延長）することにつき、国会の事後承認を求める。

北朝鮮貨物輸入承認義務等措置に関する承認案件（６月13日承認）

北朝鮮からの全貨物の輸入について承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮から第三国への仲介貿易取引について許可を受ける義務を課する措置を、引き続き、平成19年４月14日から10月13日までの間、講ずることについて、国会の事後承認を求める。

【決議案の審議】

〔可決された決議案〕

ワーク･ライフ･バランスの推進に関する決議案（６月13日可決）

成熟社会における我が国の在り方として、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性を十分認識し、政府及び関係者が推進に努めるべき施策等について決議した。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	97	89	0	0	0	8	0	0	
	衆継	2	1	0	0	0	1	0	0	
参法	新規	14	3	0	0	11	0	0	0	
	参継	4	0	0	0	2	0	0	0	撤回2
衆法	新規	54	19	0	0	0	16	10	7	撤回2
	衆継	23	1	0	0	0	15	0	0	併合修正 (2案→1案)1 撤回6
予算		6	6	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	19	19	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	3	3	0	0	0	0	0	0	
	衆継	1	1	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	5	0	0	0	0	5	0	0	
	衆継	5	5	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新規	1	0	0	0	1				
	参継	3	3	0	0	0				
決議案		6	1	0	0	0				
規則		1	1	0	0	0				
規程		3	3	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（99件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

●両院通過（90件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

1 地方交付税法等の一部を改正する法律案
2 特別会計に関する法律案
3 平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
4 所得税法等の一部を改正する法律案
5 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案
6 地域再生法の一部を改正する法律案
7 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
8 地方税法の一部を改正する法律案
9 地方交付税法等の一部を改正する法律案
10 恩給法等の一部を改正する法律案
11 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
12 関税定率法等の一部を改正する法律案
13 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案
14 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案
15 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案
16 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案
17 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案
18 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
19 執行官法の一部を改正する法律案
20 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
21 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案
22 雇用保険法等の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
23 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
24 児童手当法の一部を改正する法律案
25 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案
26 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案
27 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案
28 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

29　犯罪による収益の移転防止に関する法律案
30　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
31　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
32　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案
33　地方公務員法の一部を改正する法律案
34　統計法案
35　株式会社日本政策投資銀行法案
36　雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案
37　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
38　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
39　株式会社商工組合中央金庫法案
40　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
41　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案
42　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案
43　港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案
44　地方公営企業等金融機構法案
45　種苗法の一部を改正する法律案
46　株式会社日本政策金融公庫法案
47　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
48　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案
49　独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案
50　武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案
51　モーターボート競走法の一部を改正する法律案
52　国立大学法人法の一部を改正する法律案
53　更生保護法案
54　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案
55　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
56　温泉法の一部を改正する法律案
57　道路交通法の一部を改正する法律案
58　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案
59　戸籍法の一部を改正する法律案
60　タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案
61　総合研究開発機構法を廃止する法律案
62　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案
63　消防法の一部を改正する法律案
64　競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

65　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案
66　測量法の一部を改正する法律案
67　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案
68　地方公共団体の財政の健全化に関する法律案
69　住民基本台帳法の一部を改正する法律案
70　漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案
71　水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
72　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案
73　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
74　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
75　弁理士法の一部を改正する法律案
76　公認会計士法等の一部を改正する法律案
77　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（修）
78　日本年金機構法案
79　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案
83　刑法の一部を改正する法律案
84　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案
85　電子記録債権法案
86　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
88　消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案
89　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案
90　学校教育法等の一部を改正する法律案
91　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案
92　教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案
96　国家公務員法等の一部を改正する法律案

（第164回国会提出）

44　少年法等の一部を改正する法律案（修）

●衆議院継続（９件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

80　労働契約法案
81　労働基準法の一部を改正する法律案
82　最低賃金法の一部を改正する法律案
87　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案《修》
93　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案
94　放送法等の一部を改正する法律案
95　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律案

97　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

（第163回国会提出）

22　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（18件）（うち本院において前国会から継続４件）

●両院通過（３件）

1　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案

3　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案

13　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案

●本院未了（13件）（うち本院において前国会から継続２件）

2　救急業務と救急医療との連携協力を強化するための救急制度改革の推進に関する法律案

4　学校安全対策基本法案

5　日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

6　日本国教育基本法案

7　教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案

8　地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

9　学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案

10　民法の一部を改正する法律案

11　財政が破綻（たん）状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案

12　政治資金規正法の一部を改正する法律案

14　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関する法律案

（第164回国会提出）

7　戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

14　国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案

●撤回（２件）（いずれも本院において前国会から継続）

（第164回国会提出）

2　特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案

13　国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（77件）（うち衆議院において前国会から継続23件）

●両院通過（20件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

2　平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

4　公職選挙法の一部を改正する法律案

7　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

8　国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案

10　国立国会図書館法の一部を改正する法律案

11　海洋基本法案

12　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案

20　児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案

21　国会職員法の一部を改正する法律案

22　国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

26　映画の盗撮の防止に関する法律案

31　地理空間情報活用推進基本法案

35　カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

36　エコツーリズム推進法案

37　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案

39　政治資金規正法の一部を改正する法律案

40　公職選挙法の一部を改正する法律案

46　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案

49　拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案

（第164回国会提出）

30　日本国憲法の改正手続に関する法律案（修）

31　日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（修）

※　上記両案は、衆議院において、併合して一案とする修正により、題名が「日本国憲法の改正手続に関する法律案」となった。

●衆議院継続（31件）（うち衆議院において前国会から継続15件）

1　障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案

29　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

33　借地借家法の一部を改正する法律案

34　最低賃金法の一部を改正する法律案

38　環境健康被害者等救済基本法案

41　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案

43　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案

44　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
45　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案
47　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
48　債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
50　宇宙基本法案
51　非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案
52　法医科学研究所設置法案
53　公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案
54　老人福祉法の一部を改正する法律案

(第163回国会提出)

6　人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
7　牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
8　輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
12　道路交通法の一部を改正する法律案
14　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案

(第164回国会提出)

13　刑事訴訟法の一部を改正する法律案
14　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
15　臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
26　消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
27　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
35　民法の一部を改正する法律案
40　公職選挙法等の一部を改正する法律案

(第165回国会提出)

2　学校教育法の一部を改正する法律案
6　交通基本法案
7　電気通信事業法の一部を改正する法律案

●衆議院否決（10件）

3　日本国教育基本法案
13　雇用基本法案
15　若年者の職業の安定を図るための特別措置等に関する法律案
16　教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案
17　地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

18　学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案
19　イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置を直ちに終了させるためのイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案
27　国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案
28　特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案
30　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

●衆議院未了（７件）
5　格差是正のための緊急措置等に関する法律案
9　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
14　労働者の募集及び採用における年齢に係る均等な機会の確保に関する法律案
23　歳入庁設置法案
24　国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案
25　公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案
42　保険業法の一部を改正する法律案

●撤回（８件）（うち衆議院において前国会から継続６件）
6　政治資金規正法の一部を改正する法律案
32　公職選挙法の一部を改正する法律案

（第163回国会提出）
15　海底資源開発推進法案
16　排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案

（第164回国会提出）
24　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案
39　地理空間情報活用推進基本法案

（第165回国会提出）
5　刑法及び道路交通法の一部を改正する法律案
8　カネミ油症被害者に対する特別給付金の支給に関する法律案

◎予算（６件）

●両院通過（６件）
1　平成十八年度一般会計補正予算（第１号）
2　平成十八年度特別会計補正予算（特第１号）
3　平成十八年度政府関係機関補正予算（機第１号）
4　平成十九年度一般会計予算

5　平成十九年度特別会計予算
6　平成十九年度政府関係機関予算

◎条約（19件）
●両院通過（19件）
1　国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件
2　イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
3　イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件
4　核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件
5　武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件
6　武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件
7　千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件
8　核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
9　千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件
10　職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件
11　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
12　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
13　社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
14　適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
15　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
16　二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件
17　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

18　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
19　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（４件）（うち衆議院において前国会から継続１件）
●両院通過（４件）（うち衆議院において前国会から継続１件）
1　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
2　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
3　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
（第164回国会提出）
3　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（10件）（うち衆議院において前国会から継続５件）
●両院通過（５件）（いずれも衆議院において前国会から継続）
（第164回国会提出）
○平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
○平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）
●衆議院継続（５件）
○平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他（４件）
●是認すると議決（３件）
（第165回国会提出）
○平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十

七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

○平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（１件）

○日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（６件）

●可決（１件）

１　ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案

●否決（５件）

２　外交防衛委員長田浦直君解任決議案

３　文教科学委員長狩野安君解任決議案

４　厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案

５　内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

６　厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案

◎規則・規程案（４件）

●可決（４件）

○参議院規則の一部を改正する規則案

○参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案

○常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

4 議案審議表

内閣委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外4名発議)(第164回国会参第2号)	18.2.3 (164回)	—	—	—
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外6名発議)(第164回国会参第7号)	18.3.29 (164回)	—	—	—
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外5名発議)(第164回国会参第13号)	18.5.22 (164回)	—	—	—
国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(松井孝治君外5名発議)(第164回国会参第14号)	18.5.22 (164回)	—	—	—
地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第6号)	19.2.6	— 3.9 内閣	3.16 可決(多)	3.16 可決(多)
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	19.2.6	— 3.9 内閣	3.16 可決(多) 附帯決議	3.16 可決(多)
犯罪による収益の移転防止に関する法律案(閣法第29号)※	19.2.13	— 3.15 内閣	3.23 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第57号)☆	19.3.2	— 6.5 内閣	6.13 可決(全) 附帯決議	6.14 可決(多)
総合研究開発機構法を廃止する法律案(閣法第61号)☆	19.3.6	— 6.12 内閣	6.20 可決(全)	6.21 可決(全)
株式会社日本政策金融公庫法案(閣法第46号)	19.2.27	(3.29) 3.29 内閣	4.24 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第47号)	19.2.27	(3.29) 3.29 内閣	4.24 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)

注1　衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2　本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

凡例　☆:参議院先議　※:予算関係法律案　(多):賛成多数　(全):全会一致

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 18.6.14 (164回)	—	—	—	—	—	—	—	140	19.5.10 撤回許可
— 18.6.14 (164回)	—	—	審査未了	—	—	—	—	140	
— 18.6.14 (164回)	—	—	—	—	—	—	—	140	19.5.10 撤回許可
— 18.6.14 (164回)	—	—	審査未了	—	—	—	—	140	
— 3.19	3.20	3.27 質疑	3.27 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、公明、共産、社民、国民	民主、無	3.31 15号	125	
— 3.19	3.20		3.27 可決(全) 附帯決議	3.28 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.31 14号	126	
— 3.26	3.27	3.28 質疑 3.29 参考人/質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.31 22号	128	
— 3.28	3.29	4.10 質疑 4.12 参考人 4.17 質疑	4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民	6.20 90号	133	
— 4.16	4.17	4.24 質疑	4.24 可決(全)	4.25 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.27 100号	136	
(4.27) 4.27	5.8	5.10 質疑 5.15 参考人 5.17 連合審査会/質疑	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無	民主(一部)、共産、社民、国民、無	5.25 57号	130	5.17 内閣委員会、財政金融委員会連合審査会
(4.27) 4.27	5.8		5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無	民主(一部)、共産、社民、国民、無	5.25 58号	133	

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)	19.3.6	— 4.26 内閣	5.9 可決(多)	5.10 可決(多)
地理空間情報活用推進基本法案(内閣委員長提出)(衆第31号)	19.5.11			5.15 可決(多)
国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第96号)	19.4.25	(5.15) 5.15 内閣	6.6 可決(多) 附帯決議	6.7 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 5.21	5.22	5.24 質疑	5.24 可決(全)	5.25 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	6.1 69号	136	
— 5.21	5.22	—	5.22 可決(全)	5.23 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	5.30 63号	139	
(6.11) 6.11	6.12	6.12 質疑 6.14 質疑 6.18 参考人 6.19 質疑 6.27 質疑 6.28 質疑	—	6.30 可決(多)	自民、公明、無	共産、無	7.6 108号	137	6.30 本会議中間報告

総務委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	19.1.25	— 2.2 総務	2.2 可決(全)	2.2 可決(多)
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第8号)※	19.2.6	(2.20) 2.20 総務	3.2 可決(多)	3.6 可決(多)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)※	19.2.6	(2.20) 2.20 総務	3.2 可決(多)	3.6 可決(多)
恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)※	19.2.6	— 3.9 総務	3.22 可決(全)	3.23 可決(全)
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)	19.2.9	— 3.9 総務	3.15 承認(全) 附帯決議	3.16 承認(全)
特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)☆	19.3.6	— 6.6 総務	6.12 可決(全) 附帯決議	6.14 可決(全)
消防法の一部を改正する法律案(閣法第63号)☆	19.3.6	— 6.12 総務	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(全)
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)※	19.2.13	— 3.28 総務	4.10 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)	19.2.13	— 3.28 総務	4.10 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)
国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(閣法第32号)	19.2.13	— 3.28 総務	4.10 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)
地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第33号)	19.2.13	— 3.28 総務	4.10 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.6	2.6	2.6 質疑	2.6 可決(全)	2.6 可決(多)	自民、公明	無	2.15 1号	152	
(3.14) 3.14	3.15	3.20 質疑	3.20 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	3.30 4号	152	
(3.14) 3.14	3.20	3.22 質疑	3.22 可決(多)	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	3.31 24号	153	
— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 13号	154	
— 3.26	3.27	3.27 質疑	3.27 承認(全) 附帯決議	3.28 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		165	
— 4.11	4.12	4.17 質疑	4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.20 92号	160	
— 4.18	4.19	4.24 質疑	4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.22 93号	161	
— 4.25	4.26	5.8 質疑	5.8 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 42号	154	
— 4.25	4.26		5.8 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 44号	155	
— 4.25	4.26		5.8 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 45号	156	
— 4.25	4.26		5.8 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 46号	156	

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
統計法案(閣法第34号)※	19.2.13	— 4.9 総務	4.13 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)
地方公営企業等金融機構法案(閣法第44号)	19.2.23	(4.19) 4.19 総務	5.8 可決(多) 附帯決議	5.10 可決(多)
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第69号)	19.3.9	— 5.9 総務	5.15 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)
地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(閣法第68号)	19.3.9	(5.11) 5.11 総務	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 5.9	5.10	5.15 質疑	5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.23 53号	157	
(5.16) 5.16	5.17	5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	5.30 64号	159	
— 5.23	5.24	5.29 質疑	5.29 可決(全)	5.30 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、共産、社民、国民、無	民主(一部)	6.6 75号	164	
(6.6) 6.6	6.7	6.7 質疑 6.12 参考人 6.14 質疑	6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	6.22 94号	163	

法務委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第18号)※	19.2.9	— 3.9 法務	3.16 可決(全) 附帯決議	3.16 可決(全)
執行官法の一部を改正する法律案(閣法第19号)※	19.2.9	— 3.9 法務	3.16 可決(全) 附帯決議	3.16 可決(全)
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第84号)☆	19.3.13	— 5.15 法務	5.18 可決(全) 附帯決議	5.22 可決(全)
刑法の一部を改正する法律案(閣法第83号)☆	19.3.13	— 5.10 法務	5.16 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)
戸籍法の一部を改正する法律案(閣法第59号)	19.3.6	— 3.19 法務	3.23 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(全)
少年法等の一部を改正する法律案(第164回国会閣法第44号)	18.2.24 (164回)	(18.11.14・165回) 19.1.25 法務	4.18 修正(多)	4.19 修正(多)
更生保護法案(閣法第53号)	19.3.2	(4.12) 4.12 法務	4.27 可決(多)	5.8 可決(全)
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第77号)	19.3.13	(5.17) 5.17 法務	6.1 修正(多) 附帯決議	6.1 修正(多)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(参第13号)	19.6.19	— 7.3 法務	7.4 可決(全)	7.5 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.19	3.20	3.27 質疑	3.27 可決(全) 附帯決議	3.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 17号	177	
— 3.19	3.20		3.27 可決(全) 附帯決議	3.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 18号	177	
— 3.27	3.27	4.10 質疑	4.10 可決(全) 附帯決議	4.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.30 60号	184	
— 4.11	4.12	4.17 質疑	4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.23 54号	182	
— 4.23	4.24	4.26 質疑	4.26 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.11 35 号	179	
(4.27) 4.27	5.8	5.15 質疑 5.17 参考人 5.22 質疑 5.24 連合審査会/質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.1 68号	186	5.24 法務委員会、厚生労働委員会連合審査会
(5.25) 5.25	5.29	5.31 質疑 6.5 参考人 6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.15 88号	178	
— 6.6	6.7	6.12 質疑 6.13 参考人 6.14 質疑 6.19 質疑	6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、国民、無	6.27 95号	181	
				6.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	7.11 113号	188	

外交防衛委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)※	19.2.9	— 3.9 外務	3.16 可決(全) 附帯決議	3.20 可決(全)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)☆	19.3.9	— 5.23 外務	6.6 承認(多)	6.7 承認(多)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)☆	19.3.9	— 5.23 外務	6.6 承認(多)	6.7 承認(多)
社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)☆	19.3.9	— 5.23 外務	6.6 承認(全)	6.7 承認(全)
適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)☆	19.3.9	— 6.6 外務	6.15 承認(全)	6.19 承認(全)
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)☆	19.3.9	— 6.6 外務	6.15 承認(全)	6.19 承認(全)
二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)☆	19.3.9	— 6.6 外務	6.15 承認(全)	6.19 承認(全)
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(閣法第48号)	19.2.27	(3.20) 3.20 外務	3.28 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)
国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	19.2.27	(3.20) 3.20 外務	3.28 承認(全)	3.29 承認(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 12号	203	
— 3.28	3.29	4.10 質疑	4.10 承認(多)	4.11 承認(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産		223	
— 3.28	3.29		4.10 承認(多)	4.11 承認(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産		224	
— 3.28	3.29		4.10 承認(全)	4.11 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		224	
— 4.10	4.10	4.24 質疑	4.24 承認(全)	4.25 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		225	
— 4.10	4.10		4.24 承認(全)	4.25 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		226	
— 4.10	4.10		4.24 承認(全)	4.25 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		227	
(4.13) 4.13	4.24	4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.11 37号	208	
(4.13) 4.13	4.24		4.26 承認(全)	4.27 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		210	

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	19.2.27	— 4.10 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	19.2.27	— 4.10 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)
核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)	19.2.27	— 4.10 外務	4.13 承認(多)	4.17 承認(多)
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(閣法第27号)※	19.2.9	(3.23) 3.23 安全保障	4.12 可決(多)	4.13 可決(多)
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	19.2.27	— 4.18 外務	4.27 承認(全)	5.8 承認(全)
武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	19.2.27	— 4.18 外務	4.27 承認(全)	5.8 承認(全)
千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	19.2.27	— 4.18 外務	4.27 承認(全)	5.8 承認(全)
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第89号)	19.3.30	(4.24) 4.24 イラク支援	5.14 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第28号)※	19.2.9	(5.10) 5.10 安全保障	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 4.24	4.26	5.8 質疑	5.8 承認(全)	5.9 承認(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民		211	
— 4.24	4.26		5.8 承認(全)	5.9 承認(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民		213	
— 4.24	4.26		5.8 承認(全)	5.9 承認(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民		214	
(4.25) 4.25	5.8	5.10 質疑 5.17 質疑 5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	5.30 67号	205	
— 5.21	5.22	5.24 質疑	5.24 承認(全)	5.25 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		215	
— 5.21	5.22		5.24 承認(全)	5.25 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		217	
— 5.21	5.22		5.24 承認(全)	5.25 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		217	
(5.23) 5.23	5.31	6.5 質疑 6.7 質疑 6.19 質疑	6.19 可決(多)	6.20 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.27 101号	210	
— 5.25	5.29	5.31 質疑	5.31 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	6.8 80号	207	

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)	19.4.20	— 5.8 外務	5.16 承認(全)	5.17 承認(全)
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第18号)	19.4.20	— 5.8 外務	5.16 承認(多)	5.17 承認(多)
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第19号)	19.4.20	— 5.8 外務	5.16 承認(多)	5.17 承認(多)
核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	19.2.27	— 5.15 外務	5.18 承認(全)	5.22 承認(全)
千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	19.3.9	— 5.15 外務	5.23 承認(全)	5.24 承認(全)
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	19.3.9	— 5.15 外務	5.23 承認(全)	5.24 承認(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 6.7	6.12	6.12 質疑	6.12 承認(全)	6.13 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		228	
— 6.7	6.12		6.12 承認(多)	6.13 承認(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産		229	
— 6.7	6.12		6.12 承認(多)	6.13 承認(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産		231	
— 6.11	6.14	6.14 質疑	6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		219	
— 6.13	6.14	6.14 質疑	6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		220	
— 6.13	6.14		6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		222	

財政金融委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出)(衆第2号)	19.2.8			2.9 可決(全)
平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第3号)※	19.1.25	(2.20) 2.20 財務金融	3.2 可決(多)	3.6 可決(多)
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)※	19.2.2	(2.20) 2.20 財務金融	3.2 可決(多)	3.6 可決(多)
特別会計に関する法律案(閣法第2号)※	19.1.25	(2.22) 2.22 財務金融	3.2 可決(多)	3.6 可決(多)
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)※	19.2.6	— 3.15 財務金融	3.23 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)
株式会社日本政策投資銀行法案(閣法第35号)※	19.2.13	— 4.25 財務金融	5.23 可決(多)	5.24 可決(多)
公認会計士法等の一部を改正する法律案(閣法第76号)	19.3.13	— 5.24 財務金融	6.8 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)
電子記録債権法案(閣法第85号)	19.3.14	— 6.7 財務金融	6.15 可決(多)	6.15 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.9	2.13	—	2.13 可決(全)	2.14 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	2.16 2号	252	
(3.9) 3.9	3.15	3.15 質疑 3.20 質疑 3.22 質疑	3.22 可決(多)	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	3.31 25号	244	
(3.9) 3.9	3.15		3.22 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	3.30 6号	244	
(3.16) 3.16	3.22	3.23 質疑	3.23 可決(多) 附帯決議	3.26 可決(多)	自民、民主(一部)、公明	民主(一部)、共産、社民、国民、無	3.31 23号	242	
— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.31 20号	246	
— 5.24	5.29	5.31 質疑 6.5 質疑	6.5 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.13 85号	248	
(6.13) 6.13	6.13	6.13 参考人 6.14 質疑 6.15 質疑	6.15 可決(全) 附帯決議	6.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.27 99号	249	
— 6.15	6.15	6.19 質疑	6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、民主、公明、無	共産、社民、国民	6.27 102号	251	

文教科学委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案(閣法第21号)※	19.2.9	— 3.14 文部科学	3.16 可決(多)	3.20 可決(多)
国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第52号)☆	19.2.27	— 6.5 文部科学	6.8 可決(全)	6.12 可決(全)
独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第49号)	19.2.27	— 3.26 文部科学	3.28 可決(多)	3.29 可決(多)
武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案(閣法第50号)	19.2.27	— 4.3 文部科学	4.6 可決(全)	4.10 可決(全)
放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(閣法第54号)	19.3.2	— 4.10 文部科学	4.13 可決(全)	4.17 可決(全)
学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)	19.3.30	(4.17) 4.18 教育再生	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)	19.3.30	(4.17) 4.18 教育再生	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)	19.3.30	(4.17) 4.18 教育再生	5.17 可決(多) 附帯決議	5.18 可決(多)
日本国教育基本法案(西岡武夫君外4名発議)(参第6号)	19.5.18	—	—	—
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(西岡武夫君外4名発議)(参第7号)	19.5.18	—	—	—
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(西岡武夫君外4名発議)(参第8号)	19.5.18	—	—	—
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(西岡武夫君外4名発議)(参第9号)	19.5.18	—	—	—

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.20	3.22	3.27 質疑	3.27 可決(多)	3.28 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.30 7号	263	
— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(全)	3.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.20 89号	264	
— 4.9	4.10	4.12 質疑	4.12 可決(全)	4.13 可決(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民	4.20 28号	263	
— 4.16	4.17	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	4.27 32号	264	
— 4.23	4.24	4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.11 38号	264	
(5.21) 5.21	5.22	5.22 質疑 5.24 質疑 5.29 質疑 5.31 参考人/質疑 6.5 質疑 6.7 参考人/質疑 6.14 質疑 6.15 公聴会 6.19 質疑	6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.27 96号	265	6.11 6.12 地方公聴会
(5.21) 5.21	5.22		6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.27 97号	267	
(5.21) 5.21	5.22		6.19 可決(多) 附帯決議	6.20 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.27 98号	268	
(5.21) 5.21	5.22		審査未了	—	—	—	—	269	
(5.21) 5.21	5.22		審査未了	—	—	—	—	269	
(5.21) 5.21	5.22		審査未了	—	—	—	—	270	
(5.21) 5.21	5.22		審査未了	—	—	—	—	270	

厚生労働委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件(第164回国会閣承認第3号)	18.3.10 (164回)	— 19.1.25 厚生労働	2.21 承認(全)	2.22 承認(全)
児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第24号)※	19.2.9	(3.15) 3.15 厚生労働	3.20 可決(多)	3.20 可決(多)
雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第22号)※	19.2.9	(3.8) 3.8 厚生労働	3.16 可決(多)	3.20 可決(多)
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第23号)※	19.2.9	— 3.15 厚生労働	3.23 可決(多)	3.27 可決(多)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)※	19.2.13	— 3.22 厚生労働	3.28 可決(全)	3.29 可決(全)
消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案(閣法第88号)☆	19.3.14	— 4.24 厚生労働	4.27 可決(全)	5.8 可決(全)
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(閣法第87号)☆	19.3.14	— 6.12 厚生労働	継続審査	
社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第86号)☆	19.3.14	— 6.12 厚生労働	6.15 可決(全)	6.19 可決(全)
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第37号)※	19.2.13	(4.3) 4.3 厚生労働	4.18 可決(多)	4.19 可決(多)
雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案(閣法第36号)※	19.2.13	(4.12) 4.12 厚生労働	4.25 可決(多)	4.26 可決(多)
児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)(衆第20号)	19.4.26			4.26 可決(全)
日本年金機構法案(閣法第78号)	19.3.13	(5.8) 5.8 厚生労働	5.25 可決(多)	6.1 可決(多)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第79号)	19.3.13	(5.8) 5.8 厚生労働	5.25 可決(多)	6.1 可決(多)
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(石崎岳君外4名提出)(衆第37号)	19.5.29	— 5.29 厚生労働	5.30 可決(多)	6.1 可決(多)
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)(参第3号)	19.4.26	— 6.12 厚生労働	6.15 可決(全)	6.19 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.7	3.8	3.13 質疑	3.13 承認(全)	3.14 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		312	
— 3.20	3.20	3.22 質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.28 可決(多)	自民、公明、共産、社民、国民	民主、無	3.31 26号	289	
(3.23) 3.23	3.27	3.27 質疑 4.10 質疑	4.10 修正(多) 附帯決議	4.11 修正(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	4.23 30号	285	4.19 衆、回付案に同意(多)
— 3.27	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	3.31 27号	288	
— 4.9	4.10	4.12 質疑	4.12 可決(全)	4.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	4.20 29号	297	
— 4.16	4.17	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 47号	306	
(4.18) 4.18	4.19	4.24 質疑 4.25 参考人 4.26 質疑	4.26 修正(多) 附帯決議	4.27 修正(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	—	303	
— 5.7	5.8	5.10 質疑	5.10 可決(全) 附帯決議	5.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.27 104号	302	
(5.9) 5.9	5.10	5.15 質疑 5.16 参考人 5.17 質疑 5.22 質疑	5.24 可決(多) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	6.1 72号	293	
(5.18) 5.18	5.24	5.29 質疑 5.31 質疑	5.31 可決(多) 附帯決議	6.1 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無	民主(一部)、共産、社民、国民、無	6.8 79号	289	
— 5.23	5.24	5.24 質疑	5.24 可決(全)	5.25 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.1 73号	310	
(6.4) 6.4	6.5	6.5 質疑 6.7 質疑 6.8 参考人	6.28 可決(多)	6.30 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	7.6 109号	297	
(6.4) 6.4	6.5	6.12 質疑 6.14 質疑 6.18 参考人	6.28 可決(多)	6.30 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	7.6 110号	299	
— 6.4	6.5	6.19 質疑 6.21 質疑 6.28 質疑	6.28 可決(多)	6.30 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	7.6 111号	312	
				4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.27 103号	309	

農林水産委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第5号)※	19.2.2	— 3.14 農林水産	3.20 可決(多)	3.23 可決(多)
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第7号)	19.3.15			3.16 可決(全)
種苗法の一部を改正する法律案(閣法第45号)☆	19.2.23	— 4.25 農林水産	5.10 可決(全)	5.11 可決(全)
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(閣法第64号)☆	19.3.6	— 5.17 農林水産	5.30 可決(全)	6.1 可決(多)
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(閣法第25号)※	19.2.9	(3.27) 3.27 農林水産	3.29 可決(全)	4.3 可決(全)
漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)※	19.2.9	— 3.28 農林水産	4.10 可決(全)	4.10 可決(全)
漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案(閣法第70号)	19.3.9	— 4.9 農林水産	4.11 可決(全)	4.12 可決(全)
水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第71号)	19.3.9	— 4.9 農林水産	4.25 可決(全)	4.26 可決(多)
カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案(農林水産委員長提出)(衆第35号)	19.5.24			5.25 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.30 8号	321	
— 3.26	3.29	—	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 21号	325	
— 3.28	3.29	4.10 質疑	4.10 可決(全)	4.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.18 49号	322	
— 4.11	4.19	4.24 質疑	4.24 可決(多)	4.25 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	6.6 76号	323	
— 4.25	4.26	5.8 質疑	5.8 可決(全)	5.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 48号	321	
— 5.9	5.10	5.22 質疑	5.22 可決(全)	5.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.30 61号	322	
— 5.23	5.24	5.29 質疑	5.29 可決(全)	5.30 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.6 77号	323	
— 5.23	5.24	5.31 質疑	5.31 可決(多)	6.1 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	6.8 78号	324	
— 5.30	5.31	—	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.8 81号	326	

経済産業委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(閣法第65号)☆	19.3.6	— 5.22 経済産業	6.1 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)
弁理士法の一部を改正する法律案(閣法第75号)☆	19.3.9	— 6.5 経済産業	6.8 可決(全) 附帯決議	6.12 可決(全)
産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)	19.2.6	(3.16) 3.16 経済産業	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(閣法第14号)※	19.2.6	(3.16) 3.16 経済産業	4.11 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(閣法第15号)※	19.2.6	(3.16) 3.16 経済産業	4.11 可決(多) 附帯決議	4.12 可決(多)
株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第39号)※	19.2.13	(4.10) 4.10 経済産業	4.25 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第40号)※	19.2.13	— 4.10 経済産業	4.25 可決(全)	4.26 可決(全)
映画の盗撮の防止に関する法律案(経済産業委員長提出)(衆第26号)	19.5.9			5.10 可決(全)
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第72号)	19.3.9	— 4.25 経済産業	5.11 可決(多) 附帯決議	5.15 可決(多)
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	19.4.20	— 5.10 経済産業	5.23 承認(全)	5.24 承認(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.26	3.27	3.29 質疑	3.29 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	6.13 82号	342	
— 3.28	3.29	4.10 質疑	4.10 可決(全) 附帯決議	4.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.20 91号	345	
(4.20) 4.20	4.24	4.26 質疑	4.26 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	5.11 36号	334	
(4.20) 4.20	4.24		4.26 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.11 39号	335	
(4.20) 4.20	4.24		4.26 可決(多) 附帯決議	4.27 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	5.11 40号	337	
(5.11) 5.11	5.22	5.24 質疑	5.24 可決(全) 附帯決議	5.25 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	6.1 74号	339	
— 5.11	5.22		5.24 可決(全)	5.25 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.1 70号	341	
— 5.18	5.22	—	5.22 可決(全)	5.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.30 65号	347	
— 5.28	5.29	6.5 質疑	6.5 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	6.13 84号	343	
— 6.6	6.7	6.12 質疑	6.12 承認(全)	6.13 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		348	

国土交通委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)	19.2.6	— 3.9 国土交通	3.16 可決(多) 附帯決議	3.16 可決(多)
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第8号)	19.3.16			3.16 可決(全)
自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第17号)※	19.2.6	— 3.14 国土交通	3.20 可決(多) 附帯決議	3.23 可決(多)
モーターボート競走法の一部を改正する法律案(閣法第51号)	19.2.27	— 3.20 国土交通	3.23 可決(多) 附帯決議	3.27 可決(多)
測量法の一部を改正する法律案(閣法第66号)☆	19.3.6	— 5.10 国土交通	5.15 可決(全)	5.17 可決(全)
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(閣法第67号)☆	19.3.6	(5.18) 5.18 国土交通	5.23 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)
海洋基本法案(国土交通委員長提出)(衆第11号)	19.4.3			4.3 可決(多)
海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第12号)	19.4.3			4.3 可決(多)
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案(閣法第42号)※	19.2.13	— 4.10 国土交通	4.25 可決(多) 附帯決議	4.26 可決(多)
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案(閣法第41号)※	19.2.13	— 3.28 国土交通	4.11 可決(全) 附帯決議	4.12 可決(全)
港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)※	19.2.13	— 4.10 国土交通	4.25 可決(多)	4.26 可決(多)
タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第60号)	19.3.6	— 4.24 国土交通	5.9 可決(全) 附帯決議	5.10 可決(全)
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)	19.4.20	— 5.23 国土交通	5.25 承認(全)	5.29 承認(全)
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第46号)	19.6.8			6.12 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.19	3.20	3.22 質疑 3.27 参考人/質疑	3.27 可決(多) 附帯決議	3.28 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.31 19号	358	
— 3.19	3.22	—	3.22 可決(全) 附帯決議	3.23 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.30 5号	368	
— 3.26	3.27	3.28 質疑	3.28 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.30 9号	360	
— 3.27	3.28	3.29 質疑	3.29 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	3.31 16号	363	
— 4.9	4.10	4.12 質疑	4.12 可決(全)	4.13 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.23 55号	366	
— 4.18	4.19	4.24 質疑/参考人 4.26 質疑	4.26 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.30 66号	367	
— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民	4.27 33号	369	
— 4.18	4.19		4.19 可決(多)	4.20 可決(多)	自民、民主、公明、共産、国民、無	社民	4.27 34号	370	
— 5.7	5.8	5.10 質疑	5.10 可決(多) 附帯決議	5.11 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	5.18 52号	362	
(5.14) 5.14	5.17	5.17 質疑	5.17 可決(全) 附帯決議	5.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.25 59号	361	
— 5.16	5.17	5.24 質疑	5.24 可決(多)	5.25 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	6.1 71号	363	
— 5.23	5.31	6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.15 87号	365	
— 5.30	5.31	—	5.31 承認(全)	6.1 承認(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—		371	
— 6.27	6.28	—	6.28 可決(全)	6.29 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	7.6 112号	370	

環境委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
温泉法の一部を改正する法律案(閣法第56号)	19.3.2	— 3.22 環境	4.3 可決(全)	4.10 可決(全)
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案(愛知治郎君外3名発議)(参第1号)	19.4.11	— 4.13 環境	5.15 可決(全)	5.17 可決(多)
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第74号)	19.3.9	(4.3) 4.3 環境	4.13 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第73号)	19.3.9	— 4.20 環境	4.27 可決(全) 附帯決議	5.8 可決(多)
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第55号)	19.3.2	— 5.11 環境	5.22 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)
エコツーリズム推進法案(環境委員長提出)(衆第36号)	19.5.25			5.29 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 4.11	4.12	4.17 質疑	4.17 可決(全) 附帯決議	4.18 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	4.25 31号	379	
— 4.11	4.12	—	4.12 可決(多)	4.13 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	5.23 56号	384	
(4.25) 4.25	4.26	5.8 参考人/質疑 5.10 質疑	5.10 可決(全) 附帯決議	5.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.18 50号	382	
— 5.14	5.15	5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	5.30 62号	381	
— 5.28	5.29	5.31 参考人 6.5 質疑	6.5 可決(全) 附帯決議	6.6 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.13 83号	378	
— 6.6	6.19	—	6.19 可決(全)	6.20 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.27 105号	385	

予算委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十八年度一般会計補正予算（第1号） （閣予第1号）	19.1.25	（1.26 財政演説） 1.25 予算	2.2 可決(全)	2.2 可決(多)
平成十八年度特別会計補正予算（特第1号） （閣予第2号）	19.1.25	（1.26 財政演説） 1.25 予算	2.2 可決(全)	2.2 可決(多)
平成十八年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第3号）	19.1.25	（1.26 財政演説） 1.25 予算	2.2 可決(全)	2.2 可決(多)
平成十九年度一般会計予算（閣予第4号）	19.1.25	（1.26 財政演説） 1.25 予算	3.2 可決(多)	3.3 可決(多)
平成十九年度特別会計予算（閣予第5号）	19.1.25	（1.26 財政演説） 1.25 予算	3.2 可決(多)	3.3 可決(多)
平成十九年度政府関係機関予算（閣予第6号）	19.1.25	（1.26 財政演説） 1.25 予算	3.2 可決(多)	3.3 可決(多)

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
(1.26 財政演説) 1.25予備付託 2.2 本付託	2.1(予備)	2.5 質疑	2.5 可決(全)	2.6 可決(多)	自民、公明	無	397	
(1.26 財政演説) 1.25予備付託 2.2 本付託	2.1(予備)		2.5 可決(全)	2.6 可決(多)	自民、公明	無	397	
(1.26 財政演説) 1.25予備付託 2.2 本付託	2.1(予備)		2.5 可決(全)	2.6 可決(多)	自民、公明	無	397	
(1.26 財政演説) 1.25予備付託 3.3 本付託	2.1(予備)	3.5 基本的質疑 3.6 基本的質疑 3.7 一般質疑 3.8 一般質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	399	3.20 3.22 委嘱審査
(1.26 財政演説) 1.25予備付託 3.3 本付託	2.1(予備)	3.9 集中審議 3.12 一般質疑 3.13 一般質疑/集中審議 3.14 一般質疑 3.15 公聴会	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	399	
(1.26 財政演説) 1.25予備付託 3.3 本付託	2.1(予備)	3.19 一般質疑/集中審議 3.26 集中審議/締めくくり質疑	3.26 可決(多)	3.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、社民、国民、無	399	

決算委員会

件　名（参議院の委員会への付託順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明） 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書	18.11.21 (165回)	— 19.1.25 決算行政監視	審査未了	—
平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書	18.11.21 (165回)	— 19.1.25 決算行政監視	審査未了	—
平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	18.11.21 (165回)	— 19.1.25 決算行政監視	審査未了	—
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	18.3.17 (164回)	— 19.1.25 決算行政監視	5.10 承諾(多)	5.11 承諾(多)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	18.3.17 (164回)	— 19.1.25 決算行政監視	5.10 承諾(多)	5.11 承諾(多)
平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	18.5.19 (164回)	— 19.1.25 決算行政監視	5.10 承諾(多)	5.11 承諾(多)
平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	18.5.19 (164回)	— 19.1.25 決算行政監視	5.10 承諾(多)	5.11 承諾(多)
平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	18.5.19 (164回)	— 19.1.25 決算行政監視	5.10 承諾(多)	5.11 承諾(多)

<table>
<tr><th colspan="7">参議院</th><th rowspan="2">議案要旨掲載頁</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th rowspan="2">(本会議趣旨説明)
付託日</th><th colspan="3">委員会</th><th colspan="3">本会議</th></tr>
<tr><th>趣旨説明</th><th>質疑</th><th>議決</th><th>議決</th><th>賛成会派</th><th>反対会派</th></tr>
<tr><td rowspan="2">(18.11.24 財務大臣の報告聴取)
18.11.24
(165回)</td><td rowspan="2">18.11.24
(165回)</td><td rowspan="5">(165回)
18.12.4 全般質疑

(166回)
19.3.16 質疑
4.9 質疑
4.16 質疑
4.23 質疑
4.27 質疑
5.9 質疑
5.14 質疑
5.21 質疑
5.28 締めくくり総括的質疑
6.11 締めくくり総括質疑</td><td rowspan="3">6.11
是認(多)
内閣に対する警告(全)
措置要求決議(全)</td><td>6.13
是認(多)</td><td>自民、公明、無</td><td>民主、共産、社民、国民、無</td><td rowspan="2">416</td><td rowspan="5">5.28は予備費関係5件と一括</td></tr>
<tr><td>6.13
内閣に対する警告(全)</td><td>自民、民主、公明、共産、社民、国民、無</td><td>—</td></tr>
<tr><td>—
18.11.24
(165回)</td><td>18.11.24
(165回)</td><td>6.11
是認(多)</td><td>6.13
是認(多)</td><td>自民、公明、無</td><td>民主、共産、社民、国民、無</td><td>417</td></tr>
<tr><td>—
18.11.24
(165回)</td><td>18.11.24
(165回)</td><td>6.11
是認(多)</td><td>6.13
是認(多)</td><td>自民、公明、共産、社民、無</td><td>民主、国民、無</td><td>417</td></tr>
<tr><td>—
5.25</td><td>5.28</td><td rowspan="5">5.28 質疑</td><td>5.28
承諾(多)</td><td>5.30
承諾(多)</td><td>自民、公明、無</td><td>民主、共産、社民、国民、無</td><td>417</td><td rowspan="5">質疑は決算外2件と一括</td></tr>
<tr><td>—
5.25</td><td>5.28</td><td>5.28
承諾(多)</td><td>5.30
承諾(多)</td><td>自民、公明、社民、無</td><td>民主、共産、国民、無</td><td>417</td></tr>
<tr><td>—
5.25</td><td>5.28</td><td>5.28
承諾(多)</td><td>5.30
承諾(多)</td><td>自民、公明、共産、社民、無</td><td>民主、国民、無</td><td>417</td></tr>
<tr><td>—
5.25</td><td>5.28</td><td>5.28
承諾(多)</td><td>5.30
承諾(多)</td><td>自民、公明、共産、社民、無</td><td>民主、国民、無</td><td>417</td></tr>
<tr><td>—
5.25</td><td>5.28</td><td>5.28
承諾(多)</td><td>5.30
承諾(多)</td><td>自民、公明、共産、社民、無</td><td>民主、国民、無</td><td>417</td></tr>
</table>

議院運営委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第10号)	19.3.27			3.27 可決(全)
国会職員法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第21号)	19.4.26			4.26 可決(多)
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第22号)	19.4.26			4.26 可決(全)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第4号)	19.2.20			2.20 可決(全)
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	19.2.6	— 3.9 倫理選挙	3.16 可決(全)	3.16 可決(全)
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第40号)	19.6.1			6.5 可決(全)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外5名提出)(衆第39号)	19.5.30	— 6.4 倫理選挙	6.13 可決(多)	6.14 可決(多)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(山下八洲夫君外2名発議)(参第12号)	19.6.15	—	—	—

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)(衆第49号)	19.6.19			6.19 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 3.27	—	—	3.28 可決(全)	3.28 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 10号	436	
— 5.8	—	—	5.9 可決(全)	5.9 可決(多)	自民、民主、公明、社民、国民、無	共産	5.16 41号	436	
— 5.8	—	—	5.9 可決(全)	5.9 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	5.16 43号	437	

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 2.20	2.21	—	2.21 可決(全)	2.21 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	2.28 3号	446	
— 3.19	3.20	3.23 質疑	3.23 可決(全)	3.26 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	3.31 11号	446	
— 6.7	6.8	—	6.8 可決(全)	6.11 可決(全)	自民、民主、公明、共産、社民、国民、無	—	6.15 86号	448	
— 6.18	6.19	6.28 質疑	6.28 可決(多)	6.29 可決(多)	自民、公明、無	民主、共産、社民、国民、無	7.6 107号	447	
— 6.18	6.19		審査未了	—	—	—	—	448	

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 6.27	6.28	—	6.28 可決(多)	6.29 可決(多)	自民、民主、公明、国民、無	共産、社民	7.6 106号	451	

日本国憲法に関する調査特別委員会

件　名(参議院の委員会への付託順)		提出年月日	衆議院		
			(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本国憲法の改正手続に関する法律案(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号)	日本国憲法の改正手続に関する法律案(保岡興治君外5名提出)(第164回国会衆第30号)	18.5.26 (164回)	— 19.1.25　憲法	4.12 併合修正(多)	4.13 併合修正(多)
	日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(枝野幸男君外3名提出)(164回国会衆第31号)	18.5.26 (164回)	— 19.1.25　憲法		
日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(小川敏夫君外4名発議)(参第5号)		19.5.8	—	—	—

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(4.16) 4.16	4.17	4.17 質疑 4.18 質疑 4.19 質疑 4.23 参考人 4.25 質疑 4.26 質疑 4.27 参考人 5.8 参考人 5.9 質疑 5.10 参考人 5.11 質疑	5.11 可決(多) 附帯決議	5.14 可決(多)	自民、民主(一部)、公明、無	民主(一部)、共産、社民、国民、無	5.18 51号	465	4.24 5.7 5.10 地方公聴会 5.9、5.10、5.11の質疑、5.10の地方公聴会は参第5号と一括
— 5.8	5.9	5.9 質疑 5.10 質疑 5.11 質疑	審査未了	—	—	—	—	467	5.10 地方公聴会 質疑、地方公聴会は衆第30号、31号と一括

委員会未付託議案

(内閣提出法律案)

件　名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
労働契約法案(閣法第80号)	19.3.13	(5.24) 5.24 厚生労働	継続審査	
労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第81号)	19.3.13	(5.24) 5.24 厚生労働	継続審査	
最低賃金法の一部を改正する法律案(閣法第82号)	19.3.13	(5.24) 5.24 厚生労働	継続審査	
安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案(閣法第93号)	19.4.6	— 6.7 安全保障	継続審査	
放送法等の一部を改正する法律案(閣法第94号)	19.4.6	(5.22) 5.22 総務	継続審査	
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第95号)	19.4.13	—	—	継続審査 (厚生労働)
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第97号)	19.5.29	—	—	継続審査 (総務)
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)	17.10.4 (163回)	— 19.1.25 法務	継続審査	

(本院議員提出法律案)

件　名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
救急業務と救急医療との連携協力を強化するための救急制度改革の推進に関する法律案(足立信也君外4名発議)(参第2号)	19.4.25	—	—	—
学校安全対策基本法案(佐藤泰介君外4名発議)(参第4号)	19.4.26	—	—	—
民法の一部を改正する法律案(千葉景子君外4名発議)(参第10号)	19.5.18	—	—	—
財政が破綻(たん)状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(西岡武夫君外4名発議)(参第11号)	19.6.13	—	—	—
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関する法律案(浅尾慶一郎君外3名発議)(参第14号)	19.6.21	—	—	—

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	485	
—	—	—	—	—	—	—	—	485	
—	—	—	—	—	—	—	—	485	
—	—	—	—	—	—	—	—	485	
—	—	—	—	—	—	—	—	486	
—	—	—	—	—	—	—	—	486	
—	—	—	—	—	—	—	—	486	
—	—	—	—	—	—	—	—	486	

参議院							公布日 法律番号	議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
—	—	—	—	—	—	—	—	487	
—	—	—	—	—	—	—	—	487	
—	—	—	—	—	—	—	—	487	
—	—	—	—	—	—	—	—	487	
—	—	—	—	—	—	—	—	487	

（予備費等支出承諾）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明）付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	19.3.20	—	—	継続審査（決算行政監視）
平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	19.3.20	—	—	継続審査（決算行政監視）
平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	19.3.20	—	—	継続審査（決算行政監視）
平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	19.5.22	—	—	継続審査（決算行政監視）
平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	19.5.22	—	—	継続審査（決算行政監視）

（NHK決算）

件　名（提出年月日順）	提出年月日	衆議院		
		（本会議趣旨説明）付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	19.2.9	—	—	—

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
—	—	—	—	—	—	—	488	
—	—	—	—	—	—	—	488	
—	—	—	—	—	—	—	488	
—	—	—	—	—	—	—	488	
—	—	—	—	—	—	—	488	

参議院							議案要旨掲載頁	備考
(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議				
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派		
—	—	—	—	—	—	—	489	

1　本会議審議経過

○平成19年１月25日（木）

開会　午前10時１分

日程第１　議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、外交防衛委員長柏村武昭君、文教科学委員長荒井正吾君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、

外交防衛委員長に田浦直君、

文教科学委員長に狩野安君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の６の調査をいう。）を行うため委員35名から成る**日本国憲法に関する調査特別委員会**を設置することに決した。

議長は、災害対策特別委員、沖縄及び北方問題に関する特別委員、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員、政府開発援助等に関する特別委員を指名し、日本国憲法に関する調査特別委員を追って指名する旨を告げた。

参議院規則の一部を改正する規則案（市川一朗君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（市川一朗君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して一括して議題

とすることに決し、市川一朗君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決された。

常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案を押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決した。

散会　午前10時11分

○平成19年１月26日（金）

開会　午後２時41分

日程第１　国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は施政方針に関し、麻生外務大臣は外交に関し、尾身財務大臣は財政に関し、大田国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会　午後４時５分

○平成19年１月30日（火）

開会　午前９時41分

日程第１　副議長辞任の件

本件は、これを許可することに決した。

副議長の選挙

本選挙は、無名投票の結果（投票総数218、過半数110）、今泉昭君が218票をもって当選した。

議長は、副議長今泉昭君を議院に紹介した。

副議長今泉昭君は、就任のあいさつをした。

日程第２　国務大臣の演説に関する件（第２日）

輿石東君、青木幹雄君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会　午前11時39分

○平成19年１月31日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国務大臣の演説に関する件（第３日）

草川昭三君、谷博之君、野上浩太郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩　午後０時16分

再開　午後１時26分

休憩前に引き続き、池口修次君、小斉平敏文君、市田忠義君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会　午後３時10分

○平成19年２月６日（火）

開会　午後１時１分

日程第１　平成十八年度一般会計補正予算（第１号）

日程第２　平成十八年度特別会計補正予算（特第１号）

日程第３　平成十八年度政府関係機関補正予算（機第１号）

以上３案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成122、反対１にて可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成124、反対１にて可決された。

散会　午後１時17分

○平成19年２月14日（水）

開会　午後０時９分

日程第１　平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午後０時12分

○平成19年２月21日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

国家公安委員会委員に長谷川眞理子君、

公益認定等委員会委員に大内俊身君、佐竹正幸君、池田守男君、袖井孝子君、出口正之君、時枝孝子君、

労働保険審査会委員に坂本由喜子君、平岡昌和君、

中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白石小百合君、前田雅英君、

航空・鉄道事故調査委員会委員長に後藤昇弘君、

同委員に首藤由紀君、松尾亜紀子君を任命することに、賛成199、反対１にて同意することに決し、

公益認定等委員会委員に水野忠恒君、

航空・鉄道事故調査委員会委員に遠藤信介君、楠木行雄君を任命することに、賛成191、反対９にて同意することに決した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成

203、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時８分

○平成19年３月９日（金）

開会　午前10時１分

議員辞職の件

本件は、荒井正吾君の辞職を許可することに決した。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、

中央選挙管理会委員に坂田桂三君、谷合靖夫君、足立良平君、後藤茂君、鳥居一雄君、同予備委員に元宿仁君、今井正彦君、西川洋君、尾崎智子君、長谷雄幸久君を指名した。

日程第１　平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、尾身財務大臣から趣旨説明があった後、大塚耕平君が質疑をした。

散会　午前10時52分

○平成19年３月14日（水）

開会　午前10時１分

国務大臣の報告に関する件（平成十九年度地方財政計画について）

地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、菅総務大臣から報告及び趣旨説明があった後、高橋千秋君が質疑をした。

日程第１　地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

本件は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

散会　午前10時39分

○平成19年３月16日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　特別会計に関する法律案（趣旨説明）

本件は、尾身財務大臣から趣旨説明があった後、尾立源幸君が質疑をした。

散会　午前10時35分

○平成19年３月23日（金）

開会　午前10時２分

雇用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、森ゆうこ君が質疑をした。

日程第１　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成106、反対88にて可決された。

日程第３　国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成108、反対90にて可決された。

散会　午前10時53分

○平成19年３月26日（月）

開会　午後５時11分

平成十九年度一般会計予算

平成十九年度特別会計予算

平成十九年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成128、反対101にて可決された。

日程第１　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　特別会計に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成128、反対100にて可決された。

散会　午後６時５分

○平成19年３月28日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対76にて可決された。

日程第２　独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対14にて可決された。

日程第３　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　執行官法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対14にて可決された。

日程第６　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第６は賛成134、反対77にて可決、日程第７は賛成197、反対13にて可決された。

日程第８　放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対０にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

国立国会図書館の館長の任命に関する件

本件は、長尾真君の任命を承認することに決した。

散会　午前10時25分

○平成19年３月29日（木）

開会　午後４時41分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に小木曽國隆君、河野正男君、早坂禧子君、

食品安全委員会委員に広瀬雅雄君、
情報公開・個人情報保護審査会委員に北澤義博君、高橋滋君、橋本博之君、橋本瑞枝君、村上裕章君、吉岡睦子君、
地方分権改革推進委員会委員に井伊雅子君、小早川光郎君、
公認会計士・監査審査会会長に金子晃君、
同委員に脇田良一君、引頭麻実君、田島優子君、根本直子君、櫻井久勝君、西村義明君、
預金保険機構監事に飯田小夜子君、
中央更生保護審査会委員に宮本信也君を任命することに賛成201、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
原子力安全委員会委員に鈴木篤之君、早田邦久君、
地方分権改革推進委員会委員に丹羽宇一郎君を任命することに賛成188、反対13にて同意することに決し、
情報公開・個人情報保護審査会委員に大喜多啓光君、寶金敏明君を任命することに賛成195、反対５にて同意することに決し、
情報公開・個人情報保護審査会委員に名取はにわ君、
地方分権改革推進委員会委員に露木順一君、増田寛也君、横尾俊彦君、
公認会計士・監査審査会委員に市川育義君、坂本道美君を任命することに賛成193、反対９にて同意することに決し、
地方分権改革推進委員会委員に猪瀬直樹君を任命することに賛成177、反対16にて同意することに決し、
公認会計士・監査審査会委員に髙橋厚男君を任命することに賛成116、反対83にて同意することに決し、
日本銀行政策委員会審議委員に亀崎英敏君、中村清次君を任命することに賛成124、反対74にて同意することに決した。

日程第１　自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

モーターボート競走法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案（第２の議案は日程に追加）は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成190、反対13にて可決された。

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対０にて全会一致をもって可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対０にて全会一致をもって可決された。

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成190、反対13にて可決された。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対０にて全会一致をもって可決された。

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成189、反対13にて可決、第２の議案は賛成201、反対０にて全会一致をもって可決された。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対８にて可決された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対13にて可決された。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成110、反対91にて可決された。

散会　午後５時20分

○平成19年４月11日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第２　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第３　社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押し

ボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第２は賛成197、反対９にて承認することに決し、日程第３は賛成206、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成113、反対94にて修正議決された。

日程第６　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時30分

○平成19年４月13日（金）

開会　午前10時１分

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、麻生外務大臣から趣旨説明があった後、犬塚直史君、遠山清彦君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成181、反対３にて可決された。

日程第２　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（愛知治郎君外３名発議）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成168、反対12にて可決された。

日程第３　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　測量法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時56分

○平成19年４月16日（月）

開会　午前11時１分

日程第１　日本国憲法の改正手続に関する法律案（趣旨説明）

本件は、衆議院議員保岡興治君から趣旨説明があった後、岡田直樹君、簗瀬進君、荒木清寛君、市田忠義君、近藤正道君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後０時38分

○平成19年４月18日（水）

開会　午前10時１分

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、下田敦子君が質疑をした。

日程第１　特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対４にて可決された。

日程第３　温泉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成188、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時47分

○平成19年４月20日（金）

開会　午前10時１分

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、甘利経済産業大臣から趣旨説明があった後、小林温君、小林正夫君、松あきら君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　海洋基本法案（衆議院提出）

日程第３　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成180、反対４にて可決された。

日程第４　消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時14分

○平成19年４月25日（水）

開会　午前10時１分

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、久間防衛大臣から趣旨説明があった後、西銘順志郎君、榛葉賀津也君がそれぞれ質疑をした。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、若林環境大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君が質疑をした。

日程第１　適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第２　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第３　二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　総合研究開発機構法を廃止する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　消防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対９にて可決された。

散会　午前11時27分

○平成19年４月27日（金）

開会　午前10時３分

議長は、新たに当選した議員島尻安伊子君を議院に紹介した後、同君を環境委員に指名した。

議長は、新たに当選した議員増子輝彦君を議院に紹介した後、同君を総務委員に指名した。

少年法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、長勢法務大臣から趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。

株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、渡辺国務大臣から趣旨説明があった後、大久保勉君が質疑をした。

日程第１　国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成196、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第２は賛成197、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第４　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出）

以上両案は、厚生労働委員長から日程第３については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第４については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成185、反対12にて修正議決、日程第４は賛成197、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（内閣提出）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第10　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第８及び第10は賛成184、反対12にて可決、日程第９は賛成196、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時58分

○平成19年５月９日（水）

開会　午前10時１分

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、西島英利君、岡崎トミ子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対４にて承認することに決した。

日程第４　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対０にて全会一致をもって可決された。

国会職員法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成197、反対９にて可決、第２の議案は賛成204、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時３分

○平成19年５月11日（金）

開会　午前10時１分

株式会社商工組合中央金庫法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、甘利経済産業大臣から趣旨説明があった後、藤末健三君が質疑をした。

日程第１　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対13にて可決された。

散会　午前10時46分

○平成19年５月14日（月）

開会　午前11時１分

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、冬柴国土交通大臣から趣旨説明があった後、藤本祐司君が質疑をした。

日程第１　日本国憲法の改正手続に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日本国憲法に関する調査特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成122、反対99にて可決された。

散会　午前11時54分

○平成19年５月16日（水）

開会　午前10時１分

地方公営企業等金融機構法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、菅総務大臣から趣旨説明があった後、広田一君が質疑をした。

日程第１　統計法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時35分

○平成19年５月18日（金）

開会　午前10時１分

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、津田弥太郎君が質疑をした。

日程第１　株式会社日本政策金融公庫法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成101、反対88にて可決された。

日程第３　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時44分

○平成19年５月21日（月）

開会　午後０時１分

日程第１　学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、日本国教育基本法案、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（趣旨説明）

本件は、伊吹文部科学大臣、本院議員佐藤泰介君から順次趣旨説明があった後、中川義雄君、神本美恵子君、鰐淵洋子君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後１時34分

○平成19年５月23日（水）

開会　午前10時１分

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、塩崎国務大臣から趣旨説明があった後、白眞勲君が質疑をした。

日程第１　映画の盗撮の防止に関する法律案（衆議院提出）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　地理空間情報活用推進基本法案（衆議院提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対９にて可決された。

日程第３　地方公営企業等金融機構法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対９にて可決された。

日程第４　漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成112、反対88にて可決された。

日程第６　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成190、反対９にて可決された。

散会　午前11時５分

○平成19年５月25日（金）

開会　午前10時１分

更生保護法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、長勢法務大臣から趣旨説明があった後、松岡徹君が質疑をした。

日程第１　武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成193、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成180、反対13にて可決された。

日程第５　港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対９にて可決された。

日程第６　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、日程第６に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第６は賛成105、反対87にて可決、日程第７は賛成194、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　株式会社商工組合中央金庫法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第９　中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第８は賛成180、反対13にて可決、日程第９は賛成193、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成106、反対88にて可決された。

散会　午前11時６分

○平成19年５月30日（水）

開会　午前10時１分

日程第１　平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その１)（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

日程第２　平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その１)（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

日程第３　平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その２)（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

日程第４　平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

日程第５　平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その２)（第164回国会内閣提出、第166回国会衆議院送付）

以上５件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成105、反対90にて承諾することに決し、日程第２は賛成109、反対85にて承諾することに決し、日程第３ないし第５は賛成118、反対76にて承諾することに決した。

日程第６　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対１にて可決された。

日程第７　漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時13分

○平成19年６月１日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成179、反対９にて可決、日程第３は賛成188、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成175、反対13にて可決された。

日程第５　雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成106、反対84にて可決された。

散会　午前10時15分

○平成19年６月４日（月）

開会　午後１時１分

日程第１　日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、柳澤厚生労働大臣から趣旨説明があった後、清水嘉与子君、山根隆治君、浮島とも子君がそれぞれ質疑をした。

散会　午後２時21分

○平成19年６月６日（水）

開会　午前10時１分

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、菅総務大臣から趣旨説明があった後、小川勝也君が質疑をした。

日程第１　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対12にて可決された。

日程第２　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　株式会社日本政策投資銀行法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成111、反対85にて可決された。

散会　午前10時41分

○平成19年６月８日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　更生保護法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前10時６分

○平成19年６月11日（月）

開会　午前11時１分

国家公務員法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、渡辺国務大臣から趣旨説明があった後、秋元司君、工藤堅太郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成179、反対０にて全会一致をもって可決された。

散会　午前11時52分

○平成19年６月13日（水）

開会　午前10時１分

公認会計士法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、山本国務大臣から趣旨説明があった後、尾立源幸君が質疑をした。

日程第１　平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

日程第２　平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第３　平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上３件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１はまず賛成105、反対85にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成190、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第２は賛成105、反対85にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第３は賛成119、反対72にて委員長報告のとおり是認することに決した。

安倍内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

日程第４　新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第５　戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第６　経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成191、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第５及び第６は賛成182、反対９にて承認することに決した。

日程第７　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

国際問題に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

経済・産業・雇用に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、経済・産業・雇用に関する調査会長から報告があった。

少子高齢社会に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、少子高齢社会に関する調査会長から報告があった。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案（広中和歌子君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、広中和歌子君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対０にて全会一致をもって可決された。

柳澤厚生労働大臣は、本決議について所信を述べた。

散会　午前11時19分

○平成19年６月15日（金）

開会　午前10時１分

日程第１　核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第２　千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第３　職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上３件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成163、反対14にて可決された。

政府開発援助等に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、政府開発援助等に関する特別委員長から報告があった。

散会　午前10時20分

○平成19年６月20日（水）

開会　午後１時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
公正取引委員会委員長に竹島一彦君、
宇宙開発委員会委員に青江茂君を任命することに賛成204、反対13にて同意することに決し、
公正取引委員会委員に神垣清水君、
公害等調整委員会委員に小玉喜三郎君、
日本放送協会経営委員会委員に飛田稔章君、岩崎芳史君、小丸成洋君、小林英明君、野間光輪子君を任命することに賛成216、反対５にて同意することに決し、
証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一君を任命することに賛成133、反対88にて同意することに決し、
証券取引等監視委員会委員に福田眞也君、熊野祥三君、
預金保険機構理事に波多野睦夫君を任命することに賛成139、反対83にて同意することに決し、
預金保険機構理事に田邉昌徳君を任命することに賛成131、反対92にて同意することに決し、
預金保険機構理事に廣瀬權君を任命することに賛成126、反対97にて同意することに決し、
電気通信事業紛争処理委員会委員に龍岡資晃君、
公害等調整委員会委員長に大内捷司君、
同委員に堺宣道君、
労働保険審査会委員に畠中信夫君、中嶋士元也君、
中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君、
航空・鉄道事故調査委員会委員に松本陽君、豊岡昇君、中川聡子君、宮本昌幸君、富井規雄君を任命することに賛成223、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、
日本放送協会経営委員会委員に古森重隆君を任命することに賛成122、反対101にて同意することに決し、
社会保険審査会委員に粥川正敏君を任命することに賛成215、反対８にて同意することに決した。

日程第１　公認会計士法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　電子記録債権法案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成224、反対０にて全会一致をもって可決、日程第２は賛成206、反対15にて可決された。

日程第３　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法

律案（法務委員長提出）

以上両案は、法務委員長から日程第３については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第４については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成205、反対18にて可決、日程第４は賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　エコツーリズム推進法案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議長は、本案を議題とする旨宣告した。

外交防衛委員長田浦直君解任決議案（柳田稔君外５名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、柳田稔君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成97、反対124にて否決された。

次いで、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成124、反対98にて可決された。

日程第７　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議長は、以上３案を議題とする旨宣告した。

休憩　午後２時59分

再開　午後４時１分

文教科学委員長狩野安君解任決議案（佐藤泰介君外５名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議（岩永浩美君外１名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成116、反対93にて可決された。

次いで、本決議案は、水岡俊一君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成97、反対118にて否決された。

次いで、３案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討

論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成119、反対97にて可決された。

散会　午後５時43分

○平成19年６月29日（金）

開会　午後２時１分

日程第１　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、国土交通委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対13にて可決された。

日程第３　政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成116、反対96にて可決された。

厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案（輿石東君外17名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、津田弥太郎君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成97、反対115にて否決された。

休憩　午後３時15分

再開　午後５時１分

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（輿石東君外10名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、小川敏夫君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成94、反対112にて否決された。

休憩　午後５時59分

再開　午後10時51分

日程第４　日本年金機構法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆議院提出）

議長は、以上３案を議題とする旨宣告した。

厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案(津田弥太郎君外10名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、柳澤光美君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成96、反対122にて否決された。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明30日午前０時10分より開会する旨を宣告した。

延会　午後11時38分

○平成19年６月30日(土)

開会　午前０時11分

日程第１　日本年金機構法案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

日程第２　国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

日程第３　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆議院提出)(前会の続)

以上３案は、前会に引き続き議題とした後、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった。

三案を厚生労働委員会に再付託することの動議(津田弥太郎君外１名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成96、反対123にて否決された。

次いで、３案は、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成123、反対96にて可決された。

内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とすることの動議をこの際議題とすることの動議(岩永浩美君外１名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成123、反対96にて可決された。

内閣委員会において審査中の国家公務員法等の一部を改正する法律案について、速やかに内閣委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を十分以内とすることの動議(岩永浩美君外１名提出)

本動議は、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成123、反対96にて可決された。

議長は、委員長報告準備のため休憩する旨を宣告した。

休憩　午前１時32分

再開　午前２時31分

国家公務員法等の一部を改正する法律案の中間報告

本件は、内閣委員長から委員会の審査について中間報告があった。

中間報告があった国家公務員法等の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議（岩永浩美君外１名提出）

本動議は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成120、反対10にて可決された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成121、反対10にて可決された。

散会　午前２時46分

○平成19年７月５日（木）

開会　午前11時１分

元内閣総理大臣宮澤喜一君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は弔詞を朗読した。

日程第１及び第２の請願

ＩＬＯパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願外319件の請願

以上の請願は、法務委員長外４委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会
　一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
　一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
　一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
　一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
　一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
　一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
　一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
　一、災害対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
　一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会
　一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
　一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助等に関する特別委員会
　一、政府開発援助等に関する調査
日本国憲法に関する調査特別委員会
　一、日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する調査
議長は、議員の半数の任期満了に当たりあいさつをした。
副議長今泉昭君は、あいさつをした。
倉田寛之君は、謝辞を述べた。
休憩　午前11時20分
再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演説			質疑	
月日	事項	演説者	月日	質疑者
19. 1.26	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	安倍内閣総理大臣 麻生外務大臣 尾身財務大臣 大田国務大臣	1.30	輿石　東君(民主) 青木　幹雄君(自民)
			1.31	草川　昭三君(公明) 谷　博之君(民主) 野上　浩太郎君(自民) 池口　修次君(民主) 小斉平　敏文君(自民) 市田　忠義君(共産) 福島　みずほ君(社民)

国務大臣の報告及び質疑

報告			質疑	
月日	事項	報告者	月日	質疑者
19. 3.14	平成十九年度地方財政計画について	菅総務大臣	同日	高橋　千秋君(民主)

3 決算に対する議決

平成19年６月13日

平成十七年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1　国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。

政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。

2　全国の47都道府県労働局すべてにおいて、物品の購入に当たり、納入されていない物品を納入されたこととして虚偽の内容の書類が作成されていたほか、多くの労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等の不正支出が組織的かつ恒常的に行われ、加えて国庫金の領得などの事態が引き起こされ、使途についても不明な部分があったことは、極めて遺憾である。

政府は、この大規模な不正行為を厚生労働省の特定監査で確認できなかったこと、並びに発見された不正経理の範囲が年々拡大し、３年続けて警告等を受ける事態を引き起こしたことの責任を重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、他機関においてもこのような事態が二度と起こることのないよう、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正に万全を期し、不正経理の根絶を図るべきである。

3　社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成13年度からの６年間で約22万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約5,000万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

4　国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が

中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。

政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底解明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。

5　電力各社の原子力発電所における総点検の結果、北陸電力株式会社志賀原子力発電所１号機の臨界事故隠ぺいなど、悪質な法令違反11事案を含む多数のトラブル隠しやデータ改ざん等の実態が明らかになったことは、遺憾である。

政府は、安全の確保よりも原子力発電所の稼働を優先させてきた電力業界の体質を根本的に改めさせ、電力各社に対して、不正を許さない仕組みの構築、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等を徹底させるとともに、現在の検査制度の実効性をより高め、この種事案の再発防止と安全確保に万全を期し、原子力発電に対する国民の信頼確保に一層尽力すべきである。

6　基地周辺対策の実施に当たり、一部の防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われ、公金が不適正に支出されていたことは、遺憾である。また、一部の防衛施設局において、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなど、公金の適正支出に疑念を抱かせる事案が明らかになったことは、看過できない。

政府は、この種事案の有無等について早急に調査し、不適正に支出された公金の返還を求めるなど適切な対応を行うとともに、再発防止のため、防衛施設局における審査体制等について所要の見直しを行うべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案	広中和歌子君外８名	19. 6. 8			19. 6.13 可決	
2	外交防衛委員長田浦直君解任決議案	柳田　稔君外５名	19. 6.20			19. 6.20 否決	
3	文教科学委員長狩野安君解任決議案	佐藤　泰介君外５名	19. 6.20			19. 6.20 否決	
4	厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案	輿石　東君外17名	19. 6.29			19. 6.29 否決	
5	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	輿石　東君外10名	19. 6.29			19. 6.29 否決	
6	厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案	津田弥太郎君外10名	19. 6.29			19. 6.29 否決	

可決したもの

平成19年６月13日

ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議

経済のグローバル化が進展するとともに、少子高齢化、価値観の多様化等、社会の成熟化が進む我が国において、持続的な経済成長及び豊かな国民生活を実現するためには、国民一人一人がその意欲、能力を最大限に発揮できるようにすることが必要であり、とりわけ、労働力人口が減少する中、希望するすべての人が就業可能となるような労働環境の整備が喫緊の課題である。

また、雇用者全体に占める非正規雇用者の割合が３割を超えるなど、雇用形態の多様化

が急速に進んでいる。非正規雇用者については、正規雇用者との間に賃金を始めとする様々な格差が生じており、その是正を図ることが必要となっている一方、正規雇用者については、長時間労働といった問題を抱えており、正規・非正規を問わず、働き方の見直しが不可欠な状況にある。

このような現状を変えていくためには、労働条件を改善しながら、仕事と生活の調和を図り、豊かさが感じられる充実した生涯を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要である。

ワーク・ライフ・バランスは、個人にとっては、それぞれのライフスタイル及びライフステージに応じた働き方を、企業にとっては、生産性の向上や人材の確保等を可能とするものであり、個人、企業の双方にとって利点があると考えられる。また、家族の絆を深めるとともに、少子高齢化への対応、生涯学習、ボランティア活動及び地域における活動の振興など社会全体としての観点からも、その推進が求められる。

政府及び関係者は、成熟社会における我が国の在り方として、ワーク・ライフ・バランスの推進の必要性を十分認識し、次の施策等の推進に努めるべきである。

一、育児・介護休業制度の一層の普及、子の看護休暇制度の拡充、延長保育、病児保育及び休日保育を含めた保育所等の保育環境の整備並びに放課後児童対策の拡充等、両立支援関連施策の充実を図ること。また、育児等のために離職した者に対する職業訓練の一層の充実を図るなど、その再就職・再就業を支援すること。

二、家庭生活に関する負担が女性に偏っていることが多い現状を改善するため、男性の自覚と協力を促すよう一層の啓発を行うこと。

三、正規雇用と非正規雇用との格差の是正に努めるほか、企業は、正規雇用の採用を拡充するとともに、非正規雇用から正規雇用への登用を積極的に行うよう努めること。

四、いつでも再チャレンジが可能となるよう労働環境の一層の整備を行うとともに、企業は、新卒一括採用方式を見直し、既卒者も採用の対象に加えるほか、中途採用を積極的に行うよう努めること。

五、多様な働き方を提供し、多くの者に雇用の機会を与えるため、短時間正社員、フレックスタイム、在宅勤務等の制度の導入を促進し、キャリアの継続を図ること。また、雇用と年金等社会保障制度との関連に十分配慮すること。

六、いわゆるサービス残業の抜本的な解消を図るとともに、長時間労働の是正及び年次有給休暇の取得率の向上に努めること。

七、政府は、ワーク・ライフ・バランスを総合的に推進するための体制の整備及び計画の策定に向けて最大限努力し、企業は、ワーク・ライフ・バランスを図りやすい企業文化、職場環境を醸成するとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する施策の実施状況を公表すること等により、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。

右決議する。

1　委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	藤原　正司（民主）		田村　耕太郎（自民）		郡司　彰（民主）
理　事	秋元　司（自民）		竹山　裕（自民）		高橋　千秋（民主）
理　事	鴻池　祥肇（自民）		西銘　順志郎（自民）		松下　新平（民主）
理　事	朝日　俊弘（民主）		林　芳正（自民）		風間　昶（公明）
理　事	工藤　堅太郎（民主）		山谷　えり子（自民）		白浜　一良（公明）
	佐藤　泰三（自民）		神本　美恵子（民主）		亀井　郁夫（国民）
	鈴木　政二（自民）		木俣　佳丈（民主）		（19.3.13 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出９件（うち本院先議２件）及び衆議院提出１件の合計10件であり、このうち内閣提出８件及び衆議院提出１件の合計９件を可決し、内閣提出の**国家公務員法等の一部を改正する法律案**については、委員会審査中に本会議における中間報告の後、本会議において直ちに可決された。なお、前国会から継続審査となっていた本院議員提出４件のうち２件は撤回された。

また、本委員会付託の請願９種類146件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地域再生法の一部を改正する法律案及び**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案**は、委員会において一括して議題とされ、地域再生計画の認定状況と現状評価、地域再生協議会設置の趣旨、再チャレンジ支援寄附金税制の対象の明確化、規制の特例措置の増加に向けた担当大臣の権限強化、株式会社立大学における事業実施の問題点、３歳未満児の幼稚園受入れにおける基準作成の必要性等について質疑が行われ、地域再生法の一部を改正する法律案は、多数をもって、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。なお、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案は、委員会において、金融情報機関（ＦＩＵ）を国家公安委員会に移管する理由とその効果、「疑わしい取引」の判断基準の明確化、弁護士等のいわゆる士業について「疑わしい取引」の届出が義務付けられなかった理由、国家公安委員会が保有する「疑わしい取引」に係る個人情報の管理の徹底、都道府県警察の特定事業者に対する立入検査等の権限の濫用防止等について質疑が行われ、２名の参考人から意見を聴取し、本法律案は、全会一致をもって可決され

た。なお、附帯決議が付された。

株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、委員会において一括して議題とされ、国民生活金融公庫・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫・国際協力銀行を新公庫に統合する意義と効果、新公庫に承継される業務の範囲と利用者の利便性の確保、国際協力銀行を分割・再編することの妥当性、政府及び新公庫による金融秩序の混乱等への危機対応、新公庫における資金調達の方法、新公庫の貸付残高に係る目標設定の要否等について質疑が行われた。また、４名の参考人から意見を聴取したほか、財政金融委員会と連合審査会を行った。質疑を終局した後、採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、委員会において、刑法及び道路交通法の改正に伴う飲酒運転等の抑止効果、運転者に酒類を提供した者に対する罰則適用の要件、高齢者及び聴覚障害者に対して標識の表示を義務化し、罰則規定を設けた理由とその妥当性、高齢者に対する認知機能検査の在り方、自転車利用者のルールの徹底と今後の対策の方向性、後部座席における座席ベルトの装着率向上策等について質疑が行われ、４名の参考人から意見を聴取し、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、登記の乙号事務を民間委託することによるサービスの質の維持・向上、ハローワークを市場化テストの対象とすることに伴う問題点、政府が供給しているサービスの総事業量と官が行うべき業務の基準等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。

総合研究開発機構法を廃止する法律案は、委員会において、総合研究開発機構を財団法人に組織変更する理由、機構の研究実績についての評価、組織変更後の機構の役割と国との関係、機構の財政基盤の現状と今後の見通し等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。

国家公務員に係る制度の改革を進めるため、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正化を図るほか、官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等の必要がある。このため、政府は、**国家公務員法等の一部を改正する法律案**を提出した。委員会においては、公務員制度改革の基本法制に先行して法案を提出する理由、中央人事行政機関の在り方、法案による天下り規制の実効性、ハローワークとは別に官民人材交流センターを設置する必要性、再就職に係る事前規制を廃止する理由、能力・実績主義及び人事評価の在り方、国家公務員のキャリア制度の見直し、公務員に対する労働基本権付与の是非等について質疑が行われ、４名の参考人から意見を聴取し、審査が行われていた。６月30日の本会議において、本法律案について中間報告を求める動議が可決され、中間報告が行われた後、本会議において直ち

に審議することの動議が可決され、本法律案は、多数をもって可決された。

地理空間情報活用推進基本法案は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月13日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成19年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について塩崎内閣官房長官から、警察行政の基本方針及び平成19年度警察庁関係予算について溝手国家公安委員会委員長から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、地方分権改革の基本方針について菅国務大臣から、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全の基本方針について高市国務大臣から、経済財政政策の基本方針について大田国務大臣から、規制改革、国・地方行政改革、公務員制度改革、地域活性化、道州制の基本方針について渡辺国務大臣から、再チャレンジの基本方針について山本国務大臣から、それぞれ所信を聴取した。

これに対し、**３月15日**、酒類小売業の規制緩和に伴う公正取引の確保、再チャレンジ支援の在り方、地域経済の現状及び地域間格差等に関する大田国務大臣の認識、政府の地域活性化策の妥当性、臓器移植の推進に向けて政府が講ずべき施策、教育再生会議において教育現場の実態に見合った議論を行う必要性、障害者権利条約の早期署名及び国内法整備に向けた取組、自殺対策大綱の策定スケジュール及び包括的な自殺対策の推進、平成20年サミット開催地の決定の手順とテロ対策の在り方、道州制特区推進法の施行及び道州制ビジョンの策定に向けた取組状況、公務員が定年まで勤続できる体制の整備等の諸問題について質疑を行った。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度内閣予算等の審査を行い、空き交番解消計画の実施状況、「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」最終報告に対する国家公安委員会委員長の所見、最高裁の不適正契約等を踏まえた会計検査院の検査体制強化の必要性、業務の特性にかんがみた宮内庁における人員確保の必要性、北朝鮮拉致問題における日本の立場の理解促進に向けた米国への働きかけ、国家公務員に対する新たな再就職規制についての検討状況、宇宙産業育成に向けた取組と宇宙開発政策における司令塔機能の確立、自然災害等に係る事業継続計画（ＢＣＰ）の国際規格策定に際しての我が国の対応等の諸問題について質疑を行った。

７月５日、障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議を行った。

（２）委員会経過

○平成19年３月13日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成19年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について塩崎内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。

○警察行政の基本方針に関する件及び平成19年度警察庁関係予算に関する件について溝手国家公安委員会委員長から所信及び説明を聴いた。

○地方分権改革の基本方針に関する件について菅内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全の基本方針に関する件について高市内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○経済財政政策の基本方針に関する件について大田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○規制改革、国・地方行政改革、公務員制度改革、地域活性化、道州制の基本方針に関する件について渡辺国務大臣から所信を聴いた。

○再チャレンジの基本方針に関する件について山本国務大臣から所信を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政の基本方針に関する件、地方分権改革の基本方針に関する件、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全の基本方針に関する件、再チャレンジの基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件、規制改革、国・地方行政改革、公務員制度改革、地域活性化、道州制の基本方針に関する件について渡辺国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、溝手国家公安委員会委員長、高市内閣府特命担当大臣、大村内閣府副大臣、椎名財務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、小渕文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、工藤堅太郎君（民主）、木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について駒崎衆議院事務総長、川村参議院事務総長、黒澤国立国会図書館長、濱坂裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について大塚会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、日本学術会議、宮内庁、警察庁））について溝手国務大臣、渡辺国務大臣、塩崎内閣官房長官、菅内閣府特命担当大臣、高市内閣府特命担当大臣、北川環境大臣政務官、小渕文部科学大臣政務官、大塚会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、工藤堅太郎君（民主）、木俣佳丈君（民主）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）**について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月27日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）**

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、池坊文部科学副大臣、河合総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、岡下内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、神本美恵子君（民主）、木俣佳丈君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第６号）賛成会派　自民、公明、国民

反対会派　民主

（閣法第７号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　なし

なお、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第７号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について溝手国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年３月28日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について溝手国家公安委員会委員長、鈴木内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、朝日俊弘君（民主）

○平成19年３月29日（木）（第６回）

○ **犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について参考人全国銀行協会副会長・専務理事斉藤哲君及び日本弁護士連合会副会長松坂英明君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ **犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）**について溝手国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第29号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○ **道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について溝手国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年４月10日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ **道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について溝手国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年４月12日（木）（第８回）

○ **道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について参考人横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授田中利幸君、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会共同代表高石洋子君、財団法人土地総合研究所理事古倉宗治君及び財団法人全日本聾唖連盟理事長安藤豊喜君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年４月17日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ **道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）**について溝手国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第57号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**総合研究開発機構法を廃止する法律案（閣法第61号）**について大田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月24日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**総合研究開発機構法を廃止する法律案（閣法第61号）**について大田内閣府特命担当大臣、大村内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官及び参考人総合研究開発機構理事長伊藤元重君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

（閣法第61号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　なし

○平成19年５月８日（火）（第11回）

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年５月10日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、国井農林水産副大臣、椎名財務大臣政務官、高木経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行企画局長雨宮正佳君、国民生活金融公庫総裁薄井信明君、農林漁業金融公庫理事坂野雅敏君及び中小企業金融公庫理事石川雅郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、櫻井充君（民主）、木俣佳丈君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○**特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（第164回国会参第２号）**

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（第164回国会参第13号）

以上両案の撤回を許可した。

○平成19年５月15日（火）（第13回）

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について財政金融委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について参考人中央大学商学部教授根本忠宣君、全国商工会連合会会長清家孝君、毎日新聞論説委員北村龍行君及び慶應義塾大学経済学部教授木村福成君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、尾立源幸君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年５月17日（木）

内閣委員会、財政金融委員会連合審査会（第１回）

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣、渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、政府参考人及び参考人沖縄振興開発金融公庫副理事長金井照久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、亀井郁夫君（国民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成19年５月17日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）

以上両案について渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、大野総務副大臣、田中財務副大臣、大前防衛大臣政務官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、小川敏夫君（民主）、藤末健三君（民主）

（閣法第46号）賛成会派　自民、公明、国民

反対会派　民主

（閣法第47号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、国民
なお、両案について附帯決議を行った。

○平成19年５月22日（火）（第15回）

○**地理空間情報活用推進基本法案（衆第31号）（衆議院提出）**について提出者衆議院内閣委員長河本三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第31号）賛成会派　自民、民主、公明、国民
反対会派　なし

○**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）**について大田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月24日（木）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）**について大田内閣府特命担当大臣、大村内閣府副大臣、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、亀井郁夫君（国民）
（閣法第58号）賛成会派　自民、民主、公明、国民
反対会派　なし

○平成19年６月12日（火）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）**について渡辺国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、塩崎内閣官房長官、林内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕秋元司君（自民）、小池正勝君（自民）、松井孝治君（民主）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年６月14日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）**について渡辺国務大臣、塩崎内閣官房長官、林内閣府副大臣、大野総務副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕秋元司君（自民）、小池正勝君（自民）、木俣佳丈君（民主）、加藤敏幸君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年６月18日（月）（第19回）

○**国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）**について参考

人富士電機ホールディングス株式会社相談役・日本経済団体連合会労使関係委員長加藤丈夫君、千葉大学法経学部長新藤宗幸君、兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科准教授中野雅至君及び財団法人総評会館理事長・行政改革推進本部専門調査会委員丸山建藏君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、朝日俊弘君（民主）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年６月19日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）**について渡辺国務大臣、鈴木内閣官房副長官、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、小池正勝君（自民）、風間昶君（公明）

○平成19年６月27日（水）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）**について渡辺国務大臣、塩崎内閣官房長官、林内閣府副大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、風間昶君（公明）、小川敏夫君（民主）、高嶋良充君（民主）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年６月28日（木）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）（衆議院送付）**について塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、林内閣府副大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕主濱了君（民主）、内藤正光君（民主）、尾立源幸君（民主）、直嶋正行君（民主）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年７月５日（木）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○**障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議**を行った。

○請願第137号外145件を審査した。

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第６号）

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域再生協議会を設置することができるようにするとともに、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附に係る課税の特例措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域再生計画に記載することができる、目標達成のために行う事業に関する事項として、次の事項を追加する。

１　地域において高年齢者、障害者その他の就職が困難な者を雇用することを通じて雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって、会社により行われるものに関する事項

２　地域において高年齢者、障害者、安定した職業に就くことが困難な状況にある青年、妊娠、出産若しくは育児を理由として休業若しくは退職をした女性その他のその有する能力を社会において有効に発揮することが困難な状況にある者に係る募集方法の改善、職域の拡大、雇用形態の改善等を行う事業主、又は地域においてこれらの者に対して職業能力の開発及び向上若しくは助言その他の援助を行う特定非営利活動法人等に対して助成を行う事業のうち、雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業であって、公益法人により行われるものに関する事項

二、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画（内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画をいう。）及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができるものとし、その構成員等に関する規定を設ける。

三、次に掲げる認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を追加する。

１　特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例

認定地域再生計画に記載されている一の１の事業を行う会社であって、地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）が指定するもの（以下「特定地域雇用会社」という。）に対し、法人が当該指定に係る事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする金銭による寄附をした場合において、当該寄附について認定地方公共団体による確認がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該法人に対する法人税の課税について損金算入の特例の適用があるものとし、特定地域雇用会社の指定に関する手続、監督その他所要の規定を整備する。

２　特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例

認定地域再生計画に記載されている一の２の事業を行うことを主たる目的とする公益法人であって、地域における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するもの(以下「特定地域雇用等促進法人」という。)に対し、個人又は法人が金銭による寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとし、特定地域雇用等促進法人の指定に関する手続及び監督に係る所要の規定を整備する。

四、この法律は、平成19年４月１日から施行する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第７号)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、内閣総理大臣に対する構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長する等の措置を講ずるほか、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案の募集

新たな規制の特例措置の整備等に係る提案募集について明文化するとともに、内閣総理大臣は、平成24年３月31日までの間、定期的に提案募集を行うものとする。

二、構造改革特別区域計画の認定申請期限の延長

平成19年３月31日までとされている構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を、平成24年３月31日まで延長する。

三、特定事業の実施に係る関係行政機関の長等の配慮

関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画に係る特定事業（地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち規制の特例措置の適用を受けるものをいう。）の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

四、法律の特例に関する措置

１　地方自治法に基づき、条例による事務処理の特例として都道府県知事が行う事務を市町村が処理することとした場合、当該事務に係る国との協議等については、当該市町村が都道府県を経由せず行うことを認める。

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している学校施設の管理及び整備に関する事務について、公の施設との一体的な利用等を図るため必要であると認める場合は、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することを認める。

３　３歳未満児に係る幼稚園入園事業に係る学校教育法の特例を削除する。

4　地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業に係る老人福祉法の特例を削除する。

五、施行期日等

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、三は公布の日から起算して１月を経過した日、一は公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日、四の１及び２は平成19年10月１日、四の３は平成20年４月１日から、それぞれ施行する。

2　政府は、この法律の施行後５年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、抜本的な規制改革及び地方分権の推進の観点から次の諸点に留意し、適切な措置を講ずべきである。

一、今後とも、本法に基づき講じられた規制の特例措置につき、評価委員会の評価を経て全国的に展開すべきとの結論に達した場合には、速やかに所要の措置を実施し、規制の特例措置が特定地域の既得権益とならないよう十分な配慮を行うこと。

二、近時、提案に基づき構造改革特別区域において講じられる規制の特例措置あるいは全国において実施される規制改革事項が減少する一方、民間事業者等からの規制の特例措置の提案数の割合が高まっている状況を踏まえ、特に民間事業者等からの提案がより規制改革に反映されるよう、構造改革特別区域推進本部等においては、規制所管省庁との調整を一層強力に行い、規制改革が進展するよう努めること。

三、規制の特例措置に基づく事業実施の件数が一定以上確保されない場合、当該特例措置についての評価が困難であることにかんがみ、特例措置を定めるに当たっては、相当数の参入が見込まれるような条件整備を行うこと。

四、「３歳未満児に係る幼稚園入園事業」の全国展開に当たっては、評価において、２歳児については満３歳児以上と同様の教育はなじまないとの結論が得られたことにかんがみ、一人一人の発達段階に応じた受入れが適切に行われるよう十分に配慮するとともに、当該全国展開が保育所等における子育て支援機能と重複する面が存在することから、保育所・認定こども園との関係で保護者や現場に混乱を生じさせないよう適切な措置を講じること。

五、規制の特例措置の相当数が国と地方公共団体との関係調整に係るものであることを踏まえ、今後とも、一層の地方分権の推進を図ること。

右決議する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転の状況及びその防止対策に関する国際的動向にかんがみ、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1　「犯罪による収益」とは、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定する犯罪収益等、又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2　「特定事業者」とは、金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等をいう。

二、国家公安委員会の責務等

国家公安委員会は、特定事業者による措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努める。また、国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた犯罪による収益に関する情報等が、刑事事件の捜査及び犯則事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力に有効に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

三、特定事業者による措置等

1　特定事業者（弁護士及び弁護士法人を除く。以下同じ。）は、一定の取引について顧客等の本人特定事項（自然人は氏名、住居及び生年月日、法人は名称、所在地）の確認（以下「本人確認」という。）を行うとともに、本人特定事項、本人確認のためにとった措置等に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成し、これを７年間保存しなければならない。

2　特定事業者は、一定の取引を行った場合、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容等に関する記録等（以下「取引記録等」という。）を作成し、これを７年間保存しなければならない。

3　特定事業者（司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士等を除く。）は、一定の業務において収受した財産が犯罪による収益である疑い等がある場合には、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならないこととし、行政庁等は、当該届出に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

4　業として為替取引を行う特定事業者は、外国為替取引を行うときは、顧客の本人特定事項等を通知して行わなければならない。

5　弁護士及び弁護士法人による本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

四、疑わしい取引に関する情報の提供

1　国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する事項及び外国において疑わしい取引に関する事項等を扱う機関（以下「外国機関」という。）から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が、検察官等による犯罪収益に関わる罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2　国家公安委員会は、外国機関に対し、その職務の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

五、その他

特定事業者に対する監督、罰則その他所要の規定を整備する。

六、施行期日等

1　この法律は、一部を除き平成19年４月１日から施行する。特定事業者による措置等に係る規定については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　犯罪による収益の移転防止のための制度については、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、犯罪による収益の移転防止及びテロ資金対策においては、国際的な連携を十分に図ること。また、金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）等におけるルール作りにおいては、我が国の国情を踏まえつつ、主体的な役割を果たすことができるよう体制を整えること。

二、本法による措置の実施に当たっては、国民及び特定事業者に過度な負担を負わせ、その結果、健全な経済活動を萎縮させることがないよう十分配意すること。

三、本法により新たに疑わしい取引の届出を行うこととなる特定事業者に対し、疑わしい取引の判断要件をできる限り明確に示すこと。

四、本法において疑わしい取引の届出が義務付けられていない、いわゆる士業等特定事業者が、疑わしい取引と認識して自ら届出を行った場合については、免責を受けることを可能とする等、守秘義務との両立を図ることができるような措置を検討すること。

五、疑わしい取引の届出に係る情報の取扱いについては、特定事業者から届出を受ける行政庁はもとより、当該情報その他の犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を行う国家公安委員会において、外部への漏洩等が発生しないよう、情報管理の徹底等に十分留意すること。

六、国家公安委員会が金融情報機関（ＦＩＵ）としての機能を十分発揮できるよう、金融

庁のノウハウを活用するほか、情報の集約、整理及び分析に当たる人材の育成等体制整備を図ること。

七、国家公安委員会による行政庁への意見陳述及び都道府県警察による特定事業者への立入検査等については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう留意すること。

八、本法の施行状況等を勘案して行われる犯罪による収益の移転防止のための制度の検討に当たっては、士業等特定事業者が有する自治の原則又は守秘義務の遵守、並びにこれらの事業者が疑わしい取引の届出の対象とされていない趣旨等に十分配慮すること。

右決議する。

株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融の補完を旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する金融機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進及び産業の国際競争力の維持・向上を図るための金融機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に実施されることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

二、業務

1　公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

イ　独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの、教育を受ける者等、生活衛生関係営業者等、農林漁業者、食品及び飼料の製造、加工及び流通の事業を営む者等、中小企業者及び信用保証協会に対して資金を貸し付ける業務

ロ　国民一般、農林漁業者及び中小企業者に対する貸付債権等の証券化を支援する業務

ハ　中小企業信用保険法の規定による保険

ニ　国際協力銀行業務

ホ　公庫の行う業務の利用者に対する当該業務に関連する情報の提供

ヘ　イからホに掲げる業務に附帯する業務

2　公庫は、その目的を達成するため、指定金融機関が危機による被害に対処するために必要な資金の貸付け等を公庫からの信用の供与を受けて行うこと（以下「危機対応業務」という。）の必要性等を主務大臣が認定する場合に、指定金融機関に対し、当該危機対応業務に必要な資金の貸付け又は債務の弁済がなされないこととなった額の一部補てんの業務を行うこと及びこれらの信用の供与を得て行う貸付け等について利子補給金の支給の業務を行うことができる（以下「危機対応円滑化業務」という。）。

3　公庫は、危機対応円滑化業務を実施するための方針を定め、公表しなければならない。また、公庫は、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

三、組織・会計経理等

1　政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

2　公庫は、国際協力銀行業務を行う専任の部門において国際協力銀行という名称を用いることができる。

3　公庫の役員等の選任及び解任手続、役職員等の秘密保持義務等について所要の規定を設ける。

4　予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施等について所要の規定を設ける。

5　公庫は、所定の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

6　公庫は、毎事業年度の剰余金の額が零を上回るときは、政令の定めにより計算した額を準備金として積み立て、なお残余があるときは、その額を国庫に納付しなければならず、その剰余金の額が零を下回るときは、準備金を剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

7　政府は、公庫に対する資金の貸付け及びその発行する債券についての保証の付与ができる。

8　公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡及び公庫の解散等については、別に法律で定める。

四、施行期日等

1　この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。国民生活金融公庫法、農林漁業金融公庫法、中小企業金融公庫法及び国際協力銀行法の廃止及び廃止に伴う経過措置の規定等は、平成20年10月１日から施行する。

2　設立委員の任命、定款の作成等の公庫の設立に関する所要の規定を設ける。

3　国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、公庫が成立する平成20年10月１日において解散するものとし、その権利・義務の承継等に関する規定を設ける。

4　政府は、公庫の業務の在り方について検討し、必要と認めるときは、業務の廃止その他の所要の措置を講ずるとともに、公庫の成立後５年を経過した場合において、この法律の施行状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要と認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、両法律の施行に当たっては、次の事項について留意し、その運用に万全を期すべきである。

一、株式会社日本政策金融公庫（新公庫）の組織運営に当たっては、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金需要に質量ともに的確に応えるものとし、そのために必要かつ十分な財政措置等を講ずるとともに、欠損金処理を行う場合には、透明性を確保しつつ、これまでの政策遂行のために行われた貸付けにより生じたコストについては、適切に財政措置等を講ずること。

なお、財政措置等を講ずるに当たっては、その目的を明確化すること。

二、新公庫の組織設計・運営に当たっては、統合効果により効率的な事業運営の実現とガバナンスの向上に努めるとともに、業務の態様の違いを踏まえて内部組織を編成し、専門的能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三、新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

四、新公庫が国民生活金融公庫から承継する教育資金貸付の貸付対象範囲の見直しにより、民間金融機関からも新公庫からも貸付けを受けられない層が生ずることのないようにすること。

五、中小企業金融公庫の一般貸付の廃止に際しては、その時々の経済金融情勢及び政策ニーズを踏まえ、必要に応じ特別貸付制度においてメニューを新設・拡充するなど、中小企業者の資金需要に機動的に対応するよう努めること。

六、新公庫においては、過度な担保主義・保証人主義からの脱却を図り、特に、第三者保証を必要としないようにすること。

七、新公庫においては、国際協力銀行が果たしてきた資源・エネルギー確保や国際競争力確保等の機能を引き続き適切に果たすため、政府開発援助の円借款等との有機的な連携を図りつつ、国際協力銀行部門の対外的信用の維持と業務の積極的展開が一貫した体制の下で可能となるよう、適切な人材の確保を含めた体制の整備に努めるとともに、国内部門の勘定と収支相償原則に基づく国際部門の勘定とを明確に区分すること。

また、新公庫は、我が国の国際競争力の強化に資する環境・省エネルギー対策についても積極的に取り組むこと。

八、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的な活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な者に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずるなど制度の運用に万全を尽くすこと。

また、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うこと。

九、新公庫の貸付残高に係る数値目標の要否の議論は、現場の意見を尊重し、中小企業等の資金需要、民間金融機関の動向、内外の経済金融情勢の変化等を十分に踏まえ、政策金融改革の影響を見極めつつ、慎重に行い、機械的な目標設定はしないこと。

十、新公庫の業務の在り方の見直しに当たっては、国内金融業務及び国際協力銀行業務における統合効果についても十分に検証を行うこと。

右決議する。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、恩給法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関係法律に規定された国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は国際協力銀行の名称を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の名称に改める等の所要の整備を行う。

二、公庫の設立に併せて沖縄振興開発金融公庫においても業務の範囲を縮減する等の措置を講ずる。

三、公庫を競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の適用対象とする。

四、公庫を独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象とする。

五、公庫について法人税、所得税、事業所税等の非課税措置等を規定する。

六、施行期日等

1　この法律は、一部を除き、平成20年10月１日から施行する。

2　沖縄振興開発金融公庫法の一部改正等に伴う所要の経過措置を定める。

【附帯決議】

株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）と同一内容の附帯決議が行われている。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、悪質・危険運転者対策の推進

1　飲酒運転を行った者及び飲酒運転をするおそれがあると認められる者に対する呼気の検査を拒否した者に対する罰則を引き上げる。

2　酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し車両等を提供する行

為及び自己の運送の要求等をして飲酒運転が行われている車両等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者等に対する罰則を整備する。

3　自らの運転によって人の死傷を生じさせた者で、救護義務に違反したものに対する罰則を引き上げる。

4　公安委員会は、一定の悪質な違反行為をしたこと等を理由として、免許を拒否し、又は取り消したとき等は、政令で定める基準に従い、３年以上10年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間等を指定することとする。

5　警察官は、違反行為を行い、又は交通事故を起こした運転者に運転を継続させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、運転免許証等の提示を求めることができることとする。

二、高齢運転者対策等の推進

1　75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転免許証の更新期間が満了する日前６月以内に、認知機能に関する検査を受けなければならないこととし、公安委員会は、当該検査を受けた者が一定の基準に該当するときは、臨時に適性検査を行うこととする。

2　高齢者講習を受講することができる期間に関する規定を整備する。

3　75歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車を運転する場合においては、内閣府令で定める標識を表示しなければならないこととするとともに、その標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ等を禁止することとする。

三、自転車利用者対策の推進

1　普通自転車は、その運転者が児童又は幼児であるとき、車道又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき等には、歩道を通行することができることとする。ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでないこととする。

2　歩行者は、歩道上に普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならないこととする。

3　児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととする。

4　地域交通安全活動推進委員の活動に、自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えることとする。

四、被害軽減対策の推進

自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。

五、その他

1　公安委員会は、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を選択して設置することができることとする。

2　警察署長が移動保管した放置車両に関する規定を整備するとともに、指定車両移動

保管機関に関する規定を廃止する。

3　貨物軽自動車運送事業者の安全運転管理者選任義務に関する規定を整備する。

六、施行期日

一の１、２、３及び５並びに五の１の改正規定は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日、二の３、三、四、五の２及び３の改正規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日、一の４並びに二の１及び２の改正規定は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、飲酒運転等の悪質・危険運転の根絶に向け、本法をはじめとする関係法令の適正かつ厳格な適用に努めるとともに、国、地方公共団体等が一体となって、飲酒運転等に対する国民の一層の意識改革が図られるようにすること。

二、アルコールを検知するとエンジンがかからなくなる「インターロック装置」等の技術開発の促進、自動車運転代行業の更なる利用のための環境整備を行うなど、飲酒運転を防止するための総合的な対策を講ずること。

三、75歳以上の高齢運転者及び聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、本法施行後の事故実態等を分析し、関係者の意見を十分聴取しつつその在り方に検討を加え、必要に応じ見直しを行うこと。

四、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与についての施行状況を見ながら、運転免許の付与条件の妥当性について引き続き検討を行うとともに、原動機付き自転車等、運転することができる自動車の種類の拡大について調査・検討を行うこと。検討に当たっては、諸外国の状況に配意するとともに、聴覚障害者団体との意見交換を実施すること。

五、自転車による交通事故の減少に向け、本法の的確な実施を確保するとともに、都市空間における自動車、自転車及び歩行者の各交通主体が円滑な通行を行うことができるよう、関係省庁等が密接な連携を図り、自転車の走行空間の早期整備に努めること。

六、自転車の車道通行の原則及び自転車利用者のルールについて国民各層に周知徹底するため、適時適切な広報活動を行うとともに、学校、地域社会等において十分な教育、啓発を行うことができるよう環境整備を行うこと。また、交通の教則における自転車の通行ルールに関する記載を充実するとともに、地域交通安全活動推進委員に対して自転車の通行方法についての講習を実施すること。

七、後部座席のシートベルトの着用についてはその効果に関する積極的な広報活動に努め、国民の理解を得るとともに、後部座席におけるシートベルトの着用率が低迷している背景を十分に分析し、締めやすいシートベルトへの改善を促進する等、着用率向上のための有効な施策を講ずること。

八、本法に係る政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分に尊重するとともに、国民への周知徹底を積極的に図ること。

右決議する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第58号）

【要旨】

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするための法律の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、不動産登記法等の特例に関する措置の追加

1　法務大臣は、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に関する業務（以下「特定業務」という。）を官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることとする。

2　特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者の要件を定める。

3　公共サービス実施民間事業者等に対し、特定業務の実施に関して知り得た情報を特定業務の用に供する目的以外に利用することを禁止する。

4　公共サービス実施民間事業者等に対し、登記簿等の国が管理する設備・物品を適正に取り扱うことを義務付ける。

5　公共サービス実施民間事業者に対し、特定業務の実施状況の報告を義務付ける。

6　法務大臣が公共サービス実施民間事業者に対して特定業務の停止を命じ、又は契約を解除することができる要件を定める。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

総合研究開発機構法を廃止する法律案（閣法第61号）（先議）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、総合研究開発機構の財団法人への組織変更を可能にする規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総合研究開発機構法の廃止

総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）は廃止する。

二、旧法の効力

旧法の規定は、総合研究開発機構（以下「機構」という。）が解散する場合はその清算結了の登記の時、財団法人に組織変更する場合はその組織変更の時までの間は、なおその効力を有する。

三、財団法人への組織変更

1　機構は、平成20年３月31日までの間に、民法第34条の規定により設立される同様の業務を行うことを目的とする財団法人に組織を変更することができる。機構の組織変更は、内閣総理大臣の認可を受け、財団法人の設立の登記をすることによって、その

効力を生ずる。

2　債権者保護手続等に関する規定を設ける。

四、出資者の持分の取扱い

1　機構が財団法人に組織変更をする場合には、政府以外の出資者は、機構に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

2　政府の持分及び払戻請求のなかった政府以外の出資者の持分については、その持分に相当する金銭が、組織変更後の財団法人に対し無利子で貸し付けられたものとする。

3　2の政府の貸付金の償還期間は、8年（3年以内の据置期間を含む。）以内とする。

五、機構の解散

組織変更をしない場合、平成20年3月31日の経過する時に機構は解散する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要旨】

本法律案は、国家公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、離職後の就職に関する規制の導入、再就職等監視委員会の設置等により退職管理の適正化を図るほか、官民人材交流センターの設置により官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、能力・実績主義の導入に係る国家公務員法の改正

1　人事管理の原則として、職員の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び試験の種類にとらわれてはならず、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）に基づいて適切に行われなければならないことを明確化する。

2　内閣総理大臣は、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定め、標準職務遂行能力及び適性を昇任・転任の判断基準とする。また、内閣総理大臣は、採用昇任等基本方針の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

3　職員の人事評価は、公正に行われなければならないこととし、人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

二、離職後の就職に関する規制等に係る国家公務員法の改正

1　内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の退職管理等に関する事務（人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2　内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項に関し調査することができることとし、この権限を内閣府に設置する再就職等監視委員会に委任する。同委員会は、再就職規制の適用除外の承認、任命権者への勧告等を実施する。同委員会に置かれる再就職等監察官は、各府省等における再就職規制に係る違反の調査等を行う。

3　内閣総理大臣は、職員の離職に際しての離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行い、この事務を内閣府に設置する官民人材交流センターに委任する。同センターの長は、内閣官房長官をもって充てる。

4　各府省等職員が職員又は職員であった者について、営利企業及び一定の非営利法人（以下「営利企業等」という。）に対し離職後の就職のあっせんを行うことを規制する。

5　現職職員が自らの職務と利害関係を有する一定の営利企業等に対し、求職活動を行うことを規制する。ただし、現役出向の場合、一定の官職以下の職員の再就職の場合、官民人材交流センターから紹介された場合等については、現職職員による当該営利企業等への求職活動を可とする。

6　離職後に営利企業等の地位に就いている退職職員が、離職後２年間、一定の国の機関の現職職員に対し、当該営利企業等又はその子法人が関係する契約・処分であって離職前五年間（課長級以上ではその職に就いていた間）に担当していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制する。

7　離職後に営利企業等の地位に就いている退職職員が、一定の国の機関の現職職員に、在職中に自らが決定した契約・処分であって当該営利企業等が関係するものに関して働きかけを行うことを規制する。

8　管理職職員であった者が、営利企業等の地位に就く場合等には、離職後２年間、内閣総理大臣に一定の事項を届け出なければならない。

9　６から８において、違反行為に対しては過料を科し、不正な行為等に対しては刑罰を科す。

三、独立行政法人通則法の改正等

独立行政法人通則法において、特定独立行政法人の役職員について国家公務員法の退職管理、任用、人事評価等に関する規定を準用・適用するほか、一般職の職員の給与に関する法律等の規定を整備する。

四、施行期日等

1　この法律は、一部を除き平成20年12月31日までの間において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。一の改正規定及び三の改正規定の一部については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。

2　国家公務員の職階制に関する法律を廃止する。

3　施行日から３年を超えない範囲内の政令で定める日までの間、職員（離職後２年を経過していない者を含む。）は、内閣の承認を得た場合等を除き、離職前の在職機関と密接な関係にある一定の営利企業の地位に就くことを承諾し、又は就いてはならない。

4　政府は、官民人材交流センターについて、この法律の施行後５年を経過した場合において、その体制を見直し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

地理空間情報活用推進基本法案（衆第31号）

【要旨】

本法律案は、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

地理空間情報（空間上の位置を示す情報等をいう。）の活用の推進に関する施策に関し、総合的かつ体系的な施策の実施、信頼性の高い衛星測位（人工衛星の信号を用いてする位置の決定等に関する情報の取得をいう。）によるサービスを安定的に享受できる環境の確保、防災対策の推進、行政運営の効率化・高度化、国民の利便性の向上、多様な事業の創出、民間事業者による技術提案・創意工夫の活用、個人の権利利益・国の安全への配慮等の基本理念を定める。

二、国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務等について定める。

三、地理空間情報活用推進基本計画等

政府は、地理空間情報の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地理空間情報活用推進基本計画を策定しなければならないこととするとともに、計画の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

四、基本的施策

1　地理空間情報の活用の推進に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査・研究、知識の普及、人材の育成、行政における地理空間情報の活用、個人情報の保護等に係る施策について定める。

2　地理情報システム（電子地図上で地理空間情報を一体的に処理する情報システムをいう。）に係る施策について、基盤地図情報（電子地図上の地理空間情報の位置を定めるための基準となる位置情報をいう。）の整備、地図関連業務における基盤地図情報の相互活用、国が保有する基盤地図情報の原則無償提供等に関する規定を設ける。

3　衛星測位に係る施策について、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムの運営主体との連絡調整、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証、その成果を踏まえた衛星測位の利用促進等に関する規定を設ける。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

②審査未了となった議案

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第164回国会参第7号）

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（第164回国会参第14号）

【要旨】

本法律案は、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るため、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び過程に関する事項、落札者又は随意契約の相手方の役員のうちの国の職員であった者の数等を公表しなければならないこと等を定めようとするものである。

③撤回を許可した議案

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（第164回国会参第2号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（第164回国会参第13号）

【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化に関する措置を講じようとするものである。

（4）委員会決議

—— 障害を理由とする差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議 ——

少子高齢化や経済のグローバル化など社会経済の大きな変化に直面する中で、21世紀を活力に満ち、国民一人一人にとって生きがいのある安全で安心な社会としていくためには、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が重要である。

政府においては、近時、平成16年の障害者基本法の改正を一つの契機として、雇用、福祉・医療、バリアフリーのまちづくり、教育等の各分野において重要な制度改正を相次いで行うなど、障害者が住み慣れた地域において自立した生活を送り、社会のあらゆる活動に参加・参画できることを支援・促進するための各種施策を推進してきている。

しかしながら、障害者やその家族を取り巻く社会経済状況には依然として厳しいものがあり、障害者が地域社会で普通に暮らすことに大きな困難を感じる状況や、障害児とともに暮らす親が、自らが亡き後のわが子の行く末を案ずるという状況が引き続き存在する。

こうした中、昨年12月13日、国連総会本会議において、障害を理由とするあらゆる差別をなくし、障害者の権利と尊厳を保護・促進することを目的とした包括的・総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択されたところである。

同条約では、法の下の平等、アクセシビリティー、教育、健康、雇用等の広範な分野について障害者の権利が規定されるとともに、障害を理由とするあらゆる差別をなくすことが求められている。

障害を理由とする差別の禁止については、わが国では、平成16年の障害者基本法の改正において、初めて明示されたところであるが、同法の改正時には、本委員会において、「国連における障害者権利条約の制定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと」とする附帯決議を付している。

条約の早期締結に向け、わが国の障害者に関する制度全般について必要な見直しを行うことは喫緊の課題であり、その際には、障害者差別の禁止に関する法制度の在り方について、早急に検討を行うことを強く政府に要請する。

右決議する。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	山内　俊夫（自民）		木村　仁（自民）		澤　雄二（公明）
理　事	景山　俊太郎（自民）		世耕　弘成（自民）		遠山　清彦（公明）
理　事	二之湯　智（自民）		山崎　力（自民）		吉川　春子（共産）
理　事	森元　恒雄（自民）		山本　順三（自民）		又市　征治（社民）
理　事	伊藤　基隆（民主）		吉村　剛太郎（自民）		長谷川　憲正（国民）
理　事	那谷屋　正義（民主）		芝　博一（民主）		今泉　昭（無）
	小野　清子（自民）		高嶋　良充（民主）		― 欠員１名 ―
	尾辻　秀久（自民）		高橋　千秋（民主）		
	河合　常則（自民）		内藤　正光（民主）		（19.2.6 現在）

（１）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案14件（うち本院先議２件）及び承認案件１件の合計15件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願４種類41件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

恩給・公務員・統計　**恩給法等の一部を改正する法律案**は、高齢化が著しい恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を公的年金の引上率により自動的に改定する制度の導入等を行おうとするものであり、恩給制度の現状及びその評価と今後の見通し、扶助料制度間の不均衡是正の意義、改定方式を見直す理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び**地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**の育児休業関係２法律案は、一般職の国家公務員及び地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとするものである。また、**国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案**及び**地方公務員法の一部を改正する法律案**の自己啓発等休業関係２法律案は、一般職の国家公務員及び地方公務員について、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業に関する制度を設けようとするものである。委員会においては、これら４法律案を一括して議題とし、育児短時間勤務制度を導入する意義、休暇・休業・研修制度等の全般にわたる見直しの必要性、自己啓発等休業取得者に対する経済的支援の検討、育児休業や育児短時間勤務が可能となる職場環境の整備等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、育児休業関係２法律案、自己啓発等休業関係２法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

統計法案は、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、

現行統計法の全部を改正し、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めるとともに、統計データの利用促進等の措置を講じようとするもので、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」に改革する意義、公的統計の総合調整を担う「司令塔」機能の強化、調査票情報等の適正管理と秘密の保護の徹底等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方税財政　平成十八年度補正予算の関連法律案として提出された**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、当該補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を償還するとともに、調整額の復活のため普通交付税の増額を行った上で、残余の額を同年度内に交付しないで、平成19年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるようにするもので、地方団体の安定的な財政運営と一般財源総額の確保、交付税特別会計借入金の償還及び次年度への繰越を行う理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、地方団体間の税収格差を縮小するための施策、地方への税源移譲を円滑に行う必要性とその意義、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例を延長する理由、バリアフリー特例措置を持家居住者に限定した理由等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。また、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、平成19年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するとともに、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものである。委員会においては、地方交付税の予見可能性を高めるための取組、頑張る地方応援プログラムにおける地方交付税活用の是非、地方行革の努力成果を地方税財源の充実につなげる必要性、新型交付税導入が小規模団体や旧産炭地域の地方団体の財政に与える影響及びその対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって、原案どおり可決された。

地方公営企業等金融機構法案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成20年10月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。委員会においては、機構の貸付対象事業を法律で限定する理由、貸付けにおける審査体制の確立並びに情報公開の必要性、貸付けの段階的な縮減と財政力の弱い団体に対する配慮、機構の資金調達能力への懸念と住民

サービスへの影響、地方分権推進の視点に立った10年後の見直しの在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。さらに、**地方公共団体の財政の健全化に関する法律案**は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政健全化計画等を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、地方公共団体の意見を反映した財政指標及び早期健全化基準等の設定、財政状況を住民に分かりやすく説明する必要性、財政再生団体に対する国の財政上の措置、監査制度の実効性確保に向けた取組、金融機関の貸し手責任の在り方、夕張市が財政破綻した要因及び住民負担の増加等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行政・消防　**消防法の一部を改正する法律案**は、大規模・高層建築物等における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び管理体制の整備を義務付ける等の改正を行おうとするもので、事業所の設置する自衛消防組織と地域との連携の必要性、管理権原が分かれている防火対象物の防災体制の確立、防災管理者等に対する講習内容とその充実策、法改正の対象外となる事業所の震災対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**は、個人情報に対する意識の高まり等を踏まえ、住民票の写し等の交付制度について、交付請求の主体と目的を限定するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認を厳格化しようとするもので、住民情報の大量流出への対応とその防止策、住民基本台帳カードの普及に向けた積極的な取組、代理人が住民票の写し等を交付請求する際の審査の在り方、閲覧制度見直し後の実施状況の全国的把握と結果の公表、住民票交付等の事務を民間委託することの是非等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

ＮＨＫ・電気通信　**特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案**は、電気通信機器及び電気用品等の特定機器の製品認証について「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の適確かつ円滑な実施を確保するとともに、外国との間で将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できるよう国内法の整備を行おうとするもので、今後締結される相互承認協定の国会承認の必要性、認証業務への民間参入の促進と信頼される認証機関の育成、電気通信事業者に対する監督体制の在り方、相互承認協定における消費者保護の位置付け等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるＮＨＫ平成19年度予算）は、改革・新生に向けた３か年計画の２年目の予算として、視聴者の信頼を回復し、受信料収入の回復に全力を挙げることにより３年ぶりの増収を見込むと

ともに、放送サービスの質を確保しつつ効率的な業務運営を行うこととしている。委員会においては、不祥事の再発防止に向けたＮＨＫの改革への取組、国民・視聴者の信頼回復と受信料の公平負担の確保、受信料支払い義務法制化の是非、経営委員会の機能強化と委員人選の在り方、ＮＨＫアーカイブス・オンデマンド事業の今後の展開と採算性、放送に対する行政の関与と表現の自由等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月８日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について菅総務大臣から所信を聴取し、平成19年度総務省関係予算に関する件について大野総務副大臣から、平成19年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から、それぞれ説明を聴いた。

３月15日、菅総務大臣の所信及び平成19年度人事院業務概況について、新型交付税の拡大の見通し、国と地方の税収比一対一を目指す理由と具体的方策、放送における不祥事発生時における行政対応の在り方、頑張る地方応援プログラムにおける離島等条件不利地域への配慮、簡易郵便局の一時閉鎖とこれに対応した郵便局ネットワーク維持方策等の質疑を行った。

３月20日、平成19年度地方財政計画に関する件について菅総務大臣から概要説明を聴いた後、大野総務副大臣から補足説明を聴いた。

また、予算委員会から委嘱を受けた平成19年度内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、ネットワーク上の本人確認への公的個人認証制度の有効活用、減少する消防団員の確保策、交付税特別会計借入金の償還と地方団体の中長期的な財政運営の安定化、「頑張る地方応援プログラム」及び「新型交付税」に対する地方団体の評価、放送法改正と表現・言論の自由、日本郵政公社職員の大量退職への対応等の質疑を行った。

３月22日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

（２）委員会経過

○平成19年２月６日（火）（第１回）

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、澤雄二君（公明）

（閣法第１号）賛成会派　自民、公明

反対会派　なし

欠席会派　民主、共産、社民、国民、無

○平成19年３月８日（木）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について菅総務大臣から所信を聴いた。

○平成19年度総務省関係予算に関する件について大野総務副大臣から説明を聴いた。

○平成19年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成19年度人事院業務概況に関する件について菅総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社理事西村清司君、同公社副総裁髙橋俊裕君及び同公社常務執行役員塚田爲康君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、内藤正光君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月20日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法の一部を改正する法律案（閣法第８号）（衆議院送付）**について菅総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社副総裁髙橋俊裕君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、那谷屋正義君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第８号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民、国民

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年度地方財政計画に関する件について菅総務大臣から概要説明を聴いた後、大野総務副大臣から補足説明を聴いた。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫）について菅総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事佐々木英治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年３月22日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）**について菅総務大臣、富田財務副大臣、小渕文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、高嶋良充君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第９号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民、国民
欠席会派　無

○**地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議**を行った。

○平成19年３月27日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長橋本元一君から説明を聴き、同大臣、谷口総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会経営委員会委員長石原邦夫君、同協会理事原田豊彦君、同協会理事小林良介君、同協会理事小野直路君、同協会理事金田新君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、小泉顕雄君（自民）、山崎力君（自民）、森元恒雄君（自民）、高橋千秋君（民主）、内藤正光君（民主）、澤雄二君（公明）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、後藤博子君（国民）

（閣承認第１号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕伊藤基隆君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第10号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成19年４月12日（木）（第８回）

○**特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月17日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕芝博一君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第62号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月19日（木）（第10回）

○**消防法の一部を改正する法律案（閣法第63号）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月24日（火）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消防法の一部を改正する法律案（閣法第63号）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、高橋千秋君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）

（閣法第63号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民
反対会派　なし
欠席会派　社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月26日（木）（第12回）

○**国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議**

院送付）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上４案について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月８日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）**

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上４案について菅総務大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第30号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第31号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第32号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第33号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について、

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）及び地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○平成19年５月10日（木）（第14回）

○**統計法案（閣法第34号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月15日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**統計法案（閣法第34号）（衆議院送付）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉川春子君（共産）、二之湯智君（自民）、又市征治君（社民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第34号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月17日（木）（第16回）

○**地方公営企業等金融機構法案（閣法第44号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月22日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方公営企業等金融機構法案（閣法第44号）（衆議院送付）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、芝博一君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第44号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、国民

反対会派　共産

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月24日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月29日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）**について菅総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁西川善文君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、内藤正光君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第69号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし
欠席会派　無

○平成19年６月７日（木）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、高嶋良充君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、長谷川憲正君（国民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年６月12日（火）（第21回）

○**地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）**について参考人福島県泉崎村長小林日出夫君、慶應義塾大学大学院教授・前鳥取県知事片山善博君及び山口県柳井市長河内山哲朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、那谷屋正義君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年６月14日（木）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、内藤正光君（民主）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第68号）賛成会派　自民、民主、公明、国民
反対会派　共産、社民
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年７月５日（木）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。
○請願第24号外40件を審査した。
○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第１号）

【要旨】

本法律案は、平成十八年度一般会計補正予算により同年度分の地方交付税が増加されたことに伴い、当該増加額（２兆1,425億円）について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を5,336億円償還するとともに、調整額の復活のため普通交付税の増額（881億円）を行った上で、残余の額（１兆5,208億円）を同年度内に交付しないで、平成19年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第８号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

上場株式等の配当及び譲渡益に対する都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を１年延長する。

二、固定資産税の改正

高齢者等が居住する既存住宅について、平成19年４月１日から平成22年３月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を３分の１減額する特例措置を創設する。

三、自動車取得税の改正

電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を２年延長する。

四、その他

１　非課税等特別措置の整理合理化を行う。

２　信託法の制定に伴う新たな類型の信託等に対応するため、所要の規定の整備等を行う。

３　この法律は、一部を除き、平成19年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、当面、国と地方の税収比１対１を実現することを目指し、地方税源の拡充強化

を図ること。

二、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で今後も改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充するとともに、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。また、国から地方への３兆円の税源移譲については、円滑に行われるよう納税義務者に対する周知・広報活動に努め、その理解と協力が得られるようにすること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成19年度分の地方交付税の総額の特例

平成19年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額15兆2,027億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還方法の変更等

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する借入金を一般会計へ帰属させるとともに、残余の借入金の償還方法を変更する。

三、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例等

平成20年度及び平成21年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設ける等の改正を行う。

四、基準財政需要額の算定方法の改正

地方交付税の算定方法を簡素化するため、個別算定経費以外の経費を人口と面積を基本とする簡素な基準により算定するとともに、平成19年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

五、地方財政法の一部改正

１　平成19年度から平成21年度までの間に限り、地方財政法第５条の規定による地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことができる旨の特例を設ける。

２　地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に伴う補償金を免除するために必要な規定を創設する。

六、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

児童手当の拡充に伴い地方特例交付金を拡充する。

七、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成19年度においても適用する。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、平成19年４月１日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡を是正するとともに、恩給年額の改定方式の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公務関係扶助料の遺族加算の年額を普通扶助料の寡婦加算の年額と同額に引き上げる等、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずる。

二、恩給の年額改定方式について、恩給年額の水準を公的年金の引上率により自動的に改定する制度を導入する。

三、重度障害の成年の子への転給について、公務員の死亡当時から引き続き重度障害等の状態にあることを要件とすることとする。

四、恩給の受給権が消滅した場合等における過誤払い分の金額について、事務の合理化の観点から、相続人等に支払うべき扶助料からの充当等によって調整が可能となるよう規定を整備する。

五、この法律は、平成19年10月１日から施行する。ただし、四については、公布の日から施行する。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができることとし、育児短時間勤務職員に関する一般職の職員の給与に関する法律等についての特例を定める。

二、１人の育児短時間勤務職員が占める官職に、他の１人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。

三、育児短時間勤務職員の後補充のため、任期付短時間勤務職員（非常勤）を任用することができる。

四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子まで引き上げ、部分休業の名称を育児時間とする。

五、防衛省の職員についての準用規定を設ける。

六、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、育児休業制度及び育児短時間勤務制度の運用に当たっては、代替要員の確保など、育児休業等の取得しやすい職場環境を整えるとともに、男性職員の取得率向上に努めること。

二、職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等を踏まえ、育児休業を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。

三、育児短時間勤務を理由として、職員が不利益な取扱いを受けることのないよう、制度の周知徹底を図ること。

四、いわゆる常勤的非常勤職員の職務内容、勤務条件等の勤務実態について早急に調査すること。

五、育児短時間勤務制度の趣旨に則り、地方公共団体における育児短時間勤務制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右決議する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができることとし、育児短時間勤務職員の給与等の取扱いについて定める。

二、１人の育児短時間勤務職員が占める職に、他の１人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。

三、育児短時間勤務職員の後補充のため、短時間勤務職員（非常勤）を任用することができる。

四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子まで引き上げる。

五、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）と同一内

容の附帯決議が行われている。

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員について、自発的な大学等における修学のための休業又は国際貢献活動のための休業に関する制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大学院等を含む国内外の大学の課程に在学してその課程を履修する大学等における修学のための休業又は独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。

二、任命権者は、職員としての在職期間が２年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあっては２年（特に必要な場合は３年）、国際貢献活動のための休業にあっては３年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

三、防衛省の職員についての準用規定を設ける。

四、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、自己啓発等休業制度の趣旨に基づき、職員が休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、承認するよう努めること。

二、職員が自己啓発等休業から復帰した際には、休業による公務能力の向上を職務に反映できるよう、適切な人事管理を行うこと。

三、自己啓発等休業の対象範囲など休業制度の在り方については、休暇制度等の運用の実態を把握し、検討を行うこと。

四、自己啓発等休業制度の趣旨に則り、地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、地方公務員の資質の向上に資するため、その請求に基づく大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業の制度の新設を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、休業の種類についての規定を設け、職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。

二、大学院等を含む国内外の大学その他の教育施設の課程を履修する大学等課程の履修のための休業又は国際協力の促進に資する外国における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。

三、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、３年を超えない範囲内において条例で定める期間、自己啓発等休業をすることを承認することができる。

四、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）と同一内容の附帯決議が行われている。

統計法案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみ、統計法の全部を改正し、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

二、基本計画等

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定することとするとともに、公的統計を、その体系の根幹を成す基幹統計とそれ以外の統計に区分して規律を整備する。

三、統計データの利用促進と秘密の保護

統計データの利用促進と秘密の保護を図るため、調査票情報の二次利用ができる場合を明記するとともに、委託に応じた集計による統計の提供や匿名性の確保措置を講じた統計データの利用に関する規定を整備する。また、統計調査によって集められた調査票情報等の適正管理義務及び秘密の漏えいの禁止に関する規律を、統計調査事務の受託者を含めて明示的に課すこととする。

四、統計委員会の設置

各府省が作成する統計を総合的かつ体系的に整備するための企画立案・調整機能の強化を図るため、基本計画案等の調査審議及び内閣総理大臣等への意見具申を行う統計委員会を内閣府に設置する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本計画の作成、統計委員会に関する規定等は、６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、社会経済情勢や国民意識の変化、情報通信技術の進展等を踏まえ、調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること。

二、公的統計の作成に当たっては、行政機関相互の密接な連携を図り、地方公共団体や独立行政法人等とも協力しながら、慎重な取扱いと運用の透明性を確保しつつ、行政記録や情報通信技術の活用等により、統計の一層の正確性・信頼性の向上を図るとともに、調査対象者の報告負担の軽減に努めること。

三、オーダーメード集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進に当たっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報が本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すること。

四、公的統計の民間開放については、市場化テストの結果を踏まえ、公的統計に対する国民の信頼の確保、民間における統計作成能力の向上、行政の整理合理化等多角的な観点から、独立行政法人統計センターの組織、業務等の在り方を含め、総合的に検討すること。

五、公的統計についての司令塔機能が複数の組織に分立していることから、総合調整に支障が生ずることのないよう、真の司令塔機能を確立するとともに、統計委員会の組織の充実を図り、その意見を十分尊重すること。

六、統計の作成には専門性が不可欠であることにかんがみ、高度の専門人材の育成及び確保に向けて、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に行うとともに、統計教育の振興に努めること。

七、地方公共団体による統計調査に係る総務大臣への届出規定の運用に際しては、地方分権の理念を尊重し、地方公共団体の自主性を損なうことのないようにすること。

右決議する。

地方公営企業等金融機構法案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成20年10月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設立

地方公共団体の長及び議長が発起人となり機構を設立するものとし、その出資者は地方公共団体に限る。

二、組織

1　役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くとともに、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置する。

2　外部の学識経験者による審議機関として経営審議委員会を設置し、予算、資金の貸付けに関する基本的事項その他業務について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に対し建議を行うことができることとし、理事長はその意見を尊重しなければならない。

3　会計について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

三、業務の範囲

地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通等を行うこととし、その範囲は、現行の公営企業金融公庫と同様、公営企業等に限る。

また、対象事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完するものであることにかんがみ、業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

四、機構に対する国の関与

総務大臣は、機構の設立及び定款の変更に際して認可を行うほか、この法律等に違反し又は違反するおそれがある場合に限り、報告徴収、立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができる。

五、その他

1　公営企業金融公庫は平成20年10月１日に解散するものとし、その権利及び義務については、政府からの出資を除き、機構が承継する。

2　機構には、新たな業務に係る勘定のほか、公営企業金融公庫から承継する貸付債権の管理業務に係る勘定を設け、それぞれの勘定ごとに損益を明確に区分し、当該管理業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずる。

3　この法律は、公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置等の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方財政が巨額の借入金残高を抱えている現状にかんがみ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。また、国から地方へ税源移譲を行うなど地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限努力するとともに、地方公営企業について経営の透明性を高める等の改革に向けた取組を進めること。

二、地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構が市場から持続的・安定的に資金を調達できるよう、財務基盤の充実強化を図るとともに、出資については、原則として全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。

三、機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定及び業務の重点化に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、資金調達能力に乏しい地方公共団体に配慮するなど地方公共団体のニーズを十分踏まえること。また、平成29年度末を目途とする業務の在り方全般に係る検討の結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

四、機構の理事長の選任に当たっては、代表者会議が広く人材を求めるよう、適切な助言に努めること。あわせて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。

五、機構においては地方公共団体が資金の貸し手であり、かつ借り手ともなることから、貸付けに当たっては、規律ある経営を確保するため、経営審議委員会等における審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。

六、機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱い等については、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。

右決議する。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要旨】

本法律案は、「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の適確かつ円滑な実施を確保するとともに、外国との間で将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できるよう国内法の整備を行おうとするものであり、その主

な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」とし、その目的を改めるとともに、相互承認協定等の定義について所要の改正を加えることにより、将来締結される相互承認協定について、順次、政令の改正により追加できることとする。

二、外国向けの通信端末機器等の特定輸出機器に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、政令で相互承認協定ごとに定める国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができることとする等、規定の整備をする。

三、登録を受けた外国の適合性評価機関が、我が国向けの通信端末機器等の特定輸入機器の適合性評価を実施した場合、その結果を我が国において受け入れることができるよう電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例について規定の整備をする。

四、この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、情報通信分野を始めとする我が国の国際競争力の拡充強化に向けて、相互承認協定の締結の拡大を図るとともに、国際標準化についても積極的に取り組むこと。

二、今回の改正により、今後締結される相互承認協定への対応が政令にゆだねられることから、基準認証制度の現状について検証するとともに、行政の対応を迅速に行うなど、利用者のニーズに配慮しつつ適合性評価手続の円滑化に努めること。

三、現在行われている相互承認の実施状況を十分に踏まえ、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図り、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要旨】

本法律案は、大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、当該工作物における自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備を義務付ける等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛消防組織の設置

１　多数の者が出入するもので、かつ、大規模な防火対象物の管理について権原を有する者は、災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織を置かなければならない。

２　消防長又は消防署長は、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、防火対象物の管理について権原を有する者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。

二、地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備

1　地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物（以下、「工作物」という。）の管理について権原を有する者は、防災に関する知識を有する者のうちから防災管理者を定め、当該工作物における災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

2　管理権原が分かれている工作物の管理について権原を有する者は、当該工作物について、消防計画の作成その他防災管理上必要な業務に関する事項を協議して、定めておかなければならない。

3　工作物のうち防火管理者を定めなければならない防火対象物にあっては、当該工作物の管理について権原を有する者は、防災管理者に、防火管理者の行うべき業務を行わせなければならない。

三、施行期日等

1　この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地域全体における災害対応に万全を期するため、事業所の作成する消防計画については、地域防災計画及び市町村消防計画との整合性が図られるよう、地方公共団体及び事業所に周知徹底すること。また、事業所の行う防災管理が地震対策の新技術等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと。

二、自衛消防組織の行う応急活動の確実な実施に向けて、平素から十分な訓練を行うよう助言するとともに、その組織編制については、防火対象物の構造及び用途等への適合、適切な人員配置及び活動資機材の整備等が図られるようにすること。また、本法施行までの間、自衛消防組織の設置については、事業所の自主的な取組が行われるよう促すこと。

三、事業所の設置する自衛消防組織及び消防計画の作成状況等についての実態把握に努めるとともに、これらの未設置状況等に対しては適切な指導等を行うことにより確実な是正を図るよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、予防事務を担当する職員の対応能力を強化するため、要員の確保及び教育訓練の充実等を図るとともに、必要に応じ財政措置を講じること。

四、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保が求められる防火対象物については、最近の被災状況の実態等にかんがみ、大規模・高層の建築物等にとどまらず、その範囲の拡大について検討を行うこと。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について耐震診断を促進し、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政健全化計画等を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、健全化判断比率の公表

地方公共団体の長は、毎年度、前年度決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率及びその算定基礎を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

二、財政の早期健全化

1　地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めなければならない。

2　財政健全化計画を定めている地方公共団体の長は、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

三、財政の再生

1　地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政再生計画を定めなければならない。

2　地方公共団体は財政再生計画について、議会の議決を経て総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

四、公営企業の経営の健全化

1　公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定基礎を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めなければならない。

五、施行期日等

1　この法律は、平成21年４月１日から施行する。ただし、健全化判断比率の公表、資金不足比率の公表等に関する規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　地方財政再建促進特別措置法は廃止する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方分権の観点から、地方公共団体が財政健全化に自主的・主体的に取り組めるよう、国の関与は必要最小限にとどめること。

二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準等を政省令で定める際には、地方公共団体の財政規模及び権限等を考慮し、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。また、公営企業については事業の性質上、やむを得ず赤字が生じる場合があること等に留意すること。

三、財政再生団体が収支不足額を振り替えるために発行する再生振替特例債については、公的資金の充当等、必要な支援措置を講ずるとともに、地方債残高の縮減にも配慮すること。

四、地方公共団体における財政指標の公表、財政健全化計画等の策定等に際しては、財務状況を正確に把握することが不可欠であることから、弁護士・公認会計士等の有資格者の監査委員への登用等の方法により、監査委員の独立性及び専門性を高めるための方策について検討するなど、監査委員制度及び外部監査制度の充実強化に努めること。

五、地方公共団体において、貸借対照表その他財務書類の整備を促進する措置を講ずることにより、地方独立行政法人、地方三公社、一定の出資法人等を含めた資産及び負債の状況等を総合的に把握できるようにするとともに、統一的な地方公会計基準について早急に具体的な検討を進めること。

六、金融機関の貸し手責任が問われていることにかんがみ、金融機関等の法人情報保護の観点に留意しつつ、民間資金も含めた地方債の引受けの状況について、実態を明らかにするよう努めること。

右決議する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住民票の写し等の交付等に関する事項

1　住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができる。

2　国又は地方公共団体の機関は、市町村長に対し、法令で定める事務の遂行のために

必要である場合には、住民票の写し等の交付を請求することができる。

3　１及び２によるもののほか、市町村長に対し住民票の写し等の交付を請求することができる者について、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者及び住民票の記載事項を利用する正当な理由がある依頼者の特定事務受任者（弁護士等）に限定する。

4　住民票の写し等の交付の際の本人確認手続等を整備する。

5　戸籍の附票の写しの交付の請求についても、住民票の写し等の交付の請求に準じて規定を整備する。

二、転出・転入等の届出の方式等に関する事項

転出・転入等の届出の際の本人確認手続を整備する。

三、罰則の新設

偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳カードの交付に対する制裁措置を強化する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第２項の規定に基づき、日本放送協会の平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,348億円、事業支出は6,307億円で、事業収支差金は41億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用する。

二、事業計画

平成19年度は、改革・新生に向けた３か年計画の２年目として、ＮＨＫだからできる放送を通しての放送の公共的役割の追求、信頼される公共放送のための経営の改革、受信料の公平負担と効率的な契約収納活動に向けた取組、視聴者との結び付きの強化、国際放送による海外への情報発信の強化、新たな放送サービスの開発や放送の発展に向けた調査研究の推進、徹底した業務改革とスリム化の継続等に重点を置いている。

三、資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,663億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,632億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回る状況にあるものの、国民・視聴者の信頼回復、受信料収入の回復、業務の効率化に向けた取組を

進める途上にあり、また、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減により収支均衡を維持しており、収支予算等は、やむを得ない内容と認める旨の意見が付されている。

【附帯決議】

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会の経営は受信料により成り立っており、国民・視聴者の信頼の喪失は公共放送の根幹をも揺るがしかねないことを職員一人ひとりが再認識し、公金意識・コンプライアンスの徹底に努め、高い倫理観のもと、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。

二、協会における契約収納取組の強化にもかかわらず、依然として、受信料の不払い・未契約の割合が全体の約３割に達している現状にかんがみ、協会は、受信料の公平負担の確保に向けた検討を行い、国民・視聴者の理解が得られるよう受信料額の在り方等を含めた具体的な対策に全力で取り組むこと。

三、受信契約・受信料収納に係る経費の受信料収入に対する比率が、いまだに高い水準にあることから、契約収納業務の抜本的な見直しにより、早急に効率化を進めること。

四、経営委員会は、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、その役割を十分発揮し、機能強化を図るため、自ら組織改革を進めること。

五、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

六、協会は、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。

右決議する。

（４）委員会決議

―― 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ――

政府は、地方分権の推進に関する国会決議及び地方分権改革推進法の成立等を踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方分権改革の推進は、地域の実情や住民のニーズに適った個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資するとの観点から、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高めるため、地方への税源移譲等、国と地方の役割分担に応じた税財政上の措置を講ずるとともに、地方の権限と責任を大幅に拡充すること。

また、地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴取するよう、常設の場を設ける等、最大限の配慮を払うとともに、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、国と地方の役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつくよう積極的に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

なお、地方六団体が廃止を求めている国直轄事業に係る地方負担金については、廃止に向け、当面縮小に努めること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、財源保障機能及び財源調整機能を堅持し、引き続き地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

四、地方交付税の算定方法の見直しに当たっては、必要な地方財源を的確に保障するという交付税制度の趣旨を踏まえ、算定の簡素化のみを優先させることなく、現実の財政運営に支障が生じないよう、地方の十分な理解を得た上で行うこと。

また、国の政策課題を交付税の算定対象とする場合には、交付税制度の趣旨に反することのないよう、慎重を期すること。

五、交付税特別会計においては巨額の借入金残高を抱えており、その償還額が毎年度逓増することにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないよう、必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	山下	栄一（公明）		陣内	孝雄（自民）		前川	清成（民主）
理　事	岡田	広（自民）		関谷	勝嗣（自民）		松岡	徹（民主）
理　事	松村	龍二（自民）		谷川	秀善（自民）		浜四津	敏子（公明）
理　事	簗瀬	進（民主）		若林	正俊（自民）		仁比	聡平（共産）
理　事	木庭	健太郎（公明）		江田	五月（民主）		近藤	正道（社民）
	青木	幹雄（自民）		千葉	景子（民主）		扇	千景（無）
	山東	昭子（自民）		角田	義一（民主）			（19.3.13 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議２件）であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案１件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願22種類239件のうち、２種類38件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係　**戸籍法の一部を改正する法律案**は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真実性を担保するため、届出の受理の通知手続等を定めるなど戸籍の制度について所要の整備を行おうとするものである。委員会においては、「戸籍公開の原則」を改める理由、戸籍謄抄本の不正請求防止策の在り方、第三者の交付請求に対する本人通知制度の必要性、民法第772条の嫡出推定規定の運用問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事関係　**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案**は、裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が全体の事件について終局の判決をすることができる制度を創設するほか、検察審査員の資格の有無の判断を検察審査会において行うこととするなど検察審査員の選定手続を整備する等司法制度改革関連法の円滑な実施を図るために必要な法整備を行おうとするものである。委員会においては、裁判員制度に対する国民の不安を解消する措置、区分審理の決定を行う要件、区分審理の運営の在り方、裁判員の負担を軽減する方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑法の一部を改正する法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものである。委員会においては、危険運転致死傷罪の対象に二輪車も含める必要性、危険運転致死傷罪の適用の在り方、自動車運転による過失致死傷を新たな犯罪類型とする理由、交通事故再発防止策の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

少年法等の一部を改正する法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものである。なお、衆議院において、いわゆるぐ犯少年に係る事件についての調査の規定の削除、国選付添人の選任の効力の失効に関する規定の削除、少年院に送致可能な年齢の下限設定などの修正が行われた。委員会においては、少年非行の動向、触法少年事件に対する警察官による調査の在り方及び権利保障の必要性、小学生を少年院に送致することの妥当性、遵守事項違反を理由とする少年院送致処分の妥当性、少年犯罪を根絶するための方策、児童相談所及び児童自立支援施設の課題等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、愛光女子学園及び国立武蔵野学院の実情調査、厚生労働委員会との連合審査会の開催を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会より、少年院送致の下限年齢を「おおむね14歳以上」とする等の修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

更生保護法案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、併せて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものである。委員会においては、更生保護の目的、更生保護における国の責務の果たし方、仮釈放の審理及び仮釈放許可基準の在り方、遵守事項の定め方及び不良措置適用の在り方、保護観察体制の強化等について質疑が行われ、参考人から意見を聴取し、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備しようとするもので

ある。なお、衆議院において、政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討等を行う等の規定を追加する修正が行われた。委員会においては、犯罪被害者の刑事裁判への関与の在り方、被害者の参加が被告人や裁判員に与える影響、損害賠償命令制度導入の意義と実効性、訴訟参加及び損害賠償命令の対象事件範囲拡大の必要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、桐蔭学園及び東京地方裁判所の実情調査を行った。質疑終局の後、民主党・新緑風会より、弁論としての意見陳述からの求刑の除外等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

その他　**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、執行官法の一部を改正する法律案**がそれぞれ可決され、いずれも附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月13日、法務行政の基本方針について長勢法務大臣から所信を聴取した。

３月15日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、日本司法支援センターの利用件数及び運営上の課題への取組状況、民法第772条嫡出推定規定の弾力的運用の必要性、裁判員制度の効果的な広報活動の在り方、裁判外紛争解決手続の認証制度の開始に向けた準備状況及び国民への周知徹底の必要性、法教育の充実・普及への取組状況等が取り上げられた。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度法務省予算等の審査を行い、死刑の適正な執行、保護司の待遇改善の必要性、更生保護制度改革の取組内容、外国人労働者の受入れ要件の緩和、司法制度改革の理念等について質疑を行った。

６月19日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、南野知惠子君から説明を聴取し、質疑を行った後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

６月19日、**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**に関する件を議題とし、同法律案の草案について、南野知惠子君から説明を聴取し、保護命令の適用対象に同居の交際相手も含める必要性、都道府県による被害者自立支援及び国の補助の必要性、加害者に対する研修制度の必要性、今回の改正案が超党派による草案提出という形にならなかった理由等について質疑を行い、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、保護命令制度を拡充するとともに、市町村の基本計画策定の努力義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の緊急時における安全の確保等について定めようとするものである。

（２）委員会経過

○平成19年３月13日（火）（第１回）

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○法務行政の基本方針に関する件について長勢法務大臣から所信を聴いた。

○平成19年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について水野法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○法務行政の基本方針に関する件について長勢法務大臣、水野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、簗瀬進君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管及び法務省所管）について長勢法務大臣、水野法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**
執行官法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月27日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）**
執行官法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

以上両案について長勢法務大臣、水野法務副大臣、奥野法務大臣政務官、椎名財務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第18号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第19号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）**について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月10日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）**について長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第84号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月12日（木）（第６回）

○**刑法の一部を改正する法律案（閣法第83号）**について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月17日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑法の一部を改正する法律案（閣法第83号）**について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕関谷勝嗣君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第83号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月24日（火）（第８回）

○**戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月26日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣

及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松岡徹君（民主）、浜四津敏子君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第59号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月８日（火）（第10回）

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員早川忠孝君から説明を聴いた。

○平成19年５月15日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員早川忠孝君、同大口善徳君、長勢法務大臣、小渕文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、江田五月君（民主）、千葉景子君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年５月17日（木）（第12回）

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について参考人上智大学大学院法学研究科教授長沼範良君、日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員長黒岩哲彦君、少年犯罪被害当事者の会代表武るり子君及び元国立武蔵野学院長徳地昭男君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年５月22日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法律案について厚生労働委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成19年５月24日（木）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕下田敦子君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成19年５月24日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、松村龍二君（自民）、千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（第164回国会閣法第44号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月29日（火）（第15回）

○**更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月31日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣、水野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山東昭子君（自民）、松岡徹君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年６月５日（火）（第17回）

○**更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）**について参考人中央大学法学部教授藤本哲也君、九州大学大学院法学研究院教授土井政和君、全国保護司連盟副会長・東京都保護司会連合会会長宮川憲一君及び弁護士・元更生保護のあり方を考える有識者会議委員堀野紀君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕谷川秀善君（自民）、江田五月君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年６月７日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**更生保護法案（閣法第53号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第53号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上川陽子君から説明を聴いた。

○平成19年６月12日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について修正案提出者衆議院議員上川陽子君、同大口善徳君、長勢法務大臣、水野法務副大臣、奥野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年６月13日（水）（第20回）

○**犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について参考人東京大学法学部教授大澤裕君、千葉大学大学院専門法務研究科教授後藤弘子君、地下鉄サリン事件被害者の会代表世話人高橋シズヱ君、日本弁護士連合会副会長細田初男君、同志社大学大学院司法研究科教授奥村正雄君、日本弁護士連合会副会長氏家和男君及び弁護士番敦子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（大澤裕君、後藤弘子君、高橋シズヱ君、細田初男君）に対する質疑

〔質疑者〕岡田広君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）

・参考人（奥村正雄君、氏家和男君、番敦子君）に対する質疑

〔質疑者〕岡田広君（自民）、簗瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年６月14日（木）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、簗瀬進君（民主）、浜四津敏子君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年６月19日（火）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）**について長勢法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕前川清成君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第77号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**の草案について提案者南野知惠子君から説明を聴き、同君、長勢法務大臣、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

○平成19年７月５日（木）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1448号外37件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第８号外200件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,637人に、判事補の員数を35人増加し950人に、それぞれ改める。

二、この法律は、平成19年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　社会・経済情勢の変化に伴う各種紛争事件の複雑多様化などに対応し、刑事司法の適正な運用に努める等事件の一層の適正・迅速な処理を図るため、裁判所の人的・物的拡充に努めること。

二　裁判員制度導入の意義を十分に踏まえ、国民の期待に応える同制度の実施に向けて、国民の参加意識を一層喚起しつつ、司法制度改革の趣旨の周知徹底に努めること。

右決議する。

執行官法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、国家公務員の退職後の年金制度に関する状況等を踏まえ、執行官の退職後の年金についての暫定措置等を廃止しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の支給を廃止する。

二、執行吏の身分についての経過措置、金銭の保管等についての暫定措置、臨時の職務の代行についての暫定措置等を廃止する。

三、この法律は、平成19年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　執行官の退職後の年金についての暫定措置である恩給の廃止にかんがみ、執行官の職務及び報酬制度の特殊性を踏まえ、執行官の執務環境の整備に十分配意し、事務能率の向上に支障が生じることのないよう努めること。

二　近年、ますます拡大・複雑化している執行官の職務の重要性にかんがみ、執行官にふさわしい人材の確保に努めるとともに、専門性強化のための研修の充実等を図ること。

右決議する。

更生保護法案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、更生保護の機能を充実強化するため、保護観察における遵守事項を整理して充実させるとともに、保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更ができることとするほか、受刑者等の社会復帰のための環境調整の措置を一層充実させ、併せて仮釈放の審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護観察法の整理・統合

更生保護の基本的な法律が２つに分かれているところ、両法律を貫く更生保護の目的について、犯罪をした者の再犯を防ぎ、非行のある少年の非行をなくし、これらの者が自立し改善更生することを助けることであることを明確化した上で、両法律の内容を整理し、統合する。

二、保護観察における遵守事項の整理及び充実

１　遵守事項の法的性質について、違反した場合に仮釈放の取消し等の措置に結び付く法的規範であることを明確化する。

２　保護観察を充実強化するため、すべての保護観察対象者が遵守すべき一般遵守事項として、保護観察実施者に対する面接及び生活の実態を示す事実の申告等を義務付け、保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項について、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを受けること等の定め得る事項の類型を列記する。

３　保護観察の実施状況に応じた特別遵守事項の設定・変更・取消しを可能とする。

三、社会復帰のための環境の調整の充実

社会復帰又は保護観察の開始を円滑にするため、仮釈放者・少年院仮退院者については、必要性が認められる場合に必ず生活環境の調整を行うこととし、保護観察付執行猶予者については、保護観察所の長が主導的に生活環境の調整を開始できるようにするとともに、調整の方法・内容を明記する。

四、犯罪被害者等の関与

犯罪被害者等基本計画において、２年以内を目途に実施を求められている施策として、次の制度を導入する。

１　仮釈放等の審理において被害者等から意見を聴取する制度

２　悔悟の情を深める指導監督を行うため、被害者等の心情等を保護観察中の加害者に伝達する制度

五、その他

１　保護観察官と保護司の役割分担に関する規定を整備する。

２　この法律は、一部を除いて公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　本法の運用に当たっては、対象者の改善更生が再犯防止と一体のものとして行われるよう関係機関に周知徹底を図ること。また、更生保護の責務は国が負うべきものであることを踏まえ、その充実強化を図るため、十分な財政措置を講ずること。

二　更生保護の一層の充実を図るため、他の刑事司法機関との連携を強化し、情報の共有化に努めること。また、定住支援、就労支援などの自立更生支援の実効性を一層高めるため、社会福祉関係機関及び地方公共団体との更なる連携強化を図ること。

三　地方更生保護委員会の委員の任命に当たっては、積極的に民間人、特に、法律、精神医学、社会福祉等の専門家等のうちから男女のバランスにも考慮して登用するよう努めること。

四　仮釈放等の判断が適切に行われるよう仮釈放許可基準の見直し等を進め、その審理に当たっては、被害者等の意見が適切に反映されるとともに、そのことによって仮釈放等がいたずらに消極化しないよう十分に配慮すること。また、受刑者本人の仮釈放等への関与の機会の拡大や仮釈放等取消措置前の告知聴聞の機会の保障について引き続き検討を進めること。

五　実効性の高い保護観察を実施するために、特に、保護観察官の専門性の一層の強化及び大幅増員、保護観察所運営の改善に努めるとともに、保護司の待遇改善、新たな適任者の確保など保護司制度の一層の充実に努め、保護観察体制の着実な強化を図ること。

六　特別遵守事項の設定に当たっては、当該対象者の状況を十分に踏まえた現実に達成可能なものとするよう配意するとともに、その違反を機械的に不良措置に結び付けることがないよう、適正に運用すること。

七　満期釈放者や更生保護施設への入所を断られた者等への支援措置の在り方について、引き続き調査・研究を行い、必要な措置を講ずること。

八　保護観察対象者の改善更生を図る上で、更生保護施設の担う役割は大きく、その機能の拡充が緊要となっていることにかんがみ、十分な財政措置を含む支援を一層強化するとともに、公的な更生保護施設の設置・運営について調査・研究を進めること。

右決議する。

戸籍法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案は、戸籍に記載された個人情報を保護するため、戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄抄本等の交付の請求をすることができる場合を制限するとともに、当該請求をする者の本人確認、不正に交付を受けた者の処罰等を行い、また、戸籍の真実性を担保するため、届出の受理の通知手続等を定めるなど戸籍の制度について所要の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戸籍謄本等の交付請求ができる場合の見直し

1　戸籍に記載されている者等以外の者による交付請求については、自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合等戸籍の記載事項を利用する正当な理由

がある場合に制限する。

2　戸籍謄本等の交付請求をする者は、運転免許証を提示する方法等により、氏名その他の本人特定事項を明らかにするとともに、請求が代理人等によってされる場合は、代理権限等を明らかにしなければならない。

二、戸籍の記載の真実性を担保するための措置

1　婚姻や協議離婚、養子縁組等の届出について、届書を市町村の窓口に持参した者が婚姻等をする本人であることが確認できなかった場合は、確認できなかった本人に対し婚姻等の届出が受理されたことを通知する。

2　1の届出について、届出の本人は、自己が届書を持参したことが確認できない限りその届出を受理しないようあらかじめ市町村長に対し申出をすることができる。

三、制裁の強化

偽りその他不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた場合の制裁を強化し、過料の制裁を罰金刑の制裁に改める。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　戸籍制度が我が国の社会において、国民の親族的身分関係を登録・公証するという国民に身近な制度であることにかんがみ、特に、本法による戸籍の公開制度の見直し及び戸籍の記載の真実性を担保するための措置について周知徹底を図ること。

二　第三者に対する戸籍の謄抄本の交付や運転免許証等を有しない者の本人確認が的確に行われるよう、全国統一的かつ適切な運用に努めること。

三　弁護士、行政書士等の資格者が戸籍の謄抄本を交付請求する場合における業務上の必要性の判断については、各資格者の業務に照らし個別に行うこと。

四　本法による戸籍制度の整備に伴い、市町村の事務負担が過重になることのないよう、必要な措置を講ずること。

五　戸籍事務のコンピュータ化の完成時期に合わせて、個人情報の管理・保護に万全を期し、戸籍情報の社会的な性格の違いに応じた公開の在り方について検討を行うとともに、戸籍に記載すべき情報の在り方についても引き続き調査・研究を行うこと。

六　本法の施行状況等を注視しつつ、虚偽の届出を行った者に対する制裁の実効性の確保や第三者による戸籍謄抄本の不正請求防止策について引き続き検討を行い、必要に応じて刑罰等につき見直しをすること。

七　本法の施行状況及び他の関連制度における扱いにも配慮し、戸籍謄抄本の不正請求・使用事案による被害に伴う諸問題についての対応策を幅広く検討すること。

八　民法第772条の運用に関しては、生まれてくる子の立場に配慮し適切な措置を検討すること。

右決議する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、刑事訴訟法の一部改正

1　犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設

裁判所は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷の罪等の被害者等から、被告事件の手続への参加の申出がある場合において、相当と認めるときは、当該被害者等の参加を許すものとし、参加を許された者は、原則として公判期日に出席することができるとともに、一定の要件の下で、証人の尋問、被告人に対する質問及び事実又は法律の適用について意見の陳述をすることができる。

2　犯罪被害者等に関する情報の保護

①　裁判所は、相当と認めるときは、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定をすることができ、この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行う。

②　検察官は、証拠開示の際に、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれ等があると認めるときは、弁護人に対し、被害者の氏名等が被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。

二、民事訴訟法の一部改正

証人尋問及び当事者尋問の際に、付添い、遮へい及びビデオリンクの各措置をとることを認める。

三、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

1　損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等に係る被告事件の被害者等は、被告事件の係属する裁判所に対し、被告人に損害賠償を命ずる旨の申立てをすることができ、当該裁判所は、被告事件について有罪の言渡しをした後、最初の口頭弁論又は審理の期日において、被告事件の訴訟記録を取り調べた上、原則として４回以内の期日において審理を行い、決定によりその申立てについての裁判をする。

2　公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

①　刑事被告事件の被害者等には、原則として、公判記録の閲覧又は謄写を認める。

②　同種余罪の被害者等にも、損害賠償請求権の行使のため必要があると認められる場合であって、相当と認められるときは、公判記録の閲覧又は謄写を認める。

四、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討等を行う等の規定を追加する修正がなされた。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度は、当事者主義の理念を前提とし、その実施に当たっては、犯罪被害者等の権利利益の保護が十分に図られるとともに、過度の報復感情や重罰化を招くことなく、被告人の権利が適切に保障されるよう、制度の公正かつ適正な運営に配意すること。

二　犯罪被害者等の保護・支援を図るためには国民の理解と協力が必要であることにかんがみ、本法の趣旨及び内容について国民に対して十分な周知を図ること。

三　刑事裁判の手続においては、被害者参加人となった者に限らず、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分図られるよう努めること。

四　犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び損害賠償命令制度の対象となる被告事件の範囲については、本法施行後の制度の実施状況や対象とならない犯罪の被害者等との権衡等を踏まえて検討を行うこと。

五　犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び裁判員制度の実施時期が近接していることにかんがみ、混乱を生ずることのないよう、万全を期すること。特に、被害者参加人による量刑に係る意見については、裁判員が本制度の趣旨を十分に理解することができるよう配意すること。

六　犯罪被害者等への当該犯罪に係る情報の提供については、その尊厳を踏まえた対応をするとともに、公判記録の閲覧及び謄写の範囲拡大については、当該公判への不当な影響や被告人を含む関係者の名誉・プライバシーの侵害を生ずることのないよう、十分配意すること。

七　犯罪被害者等に対する給付制度の抜本的見直し等、犯罪被害者等の精神的・経済的支援及び被害回復のための施策の充実に努めること。

八　犯罪被害者等の支援には多方面の施策が関わってくることから、関係府省庁等は一層緊密に連携し、今後も本法の施行状況、犯罪被害者等の要望、諸外国の犯罪被害者支援政策等を踏まえながら、犯罪被害者等の支援の在り方について引き続き検討を行うこと。

右決議する。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第83号）（先議）

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事故の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正

な科刑を実現するため、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷の罪の改正

「四輪以上の自動車」とされている危険運転致死傷罪の対象を「自動車」とし、二輪車もその対象に含める。

二、自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、７年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

三、施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　自動車運転過失致死傷罪が、自動車の運転上必要な注意を怠る過失行為に基づくものであることにかんがみ、その運用に当たっては、運転行為の悪質性・危険性や発生した結果の重大性など事案の実態に即した適正な処理が行われるよう努めること。また、危険運転致死傷罪の対象となる自動車の範囲が拡大されたことにかんがみ、その運用に当たっても同様とすること。

二　危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の構成要件や法定刑の妥当性については、今後の交通事故の実態や科刑状況等を注視しつつ、引き続き検討を行うとともに、必要があれば速やかに適切な措置を講ずること。

三　悪質・危険な運転行為により死傷事故を起こした者がいわゆる「逃げ得」となるようなことがないよう適正な捜査の遂行に遺憾なきを期するとともに、刑の裁量的免除規定や罰金刑の適用の在り方についても引き続き検討を行い、適切な処理が行われるよう努めること。

四　自動車が移動や輸送の日常的な手段となっていることを踏まえ、交通刑務所等の矯正施設における安全運転に資する処遇プログラムの更なる充実を図る等、再犯防止策の一層の充実強化に努めること。

五　交通事犯の被害者等に対しては、その事故発生時、捜査段階を含め、被害者等の心情に適切な配慮を行うとともに、必要な情報の提供や支援等が適切に受けられるよう、その保護策の一層の充実に努めること。

六　自動車事故に係る処罰規定が複雑化していることを踏まえ、本改正の内容の周知徹底や交通安全の啓発活動等の充実強化を図ること。特に、飲酒運転等の悪質・危険な運転が許されないことについて国民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に努めること。

七　自動車事故の防止には、運転者の安全意識のみならず、道路交通環境の整備、自動車の構造改善、運転者の勤務環境の整備、交通安全教育の充実など多面的・総合的に取り

組む必要があることにかんがみ、本改正と併せて関係機関等の更なる連携の強化を図り、必要な施策が一層総合的に推進されるよう努めること。

右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第84号）（先議）

【要旨】

本法律案は、裁判員制度の下において、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、裁判員の負担を軽減するため、一部の事件を区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪を判断する部分判決をした上、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が全体の事件について終局の判決をすることができる制度を創設するほか、検察審査員の資格の有無の判断を検察審査会において行うこととするなど検察審査員の選定手続を整備する等司法制度改革関連法の円滑な実施を図るために必要な法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、部分判決制度の創設

裁判員の負担を軽減するため、裁判所に同一被告人に対する複数の事件が係属した場合に、その一部の事件を区分して審理し、部分判決をすることを可能とする制度を創設する。

二、証人尋問等の記録媒体への記録

裁判員裁判における充実した評議等を可能とするため、その審理において、訴訟関係人の尋問及び供述等を映像及び音声の同時記録可能な記録媒体に記録することができることとする。

三、公判調書の整理

裁判員裁判の連日的開廷等に対応するため、公判期日から判決宣告日までの期間が一定の期間に満たない場合の公判調書の整理期限を伸長する。

四、検察審査員の選任手続の整備

検察審査員の資格に関し、現在市町村の選挙管理委員会が行っている欠格事由等に係る資格の有無の判断を検察審査会が行うこととするとともに、検察審査員等の欠格事由及び就職禁止事由を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　裁判員制度の意義、内容、具体的裁判手続等について、国民や企業等に対する周知徹底が十分なされるよう一層努力するとともに、裁判員が刑事裁判に参加しやすくなるよ

う刑事裁判の更なる迅速化とともに有給休暇制度や保育・介護施設等の環境整備の拡充・促進に一層努めること。

二　部分判決制度が、裁判員の負担軽減を図る一方、犯罪の証明又は被告人の防御に支障を生じさせるおそれがあることにかんがみ、その実施に当たっては、裁判員の負担をでき得る限り軽減することを考慮しつつ、個々の区分事件や全体の事件について、被告人の利益が保障され、迅速に真相究明が実現し適正な結論が得られるよう、公正で的確な運用がなされるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。

三　広く国民が刑事裁判の過程に参加し、その感覚を裁判内容により反映させることが裁判員制度の根幹であることを踏まえ、性別、年齢、職種等に偏りのない幅広い層の国民から裁判員が選任されるとともに、裁判員の裁判への関与が形骸化することのないよう、的確な運用がなされるよう司法関係者に対して周知徹底に努めること。

四　併合事件審判においては、裁判員の感覚が十分反映された適正な量刑判断が確保されるよう、区分事件の公判手続の更新が的確に行われるとともに、部分判決の判決書が具体的かつ平易な表現内容で、新たに選任される併合事件審判の裁判員にも理解しやすいものとなるよう、司法関係者に対して周知徹底に努めること。

五　証人尋問等の記録媒体への記録及びその活用については、評議等の充実を確保しつつ、証人等のプライバシーの保護、被害者感情の尊重などを十分勘案した上、適切な運用を行うこと。

六　公判調書の整理期限の伸長については、被告人の防御等に支障を生じさせることのないよう厳格な運用に配慮すること。

七　裁判員制度の円滑な実施のため、国民が主体的かつ積極的に裁判員裁判に参加できるよう、国民の生活実態や参加の障害事由等の精確な把握に努めるとともに、裁判員制度の施行後の状況等を勘案し、必要があれば迅速に適切な措置を講ずること。

八　裁判員制度を円滑に実施するため、学校における法教育に加え、職場、地域等を通じて、幅広い層の国民に対する一層の法教育の充実を図るとともに、地方公共団体、日本弁護士連合会等の法律関連職種の諸団体、企業などとの協力体制の充実強化や法教育に関する人的・物的体制の拡充について、引き続き調査・研究を行い、必要に応じ適切な措置を講ずること。

九　検察審査員等の選定等に際しては、欠格事由等に係る資格の有無について適正な判断を行うとともに、選定手続の遅滞による事件処理の停滞等を招来することのないよう遺漏なきを期すること。

十　裁判員の負担が過大となれば、裁判員制度自体を維持することが不可能になるので、その拘束期間、時間をより短くするような工夫を更に研究すること。

右決議する。

少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、少年非行の現状に適切に対処するため、警察官による調査手続、14歳未満の少年の少年院送致、保護観察に付された者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置等に関する規定を整備するとともに、裁判所の判断により国選付添人を付する制度を新設するための所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、触法少年に係る事件の調査手続の整備

1　触法少年の事件について、警察官による任意調査権限を明確化するとともに、押収、捜索及び検証等の強制調査権限を付与する。

2　少年及び保護者は、１の任意調査に関し、いつでも、弁護士である付添人を選任することができる。

3　警察官は、調査の結果、触法少年の事件のうち、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当するものについては、事件を児童相談所長に送致しなければならない。

4　都道府県知事又は児童相談所長は、一定の重大事件の送致を受けたときは、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。

二、少年の保護処分の多様化

おおむね12歳以上14歳未満の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には、少年院送致の保護処分を行うことができる。

三、保護観察に付された者に対する指導を一層効果的にするための措置等の整備

1　保護観察所の長は、遵守事項を遵守しない保護観察中の者に対し、警告を発することができる。

2　保護観察所の長の申請があった場合において、家庭裁判所は、審判の結果、１の警告を受けたにもかかわらず、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重く、かつ、その保護処分によっては本人の改善更生を図ることができないと認めるときは、新たな保護処分をしなければならない。

3　保護観察所及び少年院の長は、保護処分中の少年の保護者に対し指導、助言等ができる。

四、国選付添人制度の導入

1　一定の重大事件について、少年鑑別所送致の観護措置がとられている場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が職権で少年に弁護士である付添人を付することができる。

2　国選付添人は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときも、その選任の効力は失われない。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、いわゆるぐ犯少年に係る事件の調査に関する規定の削除、少年が審判終局前に釈放されたときの当該事件に選任されていた国選付添人の選任の効力、初等少年院及び医療少年院の収容年齢の下限設定などの修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　触法少年に対する警察官の調査については、一般に被暗示性や被誘導性が強いなどの少年期の特性にかんがみ、特に少年の供述が任意で、かつ、正確なものとなるように配慮する必要があることを関係者に周知徹底すること。また、これら少年に配慮すべき事項等について、児童心理学者等の専門家の意見を踏まえつつ、速やかにその準則を策定すること。

二　当委員会における平成18年６月１日付「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、「裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進める」としていることにかんがみ、この検討の中で、触法少年に対する警察による質問状況の録音・録画の要否についても、刑事司法手続及び少年審判手続全体との関連の中で検討すること。

三　保護観察中の少年の遵守事項違反を理由とする少年院送致等については、保護司や保護観察官と少年との信頼関係を基礎とする保護観察制度の理念を後退させることがないよう、適正な運用に努めること。

四　低年齢の少年は、発達段階に応じた個別処遇が必要であることにかんがみ、14歳未満の少年の少年院送致、特に、小学生の少年院送致については、児童自立支援施設との連携を図りながら、受入態勢に万全を期し、教育、情操面において遺漏なきを期すること。

五　保護観察制度の実効性を向上させるため、保護観察官の増員を図るとともに、少年の保護事件について適切な経験・能力を有する保護司を確保し、育成するための取組を積極的に推進すること。

六　少年非行の防止、抑止のためには、特に、児童福祉的対応の体制強化が緊要であることにかんがみ、児童相談所における児童福祉司等の専門スタッフの増員や専門性の強化、少年非行対策班の設置など必要な人的体制の整備・拡充を進めるとともに、一時保護所の設備の改善・充実を図ること。

七　触法少年の中には、虐待を受けたり、発達障害を有するなど医療的ケアが必要な児童が少なくないことにかんがみ、児童自立支援施設において児童が児童精神科医等の専門家による十分な医療的措置を受けられるよう、人的・物的体制の整備・拡充を図ること。

八　少年の非行は、家庭、学校、地域社会等の問題が複雑に絡み合って生じていることを踏まえ、少年非行の防止や非行少年の更生に当たっては、その処遇を担う機関だけではなく、関係諸機関、団体等が有機的に連携し、地域社会と協働した総合的な取組強化を推進すること。

右決議する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参第13号）

【要旨】

本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、保護命令制度を拡充するとともに、市町村の基本計画の策定の努力義務、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施の努力義務、配偶者暴力相談支援センターによる被害者の緊急時における安全の確保、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令に関する通知等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、市町村基本計画の策定

配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする。

二、配偶者暴力相談支援センターに関する改正

1　市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを市町村の努力義務とする。

2　配偶者暴力相談支援センターの業務として、被害者の緊急時における安全の確保を明記する。

三、保護命令制度の拡充

1　生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

配偶者からその生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときも、裁判所は、保護命令を発する。

2　電話等を禁止する保護命令

裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者に対する次に掲げるいずれの行為も禁止する命令を発する。

①　面会を要求すること。

②　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

③　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

④　無言電話、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

⑤　緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

⑥　汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等をすること。

⑦　名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

⑧　性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送

付等をすること。

3　被害者の親族等への接近禁止命令

①　配偶者が被害者の親族等の住居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があるため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発する。

②　①の申立ては、被害者の親族等の同意がある場合に限り、することができる。

四、配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知

保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターに相談等した旨の記載が申立書にあるときは、裁判所は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該配偶者暴力相談支援センターの長に通知する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

外交防衛委員会

委員一覧（21名）

委員長	田浦　直	（自民）	川口　順子	（自民）	喜納　昌吉	（民主）
理　事	岡田　直樹	（自民）	北川イッセイ	（自民）	佐藤　道夫	（民主）
理　事	山本　一太	（自民）	小泉　昭男	（自民）	榛葉　賀津也	（民主）
理　事	浅尾　慶一郎	（民主）	櫻井　新	（自民）	白　眞勲	（民主）
理　事	柳田　稔	（民主）	関口　昌一	（自民）	浜田　昌良	（公明）
理　事	高野　博師	（公明）	福島　啓史郎	（自民）	緒方　靖夫	（共産）
	浅野　勝人	（自民）	犬塚　直史	（民主）	大田　昌秀	（社民）

（19.3.13 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、条約19件及び内閣提出法律案５件の計24件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願13種類70件のうち、２種類23件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

在日米軍等の再編　2006年５月、日米安全保障協議委員会は、在日米軍等の再編に向けた最終的なとりまとめである「再編実施のための日米のロードマップ」を発表し、具体的施策を実践するための詳細を示した。**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案**は、在日米軍（駐留軍）等の再編を実現するために、再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する在沖縄海兵隊のグアムへの移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるものである。委員会においては、沖縄県に委員を派遣して、関係地方自治体との意見交換及び米軍基地の視察を行ったほか、在日米軍再編の背景と今後の日米同盟の在り方、再編実施に当たっての地元自治体の理解と協力、再編に係る我が国の経費負担総額、再編交付金の交付基準の明確化、我が国が負担するグアム移転経費の積算根拠と経費の抑制、日米間のグアム移転経費に係る合意と国会承認条約との関係、国際協力銀行によるグアム移転事業に対する出資・融資と資金回収の可能性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重すること等を求める附帯決議を行った。

イラク人道復興支援特措法の延長　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法は、我が国が国連安保理決議1483を踏まえ、人道復

興支援活動及び安全確保支援活動を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全に貢献しようとするものである。**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、現在のイラク情勢にかんがみ、イラク国民による自主的な努力を支援するとのイラク人道復興支援特措法の目的は未だ達成されていないとの観点から、同法律の期限を２年間延長しようとするものである。委員会においては、イラクにおける自衛隊の活動の成果と今後の役割、期限を２年間延長する理由、自衛隊撤収に向けての出口戦略、派遣自衛隊員の安全確保策、米国等による対イラク武力行使を我が国が支持した理由、陸上自衛隊情報保全隊によるイラク派遣に係る情報収集活動、イラクにおける治安情勢等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

国際犯罪の取締りのための司法協力　**国際刑事裁判所に関するローマ規程**は、非人道的行為の責任者処罰を求める国際世論の高まりや法の支配による新しい国際秩序を構築しようとする動きと相まって1998年に採択されたものであり、集団殺害犯罪や戦争犯罪など国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の訴追・処罰のための常設の国際刑事裁判所の設立、同裁判所に対する締約国の様々な協力義務等について定めるものである。**国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案**は、規程に定める重大犯罪について、同裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を規定するとともに、裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めるものである。委員会においては、両案件を一括して議題とし、規程に定める重大犯罪の中に国内法上処罰できない行為があることと憲法との関係、集団殺害など重大犯罪を国内法上の犯罪とする必要性、2009年の規程の検討会議に向けての我が国の対応方針、規程で定める被疑者・被告人などの保護規定の国内法担保等について質疑が行われ、条約は全会一致をもって承認され、法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、規程に関し、同裁判所の運営及び活動に積極的に関わり、その実効性及び効率性の向上に努めること、人材面での貢献を積極的に行うため、裁判官等輩出のための人材の発掘及び育成に関する体制を強化すること等を求める決議を行った。

核融合エネルギー研究のための環境整備　**イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定**は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業を実施する主体であるイーター国際核融合エネルギー機構の設立、組織、任務、資源等について定めるものである。**イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定**は、イーター国際核融合エネルギー機構等に対して付与される特権及び免除の内容及び範囲について定めるものである。**核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定**は、イーター事業等を支援するより広範な取組を通じた活動に関し、欧州原子力共同体との共同による実施の

ための手続及び詳細に関する枠組みについて定めるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、イーター事業進捗の見通し、イーター事業における我が国の経費負担、国内で実施するイーター支援事業の意義とその安全性の確保等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

武力紛争の際の文化財保護　**武力紛争の際の文化財の保護に関する条約**は、武力紛争の際に文化財を保護するため、締約国が平時において適当な措置をとること、武力紛争の際に文化財を尊重すること等について定めるものである。**武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書**は、武力紛争の際に占領地域からの文化財の流出を防ぐため、締約国の義務として、自国が占領する地域からの文化財の輸出を防止すること、占領地域から自国に輸入される文化財を管理すること等について定めるものである。**千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書**は、条約を補足するものであり、特に重要な文化財の国際的な管理につき「強化された保護」の制度を定めるとともに、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約に違反する一定の行為を締約国が犯罪化すること等について定めるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、条約の署名から国会提出までに半世紀以上を要した理由、我が国の世界遺産を保護の対象とする可能性、イラク国内における文化財流出の状況と保護の必要性等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

国際協力の推進　**核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約**は、あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大している中、核による国際的なテロリズムの行為の防止に関する国際協力を強化することが急務であることが認識されるようになったことを背景として、2005年に採択されたものであり、放射性物質又は核爆発装置等を所持し、使用する等の行為を犯罪化すること、その犯人を処罰し、犯罪人引渡しに関し協力すること等について定めるものである。**千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書**は、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景として、1996年11月に採択されたものであり、主に陸上で発生した廃棄物等に関し、船舶等からの海洋投棄を原則として禁止し、例外的に海洋投棄が認められる廃棄物等に関する厳格な許可条件等について定めるものである。**職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）**は、職業上の安全及び健康に関する国内政策等を規定すること等により、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進し、安全で健康的な作業環境を漸進的に達成するための措置をとること等について定めるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、まず、核テロリズム防止条約について、核テロリズムの脅威に対する認識、軍隊の活動に係る条約適用除外の例、Ｇ８諸国の批准状況、本条約と改正された核物質防護条約との関係等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。次いで、ロンドン条約1996年議定書及び職業安全衛生枠組条約につい

て、廃棄物の海洋投棄削減への取組、二酸化炭素の海底下貯留の検査体制と安全性の確保、労働の安全衛生に係る我が国の政労使三者協議の現状、未締結のＩＬＯ条約に対する我が国の対応等について質疑が行われ、両件はいずれも全会一致をもって承認された。

経済活動における国際協力の推進　**適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定**は、我が国とアメリカとの間で、通信端末機器及び無線機器について、相手国に所在する機関が実施する適合性評価手続の結果を相互に受け入れるために必要な法的枠組みを定めるものである。**知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書**は、開発途上国における公衆の健康の問題に対処するため、特許権者以外の者が、エイズ、結核、マラリア等の感染症に関する医薬品を生産し、これらの開発途上国等に輸出することを可能とするため、世界貿易機関の加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定及び附属書を協定に追加するものである。**二千六年の国際熱帯木材協定**は、1994年の国際熱帯木材協定を承継するものであり、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進するため、国際熱帯木材機関の活動を通じた国際協力の枠組み等について定めるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、国際熱帯木材機関の本部機能の強化、感染症問題に係る我が国の援助専門家の育成、相互承認の下での検査体制の在り方等について質疑が行われ、３件はいずれも全会一致をもって承認された。

経済連携の強化　**新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書**は、現行の協定の内容を部分的に改め、物品及びサービスの貿易を更に自由化及び円滑化すること等について定めるものである。**戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定**は、我が国とチリとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境を整備すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。**経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定**は、我が国とタイとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、東アジアにおける経済連携に向けた我が国の戦略、チリ及びタイとの間の経済連携協定締結による関税の撤廃・引下げ措置の内容と関税譲許の対象となる有害廃棄物の品目数等について質疑が行われ、討論の後、日・シンガポール経済連携協定改正議定書は全会一致をもって、経済連携協定２件は多数をもって、それぞれ承認された。

二国間関係の緊密化　**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書**は、1996年に締

結された現行の租税条約を改正するため、2007年にパリにおいて署名されたものであり、フランスとの間で投資所得に対する源泉地国課税を減免することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、租税回避行為の防止措置を講じること等について定めるものである。**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書**は、1980年に締結された現行の租税条約を改正するため、2006年にマニラにおいて署名されたものであり、フィリピンとの間で、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の一層の促進を図るとともに、みなし外国税額控除について10年間の適用期限を設けて将来的に廃止すること等について定めるものである。**社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定**は、我が国とオーストラリアとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、両国間で年金制度への加入に関する法令の適用調整及び保険期間の通算を行うこと等について定めるものである。委員会においては、３件を一括して議題とし、日・仏租税条約の配当、利子及び使用料に係る源泉地国課税の減免措置の経済効果、フィリピンとの租税条約のみなし外国税額控除廃止の背景、日・豪社会保障協定締結の意義と今後の我が国の社会保障協定締結の方針等について質疑が行われ、租税条約改正議定書２件は討論の後、多数をもって、日・豪社会保障協定は全会一致をもって、それぞれ承認された。

防衛施設庁の廃止、自衛隊組織の改編　**防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案**は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第11師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものである。委員会においては、防衛施設庁の廃止と入札談合事案との関係、防衛監察本部の新設とチェック体制の在り方、海上自衛隊地方隊の改編の背景と今後の役割、中央即応集団の任務等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること等を求める附帯決議を行った。

外交実施体制の整備　**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**は、在モナコ、在モンテネグロの各大使館を新設し、在セルビア・モンテネグロ大使館の名称を在セルビア大使館に変更するとともに、在ニューオリンズ総領事館を廃止すること、また、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定すること等について定めるものである。委員会においては、外交力強化に向けた在外公館の増設と人材の育成、大使を含めた在

外職員への民間人などの登用等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、外交体制強化に向けた組織改革の推進、国際機関の邦人職員の増強と外部の人材の積極的活用等を求める附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

３月13日、外交の基本方針について麻生外務大臣から、国の防衛の基本方針について久間防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。

３月15日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

４月26日、**国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議**を行った。

（２）委員会経過

○平成19年３月13日（火）（第１回）

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○外交の基本方針に関する件について麻生外務大臣から所信を聴いた。

○国の防衛の基本方針に関する件について久間防衛大臣から所信を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、犬塚直史君（民主）、高野博師君（公明）、仁比聡平君（共産）

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（外務省所管及び防衛省所管）について麻生外務大臣及び久間防衛大臣から説明を聴いた後、麻生外務大臣、久間防衛大臣、木村防衛副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、喜納昌吉君（民主）、緒方靖夫君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年３月27日（火）（第４回）

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の**

一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について麻生外務大臣、山本農林水産副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）

（閣法第20号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

欠席会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）**

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上３件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月10日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）**

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上３件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフラ**

ンス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

以上両件について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第11号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　社民

（閣条第12号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産
欠席会派　社民

○**社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）**を承認すべきものと議決した。

（閣条第13号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○**適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）**

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

以上３件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月24日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）**

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

以上３件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、木村防衛副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事原澤繁樹君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）

（閣条第14号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし
欠席会派　社民
（閣条第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民
（閣条第16号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○**国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

以上両案件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月26日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）**

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）

以上両案件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、水野法務副大臣、木村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決し、

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）を可決した。

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）

（閣条第１号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民
（閣法第48号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議を行った。

○**イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）**

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの

件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上３件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月８日（火）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）**

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上３件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕小泉昭男君（自民）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）

（閣条第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

（閣条第３号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

（閣条第４号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし
欠席会派　社民

○**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について久間防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月10日（木）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）**の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について麻生外務大臣、久間防衛大臣、木村防衛副大臣、浅野外務副大臣、土屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事星文雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、喜納昌吉君（民主）、緒方靖夫君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年５月17日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について麻生外務大臣、久間防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕柳田稔君（民主）、白眞勲君（民主）、小泉昭男君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成19年５月22日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）（衆議院送付）**について安倍内閣総理大臣、久間防衛大臣、麻生外務大臣、下村内閣官房副長官、木村防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕山本一太君（自民）、ツルネンマルテイ君（民主）、高野博師君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

・質疑

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第27号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）**

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上３件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月24日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（衆議院送付）**

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関

する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上３件について麻生外務大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第５号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第６号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第７号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成19年５月29日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について久間防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月31日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）**について久間防衛大臣、鈴木内閣官房副長官、土屋総務大臣政務官、椎名財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第28号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について塩崎内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成19年６月５日（火）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について久間防衛大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、関口外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、櫻井充君（民主）、犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成19年６月７日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について久間防衛大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕緒方靖夫君（共産）、小泉昭男君（自民）、高野博師君（公明）、大田昌秀君（社民）、白眞勲君（民主）、喜納昌吉君（民主）

○平成19年６月12日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（衆議院送付）**

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）（衆議院送付）

以上３件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第17号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第18号）賛成会派　自民、民主、公明、社民
反対会派　共産

（閣条第19号）賛成会派　自民、民主、公明、社民
反対会派　共産

○平成19年６月14日（木）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）（衆議院送付）**

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（衆議院送付）

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上３件について麻生外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○**核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）（衆議院送付）**について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第８号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○**千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（衆議院送付）**
職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上両件について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕犬塚直史君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第９号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣条第10号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成19年６月19日（火）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）**について麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、増子輝彦君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第89号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

○平成19年７月５日（木）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第823号外22件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第333号外46件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在モナコ及び在モンテネグロの各日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、在セルビア・モンテネグロ日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在セルビア日本国大使館及びセルビアに変更する。

三、在ニューオリンズ日本国総領事館を廃止する。

四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

五、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。

六、この法律は、平成19年４月１日から施行する。ただし、在ニューオリンズ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められるのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、我が国の財政事情は依然として厳しく、外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、外務省においては、国際社会の諸問題に的確に対応し、国益を重視した外交を遂行するため、外交体制強化に向けた組織改革を不断に推し進めること。

二、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。

三、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。

四、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。

五、情報の収集・分析体制の強化のため、情報収集等に要する経費の充実及び人材の確保に努めること。

六、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

七、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。

八、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

右決議する。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、駐留軍等の再編を実現するために、再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興等に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「駐留軍等の再編」とは、平成18年５月１日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊等の編成、配置又は運用の態様の変更（岩国飛行場へ移駐する空母艦載機部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。

二、防衛大臣は、駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊等の編成が変更され、又はそれらが新たに配置される等の防衛施設であって、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

三、防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺市町村において、政令で定める再編関連特別事業を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

四、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

五、防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域からなる地域であって、駐留軍等の再編による影響が著しいものとして政令で定める場合等に該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

六、都道府県知事は、再編関連振興特別地域の指定があったときは、再編関連振興特別地域整備計画の案を作成し、防衛大臣に提出する。防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

七、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業（土地改良、港湾、道路等）で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速

やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

八、防衛省に、防衛大臣を議長、総務大臣、外務大臣、財務大臣等を議員とする駐留軍等再編関連振興会議を置き、同会議は、再編関連振興特別地域の指定並びに再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更に関する事項を処理する。

九、国際協力銀行は、在沖縄米海兵隊のグアム移転に伴う経費に係る資金の貸付け等の駐留軍再編促進金融業務を行うことができることとし、同業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、駐留軍再編促進金融勘定を設けて整理しなければならない。

十、政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

十一、国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

十二、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、一部の規定を除き、平成29年３月31日限り、その効力を失う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、必要な情報開示に努めること。

二、「再編実施のための日米ロードマップ」策定から１年以上経過していることにかんがみ、在日米軍等の再編に伴う我が国の経費負担総額の概算をできる限り速やかに取りまとめ、国会に報告すること。

三、再編交付金の交付基準の作成に当たっては、受入れ表明など進捗状況の内容について自治体にとり明確な基準となるよう努めること。

四、在沖縄米海兵隊のグアム移転経費については、厳しい財政事情を考慮し、国民の理解を得るため、今後日米間であらゆる経費について精査し、経費の抑制に努めること。また、多年にわたり多額の経費を我が国が負担することにかんがみ、今後とも負担に関する米国との合意を国会に報告すること。なお、我が国の負担については、国会の承認を得ること。

五、グアム移転経費に関し、国の予算等から支出される国際協力銀行の出資・融資の資金については、出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと。

六、我が国の財政事情を考慮して、在日米軍駐留経費負担及びＳＡＣＯ関係経費など、在日米軍の駐留に係る経費負担の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、防衛省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の事務を防衛省本省で処理するために必要な組織の改編等を行うとともに、特別の機関として防衛監察本部を新設するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊の設置を可能とし、陸上自衛隊の中央即応集団及び第11師団並びに海上自衛隊の地方隊を改編し、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数は、陸上自衛官15万3,220人（2,476人の減員）、海上自衛官４万5,716人（96人の減員）、航空自衛官４万7,313人（29人の減員）、新設される共同の部隊に所属する自衛官152人、統合幕僚監部に所属する自衛官343人（143人の減員）及び情報本部に所属する自衛官1,903人（17人の増員）を加えた総計24万8,647人（2,575人の減員）とする。

二、施設行政をより適正かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛施設庁を廃止し、同庁の施設の取得、管理等に関する事務を内部部局及び装備本部を改組して設置する装備施設本部に所掌させる。

三、防衛及び警備等に関する事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関する事務を内部部局に所掌させる。

四、防衛省の所掌事務を適正に遂行する体制を強化するため、特別の機関として防衛監察本部を新設する。

五、防衛行政全般の地方における拠点を確立するため、地方支分部局として地方防衛局を新設する。

六、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに国際平和協力活動等に一層強力に取り組むことができるよう、陸上自衛隊の中央即応集団及び海上自衛隊の地方隊を改編する。

七、自衛隊の統合運用態勢の一層の充実を図るため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊を防衛大臣の直轄部隊として置くことを可能とする。

八、即応予備自衛官の員数を8,425人（57人の増員）とする。

九、陸上自衛隊の第11師団を改編し、第11旅団とする。

十、本法律は、公布の日から６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、六から九については、平成20年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一　防衛施設庁の廃止及びその機能の防衛省本省への統合に当たっては、入札談合事案等の反省と教訓、国会における議論を十分に踏まえ、業務のより一層の合理化、効率化を

図り、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること。

二　施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政の密接な連携を図るとともに、地方防衛局が行う施設行政については、地域の実情に即したものとなるよう配慮し、必要な情報の開示に努めること。

三　防衛監察本部においては、会計監査業務や法令遵守に関し全省的な視点から厳格な監査業務を行うことにかんがみ、会計監査等に精通した専門家や法曹関係者等の起用を検討すること。特に、防衛監察本部の長たる防衛監察監の外部からの登用については、十分に検討すること。また、同本部については、既存の各組織からの独立性を十分に確保するとともに、同本部の業務を実効あらしめるため、既存の監査・監察部局の機能強化を図ること。さらに、防衛監察本部が行う監察業務の適正性を確保するための外部チェックの仕組みを検討すること。

四　防衛省への移行に伴って、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化され、また、今般同活動の先遣隊としての機能を重視した陸上自衛隊の中央即応連隊が新編されることにもかんがみ、海外に派遣される自衛隊員が安心して任務に専念できるよう、派遣前後のメンタルヘルスケアや留守家族への支援の充実を含め必要な施策を講じること。

五　度重なるインターネットを通じた情報流出事案を受け、防衛庁は昨年４月に再発防止に係る抜本的対策を取りまとめたところであるが、その後も海上自衛隊イージス護衛艦に係る高度な秘密情報が安易に外部に持ち出されるなどの新たな情報漏えい事案が相次いで発覚したことは、防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねる由々しき事態であり、遺憾の極みである。よって、これら事実の徹底的な究明を図り、違反者及びその監督責任者には厳正な処分を行うなど服務規律の厳格な保持に全力で取り組むとともに、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること。

右決議する。

国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「規程」という。）が定める集団殺害犯罪その他の国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について、国際刑事裁判所の捜査、裁判及び刑の執行等についての必要な協力に関する手続を定めるとともに、国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、国際刑事裁判所からの協力の請求の受理、国際刑事裁判所との協議、国際刑事裁判所に対する証拠の送付等の事務は、外務大臣が行う。外務大臣は、国際刑事裁判所から協力の請求を受理したときは、これを法務大臣に送付する。

二、法務大臣は、外務大臣から証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当しないときは、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を命ずること等の

措置をとる。

三、法務大臣は、外務大臣から裁判上の証拠調べ又は書類の送達に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当しないときは、相当と認める地方裁判所に対し、当該協力の請求に関する書面を送付する。当該地方裁判所は、法務大臣に対し、裁判上の証拠調べにより得られた証拠を送付し、又は書類の送達の結果を通知しなければならない。

四、法務大臣は、外務大臣から受刑者証人等移送に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた場合において、一定の事由に該当せず、かつ、当該請求に応ずることが相当であると認めるときは、30日を超えない範囲内で国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人等移送の決定をする。

五、引渡犯罪人の引渡しについては、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、引渡犯罪に係る事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき等の一定の事由に該当する場合を除き、これを行うことができる。また、引渡犯罪が国際刑事裁判の運営に対する犯罪である場合には、引渡犯罪人が日本国民であるとき等の一定の事由に該当する場合を除き、これを行うことができる。

六、法務大臣は、外務大臣から引渡犯罪人の引渡しに係る協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し、関係書類を送付して、引渡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をすべき旨を命ずる。法務大臣は、東京高等裁判所において、引渡犯罪人を引き渡すことができる旨の決定があった場合において、一定の事由に該当しないと認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し引渡犯罪人の引渡しを命ずるとともに、引渡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

七、法務大臣は、外務大臣から執行協力の請求に関する書面の送付を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、執行協力に必要な措置をとるよう命ずる。

八、外務大臣は、国際刑事裁判所から通過護送の承認の請求があったときは、請求の方式が規程に適合しないと認める場合を除き、これを承認する。

九、国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、一定の事由に該当する場合を除き、相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること等の措置をとることができる。

十、国際刑事裁判所が管轄権を有する事件に関する証拠隠滅等、証人等威迫及び証人等買収、国際刑事裁判所の職員の職務に関する贈収賄などの国際刑事裁判所の運営を害する行為についての罰則を整備する。

十一、この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要旨】

本法律案は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の期限を２年間延長しようとするものである。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要旨】

この規程は、旧ユーゴスラビア及びルワンダにおける大量虐殺等の事件の発生を機に国際的な刑事法廷の設立に対する国際的な関心が高まってきたことを受け、1998年（平成10年）７月、国際連合の主催によりローマで開催された外交会議において採択されたものであり、2002年（平成14年）７月に効力を発生した。この規程は、前文、本文128箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この規程により国際刑事裁判所（以下「裁判所」という。）を設立し、その所在地はオランダのハーグとする。裁判所は、常設機関とし、国家の刑事裁判権を補完する。

二、裁判所は、この規程に基づき、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪について管轄権を有する。ただし、侵略犯罪については、その定義及び管轄権行使の条件を定める規定が採択された後に、裁判所は管轄権を行使する。

三、この規程の締約国となる国は、前記二の犯罪についての裁判所の管轄権を受諾する。裁判所は、後記四の１又は３の場合において、次の１又は２に掲げる国の１又は２以上がこの規程の締約国であるとき又は非締約国であっても裁判所の管轄権を受諾しているときは、その管轄権を行使することができる。

１　領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の登録国

２　犯罪の被疑者の国籍国

四、裁判所は、次の場合において、この規程に基づき、前記二の犯罪について管轄権を行使することができる。

１　締約国がこれらの犯罪の１又は２以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

２　国際連合憲章第７章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の１又は２以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

３　検察官がこれらの犯罪に関する捜査に着手した場合

五、裁判所は、次の場合には、事件を受理しないことを決定する。

１　当該事件がそれについての管轄権を有する国によって現に捜査され、又は訴追されている場合。ただし、当該国にその捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合は、この限りでない。

2　当該事件がそれについての管轄権を有する国によって既に捜査され、かつ、当該国が被疑者を訴追しないことを決定している場合。ただし、その決定が当該国に訴追を真に行う意思又は能力がないことに起因する場合は、この限りでない。

3　被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、一事不再理に関する規定により裁判所による裁判が認められない場合

4　当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合

六、裁判所は、裁判所長会議、上訴裁判部門、第一審裁判部門、予審裁判部門、検察局及び書記局によって構成される。

七、裁判所は、真実を述べる義務を有するにもかかわらず虚偽の証言を行うこと等、その裁判の運営に対する犯罪であって故意に行われたものについて管轄権を有する。締約国は、自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の刑事法の適用範囲を、これらの裁判の運営に対する犯罪であって自国の領域において又は自国民によって行われたものまで拡張する。

八、裁判所は、前記二の犯罪について有罪の判決を受けた者に対し、最長30年を超えない特定の年数の拘禁刑又は犯罪の極度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によって正当化されるときは終身の拘禁刑のうちいずれかの刑罰を科することができるほか、罰金並びに前記二の犯罪によって直接又は間接に生じた収益、財産及び資産の没収を命ずることができる。

九、締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する。

十、裁判所は、締約国に対して協力を求める権限を有する。このような請求については、外交上の経路又は各締約国が批准、受諾、承認又は加入の際に指定する他の適当な経路を通じて送付する。請求については、適当な場合には、国際刑事警察機構又は適当な地域的機関を通じて送付することができる。

十一、締約国の分担金については、合意する分担率に従って決定する。合意する分担率は、国際連合がその通常予算のために採択した分担率を基礎とし、かつ、当該分担率が立脚する原則に従って調整される。

十二、国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後７年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも前記二の犯罪を含めることができる。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）

【要旨】

この協定は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業を実施する主体であるイーター国際核融合エネルギー機構（以下「イーター機構」という。）の設立、組織、任務、資源等について規定す

るものである。

この協定は、2006年（平成18年）11月21日にパリにおいて、我が国政府、欧州原子力共同体、中国政府、インド政府、韓国政府、ロシア政府及び米国政府の代表者により署名されたものであり、前文、本文29箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す２の附属書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、この協定によりイーター機構を設立し、イーター機構の本部は、フランスに置く。

二、イーター機構は、イーター事業について、加盟者間の協力のための措置を講じ、及びこのような協力を促進することを目的とする。

三、イーター機構は、イーター施設の建設、運転、利用等を行うこと、研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨励すること、核融合エネルギーの公衆による理解及び受入れを促進すること等を任務とする。

四、イーター機構は、国際法上の法人格（国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。）を有する。イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有する。

五、イーター機構の主要な内部機関である理事会は、加盟者の代表で構成する。各加盟者は、４人以内の理事会への代表を任命する。理事会は、イーター機構の目的を達成するため、イーター機構の活動の促進、全般的な指導及び監督について、この協定に従って責任を負う。

六、イーター機構を代表する事務局長は、５年の任期で任命され、イーター機構に関し、その運営、その活動及び政策の実施並びにその目的の達成のために必要なすべての措置をとる。

七、イーター機構の資源は、財政上の貢献、財政上の貢献以外の貢献等から成り、イーター機構の任務を遂行するためにのみ使用する。

八、イーター機構及び加盟者は、情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適当な普及を支援する。

九、接受締約者は、イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援を提供し、又はこれが提供されることを確保する。

十、イーター機構等は、各加盟者の領域内において、その任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。

十一、イーター機構は、公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、放射線からの保護等に係る接受国の関係国内法令を遵守する。

十二、イーター機構及び加盟者は、物質、装置又は技術を平和的目的のためにのみ使用するとともに、これらを核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移転してはならない。

十三、この協定は、中国、欧州原子力共同体、インド、日本国、韓国、ロシア及び米国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後30日で効力を生ずる。

十四、いずれの国又は国際機関も、理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入することができる。

十五、この協定の当初の有効期間は、35年とし、理事会は、この協定の有効期間を延長するか否かについて全会一致で決定する。

十六、接受締約者以外のいずれの締約者も、この協定から脱退する意図を寄託者に通告することができる。脱退は、当該通告が行われた会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）

【要旨】

この協定は、イーター国際核融合エネルギー機構等に対して、裁判権からの免除、強制執行の免除、直接税等の免除等の特権及び免除を付与することにより、イーター事業を確実に実施するための環境を整備するものである。

この協定は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定（以下「イーター協定」という。）と共に、2006年（平成18年）11月21日にパリにおいて、我が国政府、欧州原子力共同体、中国政府、インド政府、韓国政府及びロシア政府の代表者により署名されたものであり、前文、本文29箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、イーター国際核融合エネルギー機構（以下「イーター機構」という。）は、国際法上の法人格（国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。）を有する。イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有する。

二、イーター機構の建物、公文書等は、不可侵とする。

三、イーター機構は、裁判権からの免除、強制執行の免除等を享受する。

四、イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動に関し、直接税、関税等を免除される。

五、イーター機構が送付し、又はイーター機構に送付される出版物等の配布については、いかなる方法によっても制限してはならない。

六、イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができる。

七、イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に関し、各締約者が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享受し、イーター機構の公用通信は、検閲してはならない。

八、締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。

九、締約者の代表は、逮捕及び抑留の免除、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、公用の書類等の不可侵、出入国制限の免除等を享受する。

十、イーター機構の職員は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、兵役に関する義務の免除、公用の書類等の不可侵、出入国制限の免除等を享受する。

十一、イーター機構の事務局長は、イーター機構の職員が享受する特権及び免除のほか、同等の地位にある外交官に与えられる特権及び免除を享受する。

十二、専門家は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除、公用の書類等の不可侵等を享受する。

十三、イーター機構の理事会は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと認める場合には、いかなる関連する免除も放棄する。

十四、この協定は、中国、欧州原子力共同体、インド、日本国、韓国及びロシアによるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後30日で効力を生ずる。

十五、この協定は、イーター協定と同一の有効期間を有する。

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）

【要旨】

この協定は、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動（以下「より広範な取組を通じた活動」という。）を実施するための具体的な手続及び詳細に関する枠組み等を定めるものであり、我が国は2005年（平成17年）７月以来、欧州原子力共同体との間で交渉を行った結果、2007年（平成19年）２月５日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す３の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、より広範な取組を通じた活動は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業、国際核融合エネルギー研究センターに係る事業並びにサテライト・トカマク計画に係る事業の３の事業から成る。

二、この協定により、より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会を設立する。運営委員会は、この協定に従って、より広範な取組を通じた活動の実施に関する全般的な指導及び監督について責任を負う。

三、運営委員会は、法人格を有するものとし、他の国及び国際機関との関係において並びに日本国政府及び欧州原子力共同体の両締約者の領域内において、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な法律上の能力を有する。

四、各締約者は、運営委員会に同数の委員を任命し、及び任命する委員のうちから１人を自己の代表団の長に指名する。

五、運営委員会は、事務局を設置するものとし、事務局は、日本国に置く。運営委員会は、事務局の職員を任命する。事務局は、運営委員会を補佐する。

六、両締約者は、より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会を設置する。各締約者は、各事業委員会に同数の委員を任命する。

七、運営委員会は、より広範な取組を通じた活動の各事業のために事業長を任命する。事業長は、各事業の実施の調整について責任を負う。

八、各事業長は、その責任及び任務の遂行に当たり、それぞれの事業チームの補佐を受ける。各事業チームの構成員は、専門家及び客員の科学者その他の構成員から成る。各事業チームの構成は、それぞれの事業長の提案に基づいて運営委員会が承認する。

九、各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務（特に、当該活動の実施のために資源を利用可能にすること。）を履行するための実施機関を指定する。日本の実施機関は、事業チームを受け入れ、事業チームが任務を遂行するため、必要な作業場並びに物品及び役務を利用可能にする。

十、各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画及び翌年の年次作業計画を毎年運営委員会に提出する。

十一、各事業長は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行われたすべての活動を対象とする年次報告を毎年運営委員会に提出する。

十二、より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献から成る。財政上の貢献以外の貢献は、特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務並びに締約者が事業チームに提供する専門家及び事務局に提供する職員から成る。

十三、両締約者は、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。

十四、各締約者は、自己の法令に従って、他方の締約者がこの協定の知的財産に関する規定に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。

十五、この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

十六、この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の締約者に対してこの協定を終了させる意図を通告することにより10年の期間の満了の時に又はその後いつでもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を有する。

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）

【要旨】

この条約は、第二次世界大戦中に文化財の大量破壊等の被害があったことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まったことを踏まえ、1954年（昭和29年）５月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」と共に作成されたものであり、1956年（昭和31年）８月に効力を発生した。この条約は、前文、本文40箇条、末文及び施行規則21箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所有者のいかんを問わず、次に掲げる

ものをいう。

1　各人民にとってその文化遺産として極めて重要である動産又は不動産

2　1の動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物

3　1及び2の文化財が多数所在する地区（以下「記念工作物集中地区」という。）

二、締約国は、適当と認める措置をとることにより、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全することにつき、平時において準備することを約束する。

三、締約国は、自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財の保護のために使用されている設備を武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること並びに当該文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重することを約束する。ただし、当該文化財を尊重する義務は、軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る。

四、文化財には、その識別を容易にするために特殊標章を付することができる。

五、武力紛争の際に動産の文化財を収容するための限定された数の避難施設、限定された数の記念工作物集中地区及びその他の特に重要な不動産の文化財は、これらの避難施設等が次の条件を満たす場合に限り、特別の保護の下に置くことができる。

1　大規模な工業の中心地又は攻撃を受けやすい地点となっている重要な軍事目標から十分な距離を置いて所在すること。

2　軍事的目的のために利用されていないこと。

六、特別の保護は、文化財を「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」に登録することにより、当該文化財に対して与えられる。締約国は、国際登録簿への登録の時から、特別の保護の下にある文化財に対する敵対行為を差し控えること及び当該文化財又はその周囲の軍事的目的のための利用を差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保することを約束する。

七、特別の保護の下にある文化財は、武力紛争の間、特殊標章によって表示するものとし、この条約の施行規則に定める国際的な管理の下に置かれる。

八、専ら文化財の移動を行う輸送は、関係締約国の要請により、この条約の施行規則に定める条件に従って特別の保護の下で行うことができる。特別の保護の下における輸送については、この条約の施行規則に定める国際的な監視の下で行うものとし、特殊標章を表示する。締約国は、当該輸送に対するいかなる敵対行為も差し控える。

九、締約国は、特に武力紛争が開始された時に、特定の文化財の安全のため当該文化財の移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるために前記八の手続をとることができないと認める場合には、当該文化財の輸送について、特殊標章を表示することができる。

十、締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自国の通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必要なすべての措置をとることを約束する。

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）

【要旨】

この議定書は、第二次世界大戦中に文化財の大量破壊、盗取等の被害があったことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まったことを踏まえ、1954年（昭和29年）５月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」（以下「条約」という。）と共に作成されたものであり、1956年（昭和31年）８月に効力を発生した。この議定書は、本文15の規定及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、条約第１条に定義する文化財が、武力紛争の際に自国が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。

二、締約国は、占領地域から直接又は間接に自国の領域内に輸入される文化財を管理することを約束する。この管理は、文化財が輸入された時に自動的に行い、又は自動的に行うことができない場合には当該占領地域の当局からの要請により行う。

三、締約国は、自国の領域内にある文化財であって前記一に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、従前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。

四、自国が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負っていた締約国は、前記三に従って返還されなければならない文化財の善意の所持者に対して補償を行う。

五、締約国の領域を出所とする文化財であって武力紛争による危険からの保護を目的として当該締約国により他の締約国の領域内に寄託されたものは、敵対行為の終了の際に、当該他の締約国により、当該文化財の出所である領域の権限のある当局に返還される。

六、署名、批准又は加入の際に、前記一から五に拘束されないことを宣言することができる。

なお、我が国は、この議定書の締結に当たり、前記三の文化財の返還義務に関し、我が国に輸入され、かつ、善意の所持者が管理する当該文化財については、民法上、盗難又は遺失の時より２年間を経過した場合には、国が所有するものを除き、当該義務を履行することができない事態が生ずる可能性も排除されないため、前記三につき、前記六に基づき留保を付する旨を宣言することとしている。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）

【要旨】

この議定書は、1954年（昭和29年）に作成された「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」（以下「条約」という。）について、その後の各締約国による実行、国際情勢の変

化等を踏まえ、1999年（平成11年）３月、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の主導の下、条約を補足するものとして作成されたものであり、2004年（平成16年）３月に効力を発生した。この議定書は、前文、本文47箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、条約第３条（文化財の保全）の規定に従い武力紛争による予見可能な影響から文化財を保全するために平時にとる準備措置には、適当な場合には、目録の作成、火災又は構造的崩壊から保護するための緊急措置の立案等を含める。

二、条約第４条（文化財の尊重）の規定に従い文化財の尊重を確保することを目的として、

１　同条２の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、次の(1)及び(2)の条件が満たされる場合に限り、主張することができる。

(1)　当該文化財が、その機能により軍事目標となっていること。

(2)　(1)の軍事目標に対して敵対行為を行うことによって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るために利用し得る実行可能な代替的手段がないこと。

２　同条２の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のための文化財の利用については、当該文化財のこのような利用と、当該利用によって得られる軍事的利益と同様の軍事的利益を得るための他の実行可能な方法との間の選択が不可能である場合に限り、主張することができる。

三、文化財は、次のすべての条件を満たす場合には、強化された保護の下に置くことができる。

１　当該文化財が、人類にとって最も重要な文化遺産であること。

２　当該文化財の文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適当な立法上及び行政上の国内措置により当該文化財が保護されていること。

３　当該文化財が軍事的目的で又は軍事施設を掩護するために利用されておらず、かつ、当該文化財を管理する締約国がそのような利用を行わないことを確認する旨の宣言を行っていること。

四、紛争当事国たる締約国は、強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財又はその隣接する周囲のいかなる利用も差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する。

五、故意に、かつ、条約又はこの議定書に違反して行われる次のいずれの行為も、この議定書上の犯罪とする。締約国は、これらの犯罪を自国の国内法上の犯罪とするため、及びこのような犯罪について適当な刑罰を科することができるようにするため、必要な措置をとる。

１　強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすること。

２　強化された保護の下にある文化財又はその隣接する周囲を軍事活動を支援するために利用すること。

３　条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は徴発を行うこと。

４　条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。

５　条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。

六、締約国は、次の場合において、前記五の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとる。

１　犯罪が自国の領域内で行われる場合

２　容疑者が自国の国民である場合

３　前記五の１から３までの犯罪については、容疑者が自国の領域内に所在する場合

七、締約国は、前記五の１から３までの犯罪の容疑者が自国の領域内に所在することが判明した場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、国内法による手続又は適用可能な国際法の関連規則による手続を通じて、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

八、前記五の１から３までの犯罪は、この議定書が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間でその後締結されるすべての犯罪人引渡条約にこれらの犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）

【要旨】

この条約は、あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大している中、核による国際的なテロリズムの行為の防止に関する国際協力を強化することが急務であることが認識されるようになったことを背景として、2005年（平成17年）４月にニューヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものであり、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、次の行為を条約上の犯罪とする。

１　不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図をもって、放射性物質を所持し、又は装置を製造し若しくは所持すること。

２　不法かつ故意に、死若しくは身体の重大な傷害を引き起こす意図、財産若しくは環境に対する著しい損害を引き起こす意図又は特定の行為を強要する意図をもって、放射性物質若しくは装置を使用し、又は放射性物質を放出する等の方法で原子力施設を使用し若しくは損壊すること。

３　２の犯罪を行うとの脅迫をすること。

４　脅迫し、又は暴力を用いて、不法かつ故意に、放射性物質、装置又は原子力施設を要求すること。

５　１及び２の犯罪の未遂

６　１から５までの犯罪に加担し、組織し、指示し、又は寄与する行為

二、この条約は、国際法に基づいて国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではなく、また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。この条

約は、いかなる意味においても、国による核兵器の使用又はその威嚇の合法性の問題を取り扱うものではない。

三、締約国は、前記一の犯罪を自国の国内法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

四、締約国は、前記一の犯罪が自国の領域内で行われる場合、自国籍の船舶内又は航空機内で行われる場合、自国民によって行われる場合等において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置を講ずる。

五、犯人又は容疑者が所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため、自国の国内法により適当な措置を講ずる。

六、容疑者が所在する締約国は、前記四が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

七、前記一の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

八、締約国は、前記一の犯罪が行われた後に放射性物質、装置又は原子力施設を押収し、又はその他の方法で管理下に置いた場合には、これらの保有に当たり、無害化のための措置、国際原子力機関の保障措置に従った核物質の保有の確保等を行う。

九、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決できないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には、国際司法裁判所に付託することができる。

十、この条約は、22番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

【要旨】

1972年（昭和47年）に採択された廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「条約」という。）は、船舶等からの投棄による海洋汚染を防止することについて定めている。

この議定書は、その後、海洋環境の保全に対する国際社会の関心の高まりを背景に、新たな防止の仕組みを構築するための議論が行われた結果、1996年（平成８年）11月にロンドンで開催された条約の締約国特別会議において採択され、2006年（平成18年）３月に発効した。

この議定書は、前文、本文29箇条及び末文並びに３の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この議定書の目的は、汚染のすべての発生源から海洋環境を保護すること及び廃棄物その他の物の投棄又は海洋における焼却により生ずる汚染を防止するための効果的な措置をとること等である。

二、締約国は、この議定書を実施するに当たり、廃棄物その他の物の投棄からの環境の保護について予防的な取組方法を適用し、汚染者が原則として汚染による費用を負担するという慣行を促進するよう努め、及び損害又は損害の可能性を一の区域から他の区域へ移転させないように行動する。

三、締約国は、廃棄物その他の物の投棄を禁止する。ただし、附属書一に規定するもの（しゅんせつ物、下水汚泥等）を除く。

四、附属書一に規定する廃棄物その他の物の投棄は、許可を必要とする。締約国は、許可の付与及び許可の条件が附属書二の規定（投棄を検討するに当たって行うべき評価の方法）に適合することを確保するための措置をとる。

五、締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止する。

六、締約国は、投棄又は海洋における焼却のために廃棄物その他の物を他の国に輸出することを許可してはならない。

七、締約国は、内水である海域における廃棄物その他の物の処分を管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる。

八、投棄の禁止及び許可の規定並びに海洋における焼却の禁止の規定は、人命又は船舶等の安全を確保することが必要である場合は、適用しない。

九、締約国は、許可の付与等を行う適当な当局を指定し、及び国際海事機関等に対してこの議定書の規定を実施するためにとる措置等を報告する。

十、締約国は、次のすべてを対象として、この議定書を実施するために必要な措置をとる。

1　当該締約国の領域で登録され、又は当該締約国を旗国とする船舶及び航空機

2　投棄又は海洋における焼却が予定される廃棄物その他の物を当該締約国の領域において積み込む船舶及び航空機

3　当該締約国が国際法に基づき管轄権を行使することができる区域内において投棄又は海洋における焼却を行っていると認められる船舶、航空機及びプラットフォームその他の人工海洋構築物

十一、締約国は、この議定書の規定に違反する行為を防止し、及び必要な場合には処罰するため、国際法に従って適切な措置をとる。

十二、この議定書は、国際法に基づき主権免除が認められている船舶及び航空機については、適用しない。

十三、締約国会議は、この議定書の効力発生の後２年以内に、この議定書の遵守を奨励するために必要な手続及び仕組みを定める。

十四、この議定書の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約国は、地域的特性を考慮した上で、地域的協力を強化するよう努める。

十五、一の締約国が他の締約国に対してこれらの締約国の間に紛争が存在することを通告した後12箇月以内に当該紛争を解決できない場合には、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、附属書三に規定する仲裁手続によって解決する。

十六、この議定書は、その締約国であって条約の締約国であるものの間において、条約に優先する。

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第百八十七号）の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要旨】

国際労働機関（ＩＬＯ）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（ＩＬＯ条約及びＩＬＯ勧告）を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。

この条約は、職業上の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展並びに国の段階での計画的及び継続的な枠組みの確立が重要であるとの認識が高まる中、2006年（平成18年）６月にジュネーブで開催されたＩＬＯの第95回総会で採択されたものである。

この条約は、前文、本文14箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、定義

１　「国内政策」とは、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する国内政策をいう。

２　「職業上の安全及び健康に関する国内制度」（又は「国内制度」）とは、国内政策並びに職業上の安全及び健康に関する国内計画を実施するための主要な枠組みを提供する基盤となる制度をいう。

３　「職業上の安全及び健康に関する国内計画」（又は「国内計画」）とは、所定の期間内に達成すべき目的、職業上の安全及び健康の改善のために定める措置の優先順位及び手段並びに進展を評価する手段を含む国内計画をいう。

二、目的

この条約の目的は、加盟国が使用者団体及び労働者団体と協議した上で国内政策、国内制度及び国内計画を定めることにより、職業上の負傷、疾患及び死亡を予防するために職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進すること等にある。

三、国内政策

１　加盟国は、国内政策を定めることにより、安全かつ健康的な作業環境を促進する。

２　加盟国は、すべての関連する段階において、安全かつ健康的な作業環境についての労働者の権利を促進し、及び発展させる。

３　加盟国は、国内政策を定めるに当たり、職業上の危険性又は有害性を評価し、及びこれに根本的に対処すること等の基本原則を促進する。

四、国内制度

１　加盟国は、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に検討する。

２　国内制度には、特に、法令、責任を有する機関、監督制度等を含める。

３　国内制度には、適当な場合には、三者（政・労・使）の間の諮問機関、情報及び助言に係るサービス、訓練の提供等を含める。

五、国内計画

1　加盟国は、職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、実施し、監視し、評価し、及び定期的に検討する。

2　国内計画は、

（イ）　各国の安全及び健康に関する危害防止の文化の発展を促進する。

（ロ）　国内法等に従って、かつ、合理的に実行可能な限り、職業上の危険性又は有害性を除去し、又は最小限にすることにより、労働者の保護に貢献する。

（ハ）　国内の状況の分析に基づいて定められ、及び検討される。

（ニ）　目的、対象及び進展の指標を含む。

3　国内計画は、広く公表するものとし、可能な範囲で、最上級の国内機関により承認され、及び開始される。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（先議）

【要旨】

この議定書は、1996年（平成８年）に締結された我が国とフランスとの間の現行の租税条約を改正するため、2007年（平成19年）１月11日にパリにおいて署名されたものであり、前文、本文21箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、両締約国の間で課税上の取扱いが異なる事業体について、これらの事業体又はその構成員等の取得する所得に対して、一定の要件の下でこの条約の特典が与えられる。

二、配当に対する源泉地国での課税について、親子間配当以外の配当に対する限度税率を現行の15パーセントから10パーセントに改正するとともに、親子間の認定要件を緩和する。

三、利子に対する源泉地国免税の対象範囲を一般の金融機関等にも拡大する。

四、使用料については、源泉地国免税とする。

五、就労者が自国の社会保障制度に対して支払う社会保険料について、就労地国が所得控除を相互に認める。

六、匿名組合員が匿名組合契約に関連して取得する所得又は収益は、源泉地国において課税する。

七、相手国居住者のうち、個人、政府、一定の公開会社、一定の要件を満たす法人等について、この条約の特典を受ける権利が与えられる。

八、各締約国は、この議定書の効力発生のために自国において必要とされる憲法上の手続が完了したことを、他方の締約国に対して通告する。この議定書は、遅い方の通告が受領された月の後２箇月目の月の初日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（先議）

【要旨】

この議定書は、1980年（昭和55年）に締結された我が国とフィリピンとの間の現行の租税条約を改正するため、2006年（平成18年）12月９日にマニラにおいて署名されたものであり、前文、本文９箇条及び末文から成っている。その主な内容は次のとおりである。

一、配当に対する源泉地国での課税について、親子間配当以外の配当に対する限度税率を現行の25パーセントから15パーセントに改正するとともに、親子間の認定要件に関する株式保有割合を現行の25パーセントから10パーセントに改正する。

二、利子に対する源泉地国での限度税率を、現行の公社債及び創始企業支払分について10パーセント、その他については15パーセントから一律10パーセントに改正する。

三、使用料に対する源泉地国での限度税率を、現行の映画フィルム等以外について25パーセントから10パーセントに改正する。

四、みなし外国税額控除の適用期限を議定書の発効後10年間とする。

五、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（先議）

【要旨】

この協定は、我が国とオーストラリアとの間で、両国間の人的交流に伴って発生する年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2005年（平成17年）６月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、2007年（平成19年）２月27日にキャンベラで署名されたものである。

この協定は、前文、本文31箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に適用され、オーストラリアについては、老齢年金に関する社会保障法制を構成する法律及び退職年金保障に関する法制に適用される。

二、年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者を含む。）の場合には、派遣された日から５年の期間が満了するまで、自国の法令のみを適用する。

三、外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避について定める。

四、一定の要件が満たされる場合には、二及び三の例外を認めることについて合意することができる。

五、我が国において就労する者でオーストラリアの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、オーストラリアの法令のみを適用する。

六、一方の締約国の年金を受給する権利を取得するために必要とされる期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加入期間を当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさないような場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。

七、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限及び行政上の慣行の範囲内において、この協定の実施のために相互に援助し、その援助は無償とする。

八、権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の実施のために必要な個人に関する情報を、自国の法律等に従って相手国のこれらの当局又は実施機関に伝達する。伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用され、これらの情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための法律等によって規律される。

九、この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

十、この協定は、両締約国が効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

【要旨】

我が国と米国との間の通信端末機器及び無線機器に関する相互承認については、1999年（平成11年）３月に当局間で非公式の協議を始め、2005年（平成17年）11月から両国の政府間で正式に協定の締結交渉を行った結果、2007年（平成19年）２月16日にワシントンにおいて、この協定の署名が行われた。

この協定は、通信端末機器及び無線機器について、相手国に所在する機関が実施する適合性評価手続の結果を相互に受け入れるために必要な法的枠組みを定めるものであり、この協定の締結により、日米両国がそれぞれ相手国に携帯電話端末等の通信端末機器及び無線機器を輸出する際に必要な検査、確認等の認証の費用及び期間が節減されることとなる。

この協定は、前文、本文17箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、登録を受けた適合性評価機関が通信端末機器及び無線機器並びにこれらの機器に係る工程について実施する適合性評価手続の結果であって、当該機器又は当該機器に係る工程が自国の技術法規に適合する旨の決定を、この協定に従って受け入れる。

二、各締約国は、自国の指定当局が、自国の領域内において適合性評価機関の指定、監視、指定の取消し等に必要な権限を有することを確保する。各締約国の指定当局は、自国の領域内において適合性評価機関を指定するか否かについて決定する際には、附属書に定める手続を適用する。

三、適合性評価機関の登録は、登録を求める締約国からの提案を、他方の締約国が当該適合性評価機関の指定基準への適合性を認めて受け入れる場合に、合同委員会の決定により行われる。

四、各締約国は、相手国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準に適合していないと認める場合には、所定の手続に従い、当該適合性評価機関の指定に異議を申し立てることができる。

五、各締約国は、合同委員会の要請に基づき、自国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準に適合しているか否かにつき検証を行う。

六、両締約国は、この協定により、各締約国の代表から成る合同委員会を設立する。合同委員会は、適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除等について決定を行う権限を有する。

七、この協定は、健康、安全、環境の保護等のために適切と認める保護の水準を決定する等の各締約国の権限を制限するものと解釈してはならない。

八、この協定は、両締約国がそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換する日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（先議）

【要旨】

この議定書は、2005年（平成17年）12月にジュネーブで開催された世界貿易機関の一般理事会において作成されたものであり、開発途上国等における公衆の健康の問題に対処するため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「協定」という。）について、特許権者以外の者が、エイズ、結核、マラリア等の感染症に関する医薬品を生産し、これらの開発途上国等に輸出することを可能とするため、加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定及び附属書を新たに追加するものである。

この議定書は、前文、本文、末文及び附属書（議定書の附属書）から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、本文

1　この議定書が効力を生ずる時に、協定にこの議定書の附属書に規定する第31条の二及び附属書（協定の附属書）を加える。

2　この議定書は、世界貿易機関協定第10条３の規定に従い、世界貿易機関の加盟国の３分の２が本議定書による改正を受諾した時に当該加盟国について効力を生じ、その後は、その他の各加盟国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

二、第31条の二

輸出加盟国が特許権者の許諾を得ることなく特許権者以外の者に対して当該特許の対象の使用について許諾（強制実施許諾）を与えることは、主として当該輸出加盟国の国内市場への供給のためである場合に限る旨を規定する協定第31条（ｆ）の義務は、一定の条件に従い、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、適用しない。

三、協定の附属書

１　協定第31条（ｆ）に規定する輸出加盟国の義務を適用しない条件として、（１）輸入する資格を有する加盟国が貿易関連知的所有権理事会に対し、関係する医薬品の医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことを立証したこと等を通告において確認すること等の一定の条件を満たすこと、（２）輸出加盟国が与える強制実施許諾が、輸入する資格を有する加盟国のニーズを満たすために必要な量のみを強制実施許諾に基づき生産することができること、貿易関連知的所有権理事会にニーズを通告した加盟国に対し生産量の全部を輸出すること等の一定の条件を満たすこと、及び（３）輸出加盟国が強制実施許諾の付与を貿易関連知的所有権理事会に通告することについて規定する。

２　輸入する資格を有する加盟国は、自国のとり得る手段の範囲内で、かつ、自国の行政上の能力及び貿易の転換の生ずる危険度に応じて、自国の領域に実際に輸入された医薬品の再輸出を防止するための合理的な措置をとる。

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

（先議）

【要旨】

この協定は、1983年（昭和58年）の国際熱帯木材協定に代わるものとして作成された1994年（平成６年）の国際熱帯木材協定を承継するものとして、2006年（平成18年）１月にジュネーブで開催された国際連合会議において作成されたものである。

この協定は、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進することを目的とし、そのために、加盟国の間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること、熱帯木材の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための加盟国の能力を高めること、熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること等を規定している。1994年協定との主な相違点は、次のとおりである。

一、持続可能な森林経営を促進し、熱帯木材の国際貿易が適切に行われるためには違法伐採問題への取組が必要かつ有効であるとの認識の下、我が国等が違法伐採問題への取組を協定に明記すべきである旨主張した結果、この協定の目的に盛り込まれた。また、理事会は、違法伐採に関する加盟国からの情報を検討し、及び評価することが規定された。

二、この協定の運用に要する費用について、運営に係る基礎的な費用と、通信、広報、専

門家会合等の中核的な活動に係る費用とに区分し、前者の費用は加盟生産国及び加盟消費国が均等に負担するものとし、また、後者の費用は加盟生産国が20パーセント、加盟消費国が80パーセント負担するものとし、その費用の額は前者の費用の額の３分の１を超えてはならないことが規定された。

三、事業活動等に対する任意の拠出金が減少傾向にあることから、拠出対象となる事業を特定する従来の方式では任意の拠出を行い難かった拠出者に配慮し、より柔軟な拠出が可能となるよう、課題又は分野のみを特定して拠出する課題別計画勘定を置くことが新たに規定された。

四、一九九四年協定の有効期間は４年間（その後２回各３年間延長可）であったため、中長期的な行動計画を策定することが困難であった。このため、この協定においては、有効期間を10年間（その後１回目は５年間、２回目は３年間延長可）と規定することにより、より長期的な観点から優先事項を明らかにした行動計画を策定し、事業を効果的に実施していくことを可能とした。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要旨】

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）は、貿易、投資等の自由化及び円滑化を進め、金融、情報通信技術等の幅広い分野における経済連携を強化するための法的枠組みを設けるものであり、2002年（平成14年）11月に発効した。

その後両国は、物品及びサービスの貿易の更なる自由化及び円滑化を目指して改正交渉を開始することで合意し、交渉の結果、2007年（平成19年）３月に東京において、安倍内閣総理大臣とリー首相との間でこの議定書の署名が行われた。

この議定書は、本文16箇条及び末文並びに附属書から成っているほか、この議定書に関連し、協定第７条に基づく実施取極を改正する議定書が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、現行協定に基づき関税上の特恵待遇が与えられる原産品を対象とする緊急措置を廃止し、この議定書により関税上の特恵待遇が与えられる原産品を対象として適用期間を２年（極めて例外的な状況においては最長４年）以内とする緊急措置を定めるとともに、新たな暫定緊急措置について定める。

二、締約国の原産品となる水産物その他の産品に関する船舶及び工船の条件を定め、付加価値基準における材料の原産資格価額の計算に係る閾値を60パーセントから40パーセントに引き下げ、及び締約国の原産材料のみを使用して生産される産品を当該締約国の原産品とする旨を定める。

三、我が国が新たに行う関税の撤廃及び引下げ並びにそれらの実施日程について定める。主要品目の概要は次のとおりである。

1　軽油の一部について、2008年（平成20年）１月１日に撤廃する。

2　一部の石油製品及び石油化学製品（揮発油、ポリプロピレン等）について、2008年（平成20年）１月１日後均等な引下げを行い、2017年（平成29年）４月１日に撤廃する。

3　マンゴー、ドリアン、アスパラガス、製材及びえびについて、2008年（平成20年）１月１日に撤廃する。

4　カレー調製品について、2008年（平成20年）１月１日後均等な引下げを行い、2014年（平成26年）４月１日に撤廃する。

四、我が国がサービスの貿易について新たに行う特定の約束について定める。その概要は次のとおりである。

1　保険仲介サービスの自由化を拡大する。

2　国境を越える証券取引の自由化を拡大する。

五、シンガポールがサービスの貿易について新たに行う特定の約束について定める。その概要は次のとおりである。

1　フル・バンクの免許枠を拡大する。

2　ホールセール・バンクの免許発給数に係る制限を撤廃する。

3　国境を越える証券取引の自由化を拡大する。

六、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認された旨を通知する外交上の公文を両締約国が交換する日の後５日目の日に効力を生ずる。

戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

【要旨】

この協定は、我が国とチリとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境を整備すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年（平成19年）３月27日に東京において、麻生外務大臣とフォックスレイ外相との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文199箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1　我が国による関税撤廃等の主要品目

イ　ギンザケ・マス
協定発効後10年間で段階的に関税を撤廃
ロ　ワイン（ボトル）
協定発効後12年間で段階的に関税を撤廃
ハ　牛肉、豚肉、鶏肉等
関税割当を設定
ニ　林産品（合板等を除く。）
協定発効後即時又は段階的に関税を撤廃
ホ　精製銅
協定発効後10年間で段階的に関税を撤廃

２　チリ共和国による関税撤廃等の主要品目
イ　緑茶、ながいも、柿、日本酒等
協定発効後関税を即時撤廃
ロ　自動車、一般機械、電気電子製品等
協定発効後関税を即時撤廃

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、政府調達に関する法令、手続及び慣行について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与える。

六、両締約国は、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。

七、各締約国は、反競争的行為に対して適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為の規制の分野において協力する。

八、両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議するとともに、ビジネス環境の整備に関する小委員会を設置する。

九、この協定の実施、解釈又は運用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）

【要旨】

この協定は、我が国とタイとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、知的財産の保護を確保し、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年（平成19年）４月３日に東京において、安倍内閣総理大臣とスラユット首相との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文173箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、附属書一の自国の表において指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

１　我が国による関税撤廃等の主要品目

イ　熱帯果実

マンゴー、マンゴスチン、ドリアン等について協定発効後関税を即時撤廃

ロ　えび、えび調製品

協定発効後関税を即時撤廃

ハ　鶏肉（骨なし）、鶏肉調製品

鶏肉（骨なし）は協定発効後五年で11.9パーセントから8.5パーセントまで関税を引き下げ、鶏肉調製品は５年で６パーセントから３パーセントまで関税を引き下げる。

２　タイによる関税撤廃等の主要品目

イ　鉄鋼

すべての関税を協定発効後10年以内に撤廃。このうち全輸出額の約半分は即時撤廃（無税枠を含む。）

ロ　自動車

3000ＣＣ超は協定発効後４年で80パーセントから60パーセントまで関税を引き下げ、3000ＣＣ以下については再協議する。

ハ　自動車部品

原則として協定発効後５年後に関税を撤廃（一部のセンシティブ品目は７年後に関税を撤廃）

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、適合性評価手続について定める自国の制度に他方の締約国の適合性評価機関が参加することを認め、自国の登録当局等による登録等を受けた他方の締約国の適

合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

六、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術等を必要とする業務活動に従事する者及び指導員について入国及び一時的な滞在を約束する。

七、両締約国は、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与えるとともに、貿易関連知的所有権協定等の国際協定の規定に定める義務を履行することについての約束を再確認する。

八、各締約国は、自国において反競争的行為を禁止することにより公正かつ自由な競争を促進する。

九、両締約国は、農業、林業及び漁業、教育及び人材養成、ビジネス環境の向上、金融サービス、情報通信技術、科学技術、エネルギー及び環境、中小企業、観光、貿易及び投資の促進等の分野において協力する。

十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

十一、両締約国は、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しを協定の効力発生後10年目の年に行うものとし、その後においては10年ごとに行う。

十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

（4）委員会決議

—— 国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議 ——

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を処罰する国際刑事裁判所の設立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、極めて意義深いものである。現在、この裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が整い次第、侵略犯罪についても管轄権を行使できることとされている。人道に対する犯罪には、「人の強制失踪」として拉致も含まれており、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が国が国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国になることには大きな意味が認められる。

また、2009年に招集される本規程の検討会議では、侵略犯罪の定義等の整備のほか、テロ犯罪及び麻薬犯罪について、管轄犯罪に含めるか否かを検討することが予定されている。

我が国が本規程に加入した暁には、その見直しを始め、まだ発展途上にあるこの裁判所の運営及び活動に対し、締約国として国際社会に対し明確なビジョンを示し、最大限の貢献を行っていく必要がある。

さらに、本規程の締結に当たって我が国の採る国内実施体制の整備や運用の在り方は、今後、締結を検討するアジア諸国などからも注目されるものである。

以上のことを踏まえ、政府は、本規程の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。

一、重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という国際刑事裁判所の果たすべき重要な役割にかんがみ、分担金の最大拠出国にふさわしい発言権を確保しつつ、発展途上にある国際刑事裁判所の運営及び活動に積極的に関わり、その実効性及び効率性の向上に努めること。

二、国際刑事裁判所に対する人材面での貢献を積極的に行っていくこととし、そのため、裁判官、検察官を始めとする裁判所職員の輩出のために我が国の人材の発掘及び育成に係る体制を強化すること。

三、国際刑事裁判所が管轄する犯罪に対する法の支配を徹底させるため、対象犯罪の予防及び厳正な処罰に向けた取組を国際社会に広く行き渡らせるよう努めること。

四、国際刑事裁判所の活動の普遍性を高めていくためにも、アジア諸国を始めとする非締約国に対し、あらゆる機会をとらえて、本規程締結への外交的働き掛けを行うとともに、法整備も含めた司法支援等の国際協力を積極的に進めること。

五、本規程に基づき国際刑事裁判所が管轄権を有する重大な犯罪については、補完性の原則に基づき、自国による刑事裁判権行使が基本であり、かつ、当該犯罪の中には我が国の現行国内法上処罰できない行為があることにかんがみ、今後の諸外国の実行も踏まえ、国内法整備の在り方について検討に努めること。万が一、国内法上処罰できないために日本国民が国際刑事裁判所から訴追される懸念が生じる場合には、速やかに処罰を可能とする国内法整備の在り方について検討に努めること。

六、国際刑事裁判所からの協力要請に適切に応えられるよう、我が国の刑事司法制度の更なる信頼性向上に常に努めること。

七、国際刑事裁判所に対する協力において、受刑者証人等移送又は引渡犯罪人の引渡しの決定を行うに当たっては、当該受刑者又は引渡犯罪人に対し、制度の趣旨、手続、方法等について十分な説明を行うとともに、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律に規定された要件及び手続を厳守すること。

八、我が国から移送又は引渡しをされた受刑者又は引渡犯罪人が、国際刑事裁判所において、本規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保すること。

右決議する。

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	家西　悟	（民主）	小泉　昭男	（自民）	広田　一	（民主）
理　事	沓掛　哲男	（自民）	椎名　一保	（自民）	円　より子	（民主）
理　事	中川　雅治	（自民）	田中　直紀	（自民）	柳澤　光美	（民主）
理　事	野上　浩太郎	（自民）	舛添　要一	（自民）	西田　実仁	（公明）
理　事	大久保　勉	（民主）	山下　英利	（自民）	山口　那津男	（公明）
理　事	峰崎　直樹	（民主）	池口　修次	（民主）	大門　実紀史	（共産）
	泉　信也	（自民）	尾立　源幸	（民主）	― 欠員１名 ―	
	片山　虎之助	（自民）	富岡　由紀夫	（民主）		
	金田　勝年	（自民）	平野　達男	（民主）	（19.2.13 現在）	

（１）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出７件、衆議院提出１件（財務金融委員長）の合計８件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願21種類245件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の改正　平成19年度税制改正では、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制、信託税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、20兆2,010億円の特例公債の発行及び年金事業等の事務費に係る負担の特例措置を内容とする**平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**と一括して審議され、金利上昇局面における今後の国債管理政策の在り方、国の貸借対照表に係る責任の所在、税制の抜本改革に向けた政府の取組、減価償却制度の見直しによる経済効果、中小企業の円滑な事業承継に向けた税制の拡充策等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

特別会計法の制定　従来、特別会計に関しては、特別会計ごとにその設置根拠となる法律が定められていたが、行革推進法の趣旨を踏まえ、31ある特別会計の廃止及び統合、一般会計とは異なる取扱い規定の整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示等を行う**特別会計に関する法律案**が提出された。委員会では、特別会計の統廃合の在り方、特別会計の事務事業見直しの必要性、特別会計における剰余金及び積立金の在り方、特別会計の財務情報の透明化に向けた取組等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

日本政策投資銀行の民営化法案　行革推進法に基づき日本政策投資銀行を完全民営化

するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲に関する事項等を定める**株式会社日本政策投資銀行法案**が提出された。委員会では、現行政投銀の果たしてきた役割と民営化の意義、新会社のビジネスモデルと組織形態の在り方、公的資金に頼らない新会社にしていく必要性、災害復旧等の危機対応業務の重要性、完全民営化後の天下りに対する懸念と内部登用の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

公認会計士法の改正　監査業務の複雑化及び高度化が進展する下で監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、公認会計士及び監査法人について、その独立性の確保に係る規定の整備、課徴金納付命令等業務の適正性の確保に係る制度の創設を行うとともに、監査法人の社員の資格の拡大並びに有限責任組織形態の監査法人制度及び外国監査法人等に係る届出制度の創設を行うほか、公認会計士等が法令違反等の事実を発見したときの申出制度の創設等を行う**公認会計士法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、最近の企業会計・監査をめぐる不祥事の要因、監査人の選任及び監査報酬の決定について監査役の権限を拡大する必要性、監査を担う人材の育成・確保の在り方、監査法人に対する行政処分の適切な運用の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

電子記録債権法の制定　金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録を、その発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設する**電子記録債権法案**が提出された。委員会では、資金調達の円滑化に資する制度運用の在り方、取引におけるセキュリティ確保の重要性、電子記録債権の具体的な活用形態等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他　平成18年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税負担の軽減を図る**平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。

このほか、関税率等の改正、税関における水際取締りの強化等を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**が多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、**株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**について、内閣委員会に対し連合審査会の申入れを行うことを決定し、内閣委員会と連合審査会を行った。

〔国政調査等〕

２月22日、参考人株式会社日興コーディアルグループ特別調査委員会日野正晴元委

員長及びみすず監査法人片山英木理事長に対し、日興コーディアルグループの不正会計問題について質疑を行ったほか、日銀の金融市場調節方針の変更、偽造・盗難カード等預貯金者保護法の今後の運用方針等について質疑を行った。

３月13日、財政政策等の基本施策について尾身財務大臣から、金融行政について山本内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、**３月15日**、我が国資本市場の国際化に向けた取組、日興コーディアルグループの上場継続の決定に対する東証社長の見解、日銀のブラックアウトルールの徹底と情報漏洩を調査する必要性、主要国の証券取引所との提携など東証の国際化に向けた運営方針等について質疑を行った。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度財務省予算等の審査を行い、19年度予算における特別会計改革の反映状況、日本政策投資銀行による日本航空への融資状況と追加融資報道の真偽、政府出資や補助金を受けている特殊法人等に対して財政負担額の公表を義務付ける必要性等について質疑を行った。

３月27日、今後の日銀の金融政策、２月の金融政策決定会合における情報漏洩についての事実関係、日興コーディアルグループの不正会計問題、ヤミ金融対策等について質疑を行った。

４月26日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成18年６月９日及び平成18年12月12日提出）について、山本内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、預金保険機構が取得した主要行株式の譲渡益等の内訳、日本航空の経営状況及び再生中期プランを踏まえた債務者区分判定の在り方、生命保険会社の収益構造のうち死差益が増加している要因等について質疑を行った。

５月10日、日本銀行法第54条第１項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成18年12月12日提出）について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書に関し、東京金融・資本市場の国際競争力強化に向けた日銀の取組、展望レポートにおける物価等の数値見通しの根拠、金融政策決定会合に関するブラックアウトルールとＮＨＫ報道による市場への影響等について質疑を行った。

５月29日、「ふるさと納税」制度導入の目的と内容、法人企業の利益分配の状況、生保における名義借り等不適正契約の実態と金融庁の対策、自主共済を改正保険業法の適用除外とするための客観的な基準を設ける必要性等について質疑を行った。

６月12日、大和都市管財事件の判決に対する金融庁の認識、ヘッジファンドに対する今後の規制の在り方、クレジットの過剰与信が頻発している状況への行政の対応策、東京三菱ＵＦＪ銀行への業務改善命令の内容、過払金返還が消費者金融の信用情報では完済とされない現状と金融庁の方針等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成19年２月13日（火）（第１回）

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○**平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第２号）（衆議院提出）**について提出者衆議院財務金融委員長伊藤達也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

○平成19年２月22日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について山本内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、みすず監査法人理事長片山英木君及び元株式会社日興コーディアルグループ特別調査委員会委員長日野正晴君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年３月13日（火）（第３回）

○財政政策等の基本施策に関する件について尾身財務大臣から所信を聴いた。

○金融行政に関する件について山本内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、政府参考人、参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長西室泰三君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕沓掛哲男君（自民）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、平野達男君（民主）、大門実紀史君（共産）

○**平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、富田財務副大臣、山本経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野上浩太郎君（自民）、中川雅治君（自民）、西田実仁君（公明）

○平成19年３月20日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について尾身財務大臣及び山本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、高木経済産業大臣政務官、永岡農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、土屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、広田一君（民主）、富岡由紀夫君（民主）

○平成19年３月22日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

以上両案について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕大塚耕平君（民主）、尾立源幸君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第３号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産

（閣法第４号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産

なお、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**特別会計に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月23日（金）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**特別会計に関する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣、富田財務副大臣、土屋総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事長小野邦久君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）

（閣法第２号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年３月27日（火）（第８回）

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行の金融政策に関する件、日興コーディアルグループの不正会計問題に関する件、ヤミ金融対策に関する件等について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、峰崎直樹君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成19年３月29日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕広田一君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第12号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月26日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について山本内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、日本航空の経営状況に関する件、預金保険機構の財務の健全化に関する件、生命保険会社の収益構造に関する件等について山本内閣府特命担当大臣、松山経済産業大臣政務官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長永田俊一君、日本政策投資銀行総裁小村武君及び国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年５月10日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた後、山本内閣府特命担当大臣、田中財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行政策委員会審議委員中村清次君、同銀行政策委員会審議委員亀崎英敏君及び同銀行理事稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、大塚耕平君（民主）、平野達男君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○**株式会社日本政策金融公庫法案（閣法第46号）（衆議院送付）**及び**株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第47号）（衆議院送付）**について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成19年５月17日（木）

内閣委員会、財政金融委員会連合審査会（第１回）

（内閣委員会を参照）

○平成19年５月29日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○「ふるさと納税」に関する件、法人企業の利益分配に関する件、独立行政法人に対する国の出資金に関する件、改正保険業法の適用除外に関する件等について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、大野総務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年５月31日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小村武君、同銀

行理事多賀啓二君及び国際協力銀行理事森本学君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、円より子君（民主）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年６月５日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）（衆議院送付）**について尾身財務大臣、山本内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、大村内閣府副大臣、望月国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小村武君、同銀行理事多賀啓二君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕尾立源幸君（民主）、西田実仁君（公明）、峰崎直樹君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第35号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年６月12日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○大和都市管財事件に関する件、三菱東京ＵＦＪ銀行の業務改善命令に関する件、消費者金融の信用情報に関する件等について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

○平成19年６月13日（水）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）**について山本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君及び明治大学大学院会計専門職研究科長・教授山浦久司君から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、尾立源幸君（民主）、峰崎直樹君（民主）

○平成19年６月14日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）**について山本内閣府特命担当大臣、奥野法務大臣政務官、土屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、中川雅治君（自民）、尾立源幸君（民主）、広田一

君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）

○平成19年６月15日（金）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）（衆議院送付）**について山本内閣府特命担当大臣、政府参考人及び参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第76号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**電子記録債権法案（閣法第85号）（衆議院送付）**について山本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年６月19日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電子記録債権法案（閣法第85号）（衆議院送付）**について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、大村内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び年金積立金管理運用独立行政法人理事長川瀬隆弘君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、大久保勉君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）

（閣法第85号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年７月５日（木）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第11号外244件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

特別会計に関する法律案（閣法第２号）

【要旨】

本法律案は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置し、その目的、管理及び経理について定めるとともに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（以下「行政改革推進法」という。）を踏まえ、特別会計の廃止及び統合、

一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別会計の廃止及び統合

行政改革推進法において定められている特別会計の廃止及び統合を実施することにより、現行31ある特別会計を平成23年度までに17とする。また、平成20年度以降に統廃合が予定されている特別会計については、所要の経過措置を定める。

二、一般会計と異なる取扱いの整理

剰余金の処理や借入金規定などの一般会計と異なる取扱いを整理するため、各特別会計法ごとに個々に定められていた会計手続を横断的に見直し、第１章総則に各特別会計に共通する規定を定め、第２章各節に各特別会計ごとの目的、管理及び経理についての規定を定める。

三、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示

資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を企業会計の慣行を参考として作成、開示することを法定化するなど、特別会計に係る情報開示を進めるための規定について整備する。

四、法律の廃止

現行の31特別会計法及び国庫余裕金の繰替使用に関する法律を平成18年度限りで廃止する。

五、施行期日

この法律は、平成19年４月１日から施行し、平成20年度以降に統合する特別会計における統合に関する規定を除き、平成19年度予算から適用する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　特別会計については、これまで不要不急の事業の実施、多額の積立金・不用額・剰余金の発生、予算と執行との乖離等の問題が指摘されてきたことを踏まえ、今後とも徹底した歳出の削減に努めるとともに、特別会計の存続の必要性について、行政改革推進法の趣旨に基づき、不断の見直しを行うこと。

一　特別会計の事務事業の見直しに当たっては、各特別会計の設置目的と事業との関連性、財源と事業との整合性等を不断に検証するとともに、その関連性や整合性が失われている事業については、廃止・縮減を進めること。その際、事務事業の性質に応じた仕分けを行い合理化・効率化を図るとともに、市場化テストの積極的な活用を行うこと。

一　特別会計の情報開示については、財政全体としての総覧性を確保し、国民的視点に立ってガバナンスを強化する観点から、一般会計、特別会計を通じた国全体の財政状況、特別会計の仕組みや資金の流れ等について、分かりやすい資料を作成するなど、国民に対する十分な説明責任を果たすこと。また、財務情報を開示するための書類については、翌々年度予算の審議に活用できるよう国会への早期提出に努めること。

右決議する。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第３号）

【要旨】

本法律案は、平成19年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成十九年度における公債の発行等の特例

1　財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成19年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成19年度一般会計予算において20兆2,010億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。

2　１による特例公債の発行は、平成20年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成19年度所属の歳入とする。

3　１の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　１により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成19年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、平成19年４月１日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第４号）

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制・信託税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、減価償却制度

1　新規取得資産（取得が平成19年４月１日以後のもの）については、償却可能限度額（取得価額の95％）及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に１円（備忘価額）までの償却を認めるとともに、250％定率法（償却率を定額法の2.5倍で計算し、償却費が一定の金額を下回る事業年度以降は残存年数による均等償却に切り替える償却方法）を導入する。

2　既存資産（取得が平成19年３月31日以前のもの）については、償却可能限度額まで償却した後、５年間で１円まで均等償却を認める。

二、中小企業関係税制

1　同族会社の留保金課税制度の適用対象から、中小企業（資本金等１億円以下）を除外する。

2　相続時精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与の場合の特例（親の贈与者年齢の要件を65歳以上から60歳以上への引下げ、2,500万円の非課税枠を3,000万円に引上げ）を創設する。

3　エンジェル税制（譲渡益に対する２分の１課税の特例）の適用期限を２年延長する。

三、住宅・土地税制

1　税源移譲に対応して住宅ローン減税の効果を確保するため、現行の住宅ローン減税制度との選択制の下、最高控除額（平成19年居住分200万円、平成20年居住分160万円）を維持しつつ、控除期間を10年から15年へ延長する特例を創設する。

2　住宅のバリアフリー改修促進税制（住宅ローン残高の一定割合を５年間税額控除）を創設する。

四、組織再編税制・信託税制

1　組織再編税制について、会社法における合併等対価の柔軟化（三角合併等）に伴い、親会社株式を対価として交付する場合にも課税の繰延べを認めるなど適格合併の要件を見直すとともに、国際的な租税回避を防止するための措置を講ずる。

2　信託税制について、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応した税制を整備するとともに、受託者段階での法人課税を行う等租税回避を防止するための措置を講ずる。

五、納税環境整備

1　電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度（限度額5,000円）を創設する。

2　コンビニエンス・ストアで納税できる制度を創設する。

六、その他

1　個人の寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30％から40％へ引き上げる。

2　再チャレンジ支援寄附金税制を創設する。

3　企業の子育て支援に係る特例（事業所内託児施設の割増償却制度）を創設する。

4　地域産業活性化支援税制（企業立地計画に従い取得した機械装置等の特別償却制度）を創設する。

5　移転価格税制について、企業の二重課税の負担を軽減するため、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設する。

6　租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払われる社会保険料について、一定金額を限度に所得控除を認める。

7　上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の特例（本則20％を10％に軽減）について、適用期限を１年延長する。

8　農用地利用集積準備金制度の廃止等既存の租税特別措置の整理合理化を行うとともに、住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。

七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成19年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成19年度の租税減収見込額は、約4,050億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。その際、円滑・適正な納税を確保するため、制度面・執行面における十分な検討を行い、必要な納税環境の整備に努めること。

一　社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　新信託法の施行に向けて、信託税制については、その具体的な取扱いを早期に取りまとめ、周知徹底を図ること。また、新信託法で可能となる多様な信託の利用実態を踏まえ、信託制度の健全な発展及び適正・公平な課税の実現のため、引き続き必要に応じた見直しを行うこと。

一　急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、通関制度の改善、税関における水際取締りの強化等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際競争力強化・利便性向上のための通関制度の改善等

1　法令を遵守する体制を整えている輸出入者等に対する特例措置の改善等を行う。

2　国際郵便物に係る輸出入通関手続の見直し等を行う。

3　経済連携協定の実施規定を一般規定化する。

二、税関における水際取締りの強化

1　深刻化する社会悪事犯等への対応を図るため、罰則水準の見直し等を行う。

2　著作権及び著作隣接権を侵害する物品を輸出してはならない貨物に追加する。

三、特恵関税制度の改正

ＬＤＣ（後発開発途上国）に対する特別特恵関税の対象品目の追加を行う。

四、暫定関税率等の適用期限の延長等

1　平成19年３月31日に適用期限が到来する暫定関税率、農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を一年延長する。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、原則として平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とする。

2　平成19年３月31日に適用期限が到来する沖縄型特定免税店制度等の適用期限を５年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成19年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成19年度一般会計の関税減収見込額は約５億9,000万円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一　最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び後発開発途上国に対する無税無枠措置の拡充に伴う原産地規則の適正な運用に当たっては、その重要性に十分配慮した定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき日本政策投資銀行（以下「現行政投銀」という。）を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、現行政投銀を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行（以下「新会社」という。）を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　平成20年10月１日に現行政投銀を解散して設立される新会社は、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、現行政投銀の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする。

二　新会社の業務は、現行政投銀の業務（資金の出資・資金の融資・債務の保証等、財政融資資金借入・政府保証債の発行等）を基本として、資金調達の補完的手段として譲渡性預金の受入れ、金融債の発行を可能とする。また、新会社設立までの準備期間中から、民間からの長期借入を実施する。

三　新会社の業務の健全かつ適切な運営の確保等

1　現行政投銀の予算は、政府関係機関予算として国会議決の対象とされているが、新会社においては、予算統制を廃止する。

2　社債、金融債及び長期借入金については、毎事業年度ごと、基本方針について財務大臣の認可を受ける包括認可制とし、その発行時、借入時に財務大臣に届け出なければならないこととする。

3　預金の受入れ又は金融債発行の開始には、財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意を必要とし、その後は、大口信用規制、アームズレングスルール等の銀行法の規制を準用する。

4　主務大臣は財務大臣とし、預金の受入れ又は金融債発行の開始後の財務・業務について、内閣総理大臣（金融庁）を共管の主務大臣とする。

5　銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社化、事業計画、定款変更等については認可制とする。

四　政府は、新会社の株式について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、新会社設立後おおむね５年後から７年後を目途として、その全部を処分することとし、処分後、直ちにこの法律を廃止するための措置等を講ずる。

五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成20年10月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資

金供給の必要性にも配意して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。

一　日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配意すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。

一　移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。

一　新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すこと。

右決議する。

公認会計士法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化及び監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するため、監査法人制度等について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

1　監査法人に対し、業務の執行の適正確保、業務の品質管理の方針の策定及びその実施等のための業務管理体制を整備することを義務付ける。

2　監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大し、特定社員として日本公認会計士協会の登録を受けた場合には監査法人の社員になることができることとする。

3　監査法人に対し、業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧を義務付ける。

二、監査人の独立性と地位の強化

1　公認会計士及び監査法人は独立した立場において業務を行わなければならない旨を職責規定において規定する。

2　被監査会社に対する公認会計士又は監査法人の関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲を、当該被監査会社の親会社及び連結子会社等に拡大する。

3　いわゆるローテーション・ルール（継続監査期間及びインターバル期間）について、継続監査期間を短縮する等、大規模監査法人の筆頭業務執行社員等に対する規定を追加するとともに、上場しようとする会社の財務書類の監査証明業務を行う場合の継続監査期間等についての規定を整備する。

4　公認会計士又は監査法人が上場会社等の財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合に、当該上場会社へ通知するとともに、是正措置がとられないと認めるときは内閣総理大臣への意見の申出を行う制度を導入する。

三、監査法人等に対する監督・責任の在り方の見直し

1　監査法人に対する行政処分の類型として、業務管理体制の改善命令及び違反行為に重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務及び意思決定の全部又は一部に関与することを一定期間禁止する命令を追加する。

2　公認会計士又は監査法人が故意に虚偽証明を行った場合及び相当の注意を怠ったことにより重大な虚偽証明を行った場合に、課徴金を納付させる制度を創設する。

3　有限責任組織形態の監査法人制度を創設し、内閣総理大臣への登録を義務付けるとともに、最低資本金、供託金等の規定を整備する。

4　金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する報告徴収及び立入検査の権限の範囲に、日本公認会計士協会による調査を受けていないこと及び調査に協力することを拒否していること等の事由により品質管理レビューの報告を行っていない場合において業務の運営の状況に関して行われるものを追加する。

5　外国会社等から提出される有価証券報告書等に係る監査証明業務を行う外国監査法人等について、内閣総理大臣への届出制度を整備する。

四、施行期日

この法律は、原則、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。

一　財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

一　公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効率的な監督を行うこと。

一　今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分の多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。

一　会計監査を担う有為な人材の育成、確保の重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めること。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国間における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。

一　証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりをみせる監査業務に対する社会的ニーズに応えていくためには、中小監査

法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。

電子記録債権法案（閣法第85号）

【要旨】

本法律案は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録を、その発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　電子記録債権の発生、譲渡、消滅等に関する私法上の規律

1　電子記録債権の発生や譲渡については、磁気ディスク等をもって作成される記録原簿に、当事者の請求を受けた電子債権記録機関が電子記録をすることを効力発生の要件とするとともに、権利の内容は、記録原簿上の記録により定まるものとする。

2　電子記録債権の譲渡について、別段の電子記録をしない限り、善意取得及び人的抗弁の切断の効力を認めるとともに、記録原簿上の債権者に対して支払をした者に支払免責を認める。

3　手形保証類似の独立性を有する電子記録保証の制度及び電子記録債権を目的とする質権の制度を創設する。

4　記録事項の変更、電子債権記録業に関する電子債権記録機関の責任、記録事項等の開示等について、所要の規定を整備する。

二　電子債権記録機関に対する監督等

1　主務大臣は、申請を受け、財産的基盤及び適切な業務遂行能力を有する株式会社を、電子債権記録業を営む者として指定する。

2　電子債権記録機関の兼業を禁止する。

3　主務大臣が電子債権記録業の適切かつ確実な遂行のため必要があると認める場合の電子債権記録機関に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令のほか、電子債権記録機関が破綻した場合の業務移転命令等の規定を整備する。

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　電子記録債権制度の導入に当たっては、事業者の資金調達の円滑化等を図るという法律の趣旨にかんがみ、特に中小企業の資金調達等に配慮しつつ、適切な金融インフラの整備に努めること。また、電子金融取引に係るインフラとして、他の電子的な取引に係る決済機関・クリアリング機関等との連携を図ることにより、我が国金融市場の効率性

を高め、経済の活性化に資するよう努めること。

一　法施行までに電子債権記録機関の業務規程や口座間送金決済契約等の詳細について慎重な検討を行い、債務者の二重払いのリスクが回避されるよう同期的管理の確実な実施を含め、電子記録債権制度全般の信頼性を確保すること。また、取引参加に当たっては、本人確認の徹底及び悪質業者等の排除、債権の期限に支払えない債務者への対応措置の検討を行うこと等により取引全体の安全性と健全性の確保に努めること。さらに、電子記録債権の譲渡禁止特約については、中小企業金融の円滑化の阻害要因とならないよう、制度の運用状況等を検証し、必要があると認められるときは、適切な対応を行うこと。

一　電子債権記録機関の指定に当たっては、適切な人材の確保等による業務運営の適正性と財務面における長期的健全性の確保等に配慮すること。また、電子債権記録機関の設立・運営にかかる費用が過剰にならず中小企業も安価に利用できるよう環境整備に努めること。さらに、利用者利便の向上に向けて、実務関係者が記録様式等の必要な標準化等を検討する際には、適切な連携に努めること。

一　電子債権記録機関の公正性・中立性や円滑な業務運営の確保、破綻防止の観点から、体制の整備を含め、適切な検査・監督に努めること。その際、記録原簿は、電子記録債権の権利の内容が記録され、取引先名等の重要な営業情報等も含むため、電子債権記録機関のセキュリティ面について、なりすましなど外部からの不正アクセスの防止策や、情報漏えい等を防ぐための内部管理態勢の構築が図られるよう、格別の注意を払うこと。

一　電子記録債権が普及するためには、とりわけ債務者である大企業などの協力が不可欠であるため、その利用が図られるような環境整備に努めること。

右決議する。

平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第２号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成18年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後２年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成18年度における租税の減収見込額は、約５億円である。

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	狩野	安（自民）	神取	忍（自民）	林	久美子（民主）
理　事	大仁田	厚（自民）	北岡	秀二（自民）	広中	和歌子（民主）
理　事	中川	義雄（自民）	小泉	顕雄（自民）	水岡	俊一（民主）
理　事	佐藤	泰介（民主）	中曽根	弘文（自民）	山本	香苗（公明）
理　事	蓮	舫（民主）	水落	敏栄（自民）	鰐淵	洋子（公明）
	有村	治子（自民）	鈴木	寛（民主）	井上	哲士（共産）
	荻原	健司（自民）	西岡	武夫（民主）		（19.3.13 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件及び本院議員提出４件であり、そのうち内閣提出８件を可決した。

また、本委員会付託の請願40種類177件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案は、委員会において、新法人の名称から博物館がなくなることに対する懸念、総合的博物館政策を樹立する必要性、効率化推進による企画展示への影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

参議院先議として提出された**国立大学法人法の一部を改正する法律案**は、委員会において、大阪大学と大阪外国語大学の統合がもたらす効果、大阪外国語大学の夜間主コース廃止に伴う在学生への対応、国立大学の運営費交付金の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案は、委員会において、核融合エネルギー実現の可能性、イーター計画に係る評価体制の確立と国民への理解増進の必要性、日本原子力研究開発機構の安全研究予算の充実等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案は、委員会において、条約で保護する国内の文化財の対象範囲、本法律案による文化財保護の有効性、輸入された被占領地域流出文化財の回復請求期間の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案は、委員会において、放射性物質の管理の在り方、原子力防護に関する情報公開の是非、本法律案における処罰対象の範囲等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案と西岡武夫君外４名の発議による**日本国教育基本法案等４法律案**については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においても、３法律案と西岡武夫君外４名の発議による**日本国教育基本法案等４法律案**を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、４法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、２度にわたる参考人からの意見聴取、茨城県、福島県、神奈川県及び愛知県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を開会した。

委員会の質疑においては、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校長等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求・指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び十年経験者研修との相違、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等について議論が行われた。

３法律案について、質疑の終局を決定し、順次採決の結果、いずれも多数をもって可決された。なお、３法律案に対し附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月13日、文教科学行政の基本施策について伊吹文部科学大臣から所信を、平成19年度文部科学省関係予算について池坊文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月15日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、いじめ事件の原因究明の必要性、地方の医師不足解消に向けた国立大学の役割、教育再生会議と中央教育審議会が並立する問題点、ゆとり教育の成果と基礎的・基本的な知識の定着を図る必要性、教職員純減、人材確保法廃止を規定する行革推進法改正の必要性、文教分野への特区導入事例に対する懸念、第８次定数改善計画を再度見送らざるを得なかった経緯と今後の見通し、不適格教員の認定における人事管理と判定基準等の明確化、学校施設耐震化の更なる推進と廃校利用の要件緩和の必要性、中高生の職場体験活動に対する予算拡充の要望、特別支援教育開始に当たっての人員配置の状況、大規模養護学校の改善基準を明示する必要性等の問題が取り上げられた。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度文部科学省予算の審査を行い、免許外教科担任の現状に対する文部科学省の認識、産科医・小児科医確保のための大型奨学金創設に対する文部科学大臣の所見、学校用務員等の人材を引き続き確保する必要性、私立保育所に対する認定こども園の認定遅延に対する懸念、今後のいじめ電話相談体制の在り方、外国人児童生徒に対する教育を学習指導要領に明記する必要性、幼稚園就園奨励費補助制度拡充に向けての対応、大学の資金配分における人文社会科

学系に重点を置いたプログラムの必要性、教員の超過勤務実態に対する文部科学省の認識、教員に十分な授業準備時間を確保させるための取組状況等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成19年３月13日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について伊吹文部科学大臣から所信を聴いた。

○平成19年度文部科学省関係予算に関する件について池坊文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の基本施策に関する件について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、大仁田厚君（自民）、西岡武夫君（民主）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（文部科学省所管）について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君（自民）、林久美子君（民主）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年３月22日（木）（第４回）

○**独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月27日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鈴木寛君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第21号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

○**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第52号）**について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕神取忍君（自民）、広中和歌子君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第52号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年４月10日（火）（第７回）

○**独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月12日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣、遠藤文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第49号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年４月17日（火）（第９回）

○**武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月19日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第50号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年４月24日（火）（第11回）

○**放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月26日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）**について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕水岡俊一君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第54号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年５月22日（火）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上３案について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴き、

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上４案について発議者参議院議員佐藤泰介君から趣旨説明を聴いた後、

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について発議者参議院議員鈴木寛君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣及び池坊文部科学副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中曽根弘文君（自民）、有村治子君（自民）、鈴木寛君（民主）、西岡武夫君（民主）、蓮舫君（民主）、山本保君（公明）、井上哲士君（共

産）

○平成19年５月24日（木）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、荻原健司君（自民）、水岡俊一君（民主）、蓮舫君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）、亀井郁夫君（国民、委員外議員）

○平成19年５月29日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小泉顕雄君（自民）、神取忍君（自民）、櫻井充君（民主）、佐藤泰介君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民、委員外議員）

○平成19年５月31日（木）（第16回）

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）
日本国教育基本法案（参第６号）
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について参考人京都市立堀川高等学校長荒瀬克己君、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター准教授岩田康之君、川崎市教育改革推進アドバイザー内藤宏君及び明治大学文学部教授三上昭彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、鈴木寛君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

また、７案審査のため参考人の出席を求めること及び委員派遣を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）
日本国教育基本法案（参第６号）
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について発議者参議院議員西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕吉村剛太郎君（自民）、林久美子君（民主）、蓮舫君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年６月５日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について発議者参議院議員西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、広中和歌子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、風間昶君（公明）、小林美恵子君（共産）、後藤博子君（国民、委員外議員）

○平成19年６月７日（木）（第18回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について参考人兵庫教育大学学長梶田叡一君、教育ジャーナリスト・教育再生会議委員品川裕香君、東京私立中学高等学校協会会長・学校法人八雲学園理事長・校長近藤彰郎君及び教育評論家・法政大学キャリアデザイン学部教授尾木直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、林久美子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について発議者参議院議員西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

また、７案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成19年６月14日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○派遣委員から報告を聴いた。
○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）
日本国教育基本法案（参第６号）
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西岡武夫君（民主）、佐藤泰介君（民主）、荻原健司君（自民）、弘友和夫君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年６月15日（金）（公聴会 第１回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）
日本国教育基本法案（参第６号）
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

弁　　護　　士

帝京大学法学部教授　佐々木　知子君

鳴門教育大学学校教育学部教授　佐竹　　勝利君

前市川市教育委員会教育長

元船橋市立金杉台中学校校長　最首　　輝夫君

元立教大学教授　藤田　　昌士君

日本弁護士連合会副会長　氏家　　和男君

〔質疑者〕神取忍君（自民）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年６月19日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第６号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

以上７案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上３案をいずれも可決した。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、神本美恵子君（民主）、鈴木寛君（民主）、谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、吉村剛太郎君（自民）、小泉顕雄君（自民）、佐藤泰介君（民主）、蓮舫君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第90号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産

（閣法第91号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産
（閣法第92号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産

なお、３案について附帯決議を行った。

○平成19年７月５日（木）（第21回）

○請願第７号外176件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させること。

二、独立行政法人国立博物館の名称を独立行政法人国立文化財機構に改称すること。

三、独立行政法人文化財研究所が解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めること。

四、独立行政法人国立文化財機構の役員及び職員等に対し、職務上の秘密に対する保持義務を課すとともに、これに違反して秘密を漏らした者に対する罰則を設けること。

五、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成19年４月１日から施行すること。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとし、同機構は、主務大臣からこの求めがあったときは、それに応じなければならないものとすること。

二、この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいずれか早い日から施行すること。

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書（以下「条約等」という。）の適確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、条約等の保護を受ける文化財等の定義について定めること。

二、武力紛争の際に、他国に占領された地域から流出した文化財を被占領地域流出文化財として指定し、輸入の規制を行うとともに、我が国に輸入された被占領地域流出文化財の損壊や譲渡等の行為につき罰則を定めること。

三、武力紛争の際に、条約等の保護を受ける文化財等の識別のために特殊標章を使用することができるようにするとともに、この目的以外の使用を禁止すること。

四、武力紛争の際に、条約等の保護を受ける文化財を、正当な理由なく、戦闘行為として損壊する行為又は軍事目的に利用することにより損壊の危険を生じさせる行為等につき罰則を定めること。

五、この法律は、条約等が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合すること。

二、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成19年10月１日から施行すること。

三、国立大学法人大阪外国語大学は、この法律施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、国立大学法人大阪大学が承継すること。

四、この法律施行の際現に大阪外国語大学に在学する者は、大学卒業又は大学院の課程修了に必要な教育課程の履修を統合後の大阪大学において行うものとし、同大学はそのために必要な教育を行うものとすること。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するとともに、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図るものであり、主な内容は次のとおりである。

一、放射線の発散等に関する罰則等

1　放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は２年以上の懲役に処するものとすること。

2　１の罪を犯す目的で、その予備をした者は、５年以下の懲役に処するものとし、その予備をした者が、実行の着手前に自首した場合には、刑を減免するものとすること。

3　１の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、１年以上の有期懲役に処するものとすること。

4　１の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、10年以下の懲役に処するものとすること。

5　１の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、７年以下の懲役に処するものとすること。

6　放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、５年以下の懲役に処するものとすること。

7　特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、５年以下の懲役に処するものとすること。

8　１から７までの国外犯を処罰するものとすること。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、改正教育基本法において明確にされた教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学校種の目的等に係る規定を見直すとともに、学校教育法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとすること。

二、学校は、教育活動等の状況について評価を行い、改善のための措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めるものとするとともに、保護者等との連携協力を推進するため、教育活動等の状況について情報を提供するものとすること。

三、大学等は、学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、証明書を交付することができることとすること。

四、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、小学校、中学校等に置くことができる職として、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭を設け、これらの職務内容をそれぞれ定めること。

五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行すること。ただし、四に定める副校長その他の職の創設に関する事項は、平成20年４月１日から施行すること。

【学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育は、我が国の将来を託す世代を育成する国政の最重要課題であることにかんがみ、国家的先行投資である教育予算の一層の拡充に努めること。

二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を通して、学校種ごとの目標を達成できるようにすること。

三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、小学校高学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人数教育の拡充など、教職員定数の改善に努めるとともに、学校事務職員の任務を踏まえた有効活用、学校のＩＣＴ化及び事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用に努めること。

四、副校長等の新たな職を置く際には、教員間の適切な役割分担に資すると同時に、学校が保護者や地域住民の期待に十分に応えられる体制となるよう必要な定数を確保するとともに、職責に応じた処遇が図られるよう努めること。また、地方自治体や学校の実態を踏まえた配置がなされるよう努めること。

五、学校評価のガイドラインについては、各教育委員会及び学校による、地域の実情に応じた創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重するとともに、評価結果が学校の序列化につながらないよう留意すること。また、学校評価の結果等教育活動に関する情報の積極的な提供を促すこと。

六、我が国の大学が人類の文化を継承発展させる知の拠点として、質の高い教育研究を行うとともに、将来にわたり国際社会を始め広く社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充するとともに、競争的資金を確保するなど必要な支援に努めること。

七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以前に、地方自治体において地方自治の力を発揮するよう要請すること。また、文部科学大臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、十分な情報に基づいた、慎重な運用に努めるとともに、紛争処理に関しては、地方自治法の適正手続を必ず踏まえること。

八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととすること。

九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求める際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。

十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。

十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制

度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。

十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時の服務の取扱いについても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。

十五、へき地等に勤務する教員や障がいを有する教員が、多様な免許状更新講習を受講できるよう努めること。

十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であって教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。

十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めること。

十九、教職に優秀な人材を確保するため、人材確保法の存続と教員の勤務実態を踏まえた給与財源の確保に努めること。

二十、指導改善研修に係る教員の認定に当たっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。また、認定に当たっては当該教員の意見を述べる機会を設けるなど配慮すること。

二十一、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。

二十二、スポーツ等部活動を活発化するための支援を充実し、スポーツ指導者等の処遇改善に努めること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとの基本理念を明記すること。

二、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととすること。

三、市町村は、教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めることとするとともに、市町村教育委員会は、事務局に指導主事を置くように努めなければならないこととすること。

四、教育委員会は、都道府県又は市にあっては６人以上の委員、町村にあっては３人以上の委員をもって組織することができることとするとともに、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、保護者が含まれるようにしなければならないこととすること。

五、地方公共団体の長が、スポーツ又は文化（学校における体育又は文化財の保護に関することを除く。）に関する事務を管理・執行することができることとすること。

六、県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うものとすること。

七、教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合、文部科学大臣は、教育委員会が講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の是正の要求を行うものとするほか、同様の理由により、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できることとすること。

八、七を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対して、その旨を通知するものとすること。

九、都道府県知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとすること。

十、この法律は、平成20年４月１日から施行すること。

【附帯決議】

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）と同一内容の附帯決議が行われている。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、普通免許状及び特別免許状に、10年間の有効期間を定め、更新制を導入すること。

二、免許管理者は、免許状更新講習の課程を修了した者又は免許状更新講習を受ける必要がないと免許管理者が認めた者である場合に限り、免許状の有効期間を更新するものとすること。

三、公立学校の教員が分限免職の処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこととするとともに、国立学校又は私立学校の教員が、分限免職の事由に相当する事由により解

雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならないこととすること。

四、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、指導改善研修を実施しなければならないこととすること。

五、任命権者は、指導改善研修の終了時に指導の改善の程度に関する認定を行い、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとすること。

六、四及び五の認定に当たっては、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該都道府県又は市町村の区域内の保護者である者などの意見を聴かなければならないこととすること。

七、この法律は、平成20年４月１日から施行すること。ただし、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入することに係る改正規定は、平成21年４月１日から施行すること。

八、この法律の施行前に授与されている普通免許状又は特別免許状を有する者については、その者の有する免許状には、有効期間の定めがないものとすること。

九、八の免許状を有する教育職員その他教育の職にある者は、免許状更新講習の課程の修了確認を、文部科学省令で定める日及びその後10年ごとの日までに、受けなければならないこととするとともに、受けなかった場合には、その者の有する免許状はその効力を失うこととすること。

【附帯決議】

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）と同一内容の附帯決議が行われている。

②審査未了となった議案

日本国教育基本法案（参第６号）

【要旨】

本法律案は、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるものである。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）

【要旨】

本法律案は、日本国教育基本法に定める教育の目的の実現に資するため、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進するものである。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）

【要旨】

本法律案は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進しようとするものである。

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	鶴保　庸介（自民）	武見　敬三（自民）	辻　泰弘（民主）
理　事	阿部　正俊（自民）	中島　眞人（自民）	森　ゆうこ（民主）
理　事	中村　博彦（自民）	中原　爽（自民）	柳澤　光美（民主）
理　事	足立　信也（民主）	二之湯　智（自民）	山本　孝史（民主）
理　事	津田　弥太郎（民主）	西島　英利（自民）	山本　保（公明）
理　事	浮島　とも子（公明）	藤井　基之（自民）	小池　晃（共産）
	秋元　司（自民）	島田　智哉子（民主）	福島　みずほ（社民）
	神取　忍（自民）	下田　敦子（民主）	
	清水　嘉与子（自民）	千葉　景子（民主）	（19.2.15 現在）

（１）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出12件（うち本院先議３件）及び衆議院提出２件（うち青少年問題に関する特別委員長１件）の合計14件であり、いずれも可決、修正議決または承認した。このほか、本委員会から法律案１件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願73種類991件のうち、13種類295件を採択した。

〔法律案等の審査〕

社会保険庁改革　**日本年金機構法案**は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めようとするものである。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものである。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案は、政府管掌年金事業における被保険者等の記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、３法律案の審査を一括して行い、参考人からの意見聴取や社会保険業務センター等における年金記録管理の実情の視察を行うとともに、未統合の年金記録問題が生じた要因及び責任の所在、未統合年金記録の統合作業の進め方、総務省に設置する第三者委員会の役割、社会保険庁を廃止し日本年金機構を創設する理由、

年金事務費の財源と使途の在り方、国民年金保険料納付率の向上に向けた取組等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。３法律案に対する質疑の終局を諮ったところ異議があったため、採決により質疑の終局を決定した。次いで、討論に入り、採決により討論を終局することを決定した後、順次採決の結果、３法律案はいずれも多数をもって、原案どおり可決された。

その他　**雇用保険法等の一部を改正する法律案**は、行政改革推進法に基づき、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担及び雇用安定事業等の見直しを行うとともに、船員保険の職務上の災害及び失業等に関する給付制度を労働保険制度に統合するほか、雇用保険制度の直面する課題に対応するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、雇用保険における国庫負担の意義、基本手当の受給資格要件見直しの妥当性、育児休業給付制度の在り方、雇用安定事業等の適正化を図る必要性等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党及び公明党から、本法律案の施行期日を公布の日に改める等の修正案が提出された。討論の後、本法律案は多数をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

児童手当法の一部を改正する法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、３歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、児童手当の額を引き上げようとするものである。

委員会においては、今回の改正における乳幼児加算の考え方、児童手当の給付水準の在り方、平成20年度以降の児童手当に係る財源の確保策、附則第７条の小学校修了前特例給付に係る規定を見直す必要性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、介護福祉士等介護職員の労働条件の改善策、准介護福祉士を設けることの是非、社会福祉士資格の活用方策等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党から、日本国とフィリピン共和国との間の経済連携協定に関する両国政府間の協議の状況を勘案し、本法律の公布後５年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の修正案が提出された。討論の後、本法律案は多数をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案は、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等

に関する措置の充実等を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取やスーパーにおける短時間労働者の労働の実情等を視察するとともに、差別的取扱いをしてはならない労働者の要件の妥当性、改正法の実効性確保策、改正内容を周知徹底する必要性、有期契約労働者等の均衡待遇を図るための法整備の必要性等について質疑を行った。質疑終局の後、日本共産党及び社会民主党・護憲連合から、法律の対象者に有期労働者を加えること等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決され、原案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

上記のほか、**国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案**がそれぞれ可決された。また、**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件**が承認された。

〔国政調査等〕

第165回国会閉会後の**平成19年１月18日～19日**、和歌山県及び大阪府における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

２月15日、少子化等に関する件を議題とし、政府の少子化対策の経緯及びその効果が上がらなかった理由、「子育ち支援」という観点を政策に取り入れる必要性、少子化対策にとどまらない総体的な視点から次世代育成支援に取り組む必要性、税制の観点から少子化対策を検討する必要性、総理大臣の考える「美しい国」における少子化対策、子ども家庭省設置の必要性、民法772条の嫡出推定に関する規定を改正する必要性、不妊治療における保険適用範囲の妥当性、病児・病後児保育事業を拡充する必要性、男性の育児休業取得促進策の必要性等について質疑を行った。

３月８日、厚生労働行政の基本施策について柳澤厚生労働大臣から所信を、平成19年度厚生労働省関係予算について石田厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

３月15日、厚生労働行政の基本施策について、准看護師の資質向上を図る必要性、産科医療における無過失補償制度の開始時期と制度を医療全般に拡げる可能性、難治性疾患克服研究事業の対象疾患を広く認める必要性、障害程度区分判定スキームの抜本的見直しの必要性、養護学校教諭による医療的ケアを認めることを検討する必要性、視覚障害者に対する情報バリアフリー対策を促進する必要性、コミュニケーション能力に困難を抱える若年者の就労支援策、ネットカフェ難民といわれる若年ホームレス問題に対する認識、中国残留邦人に対する新たな給付金制度創設の必要性、原爆症認定に関する審査の方針を見直す必要性等について質疑を行った。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度厚生労働省関係予算の審査を行い、

原爆症認定方法を見直す必要性、医師確保策として大学医学部の地域枠や奨学金を拡充する必要性、平成20年度以降の予算における社会保障関係費の歳出削減に対する厚生労働大臣の認識、難病患者を障害者雇用率制度及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象とする必要性、療養病床の円滑な転換に向けた支援措置、視覚障害者に対する情報バリアフリーの促進に係る厚生労働省の取組、薬害C型肝炎訴訟について早急に解決を図る必要性、タミフルの服用と死亡との関係を否定した根拠、最低賃金を全国一律に時給1,000円以上に引き上げる必要性、製造業への労働者派遣を禁止する必要性等について質疑を行った。

4月10日、雇用、労働等に関する件を議題とし、長時間労働是正に向けた取組の必要性と企業努力の限界、自己管理型労働制の概要及び海外の労働時間法制、派遣労働者の雇用を安定させるための方策、労働者派遣法の規制を強化する必要性、労働者派遣法違反企業に行政が業務委託することの問題性、労働契約法案及び労働基準法改正案に対する参考人の見解、同一労働同一賃金の実現に向けた制度を創設する必要性、障害者雇用の促進に向けた取組等について質疑を行った。

4月26日、救命救急制度に関する件を議題とし、救急告示医療施設の減少による医療提供体制への影響、救急業務実施体制を充実させる必要性、救急医療に関わる人材育成の必要性、ドクターヘリの必要性、商店街へのＡＥＤ設置促進に向けた支援策の概要等について質疑を行った。

また、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案に関する件を議題とし、同法案の草案について、委員長から趣旨説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

その後、国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

5月８日、年金、医療等に関する件を議題とし、非配偶者間の体外受精が事実上行われている現状に対する政府の見解、後期高齢者医療制度創設後も適切な高齢者医療を提供する必要性、サージカル・トレーニングに対する厚生労働大臣の見解と今後の取組、現役医師の研修を目的とした献体に関する法整備の必要性等について質疑を行った。

5月10日、年金、医療等に関する件を議題とし、「がん難民」についての厚生労働大臣の認識及び「がん難民」が生まれる背景、がん検診の保険者による実施を義務化する必要性、民間医療保険加入時における公的医療保険制度に関する説明義務の在り方、高額療養費の支給のために申請手続を必要とすることの妥当性、病院にソーシャルケースワーカーを配置する必要性、年齢により診療報酬体系を変えることの妥当性、潜在看護師の活用のため看護師の国家免許を届出制とする必要性、医師にへき地等での勤務を義務付ける必要性、産科医療機関の集約化に伴う問題への対応策、最低生活を保障する給付水準の年金制度とする必要性等について質疑を行った。

〔法律案の提出〕

４月26日、**救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を提供する体制の確保に寄与しようとするものである。

（２）委員会経過

○平成19年２月15日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○少子化等に関する件について安倍内閣総理大臣、柳澤厚生労働大臣、高市内閣府特命担当大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、後藤博子君（国民、委員外議員）

・質疑

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、下田敦子君（民主）、山本孝史君（民主）、島田智哉子君（民主）、足立信也君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、後藤博子君（国民、委員外議員）

○平成19年３月８日（木）（第２回）

○厚生労働行政の基本施策に関する件について柳澤厚生労働大臣から所信を聴いた。

○平成19年度厚生労働省関係予算に関する件について石田厚生労働副大臣から説明を聴いた。

○**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（第164回国会閣承認第３号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月13日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（第164回国会閣承認第３号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕島田智哉子君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第164回国会閣承認第３号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○平成19年３月15日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○厚生労働行政の基本施策に関する件について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、森ゆうこ君（民主）、柳澤光美君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年３月20日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、櫻井充君（民主）、辻泰弘君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月22日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年３月27日（火）（第７回）

○**児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第24号）賛成会派　自民、公明、共産、社民
反対会派　民主

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、武見厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事山田耕蔵君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、津田弥太郎君（民主）、辻泰弘君（民主）、櫻井

充君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○**国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第23号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

○平成19年４月10日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕島田智哉子君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第22号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○雇用、労働等に関する件について柳澤厚生労働大臣、政府参考人、参考人社団法人日本経済団体連合会専務理事紀陸孝君、日本労働組合総連合会事務局長古賀伸明君及び東京学芸大学人文社会科学系教授野川忍君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕坂本由紀子君（自民）、小林正夫君（民主）、櫻井充君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○**戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月12日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第38号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○平成19年４月17日（火）（第11回）

○**消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（閣法第88号）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月19日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（閣法第88号）**について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、森ゆうこ君（民主）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第88号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

○**社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年４月24日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）**について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿部正俊君（自民）、下田敦子君（民主）、櫻井充君（民主）、柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年４月25日（水）（第14回）

○**社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）**について参考人国立社会保障・人口問題研究所所長京極高宣君、社団法人日本介護福祉士会会長石橋真二君、社会福祉法人浴風会理事長・社会福祉法人万葉の里理事長・日本社会事業大学名誉博士板山賢治君及び日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長小島茂君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、下田敦子君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年４月26日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）**について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第87号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○救命救急制度に関する件について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○**救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案**の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○**国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議**を行った。

○平成19年５月８日（火）（第16回）

○**社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○年金、医療等に関する件について柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、大塚耕平君（民主）

○平成19年５月10日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）**について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第86号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○年金、医療等に関する件について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山本孝史君（民主）、足立信也君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月15日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、円より子君（民主）、林久美子君（民主）、柳澤光美君（民主）、浮島とも子君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月16日（水）（第19回）

○**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について参考人法政大学キャリアデザイン学部教授武石恵美子君、日本労働組合総連合会総合人権・男女平等局総合局長龍井葉二君、元社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事長白木信平君、弁護士坂本福子君及び全国コミュニティ・ユ

ニオン連合会会長鴨桃代君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、森ゆうこ君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月17日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、島田智哉子君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月22日（火）（第21回）

○**少年法等の一部を改正する法律案（第164回国会閣法第44号）（衆議院送付）**について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、武見厚生労働副大臣、浅野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、辻泰弘君（民主）、櫻井充君（民主）、津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月24日（木）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第１回）

（法務委員会を参照）

○平成19年５月24日（木）（第22回）

○**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第37号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○**児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）**について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君から趣旨説明を聴き、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理やまぎわ大志郎君、同高井美穂君、同伊藤渉君、同石井郁子君及び衆議院青少年問題に関する特別委員長小宮山洋子君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、櫻井充君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（衆第20号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

○平成19年５月29日（火）（第23回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、林内閣府副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、小林正夫君（民主）、辻泰弘君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月31日（木）（第24回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）**について柳澤厚生労働大臣、大野総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、柳澤光美君（民主）、足立信也君（民主）、津田弥太郎君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第36号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年６月５日（火）（第25回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

以上両案について柳澤厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員石崎岳君から趣旨説明を聴いた後、

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員石崎岳君、同宮澤洋一君、柳澤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、足立信也君（民主）、櫻井充君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、３案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年６月７日（木）（第26回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員石崎岳君、同宮澤洋一君、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、峰崎直樹君（民主）、福山哲郎君（民主）、森ゆうこ君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年６月８日（金）（第27回）

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について参考人東京都社会保険労務士会常任理事大野実君、株式会社江原食品代表取締役・全国社会保険委員会連合会理事・埼玉県社会保険委員会連合会会長江原靖幸君、社会保険労務士廣瀬幸一君、自営業中村美津子君、自営業中村正見君、社会保険労務士原田朋之君及び主婦梅原喜代江君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、津田弥太郎君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年６月12日（火）（第28回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員宮澤洋一君、同石崎岳君、柳澤厚生労働大臣、田村総務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行理事稲葉延雄君及び国民生活金融公庫理事飛田康隆君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島眞人君（自民）、谷合正明君（公明）、櫻井充君（民主）、島田智哉子君（民主）、山本孝史君（民主）、柳澤光美君（民主）、大久保勉

君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年６月14日（木）（第29回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員宮澤洋一君、同福島豊君、安倍内閣総理大臣、柳澤厚生労働大臣、下村内閣官房副長官、田村総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、下田敦子君（民主）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕片山虎之助君（自民）、舛添要一君（自民）、小川敏夫君（民主）、津田弥太郎君（民主）、山本保君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

・質疑

〔質疑者〕直嶋正行君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年６月18日（月）（第30回）

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について参考人早稲田大学法学学術院教授・法学博士・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議座長佐藤英善君、有限会社セレーノ代表取締役・社会保険新組織の実現に向けた有識者会議委員・社会保障審議会年金部会委員杉山千佳君、株式会社日本総合研究所調査部主任研究員・社会保障審議会年金部会委員西沢和彦君、中央社会保障推進協議会事務局長山田稔君及び函館大学客員教授磯村元史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中村博彦君（自民）、足立信也君（民主）、浮島とも子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年６月19日（火）（第31回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員宮澤洋一君、同石崎岳君、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、田村総務副大臣、政府参考人及び参考人財団法人厚生年金事業振興団常務理事横田吉男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕辻泰弘君（民主）、櫻井充君（民主）、尾立源幸君（民主）、藤本祐司君（民主）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年６月21日（木）（第32回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員福島豊君、同宮澤洋一君、柳澤厚生労働大臣、椎名財務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、峰崎直樹君（民主）、福山哲郎君（民主）、櫻井充君（民主）

○平成19年６月28日（木）（第33回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本年金機構法案（閣法第78号）（衆議院送付）**

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）（衆議院送付）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）（衆議院提出）

以上３案について発議者衆議院議員石崎岳君、同鴨下一郎君、柳澤厚生労働大臣、田村総務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、辻泰弘君（民主）、島田智哉子君（民主）、櫻井充君（民主）、森ゆうこ君（民主）、藤末健三君（民主）、福山哲郎君（民主）、浅尾慶一郎君（民主）、足立信也君（民主）

（閣法第78号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（閣法第79号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

（衆第37号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

○平成19年７月５日（木）（第34回）

○請願第32号外293件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第952号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第１号外695件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく特別会計の改革を実施するため、雇用保険の失業等給付に係る国庫負担及び雇用安定事業等並びに労働者災害補償保険の労働福祉事業の見直しを行うとともに、船員保険の職務上の災害等に関する給付制度を労働者災害補償保険制度に、失業等に関する給付制度を雇用保険制度に統合するほか、雇用保険制度における直面する課題に対応するための見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　雇用保険法の一部改正

一　基本手当の受給資格要件等の改正

１　被保険者資格区分の改正

一般被保険者及び高年齢継続被保険者に係る短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分を廃止する。

２　基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前２年間に被保険者期間が通算して12か月以上であれば受給資格を取得できるものとするほか、その離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者については、離職の日以前１年間に被保険者期間が通算して６か月以上であれば受給資格を取得できるものとする。

二　特例一時金の改正

特例一時金の支給額を、基本手当の日額の30日相当分とする。ただし、当分の間、基本手当の日額の40日相当分とする。

三　教育訓練給付の改正

１　返還命令等の対象の追加

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者と連帯して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ぜられる対象として、偽りの証明等をした指定教育訓練実施者（厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。）を加える。

２　支給要件期間の暫定措置

当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始

した日までの間に被保険者として雇用された期間が１年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができる。

四　育児休業給付の改正

平成22年３月31日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者については、育児休業者職場復帰給付金の額を、育児休業基本給付金の支給日数に休業開始時賃金日額の100分の20に相当する額を乗じて得た額とする。

五　雇用安定事業等の改正

１　雇用安定事業等の対象の明確化

雇用安定事業及び能力開発事業の対象として、被保険者になろうとする者を規定する。

２　雇用福祉事業の廃止

雇用福祉事業を廃止する。

六　国庫負担の改正

１　高年齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金に要する費用に係る国庫負担は、平成19年度から廃止する。

２　国庫負担に関する暫定措置

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額については、平成19年度以後当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の100分の55に相当する額とする。

七　雇用保険法の適用範囲の改正

雇用保険法の適用対象に船員を含めるとともに、政令で定める漁船に乗り組むため雇用される船員の一部を適用除外とする。

第二　船員保険法の一部改正

一　保険者に関する事項

船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会が管掌する。

二　保険給付に関する事項

１　職務外の事由による疾病等に関する保険給付

この法律による職務外の事由（通勤を除く。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、療養の給付及び入院時食事療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、高額療養費等の支給とする。

２　職務上の事由又は通勤による疾病等に関する保険給付

この法律による職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡等に関する保険給付は、休業手当金、障害年金、障害手当金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金等の支給とする。

第三　労働者災害補償保険法の一部改正

一　労働福祉事業の改正

「労働福祉事業」の事業名を「社会復帰促進等事業」に改めるとともに、労働者災害補償保険法第29条第１項第３号の規定による事業に「保険給付の適切な実施の確保

並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」を加え、同項第４号の規定による労働条件確保事業を廃止する。

二　労働者災害補償保険法の適用範囲の改正

労働者災害補償保険法の適用除外から船員保険の被保険者を削除する。

第四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

厚生労働大臣は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況等に応じ必要があると認めるときは、雇用保険率を基本の雇用保険率から1000分の４の範囲内において変更することができる。

第五　施行期日

この法律は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第一の一、二、三の２及び四については平成19年10月１日から、第一の七、第二及び第三の二については平成22年４月１日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

一　この法律の施行期日を平成19年４月１日から公布の日に改める。

二　労働保険の失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の範囲の拡大のうち引下げに係る部分については、平成19年４月１日から適用する。

三　労働保険料の納付等の期間について、平成19年４月１日から雇用保険率を変更した日の前日までの日数分を延長するための措置を講ずる。

四　その他所要の整理を行う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、失業等給付に係る国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものであることにかんがみ、４分の１負担とする本則の枠組みを堅持するとともに、今後、雇用保険制度の安定的な運営を確保するために必要が生じた場合には、その時点での雇用保険財政や雇用失業情勢の状況、国家財政の状況等を踏まえ、その在り方を適切に検討すること。また、失業等給付に係る雇用保険率については、弾力条項の適切な運用を図り、同条項の発動による保険料率の引上げは慎重に行うこと。

二、短時間労働被保険者区分の廃止による被保険者資格の一本化に当たっては、基本手当の受給資格要件の変更について、周知徹底に努めること。また、被保険者資格が１年未満でいわゆる雇止めにより離職する期間雇用者及び正当な理由がある自己都合退職の基準に合致する被保険者に対しては、解雇、倒産等と同様に取り扱うことにより、基本手当の受給において不利益が生じないよう配慮すること。

三、特例一時金の引下げに伴って季節的な労働者の生活の安定に支障を来すことのないよう、関係省庁や関係自治体等とも連携しつつ、季節労働者の通年雇用化など積雪寒冷地等の地域雇用対策を一層強化し実効あるものとすること。

四、育児休業給付の給付率の引上げについては、今後、暫定措置期間が終了する平成22年度以降の継続について、その在り方（育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金

の在り方を含む。）を検討するとともに、育児休業給付を受けた期間を、基本手当の算定基礎期間から除外することについて、周知・徹底に努めること。また、育児休業については、取得率が低い中小企業に対し、雇用安定事業の助成金制度を活用するなど、取得促進のための対策を充実強化すること。

五、子育て期間中の所得保障を含めた経済的支援の在り方については、関係部局が横断的に、保育サービス、児童手当、出産手当等諸施策の給付と財源の仕組みを総合的に検証し、早急に検討を行うこと。

六、高年齢雇用継続給付の廃止に伴い、中小企業における65歳までの雇用機会確保措置の進展に支障がないよう必要な対策を行うこと。

七、雇用福祉事業廃止後の雇用保険二事業及び改正後の社会復帰促進等事業については、循環的な評価管理（ＰＤＣＡサイクル）の手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行うよう努めること。また、都道府県労働相談窓口機能の低下を招かぬよう、都道府県労働相談事業の継続に向け、国は都道府県に対し必要な支援を行うとともに、労働災害の被災者及びその遺族に対する援護等の措置について、改正後の被災者等に従前の被災者等との格差が生じないようにすること。同時に、労働保険事務組合が小規模事業所で働く労働者の労働保険の加入と定着に大きく貢献している現状にかんがみ、同組合の活動を奨励・促進するための助成に対しては特段の配慮をすること。

八、今後とも、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めるとともに、雇用保険がセーフティネットとしての機能を十分に果たすよう万全を期し、あわせて、その健全運営の確保に努めること。特に、失業認定等の基本手当に係る制度や育児休業給付その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行うよう努めること。さらに、長期失業者等に対する諸外国における公費による補足的失業扶助制度について調査を行うこと。また、船員保険制度の雇用保険制度及び労災保険制度への統合等に当たっては、船員労働の特殊性を踏まえつつ、関係労使の意見を十分聴取し、制度の改変に伴う悪影響が生じないよう慎重に対応すること。

右決議する。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、平成16年に成立した年金制度改正法において、基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までの間の別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）において２分の１に引き上げることとされていることを踏まえ、平成19年度以降における国庫負担の割合を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一　平成19年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の３分の１に加え、当該要する費用の1000分の32を負担する。

二　平成19年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、厚生年金保険制度に

係る基礎年金拠出金の額の３分の１に加え、当該額の1000分の32を負担する。

第二　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

国家公務員共済組合制度について、第一の改正に準じた改正を行う。

第三　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正

私立学校教職員共済制度について、第一の改正に準じた改正を行う。

第四　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

地方公務員共済組合制度について、第一の改正に準じた改正を行う。

第五　施行期日

この法律は、平成19年４月１日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、３歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、３歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第６条第１項の特例給付の額を、１月につき、１万円に３歳に満たない児童の数を乗じて得た額に引き上げようとするものである。

なお、この法律は、平成19年４月１日から施行し、平成19年３月以前の月分の児童手当及び附則第６条第１項の特例給付の額については、なお従前の例による。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、今後の少子化社会における児童手当制度の在り方については、子育てを行う家庭の経済状況の実態にかんがみ、安定的な財源の確保を図りつつ、支給対象児童の範囲、支給期間、支給額等について更なる検討を行い、制度の充実に努めること。

二、将来にわたって安心して子どもを生み育てられる社会を実現するため、児童手当を含めた少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保については、政府を挙げて検討し、適切な対応を講ずること。

三、本委員会における審議の過程において、本法律案により小学校修了前特例給付の一部が支給されなくなるのではないかとの指摘があったことを踏まえ、その施行に当たっては、従前どおりの支給が確保されることについて十分に周到な周知徹底を図り、円滑な支給がなされるよう努めること。

右決議する。

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、労働者の意欲と能力に応じた就業機会の確保等を図るため、青少年の雇用機会の確保、労働者の募集及び採用における年齢にかかわりない均等な機会の確保並びに外国人労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるとともに、雇用機会が著しく不足

している地域等について地域雇用開発を促進するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　雇用対策法の一部改正

一　国の施策

国は、女性の就業促進、青少年の雇用促進、外国人の雇用管理の改善の促進、雇用機会が不足している地域における雇用の促進等に関する事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

二　事業主の責務等

1　事業主は、青少年の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならない。

2　事業主は、その雇用する外国人の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇等により離職する場合において再就職を希望するときは、求人の開拓その他再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3　厚生労働大臣は、1及び2の事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を定め、これを公表するものとする。

4　事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えなければならない。

三　雇用対策基本計画の廃止

雇用対策基本計画に関する規定を削除する。

四　外国人雇用状況の届出等

1　事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間等の事項を確認し、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2　1の届出があったときは、国は、職業安定機関において、必要な指導及び助言を行うこと等により、当該届出に係る外国人の雇用管理の改善の促進又は再就職の促進に努めるものとする。

3　厚生労働大臣は、法務大臣から、外国人の在留に関する事項の確認のための求めがあったときは、1の届出等に係る情報を提供するものとする。

4　厚生労働大臣は、1の施行に必要な限度において、報告を命じ、立入検査を行うことができる。

第二　地域雇用開発促進法の一部改正

一　定義

1　「雇用開発促進地域」とは、その地域内の労働者等の総数に対する当該地域内の求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にある等の要件に該当する地域をいう。

2　「自発雇用創造地域」とは、その地域内の求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、求職者が就職することが困難な状況にあること、市町村、都道府県、事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用の創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じていること等の要件に該当する地域をいう。

二　地域雇用開発指針

厚生労働大臣は、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（以下「地域雇用開発指針」という。）を策定するものとする。

三　地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画

1　都道府県は、雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、地域雇用開発計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2　市町村は単独で又は共同して、都道府県は市町村と共同して、自発雇用創造地域に該当すると認められるものについて、地域雇用創造計画を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。市町村長又は都道府県知事は、地域雇用創造計画の案を作成するに当たっては、一2の協議会（以下「地域雇用創造協議会」という。）の議を経なければならない。

3　厚生労働大臣は、地域雇用開発計画又は地域雇用創造計画が地域雇用開発指針に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

四　地域雇用開発のための措置

1　雇用開発促進地域

政府は、地域雇用開発計画の内容に応じ、厚生労働省令で定める事業主に対して、雇用保険法の雇用安定事業又は能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2　自発雇用創造地域

政府は、地域雇用創造協議会からの提案に係る事業が厚生労働省令で定める事業に該当する場合であって、厚生労働大臣が雇用の創造に資するために適当であると認めるものであるときは、当該事業を雇用保険法の雇用安定事業又は能力開発事業として行うものとする。

五　その他

1　国は、この法律に定める措置と地域の活力の再生を推進するための措置、地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置等とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。

2　国は、都道府県又は市町村に対し、雇用開発促進地域等における地域雇用開発を促進するための措置に関し必要な情報提供、助言等を行うように努めなければならない。

第三　施行期日等

一　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一の二及び四については、平成19年10月１日から施行する。

二　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の雇用対策法及び地域雇用開発促進法の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化等に的確に対応するため、若者、女性、高齢者、障害者等、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組むこと。

二、公共職業安定所（ハローワーク）は、政府の雇用対策の実施に当たり、雇用のセーフティネットとしての役割を担う中核的機関であることを認識し、その役割・機能を一層強化するよう努めること。

三、青少年の雇用機会の確保については、これを事業主の努力義務とするに当たり、年長フリーターの正規雇用化が着実に進むよう、実効性のある大臣指針を策定するとともに、当該指針に基づき、都道府県労働局及びハローワークが関係企業に対して強力な指導を行うこと。また、35歳以上の者についても、個々の求職者の状況を踏まえ、きめ細かな支援措置を講ずること。さらに、若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）は、地方における若者の雇用対策の中核的拠点となっていることを踏まえ、同事業を実施する都道府県に対して必要な支援を行うこと。

四、いわゆるネットカフェ難民を含め常用雇用化を望む日雇い派遣労働者等の雇用の安定を図ることは喫緊の政策課題であることにかんがみ、適切な対策を講ずること。

五、労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止の義務化に当たり、事業主等への周知徹底に努めるとともに、真に実効性あるものとなるよう、従来、例外的に年齢制限が認められる場合として指針に定められてきた事項を抜本的に見直し、必要最小限に限定すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること。

六、不安定な雇用環境の下で就労する外国人労働者の雇用環境の改善に向けて具体的対策を推進すること。また、外国人雇用状況報告は、外国人労働者の雇用管理の改善、円滑な再就職の促進等に確実に役立てるようにするとともに、厚生労働大臣は、法務大臣からの情報提供の求めに対しては、その目的等に照らし、必要な範囲で、適正に対応すること。特に、個人情報の取扱いに当たっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い、その保護に万全を期すこと。また、外国人であることの確認が雇用における国籍差別を招くことがないように、指針に職業安定法第３条及び労働基準法第３条の趣旨を明示するなど、適切な対策を講ずること。

七、「技術立国」、「ものづくり日本」を掲げる我が国にとって、技能労働者の養成は重要な課題であることにかんがみ、本改正により「技能労働者の養成確保」の表現が削除さ

れても、その取組が低下することのないよう、今後とも、関係機関と十分な連携を図り、技能労働者の養成及び技能の向上に努めること。

八、地域間で雇用情勢に大きな格差が見られる中で、雇用対策は、地域の実情に応じ、国と地方公共団体との密接な連携により機動的かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、産業政策をはじめ地域再生に向けた取組と一体となって、実効ある雇用創出の取組の推進に努めること。また、引き続き、雇用情勢の特に厳しい地域に対する雇用対策の強化に努めること。

九、雇用対策基本計画の廃止によっても、雇用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要であることから、別途、雇用に関する施策についての基本的な方針を定めること。その際、労働政策審議会において労使の意見を十分踏まえるよう努めること。また、都道府県労働局長が雇用施策の実施に関する方針を定めるに当たっては、都道府県知事の意見を聞くとともに、地方労働審議会において地域の労使の意見を十分踏まえるよう努めること。

十、短時間労働者について通常の労働者への転換の推進が図られるようになったこと等を踏まえ、有期労働契約を締結している労働者についても、その雇用管理の改善や通常の労働者への転換を支援するための施策を講ずるようにすること。

十一、すべての労働者に仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が確保されるよう、労働条件の改善、就業環境の整備等の雇用管理改善に向けた施策を講ずるよう努めること。

右決議する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、雇用管理の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　雇用管理の改善等に関する措置

1　労働条件に関する文書の交付等

事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち労働基準法第15条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであって厚生労働省令で定めるものを文書の交付等の方法により明示しなければならない。

2　通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止

㈠　事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）が当該事業所における通常の労働者と同一の短時間労働者（以下「職務内容

同一短時間労働者」という。）であって、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているもののうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（以下「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

㈡ ㈠の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

3 均衡のとれた待遇の確保のための賃金に係る措置

㈠ 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者（2の短時間労働者を除く。以下4㈡及び5において同じ。）の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験等を勘案し、その賃金（通勤手当、退職手当等を除く。㈡において同じ。）を決定するように努めるものとする。

㈡ 事業主は、職務内容同一短時間労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主に雇用される期間のうちの少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、当該変更が行われる期間においては、通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するように努めるものとする。

4 均衡のとれた待遇のための教育訓練に係る措置

㈠ 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であって、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者が既に当該職務に必要な能力を有している場合等を除き、職務内容同一短時間労働者に対しても、これを実施しなければならない。

㈡ 事業主は、㈠のほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するように努めるものとする。

5 均衡のとれた待遇のための福利厚生に係る措置

事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならない。

6 通常の労働者への転換の推進

事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次のいずれかの措置を講じなければならない。

㈠ 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知

すること。

㈡　通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して与えること。

㈢　一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

7　待遇の決定に当たって考慮した事項の説明

事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあったときは、1から6まで及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第七条の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

二　紛争の解決

1　苦情の自主的解決

事業主は、一1、2㈠、4㈠、5、6及び7の事項に関し、短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、その自主的な解決を図るように努めるものとする。

2　紛争の解決の援助

都道府県労働局長は、1の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3　調停

都道府県労働局長は、1の事項についての短時間労働者と事業主との間の紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

三　短時間労働援助センターの業務の見直し

短時間労働援助センターの業務の一部を廃止し、短時間労働援助センターは、資料の収集等の業務及び短時間労働者雇用管理改善等事業関係業務その他短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うものとする。

四　施行期日等

1　この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、三については平成19年7月1日から施行する。

2　政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法の内容について、事業主、労働者等に対する周知徹底に努めるとともに、均等・

均衡待遇の確保のためにとるべき措置等について具体的かつわかりやすい事例を示す等、事業主に対する指導を行うこと。特に、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の要件については、雇用の実態を踏まえ、労使双方にとって公正な運用が行われるよう十分配慮しつつ、その範囲が明確となるよう、判断に当たって必要となる事項等を示すこと。また、短時間労働援助センターによる助成金の支給等により、事業主に対し、十分な支援に努めること。

二、短時間労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を更に進めるため、参考となる先進的な雇用管理事例のほか、職務分析の手法や比較を行うための指標（モノサシ）について内外の情報を収集するとともに、事業主に対し、それらを提供することにより、その取組を支援すること。

三、法の実効性を高める観点から、都道府県労働局の雇用均等室においては、事業主に対する報告徴収をはじめとする行政指導の強化や調停の活用を図ること。また、本法の円滑な施行を図るため、都道府県労働局の雇用均等室等について、専門家の配置を含めた体制を整備すること。

四、いわゆるフルタイムパート（所定労働時間が通常の労働者と同じである有期契約労働者）についても本法の趣旨が考慮されるべきであることを広く周知し、都道府県労働局において、相談に対して適切に対応すること。また、我が国における短時間労働者の多くは、労働時間が短いことに加え、有期労働契約による問題が多い実態を踏まえ、有期契約労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を進めるため、有期契約労働者に関わる問題を引き続き検討すること。

五、正社員の労働条件について、本法を契機として合理的理由のない一方的な不利益変更を行うことは法的に許されないことを周知するとともに、事業主に対して適切に指導を行うこと。

六、長時間労働が常態化している男性正社員の働き方の見直しを含め、短時間労働者と通常の労働者の双方において、仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境の整備を進めること。あわせて、短時間正社員制度が社会的に定着するよう一層の取組に努めること。

七、昭和61年度の税制改正により、103万円を境とする所得の逆転現象が解消されているにもかかわらず、今なお、就業調整が相当数の短時間労働者によって行われている現状にかんがみ、誤解に基づく就業調整が行われることのないよう、短時間労働者や事業主などに対する現行税制についての周知徹底に努めること。

八、正社員以外のあらゆる労働者の処遇の改善を図るため、その労働条件及び雇用管理状況の実態把握を行うこと。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

1　公務死の場合

年額196万2,500円を、平成19年10月分から196万6,800円に引き上げる。

2　勤務関連死の場合

年額155万9,500円を、平成19年10月分から平成20年９月分までについては156万8,700円に、平成20年10月分から157万3,500円に引き上げる。

3　平病死（公務軽症）の場合

年額50万3,750円を、平成19年10月分から平成20年９月分までについては51万4,550円に、平成20年10月分から平成23年９月分までについては51万4,550円以上55万7,600円以下の政令で定める額に、平成23年10月分から55万7,600円に引き上げる。

二、年金額の自動改定

障害年金、遺族年金、遺族給与金等の額の改定については、公的年金の引上率により自動的な改定を行う。

三、年金の支払の調整

年金の過誤払による返還金債権について、年金の支払債務との調整を行うことができる。

四、施行期日

この法律は、平成19年10月１日から施行する。

日本年金機構法案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金」という。）に対する国民の信頼の確保を図るため、社会保険庁を廃止するとともに、日本年金機構（以下「機構」という。）を設立し、その業務運営の基本となるべき事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　総則

機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府管掌年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

第二　役員及び理事会並びに職員

一　役員及び理事会

1　機構に、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事７人以内及び監事２人を置く。

2　機構に、理事長、副理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

二　役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三　業務

一　業務の範囲等

1　機構は、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法等の関係規定による厚生労働大臣の権限に係る事務等をその委任等に基づき行う。

2　機構は、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

二　中期目標等

1　厚生労働大臣は、３年以上５年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

2　機構は、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3　機構は、毎事業年度、中期計画に基づき、当該事業年度における業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第四　交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務に要する費用に相当する金額を、財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した使途を明らかにして交付するものとする。

第五　施行期日等

一　施行期日

この法律は、平成22年４月１日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

1　第五の三、四及び五　公布の日

2　第六の二の１　平成20年10月１日

二　検討

政府は、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、機構の組織及び業務の存続の必要性の有無を含めた在り方その他政府管掌年金事業の運営に関する全般的な検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三　基本計画

1　政府は、社会保険庁長官から厚生労働大臣及び機構への業務の円滑な引継ぎを確

保し、政府管掌年金事業の適正かつ効率的な運営を図るため、機構の当面の業務運営に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2　基本計画は、業務の委託の推進及び機構の職員の採用についての基本的な事項について定めるものとする。

3　政府は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、政府管掌年金又は経営管理に関し専門的な学識又は実践的な能力を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

四　設立委員等

1　厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。

五　職員の採用

設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行い、採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。

第六　その他

一　厚生労働大臣の権限の財務大臣への委任に関する事項

厚生労働大臣は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

二　厚生労働省設置法の一部改正

1　地方厚生局が分掌する厚生労働省の所掌事務として保険医療機関等に対する指導及び監督等の事務を追加する。

2　社会保険庁に関する規定を削除する。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者の届出手続の簡素化、保険料の納付方法の多様化等、被保険者の利便の向上を図り、保険料の納付を促進するための施策を導入するほか、福祉施設規定を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　資料の提供等

一　社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認め

るときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

二　社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、生活保護法による生活扶助を受けている者等又は健康保険法等の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。

三　社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対する国民年金法の周知その他の必要な協力を求めることができる。

第二　福祉施設規定の見直し

一　福祉施設規定を廃止する。

二　政府は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、国民年金及び厚生年金保険に関し、教育及び広報等の事業を行うことができる。

第三　費用

一　政府は、保険料を国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てることができる。

二　国民年金保険料について、指定代理納付者による納付（クレジットカードによる納付）をできるものとする。

三　被保険者（保険料を滞納している者であって、市町村から特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしている者に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行う旨の申出をした市町村は、当該事務を行うことができる。

第四　学生納付特例の事務手続に関する特例等

一　国及び地方公共団体並びに社会保険庁長官の指定を受けた国立大学法人、公立大学法人及び学校法人等は、その設置する大学等の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の申請に関する事務を行うことができる。

二　社会保険庁長官の指定を受けた同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等は、当該団体の構成員等である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていない事実の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うことができる。

第五　基礎年金番号

一　国民年金原簿及び厚生年金被保険者に関する原簿の記録事項に基礎年金番号を追加する。

二　国民年金事業の運営に関する事務等の遂行のため特に必要がある場合を除き、行政機関等による基礎年金番号の告知要求を禁止するとともに、それ以外の者による基礎年金番号の利用を禁止する。

第六　届出

一　厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる第三号被保険者の氏名及び住所の変更等について、当該第三号被保険者は当該事項に係る届出を厚生労働大臣に対して行うことを要しない。

二　厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる被保険者又は受給権者の死亡について、戸籍法の規定による当該被保険者又は受給権者の死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出ることを要しない。

第七　国民健康保険法の一部改正

市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、国民健康保険の保険料等を滞納している世帯主又は国民年金保険料を滞納している世帯主等の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。

第八　住民基本台帳法の一部改正

住民基本台帳法に基づく住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる社会保険庁の事務として、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者に係る届出に関する事務を追加する。

第九　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

労働保険料の概算保険料の申告納付期限を当該保険年度の６月１日から40日以内とし、確定保険料の申告納付期限を次の保険年度の６月１日から40日以内とする。

第十　健康保険法及び介護保険法の一部改正

保険医療機関等及び指定居宅サービス事業者等の指定等の欠格事由に、指定等の申請者等が、社会保険各法の規定による保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加する。

第十一　社会保険労務士法の一部改正

社会保険労務士の登録拒否事由に、労働社会保険各法の規定による保険料について、登録の申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべてを引き続き滞納している者であることを追加する。

第十二　施行期日等

一　施行期日

この法律は、平成20年４月１日から施行する。ただし、第一は公布の日、第三の二は平成20年３月31日までの日で政令で定める日、第九、第十及び第十一は平成21年４月１日、第五は日本年金機構法の施行の日、第六は平成23年４月１日から施行する。

二　検討

政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三　関係法律の整理等

国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法について、第三の一に掲げる国民年金法の改正に準じて、所要の改正を行う。

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

（閣法第86号）（先議）

【要旨】

本法律案は、社会保障協定に係る法制の簡素化及び社会保障協定の適確かつ円滑な実施を図るため、我が国が締結した社会保障協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する社会保障協定の実施に備えて、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を一般的に定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、被保険者等の資格に関する特例

医療保険制度又は年金制度に係る我が国の法令及び相手国法令の重複適用の回避に関する事項について定める社会保障協定の規定により相手国法令の適用を受ける者は、公的医療保険各法又は公的年金各法の規定にかかわらず、被保険者等としない。

二、公的年金の支給要件等に関する特例

1　相手国期間を有する者が、我が国の公的年金の受給資格要件に必要な期間を満たさない場合、その者の相手国期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入する。

2　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間等を有するものは、公的年金各法が定める障害年金の支給に関する規定の適用に当たり、当該初診日において公的年金各法の被保険者等であったものとみなす。

3　保険料納付済期間等を有する者が相手国期間中に死亡した場合は、公的年金各法が定める遺族年金の支給に関する規定の適用に当たり、公的年金各法の被保険者等が死亡したものとみなす。

三、公的年金の給付額の計算に関する特例

1　二の特例により支給要件を満たした場合、定額給付の年金等であっても我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給する。

2　この法律により支給する公的年金各法による年金給付等の額は、当該給付の受給権者が２以上の相手国期間を有しているときは、１の社会保障協定に係る相手国期間のみを有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高い額とする。

四、その他

1　相手国年金の申請等を行おうとする者は、当該相手国年金の申請に係る文書を日本国実施機関等に提出することができる。

2　日本国実施機関等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、相手国の実施機関等に提供することができる。

五、施行期日等

1　この法律は、一部を除き、平成20年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。

2　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保

険法等の特例等に関する法律等、社会保障協定の実施に伴う特例法を廃止する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法が社会保障制度における二重負担の解消や保険料の掛け捨て防止などを目的とし、かつ、その推進を図るためには関係団体、関係者の理解が不可欠であることにかんがみ、特例適用の対象国や制度の内容などについて、事業主、被保険者等に対する広報活動を積極的に行い、その周知徹底に努めること。

二、今後、新たに社会保障協定が締結され、本法に基づく特例規定が発動されることになる場合には、その協定により特例適用となる内容について、本委員会に対し、速やかに報告を行うこと。

右決議する。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一　定義規定の見直し

1　社会福祉士の業務に「福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整」を追加する。

2　介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。

二　義務規定の見直し

1　社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

2　社会福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

3　介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に、認知症であること等の心身の状況等に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

4　社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、知識及び技能の向上に努めなければならない。

三　介護福祉士の養成に係る制度の見直し

1　資格の取得方法の見直し

㈠　大学に入学することができる者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において２年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの等について、介護福祉士となる資格を有する者から介護福祉士試験の受験資格を有する者に改める。

㈡　３年以上介護等の業務に従事した者の介護福祉士試験の受験資格について、３年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において６月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものに改める。

㈢　高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者を、介護福祉士試験の受験資格を有する者として、法律上位置付ける。

㈣　㈢の規定にかかわらず、平成26年３月31日までに高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者であって、９月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

2　その他

１の㈠に該当する者であって介護福祉士でないものは、当分の間、登録を受け、准介護福祉士（准介護福祉士の名称を用いて、介護福祉士の技術的援助及び助言を受けて、専門的知識及び技術をもって、介護等を業とする者をいう。）となる資格を有する。

四　社会福祉士の養成に係る制度の見直し

1　社会福祉士試験の受験資格を得るために修めることの必要な社会福祉に関する科目及び社会福祉に関する基礎科目については、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

2　資格の取得方法の見直し

㈠　社会福祉士試験の受験資格を有する者として、社会福祉法に規定する社会福祉主事の養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを加える。

㈡　児童福祉司等であった期間が５年以上ある者の社会福祉士試験の受験資格について、児童福祉司等であった期間を４年以上に短縮し、その期間が４年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において６月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者に改める。

㈢　㈡の規定にかかわらず、公布の日から起算して５年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験については、児童福祉司等であった期間が５年以上ある者も受けることができる。

第二　身体障害者福祉法、社会福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正

身体障害者福祉司、社会福祉主事及び知的障害者福祉司の任用の資格に社会福祉士を追加する。

第三　施行期日等

一　施行期日

この法律は、平成24年４月１日から施行する。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行する。

１　第一の一及び二並びに第二　公布の日

２　第一の三の１の㈢及び㈣並びに四　平成21年４月１日

二　検討

政府は、この法律の施行後５年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要旨】

附則に、政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後５年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを規定する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。

三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

右決議する。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案（閣法第88号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近の消費生活協同組合（以下「組合」という。）を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、理事会に関する規定の整備等その経営における責任体制の強化等を図るとともに、組合員の保護の観点から、最低限保有すべき出資金額の基準の設定等組合等の行う共済事業の健全な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　消費生活協同組合法の一部改正

一　共済事業に関する事項

1　組合の共済事業の健全性の確保

(一)　共済事業を行う組合であって共済掛金の総額若しくは共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、共済事業、受託共済事業及び教育事業並びにこれらの附帯事業並びに保険募集事業のほか、原則として、他の事業を行うことはできない。

(二)　行政庁は、共済事業を行う組合であってその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定め、支払能力の充実の状況に係る区分に応じて、組合に対し、監督上必要な命令をすることができる。

（三）　共済事業を行う組合は、毎事業年度の剰余金の５分の１以上を準備金として積み立てなければならない。

（四）　共済事業を行う組合（厚生労働省令で定める要件に該当する組合を除く。）は、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法等共済の数理に関する事項に関与させなければならない。

2　組合の共済事業に係る透明性の確保

（一）　共済事業を行う組合であってその事業規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、作成した決算関係書類等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（二）　共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3　共済募集に係る契約者の保護

（一）　共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、原則として、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。

（二）　共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者は、書面によりその共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができる。共済事業を行う組合又は組合の委託を受けて共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者は、共済契約の締結等に関して、共済契約者等に対して虚偽のことを告げる等の行為をしてはならない。

4　共済契約の包括移転及び契約条件の変更

（一）　共済事業を行う組合が共済事業の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。共済事業を行う組合は、総会の議決により契約をもって責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる。

（二）　共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁の承認を経て、契約条件の変更を行うことができる。

二　組合の区域に関する事項

地域による組合は、購買事業の実施のために必要がある場合等に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び隣接する都府県を区域として、設立することができる。

三　組合員以外の者による事業の利用に関する事項

組合は、厚生労働省令で定める場合等において、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。その事業のうち、職域による組合が購買事業を利用させる場合等にあっては、組合員以外の者の利用分量の総額の割合は、厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

四　医療福祉等事業に関する事項

1　医療福祉等事業を行う組合は、医療福祉等事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。医療福祉等事業に関し、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。当該積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

2　組合が繰り越さなければならないものとされている剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であって組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

五　事業運営の規律強化に関する事項

1　事業規模が政令で定める基準を超える組合にあっては、監事のうち１人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であって、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったものでなければならない。

2　行政庁は、組合が必要な措置を採るべき旨の命令に従わないときは、当該組合に対し、その役員の解任等を命ずることができる。

3　行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反した場合等において、必要な措置を採るべき旨の命令をしたにもかかわらず、組合がこの命令に従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。

六　貸付事業に関する事項

1　貸付事業を行う組合は、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るための措置を講じなければならない。

2　組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約でその実施方法等に関する事項を定めなければならない。規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　貸付事業を行う組合（職域による組合であってその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。）の純資産額は、政令で定める金額以上でなければならない。

第二　消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の廃止

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律は、廃止する。

第三　施行期日等

一　この法律は、平成20年４月１日から施行する。ただし、六については、公布の日から起算して１年以内の政令で定める日から施行する。

二　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案（参第３号）

【要旨】

本法律案は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　定義

この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

㈠　救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。

㈡　救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。

二　救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

三　医療法の基本方針に定める事項

厚生労働大臣は、医療法第30条の３第１項に規定する基本方針に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

四　医療計画に定める事項

１　都道府県は、医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、その目標等を定めるものとする。

２　都道府県は、１の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

五　関係者の連携に関する措置

都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、傷病者の状態等の連絡に関する基準の作成等のための関係者による協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

六　補助

１　都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。

２　国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道

府県が１により補助する費用の一部を補助することができる。

七　助成金交付事業を行う法人の登録

病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であって厚生労働省令で定めるものを行う営利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

八　施行期日及び健康保険等の適用に係る検討

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、七は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　政府は、この法律の施行後３年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法等の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案は、適切かつ確実な児童虐待の防止等を図るため、児童の親権を行う者の親権を行うに当たっての責務を明らかにするとともに、児童虐待を受けたと思われる児童についての児童相談所長等による安全の確認を行うための措置の実施の義務化、児童虐待が行われている疑いがある場合における臨検等の制度の創設、児童虐待を行った保護者による児童の身辺へのつきまとい等を禁止する制度の創設、正当な理由なく立入調査を拒否した者に対する罰金の額の引上げその他必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　児童虐待の防止等に関する法律の一部改正

一　目的

法の目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記する。

二　安全確認義務

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が児童虐待に係る通告等を受けたときは、市町村、福祉事務所又は児童相談所の長は、速やかに、当該児童の安全の確認を行うための措置等を講ずるものとする。

三　出頭要求

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

四　再出頭要求

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査等を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を

同伴して出頭することを求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員等に必要な調査又は質問をさせることができる。

五　臨検等

都道府県知事は、保護者が四の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童の福祉に関する事務に従事する職員に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができる。

六　保護者が勧告に従わない場合の措置

都道府県知事は、児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、児童虐待を受けた児童について、一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

七　面会等の制限等

1　一時保護及び同意施設入所措置の場合にも、強制施設入所措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について、当該児童との面会及び通信の全部又は一部を制限することができる。

2　都道府県知事は、強制入所措置の場合において、面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、期間を定めて、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができる。

第二　児童福祉法の一部改正

一　親権の代行

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

二　罰則

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者等に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げる。

第三　その他

一　施行期日

この法律は、平成20年４月１日から施行する。

二　検討

1　政府は、この法律の施行後３年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案（衆第37号）

【要旨】

本法律案は、政府管掌年金事業における記録の管理に対する国民の信頼を確保するため、記録した事項の訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例を設けるほか、正確な年金個人情報の整備に関する政府の責務規定を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一　厚生年金保険法及び国民年金法による保険給付等に係る時効の特例

社会保険庁長官は、厚生年金保険又は国民年金の受給権者又は受給権者であった者（未支給の保険給付又は年金の請求権者を含む。）について、年金記録の訂正がなされた上で裁定（裁定の訂正を含む。）が行われた場合においては、その裁定による当該年金記録の訂正に係る受給権に基づき支払われる年金の支給を受ける権利について消滅時効が完成した場合においても、年金を支払うものとする。

第二　基礎年金の国庫負担等に係る読替え

基礎年金の国庫負担等に関する規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

第三　政府の責務

政府は、年金個人情報について、被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

第四　施行期日等

一　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二　時効の特例に関する経過措置

第一については、施行日前に年金記録の訂正がなされた場合における当該訂正に係る年金について準用する。

三　厚生年金保険法及び国民年金法の一部改正等

1　支払期月ごとに支払われる年金の支給を受ける権利に係る時効の扱いについては、会計法第31条の規定を適用せず、援用を要するものとする。

2　1については、施行日後の受給権者について適用する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めるの件（第164回国会閣承認第３号）

【要旨】

本件は、厚生労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、越谷市、市川市及び青梅市の３か所に新たに社会保険事務所を設置することについて、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

（4）委員会決議

—— 国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議 ——

医療は、国民が安心して生活を送るための重要な基盤であり、とりわけ救急医療については、先般の医療法改正においても、都道府県が策定する医療計画に重点的に位置づけるとしており、国民の生命、健康を確保するために必要不可欠なものといえる。

昨今、医療制度改革、市町村合併等により、医療機関の集約化、救急業務の広域化が進み、関係省庁の連携も一層重要になりつつある。

こうした中で、救急医療体制については、これまでも、初期、二次、三次の役割分担に基づいて体系的な救急医療の整備が行われるとともに、救急救命士制度の創設等により救急搬送体制との連携が推進されてきたところである。

その一環として、政府は、平成13年度よりドクターヘリ導入促進事業として補助事業を実施することにより、ドクターヘリの導入を進めているところであるが、現在、10道県11機が運航するにとどまっている。

このような観点から、本委員会においては、救急医療体制の充実を図るため、引き続き、必要な調査を含め、鋭意審議を行っていくものとする。

政府においても、こうした現状を踏まえ、次の事項をはじめとする救急医療体制に係る諸課題について検討を行い、必要な施策を講ずるべきである。

一、国民が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、救急医療体制の整備に努めること。その際、隣接・近接する地方自治体間の連携・協力に留意すること。

二、消防防災ヘリを含む救急患者搬送用のヘリコプター、ドクターカー等他の搬送手段についても、救急医療との緊密な連携の下、その有効な活用を図ること。

三、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の強化を図る等救急搬送と救急医療の連携に努めること。

四、救急搬送体制との連携も考慮しつつ、現行の救命救急センターの量的・質的充実を図ること。

五、救急医療体制に関わる従事者の確保のため、その育成について一層の強化を図ること。

六、都道府県の救急医療体制の確保について、予算面での支援を行うこと。

七、助成金交付事業を行う法人に係る登録制度等を創設する場合は、適切な法人を選定するよう基準を設定し、助成金が適正に交付されるよう、必要な措置を講ずること。

八、傷病者の救命、後遺症の軽減等の観点から、救急医療用ヘリコプター等を用いた救急医療等に関する研究を推進すること。

九、心肺蘇生法の普及等、引き続き、一般国民の救急医療に対する理解及び啓発に努めること。

右決議する。

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	加治屋	義人（自民）	国井	正幸（自民）	岡崎	トミ子（民主）
理　事	岩城	光英（自民）	小斉平	敏文（自民）	前田	武志（民主）
理　事	常田	享詳（自民）	段本	幸男（自民）	松下	新平（民主）
理　事	主濱	了（民主）	野村	哲郎（自民）	福本	潤一（公明）
理　事	和田	ひろ子（民主）	三浦	一水（自民）	渡辺	孝男（公明）
	岩永	浩美（自民）	犬塚	直史（民主）	紙	智子（共産）
	岸	信夫（自民）	小川	敏夫（民主）		（19.3.8 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は内閣提出７件（うち本院先議２件）、衆議院提出２件（農林水産委員長）の合計９件であり、いずれも可決すべきものと決定した。

また、本委員会付託の請願６種類16件のうち、１種類１件が採択された。

〔法律案の審査〕

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案は、独立行政法人農林水産消費技術センター等３法人の統合及び独立行政法人森林総合研究所等２法人の統合を行うために必要な関係法律について、所要の措置を講じようとするものである。

委員会では、法人の統廃合により期待される効果、立入検査など公権力を行使する組織の在り方、ポストドクターなど任期付研究者の処遇の在り方等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法律に基づき各種補助率等の加算措置が講じられる特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水事業をなお継続して実施するため、同法の有効期限を更に５年延長し、平成24年３月31日までとするとともに、同法律の題名の一部を漢字表記に改め、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」とするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は、全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

種苗法の一部を改正する法律案は、植物新品種の育成者権の適切な保護に資するため、育成者権を侵害された者の訴訟上の救済を円滑に図るための制度を充実させるとともに、育成者権の侵害に対する刑事罰の強化、虚偽の品種登録表示を禁止する措置等を講じようとするものである。

委員会では、育成者権侵害罪の罰則引上げの効果、アジア諸国における品種保護制

度の整備に向けた働きかけの必要性、ＤＮＡ品種識別技術の開発の推進等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案は、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会両特殊法人の組織等を改正するとともに、近年、競馬の売上げが減少していることから、競馬事業の活性化措置を講じようとするものである。

委員会では、地方競馬の収支改善に向けた取組、北海道を中心とした馬産地振興の必要性、両法人の業務運営の在り方等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案は、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及びそれに沿った地方公共団体による活性化計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく事業等の実施に充てるための交付金を交付する措置等を講じようとするものである。

委員会では、農山漁村活性化策における関係省庁との連携の状況、品目横断的経営安定対策との整合性、農地制度見直しの必要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、水産資源の増大等を図るため、国が沖合海域の漁場整備を行うことができるようにするとともに、漁港施設の機能の高度化を図るため、構造改革特別区域法に基づく漁港特区制度を全国において実施できるようにするための規定の整備等の措置を講じようとするものである。

委員会では、沖合海域の資源悪化の原因、国が行う漁場整備による資源回復効果、次期漁港・漁場整備長期計画と離島をはじめとする中小漁港・漁村の整備方針、漁港施設の民間貸付けをめぐる対応状況等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案は、我が国の水産業が資源状況の悪化や生産構造の脆弱化等に陥っている状況にかんがみ、漁船漁業の構造改革の推進のために、沖合底びき網漁業等の指定漁業の許可等に関する要件の見直しを行うとともに、密漁等に対する罰則の強化及び漁業監督吏員の権限行使区域の見直し等の措置を行うものである。

委員会では、漁船漁業の構造改革への取組方針、試験研究又は新技術を有する者による指定漁業への新規参入の見通し、迅速かつ的確な密漁防止態勢の確立等の必要性について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、漁業協同組合及び漁業信用基金協会等の組織及び事業の健全な運営を確保するため、漁協におけ

る組合員資格審査の徹底や、経営情報を開示すべき漁協の拡大等を図るとともに、基金協会への事業譲渡制度の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会では、漁協の経営再建に向けた国・県及び漁協系統組織の取組方針、基金協会への事業譲渡が債務者に及ぼす影響等について質疑が行われ、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案は、昭和43年に、九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還義務を負う債務者の多くが高齢化していること等を踏まえ、早期に、国への返済義務を免除できるようにするため、「国の債権の管理等に関する法律」の特例を定めようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

３月８日、平成19年度の農林水産行政の基本施策について、松岡農林水産大臣から所信を聴取するとともに、高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件及び米国産牛肉輸入問題に関する件について松岡農林水産大臣から報告を聴いた。また、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、配合飼料価格の動向見通しと穀物価格の高騰を受けた配合飼料価格安定制度の見直しの必要性、生乳需要の現状と需要拡大策等について質疑を行った。

３月15日、平成19年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、品目横断的経営安定対策の規模要件の在り方、農地・水・環境保全向上対策による支援水準引上げの必要性、国内自給率の確保策、鳥インフルエンザの発生農家や関連事業者に対する経営支援策と過去の補償実績、松岡農林水産大臣の政治資金問題等について質疑を行った。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度農林水産省予算等の審査を行い、品目横断的経営安定対策に関する予算の積算根拠と規模要件等の考え方、食育推進の実績と今後の取組、バイオマス・エネルギーへの取組状況、国際的なマグロ漁獲規制の強化が国内消費に及ぼす影響、昨年のＩＷＣ総会及び今年２月のＩＷＣ正常化会合の結果と５月のＩＷＣ総会の見通し等について質疑を行った。

６月12日、農林水産に関する調査を議題とし、ＷＴＯ農業交渉及び日豪ＥＰＡ交渉に臨む赤城農林水産大臣の決意、担い手の育成・確保に向けた今後の取組、福島県沖で座礁した貨物船「ジェーン号」に関する国の対応、独立行政法人緑資源機構の廃止に向けた具体的な取組方針、農林水産省所管団体からなされた赤城農林水産大臣への献金と政治資金規制法との関係に対する大臣の認識等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成19年３月８日（木）（第１回）

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年度の農林水産行政の基本施策に関する件について松岡農林水産大臣から所信を聴いた。

○高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件及び米国産牛肉輸入問題に関する件について松岡農林水産大臣から報告を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○畜産物等の価格安定等に関する件について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小斉平敏文君（自民）、和田ひろ子君（民主）、松下新平君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

○平成19年３月15日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年度の農林水産行政の基本施策に関する件について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、岸信夫君（自民）、主濱了君（民主）、松下新平君（民主）、和田ひろ子君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について松岡農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、和田ひろ子君（民主）、小川敏夫君（民主）、福本潤一君（公明）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年３月27日（火）（第４回）

○**独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）**について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院**

送付）について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、河合総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小川敏夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第５号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

○**特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第７号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長西川公也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第７号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第45号）**について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月10日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**種苗法の一部を改正する法律案（閣法第45号）**について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、谷博之君（民主）、ツルネンマルテイ君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第45号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年４月19日（木）（第７回）

○**競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第64号）**について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月24日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第64号）**について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、政府参考人及び参考人日本中央競馬会理事長髙橋政行君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、小川勝也君（民主）、小川敏夫君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第64号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

○平成19年４月26日（木）（第９回）

○**農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（閣法第25号）**

（**衆議院送付**）について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月８日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（閣法第25号）**（**衆議院送付**）について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岩城光英君（自民）、段本幸男君（自民）、平野達男君（民主）、和田ひろ子君（民主）、谷博之君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第25号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年５月10日（木）（第11回）

○**漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月22日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）**について松岡農林水産大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕常田享詳君（自民）、岩永浩美君（自民）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第26号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

○平成19年５月24日（木）（第13回）

○**漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）**

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

以上両案について松岡農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月29日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）**について若林国務大臣、国井農林水産副大臣、永岡農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岩永浩美君（自民）、小川勝也君（民主）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第70号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

○平成19年５月31日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）**について若林国務大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、和田ひろ子君（民主）、主濱了君（民主）、福本潤一君（公明）、山本保君（公明）、紙智子君（共産）

（閣法第71号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　共産

○**カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案（衆第35号）（衆議院提出）**について提出者衆議院農林水産委員長西川公也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第35号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

○平成19年６月12日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○ＷＴＯ農業交渉及びＥＰＡ交渉に関する件、農林水産物輸出に関する件、米政策改革及び担い手の育成に関する件、福島県沖の貨物船ジェーン号座礁事故対策に関する件、地方公共団体の森林環境税等に関する件、独立行政法人緑資源機構問題に関する件、赤城農林水産大臣への政治献金に関する件等について赤城農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕常田享詳君（自民）、岩城光英君（自民）、野村哲郎君（自民）、芝博一君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）

○平成19年７月５日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第2015号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1437号外14件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第５号）

【要旨】

本法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成17年度末に中期目標期間が終了した独立行政法人農林水産消費技術センター等３法人の統合及び独立行政法人森林総合研究所等２法人の統合のために、関係法律について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正

独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所を解散し、これらの業務を独立行政法人農林水産消費安全技術センターに承継させるとともに、この措置に伴う目的・業務規定等の改正を行う。

二、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

独立行政法人林木育種センターを解散し、この業務を独立行政法人森林総合研究所に承継させるとともに、この措置に伴う目的・業務規定の改正を行う。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、人口の減少、高齢化の進展等によりその活力が低下している農山漁村の活性化を図るため、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林水産大臣は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本方針を定めなければならないこととする。

二、都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画を作成することができることとする。この活性化計画には、計画の区域、目標、その目標を達成するために必要な事業、計画期間等を記載することとする。

三、国は、都道府県又は市町村に対し、活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。

四、活性化計画に記載された施設の整備の円滑な実施を図るため、市町村が農林地等に係る所有権移転等促進計画を定め、その公告があったときは、計画に従って所有権の移転等が行われる措置等を講ずることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、水産資源の増大等を図るため、適切な地方負担の下に国が沖合海域の漁場整備を行うことができるようにするとともに、漁港施設の機能の高度化を図るため、構造改革特別区域法に規定されている特定漁港施設に関する特例措置（漁港特区制度）を全国において実施するための規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁港漁場整備法の一部改正

1　漁港整備に関する国と地方の役割分担の明確化

国が実施する漁港整備は、第三種漁港及び第四種漁港に係る事業に限ることとする。

2　国が実施する漁場整備事業の創設

イ　国は、我が国の排他的経済水域において、漁獲可能量等が定められている水産動植物であって、保護及び増養殖のための措置を緊急に講ずる必要があるものを対象とする漁場整備事業を実施することができることとする。

ロ　農林水産大臣は、漁場整備事業に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めようとするときは、関係広域漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととする。

ハ　国が特定漁港漁場整備事業のうち漁場整備事業を実施する場合には、国は、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができることとする。

3　漁港特区制度の全国展開

国又は地方公共団体は、行政財産である特定漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等）を、漁港管理者の認定を受けた民間事業者に貸し付けることができることとする。

二、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正

国の負担割合が嵩上げされる開発指定事業の対象に「漁場」を追加し、都道府県の財政力に応じて、国が実施する漁場整備事業に係る都道府県の負担を軽減することとする。

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年、植物の新品種の育成者権が知的財産権として定着し、品種登録件数等が増加する一方、侵害行為に対する十分な抑制が働かない等の問題が発生している状況にかんがみ、特許法等の例にならい育成者権を適切に保護する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、育成者権の侵害に対する訴訟上の救済措置を円滑に講ずるため、侵害物品の譲渡数量に、正規品の単位当たり利益の額を乗じた額を損害額と推定できること等の規定を整備

することとする。

二、育成者権侵害罪の罰則を、個人の場合は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人の場合は３億円以下の罰金に引き上げる等、所要の罰則規定を整備することとする。

三、登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その種苗に登録品種に係る旨の表示を付すように努めなければならないこととするとともに、登録品種でない種苗に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付すことを禁止することとする。

四、この法律は、平成19年12月１日から施行することとする。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

【要旨】

本法律案は、平成17年12月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の改革の方向性が示されたこと、近年の景気の低迷、国民の娯楽の多様化等に伴い、競馬の売上げが減少し、特に地方競馬の運営が大変厳しい状況にあることから、両法人の組織等の改正、競馬事業の活性化措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方競馬全国協会を地方競馬主催者が主体となって運営する法人とし、重要事項の決定機関として地方競馬主催者を代表する者等から構成される運営委員会を新たに設置するとともに、同協会の業務に競馬開催日程等競馬の開催に関し地方競馬主催者間の調整を行うこと等を新たに追加すること。

二、地方競馬主催者の事業収支を改善する観点から、現行の競馬連携計画を競馬活性化計画に改正するとともに、地方競馬主催者から地方競馬全国協会への交付金の交付を猶予できる期間を延長すること。

三、日本中央競馬会について、競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において、主務大臣の関与及び規制を緩和するとともに、経営に関する重要事項を決定する機関として、知見を有する者等から構成される経営委員会を新たに設置すること。

四、日本中央競馬会において、役員の不適切な職務執行により、業務の運営状況が悪化した場合等に、当該役員を解任できる仕組みを導入すること。

五、払戻に関する規制を緩和し、ファンサービスの一環として、競馬主催者の経営判断により、当分の間、通常の払戻金に一定の金額を上乗せして交付できることとすること。

漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、我が国の水産業が資源状況の悪化や生産構造の脆弱化等に陥っている状況にかんがみ、漁船漁業の構造改革の推進及び密漁等に対する漁業取締りの強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定漁業の許可等の要件の見直し

遠洋かつお・まぐろ漁業、沖合底びき網漁業等の指定漁業の許可等の要件として、当該漁業を営むに足りる経理的基礎を有することを追加することとする。

二、試験研究又は新技術の企業化のための指定漁業の許可等の特例

漁業生産力の発展に特に寄与すると認められる試験研究又は新技術の企業化を行い漁業を営もうとする者について、他の新規参入者に優先して指定漁業の許可等を行うこととする。

三、農林水産省令等の違反に対する罰則の強化

農林水産省令又は都道府県規則において禁止し、又は許可制とした特定の漁業について、これに違反して当該漁業を営んだ者に対する罰則を整備することとする。

四、漁業監督吏員の権限行使区域の見直し

司法警察員たる漁業監督吏員が農林水産大臣の許可を受けたときは、その属する都道府県の区域外における捜査活動ができることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一については、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、近年における水産資源の減少や魚価の低迷等、漁業を取り巻く情勢の変化に対応し、漁業協同組合及び漁業信用基金協会等の組織、経営及び事業の健全性を確保する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、水産業協同組合法の一部改正

１　漁業協同組合における組合員資格の審査の適正化

漁業協同組合（以下「漁協」という。）における組合員資格の審査が公平かつ適正に行われ、組合の自治が適正に機能するようにするため、組合員資格及びその審査の方法を定款に記載しなければならないこととする。

２　漁協及び漁業協同組合連合会の役員等の欠格事由の追加

イ　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）を新たに追加することとする。

ロ　行政庁は、漁協及び漁業協同組合連合会の役員等が暴力団員等に該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官等の意見を聴くことができることとするとともに、警察庁長官等は、行政庁が適当な措置をとることが必要であると認めるときは、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができることとする。

３　漁協等の経営情報の開示

原則としてすべての漁協等は、事業年度ごとに、事業部門別損益に関する書類を通常総会に提出するとともに、業務報告書を行政庁に提出しなければならないこととす

る。

4　共済事業の健全性の確保、共済契約条件の変更及び共済契約者の保護

イ　漁協、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会（以下「共済事業実施組合」という。）が行う共済事業の健全性を確保するため、最低出資金制度、子会社等との取引規制、支払能力の充実状況に関する基準の設定、員外監事及び常勤監事の設置等についての規定を整備することとする。

ロ　共済事業実施組合は、その業務又は財産の状況に照らし、共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁の承認を得て、契約条件の変更を行うことができることとする。

ハ　共済契約者の保護のため、クーリング・オフ制度、不適正な推進行為の禁止等についての規定を整備することとする。

二、中小漁業融資保証法の一部改正

1　漁業信用基金協会の経営の健全性の確保

主務大臣は、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が負う保証債務の弁済能力の充実状況に関する基準を定め、その基準に基づく区分に応じ、監督上必要な命令をすることができることとする。

2　基金協会の会員資格の拡大

基金協会の個人会員資格である「年間90日以上の漁業従事」要件を廃止するとともに、業種別基金協会の会員資格として、漁協の子会社等を新たに追加することとする。

3　基金協会による事業の譲渡及び譲受け

基金協会は、総会の議決により、事業の全部の譲渡及び他の基金協会の事業の全部又は一部の譲受けを行うことができることとする。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第７号）

【要旨】

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を更に５年延長し、平成24年３月31日までとするとともに、同法の題名を「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改めるものである。

【附帯決議】

特殊土壌地帯対策は、今日まで半世紀以上にわたり、特殊土壌地帯における災害防除と農業振興を目的として実施されてきた。しかしながら、地球温暖化が原因と疑われる昨今の台風等による大雨災害に見られるように、甚大な自然災害が多発していること、農業をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、特殊土壌地帯においても地域の特色を生かした競争力のある農業振興を図る必要があることなど、いまだに対応すべき多くの課題に直面していることから、慎重に検討の結果、今般、本委員会は、「特殊土じょう地帯災害防除及び

振興臨時措置法」の有効期限を５年間延長することとしたところである。

よって政府は、特殊土壌地帯対策を実施するに当たっては、次の事項の実現を図り、地域の活性化及び農産物の安定供給の確保等に万全を期すべきである。

一　今後５年以内に、近年における集中豪雨・台風の来襲頻度、土砂災害の発生状況等を勘案して、特殊土壌地帯の指定の在り方、特殊土壌地帯対策の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、対策の実施期間を含め必要な見直しを検討すること。

右決議する。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案（衆第35号）

【要旨】

本法律案は、昭和43年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及びその債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、「国の債権の管理等に関する法律」の特例を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、歳入徴収官等は、国の債権の管理等に関する法律第32条第１項の規定にかかわらず、カネミ油症事件関係仮払金返還債権について、当該債権の債務者がこの法律で定める収入及び資産に係る基準に該当する場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

二、一の適用に当たっては、債務者の置かれている状況に配慮する。

三、租税その他の公課は、一による免除を受けた場合における経済的利益を標準として課することができない。

四、この法律は、公布の日から施行する。

経済産業委員会

委員一覧（21名）

委員長	伊達	忠一（自民）	倉田	寛之（自民）	下田	敦子（民主）
理　事	加納	時男（自民）	保坂	三蔵（自民）	直嶋	正行（民主）
理　事	小林	温（自民）	松田	岩夫（自民）	前川	清成（民主）
理　事	佐藤	昭郎（自民）	松村	祥史（自民）	弘友	和夫（公明）
理　事	藤末	健三（民主）	松山	政司（自民）	松	あきら（公明）
理　事	渡辺	秀央（民主）	岩本	司（民主）	田	英夫（社民）
	魚住	汎英（自民）	小林	正夫（民主）	鈴木	陽悦（無）

（19.2.20 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出９件（うち本院先議２件）、衆議院提出１件（経済産業委員長）の合計10件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願２種類４件はいずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

経済成長戦略大綱関連　2006年7月に財政・経済一体改革会議は、人口減少が本格化する2015年までに取り組むべき施策として「経済成長戦略大綱」を策定した。その中で、イノベーションによる生産性向上、地域経済の活性化のための法的な枠組みを整備することの必要性が指摘され、産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上を図ることを目的とする**産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（産活法改正案）**、地域における中小企業の事業活動を促進することにより地域経済の活性化を図ることを目的とする**中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（中小企業地域資源活用促進法案）**、地域における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とする**企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（地域産業活性化法案）**の経済成長戦略大綱関連３法案が提出された。

なお、経済成長戦略大綱に関する件について、参考人から意見を聴取した。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、中小企業の事業再生に対する支援の在り方、地域産業資源を活用した事業が地域経済に与える効果、自治体間による企業誘致競争が過熱することへの懸念等について質疑が行われ、産活法改正案及び地域産業活性化法案は、多数をもって可決され、中小企業地域資源活用促進法案は、全会一致をもって可決された。なお、３法律案にそれぞれ附帯決議が付された。

中小企業金融対策　商工組合中央金庫はこれまで中小企業金融において一定の役割を果たしてきたが、行革推進法の成立等、一連の政策金融改革の中で完全民営化される

ことが決定した。**株式会社商工組合中央金庫法案**は、完全民営化への移行期における融資対象及び株主制限等を規定し、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持しようとするものである。また、**中小企業信用保険法の一部を改正する法律案**は、同保険が対象とする担保に棚卸資産を加えることにより動産担保融資を促進するなどの信用保険制度の整備を主な目的としている。

なお、両法律案の審査に先立ち、北海道に委員派遣を行い、地域経済及び中小企業金融の実情を調査した。

委員会においては両法律案を一括して議題とし、商工中金を民営化する意義及び中小企業金融機能維持の必要性、動産担保融資の普及に向けた課題等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、株式会社商工組合中央金庫法案には附帯決議が付された。

知的財産関係　近年、産業の国際競争が激化し、知的財産の戦略的な創造・保護・活用の必要性が高まっている。こうした中で、知財人材の一翼を担う弁理士の資質の維持・向上を図り、その責任を明確化するため、試験制度及び懲戒制度等の見直し並びに実務修習制度の導入等の措置を講ずるとともに、知的財産に関する多様な需要にその専門職として適確に対応するため、弁理士業務の範囲の拡大及び特許業務法人制度の見直し等を行う**弁理士法の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会においては、知的財産立国の実現と弁理士の果たすべき役割、実務修習制度の具体的内容、弁理士の訴訟代理の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることから、映画の盗撮については、著作権法第30条第１項の私的使用のための複製を認める規定を適用しないこととする**映画の盗撮の防止に関する法律案**が衆議院議員提出法律案として提出され、全会一致をもって可決された。

公営競技関係法人の見直し等　競輪及び小型自動車競走（オートレース）の振興及び公営競技関係法人の見直しを目的とした**自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案**は、委員会において、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の統合による業務効率化の進め方、施行者による競輪・オートレース事業の活性化の取組を支援する必要性、法改正による施行者の収支改善の効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定放射性廃棄物の最終処分　特定放射性廃棄物の最終処分の円滑な実施と安全の確保を目的とした**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案**は、委員会において、核燃料サイクルの着実な推進に向けての方策、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定の在り方、原子力施設における安全確保策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

対北朝鮮経済制裁　**外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件**は、委員会において、現在までの輸入禁止措置の効果及び措置を継続する理由、北朝鮮をめぐる情勢と今後の北朝鮮経済制裁の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

２月27日、繊維産業の現状及び地域産業の災害復興状況に関する実情調査のため、新潟県に視察を行った。

３月13日、経済産業行政の基本施策について甘利経済産業大臣から所信を、平成18年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

これに対し、**３月15日**、各省庁が連携して地域活性化に取り組む必要性、中心市街地活性化基本計画の策定状況、官製談合防止法で公務員ＯＢを対象に加える必要性、エネルギー基本計画見直しにおける主な改正点、原子力発電に関する安全情報の徹底管理と正確な情報開示の必要性、拉致問題と対北朝鮮制裁に関する大臣の見解等の質疑を行った。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度経済産業省予算等の審査を行い、北陸電力志賀原子力発電所における臨界事故隠し、サービス産業の生産性向上のための施策、我が国の石油・天然ガス開発企業に対する支援強化の必要性、京都議定書の目標達成の見通しとポスト京都議定書の枠組み構築に向けた我が国の取組等について質疑を行った。

４月17日、経済成長戦略大綱に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、我が国の事業再生の現状と残された問題点、地域資源を活用した商品の販路を拡大するために求められる観点、企業立地競争の過熱による地域間格差拡大の懸念等について質疑を行った。

４月19日、原子力発電所における運転日誌等の不正に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、臨界事故の発生原因と隠ぺいの実態、再発防止策の実効性確保等について質疑を行った。

６月19日、特許庁に視察を行った。

（２）委員会経過

○平成19年２月20日（火）（第１回）

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年３月13日（火）（第２回）

○経済産業行政の基本施策に関する件について甘利経済産業大臣から所信を聴いた。

○平成18年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について甘利経済産業大臣、山本経済産業副大臣、渡辺経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君（自民）、魚住汎英君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成19年３月20日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（公正取引委員会）、経済産業省所管及び中小企業金融公庫）について甘利経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、渡辺経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、直嶋正行君（民主）、松あきら君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年３月27日（火）（第５回）

○**自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第65号）**について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第65号）**について甘利経済産業大臣、山本経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、若林秀樹君（民主）、岩本司君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第65号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第75号）**について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月10日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第75号）**について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、池坊文部科学副大臣、水野法務副大臣、松山経済産業大臣政務官、永岡農林水産大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、広野ただし君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第75号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年４月17日（火）（第８回）

○経済成長戦略大綱に関する件について参考人野村證券株式会社顧問・元株式会社産業再生機構産業再生委員長高木新二郎君、福島学院大学前学長・教授・福島大学名誉教授・元福島大学地域創造支援センター長下平尾勲君及び亀山市長田中亮太君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、岩本司君（民主）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成19年４月19日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○原子力発電所における運転日誌等の不正に関する件について参考人電気事業連合会会長勝俣恒久君から説明を聴いた後、同参考人、参考人北陸電力株式会社取締役社長永原功君、有限責任中間法人日本原子力技術協会理事長石川迪夫君、株式会社東芝執行役常務・電力システム社社長佐々木則夫君、株式会社日立製作所執行役常務・電力グループ長＆ＣＥＯ丸彰君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、藤末健三君（民主）、渡辺秀央君（民主）、弘友和夫君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成19年４月24日（火）（第10回）

○**産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（閣

法第15号）（衆議院送付）

以上３案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月26日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

以上３案について甘利経済産業大臣、国井農林水産副大臣、山本経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕小林正夫君（民主）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、松村祥史君（自民）、岩永浩美君（自民）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第13号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

（閣法第14号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

（閣法第15号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

なお、３案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成19年５月22日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**映画の盗撮の防止に関する法律案（衆第26号）（衆議院提出）**について提出者衆議院経済産業委員長上田勇君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第26号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

○**株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）（衆議院送付）**
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上両案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年５月24日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）（衆議院送付）**
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）

以上両案について甘利経済産業大臣、大村内閣府副大臣、渡辺経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官、奥野法務大臣政務官、椎名財務大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人商工組合中央金庫理事長江崎格君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）、松村祥史君（自民）、魚住汎英君（自民）、弘友和夫君（公明）

（閣法第39号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

（閣法第40号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

なお、株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成19年５月29日（火）（第14回）

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年６月５日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、水落文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、加藤修一君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第72号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年６月７日（木）（第16回）

○**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第３号）（衆議院送付）**について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年６月12日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第３号）（衆議院送付）**について甘利経済産業大臣、鈴木内閣官房副長官、山本経済産業副大臣、藤野国土交通大臣政務官、椎名財務大臣政務官、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

（閣承認第３号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、無
反対会派　なし

○平成19年７月５日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1070号外３件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、我が国経済の持続的な発展を図るためには産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上が重要であることにかんがみ、事業者の事業革新を支援し、事業再生を円滑化するとともに、事業活動における知的財産権の活用を促進するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、産業活力再生特別措置法の一部改正

1　基本指針、事業分野別指針を定めて、サービス産業の生産性向上のための取組を促進する。

2　企業連携による技術や経営資源の活用によって生産性向上を目指す事業者を支援するため、「技術活用事業革新」及び「経営資源融合」の２つの計画類型を創設するとともに、会社法の特例、事業革新設備の特別償却制度の拡充等課税の特例等の支援措置を講ずる。

3　地域における中小企業の再生を円滑化するため、私的整理中の事業継続のためのつなぎ融資に対する信用保険特例や廃業経験者の再起業時の信用保険の特例制度を創設する。

4　包括的ライセンス契約に基づく特許権等の通常実施権者の保護のため、同契約についての登録制度を創設する。

二、産業技術力強化法の一部改正

1　研究開発の成果を他の経営資源と組み合わせて有効に活用し、将来の事業内容を展望して研究開発を行う技術経営力を基本理念に定めるとともに、国及び事業者の責務に技術経営力の強化促進を追加する。

2　研究開発の成果の活用促進のため、特許料等軽減制度の対象をポスドク、院生等にまで拡大するとともに、国が委託する研究開発の成果に係る知的財産権を民間が保有できる制度の対象に請負ソフトウェア開発を追加する。

三、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正

独立行政法人産業技術総合研究所の業務に、技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その活用を促進することを加える。

四、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に、技術経営力の強化に関する助言を行うことを加える。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六、検討

１　政府は、この法律の施行後平成28年３月31日までの間に、包括的ライセンス契約登録制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

２　政府は、この法律の施行後平成28年３月31日までの間に、改正後の産業活力再生特別措置法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。

【附帯決議】

産業活力の再生を図るとともにイノベーションの創出を目指す事業者の取組を支援するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　我が国サービス産業の生産性は、諸外国と比較して、また、製造業と比べても低く、小規模事業者による非効率な経営が多いといったサービス産業が抱える課題に対応するため、産学官が連携して活動するサービス産業生産性協議会等による検討を急ぎ、ＩＴの活用等による業務の効率化、質の向上、新事業の促進による雇用の創出等に重点的に取り組むこと。

二　中小企業の再生支援については、中小企業再生支援協議会の全国組織を早期に活動させ、専門人材の活用など機能強化を図るとともに、債務保証制度の活用等により、私的整理中の中小企業が十分な融資を確保することができるよう努めること。また、裁判外紛争解決事業者についての法務大臣の認証及び経済産業大臣の認定に当たっては、厳正な認定基準に基づき、中立公正な業務を行う事業者に限定すること。

三　いわゆる包括的ライセンス契約登録制度においては、具体的な特許番号が特定されず、通常実施権者の名称、実施権の内容、実施範囲が非公示であるなど第三者が登録内容を直ちに確認することができないことから、登録対象となる実施権の特定方法、取引における情報開示の在り方、実施権者保護の在り方について、知的財産権の取引実態を十分に考慮しつつ、ガイドラインを策定するなど引き続き検討すること。

右決議する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進

することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域産業資源を活用した商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義

1　「地域産業資源」とは、①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品、②①の鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもののいずれかに該当するものをいう。

2　「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であって、①地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓、②地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓、③地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓のいずれかに該当するものをいう。

二、基本方針

主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、公表する。

三、基本構想の認定

都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができ、主務大臣は申請があった基本構想が基本方針に適合すると認めるときは認定する。

四、地域産業資源活用事業計画の認定

中小企業者は、地域産業資源活用事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出し、事業計画が適当である旨の認定を受けることができ、主務大臣は、提出された事業計画が認定された基本構想の地域産業資源を活用して行われること、基本方針に照らして適切であること等の要件に適合すると認めるときは認定する。

五、支援措置

事業計画の認定を受けた中小企業者のために、次の支援措置を講ずる。

1　認定計画に従って行われる地域産業資源活用事業（以下「認定事業」という。）に必要な資金の債務保証に係るものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠化等の措置を講ずる。

2　中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定事業を行うために資本金が３億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び保有等を行うことができる。

3　食品流通構造改善促進機構は、食品の生産、製造、加工又は販売を行う中小企業者の認定事業に必要な資金の借入れの債務保証、施設の受託整備等を行うことができる。

4　商品又は役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けた中小企業者が認定事業のために取得又は製作した機械及び装置につ

いては、課税の特例の適用がある。

六、国等の施策

国、地方公共団体等は、地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、検討

政府は、この法律施行後５年を経過した場合、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

地域経済活性化のためには、各地域の強みとなる地域資源を活用した新たな商品・サービスを創出しようとする中小企業の事業活動の促進が重要であることに鑑み、新連携支援事業等との連携を図りつつ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　主務大臣による基本方針の策定に当たっては、基本構想を作成する都道府県及び地域資源活用事業を実施する中小企業者に混乱が生じることのないよう具体的内容を提示するとともに、都道府県による基本構想の作成過程において、市町村、商工会・商工会議所、産地の事業協同組合、農業協同組合等、地域関係者の意見が十分反映されるよう努めること。また、中小企業者が作成する事業計画の認定に当たっては、公正性が担保されるよう明確な認定基準を定めること。

二　地域資源活用事業を地域主導で行うことができるよう、農林水産業と製造業・サービス業等との連携や産学連携の推進、マーケティングや地域ブランド戦略に精通した人材の確保・育成支援の拡充を図ること。なお、地域中小企業の資金調達を円滑化するための地域中小企業応援ファンドにおいては、投融資を受ける機会に地域間格差が生じることのないよう努めること。

三　地域資源を活用した中小企業の事業活動を効果的に支援する観点から、関係省庁、地方公共団体、地域の試験研究機関、地域金融機関等の緊密な連携体制を構築すること。

右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、地域経済の自律的発展基盤の強化を図るため、地方自治体が行う産業集積の形成及び活性化（以下「産業集積の形成等」という。）に関する取組に対して、工場立地法の規制権限の委譲、企業立地等を行う事業者への特例措置による支援等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、基本方針の策定

主務大臣は、地域における産業集積の形成等の促進に関する基本方針を定め、これを公表する。

二、基本計画の作成及び特例措置

1　市町村・都道府県は、共同して、基本方針に基づき、地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成等に関する基本計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2　中小企業基盤整備機構は、同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）において、企業立地・事業高度化を重点的に促進すべき業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う事業者（以下「特定事業者」という。）による企業立地・事業高度化を促進するため、工場又は事業場の整備等を行う。

3　同意基本計画において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定めている市町村は、同区域における工場等の敷地面積に占める緑地面積等の割合に関する事項について、国の定める範囲内において、工場立地法に基づく準則に代えて条例で準則を定めることができる。

三、企業立地計画、事業高度化計画の作成及び支援措置

1　同意集積区域において企業立地又は事業高度化を行おうとする特定事業者は、企業立地計画又は事業高度化計画を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の承認を求めることができる。

2　中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係について、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の措置を行うために必要な資金に係るものについては、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ等の措置を講ずる。

3　承認企業立地計画に従って企業立地を行う事業者であり、同意集積区域内において指定集積業種に属する事業のための施設又は設備を新設したものが、新たに取得等した機械・建物等については、租税特別措置法の定めによる課税の特例の適用があるものとする。

4　地方公共団体が、承認企業立地計画に従って特定事業のための施設を同意集積区域内に設置した事業者について、施設の不動産取得税若しくは固定資産税を課さなかった場合又は地方税の不均一の課税をした場合において、減収額の一定割合を地方交付税により補填する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後10年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

六、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法は、廃止する。

【附帯決議】

地域経済の持続的な成長及び格差是正のためには、地域が自らの個性をいかして産業集積の形成及び活性化を図ることが重要であることに鑑み、これまでの企業立地政策の評価を踏まえて、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　地方自治体が巨額の補助金や税制優遇措置によって企業誘致競争を過熱させることがないよう十分注意するとともに、地域の特性や人材をいかした真に地域経済の発展に資するものとなるよう、適切な助言・支援を行う体制を充実強化すること。また、労働者の雇用条件や生活環境が十全に確保されるよう関係省庁が連携して取り組むこと。

二　企業立地においてはスピードがますます重要になっていることから、その円滑化を図るため、関係省庁及び地方自治体は連携して、各種手続に対してワンストップで迅速な処理が行えるよう体制整備を図るとともに、工場立地法の緑地面積の緩和や農地転用の処分の迅速化に当たっては、制度本来の趣旨を損なうことがないよう十分配慮して適切に行うこと。

三　企業立地が国際競争となる中で、我が国がアジア諸国等と伍して競争していくため、法人税の実効税率の引下げ等の抜本的な措置を検討するとともに、対日投資促進策として、地方への外国企業誘致の促進にも積極的に取り組むこと。

右決議する。

株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、商工組合中央金庫の完全民営化の実現に向けて、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講じるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、総則

株式会社商工組合中央金庫（以下「新商工中金」という。）は、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

二、株主

新商工中金は、議決権のある株式を発行した場合等において、株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のものの氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

1　政府

2　中小企業等協同組合その他の中小企業団体及びその直接又は間接の構成員

3　2に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体等で、政令で定めるもの

三、業務

1　新商工中金は、次に掲げる業務を営む。

イ　預金又は定期積金の受入れ

ロ　新商工中金の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員等に対する資金の貸付け又は手形の割引

ハ　為替取引

2　新商工中金は、付随する業務として、債務の保証、手形の引受け及び有価証券の売買等の業務を営むことができる。

四、商工債

新商工中金は、資本金及び準備金の合計金額の30倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

五、子会社等

新商工中金が子会社とすることができる会社の範囲、新商工中金又は子会社による議決権の取得等の制限を定める。

六、計算

欠損のてん補を行う場合の特別準備金（自己資本の充実等財務内容の健全性の確保に資するものとして、商工組合中央金庫の政府出資相当額のうち主務大臣が定める金額）の額の減少、国庫納付金等についての規定を設ける。

七、監督

この法律における主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とし、主務大臣は新商工中金等の業務を監督する。

八、施行期日等

1　この法律は、平成20年10月１日から施行する。ただし、新商工中金となる転換の手続等に関する規定は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　政府は、保有する新商工中金の株式について、この法律の施行の日から起算しておおむね５年後から７年後を目途として、全部を処分する。また、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講じるとともに、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講じる。

3　現行の商工組合中央金庫法は、廃止する。

【附帯決議】

商工組合中央金庫の完全民営化については、行政改革推進法の趣旨を踏まえつつ、商工組合中央金庫の有する中小企業に対する金融機能の根幹を維持することが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能が維持されるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持するとともに、危機対応における役割を引き続き果たすようにするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずること。

二　商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、中小企業への円滑な資金供給が引き続き図られるよう、商工組合中央金庫の財務基盤を確保するため、中核的資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備金とし、既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を聴いた上で、その額を決定すること。また、政府保有株式については、中小企業団体及びその構成員が円滑に取得できるよう、その財務余力等に留意しつつ、慎重に処分すること。

三　金融環境の悪化、災害等の危機時の対応について、商工組合中央金庫が行う融資の条件及び範囲がこれまでと同様に十分な水準に定められ、中小企業向け資金供給に支障を来すことのないよう、金融監督行政上の配慮、必要な財政措置等を実施するとともに、危機が生じた際には、迅速な対応が図られるようにすること。

四　これらの措置を前提とした上で、商工組合中央金庫において、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな金融手法の開発・普及に向けた取組が積極的になされるなど、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けた取組を一層拡充すること。また、こうした取組が円滑になされるよう、金融監督当局は十分に配慮すること。

右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、近年の中小企業をめぐる金融環境の変化にかんがみ、中小企業信用保険について、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、売掛金債権担保保険の流動資産担保保険への拡充

現行の売掛金債権担保保険を流動資産担保保険に改め、中小企業が提供する担保として棚卸資産を追加するとともに、付保限度額を１億円から２億円に引き上げる。

二、事業再生保険の創設

民事再生手続又は会社更生手続を利用して再生を目指す中小企業者の事業継続に欠くことのできない費用の借入による債務について、信用保証協会が保証した保証債務を対象とする事業再生保険（付保限度額２億円）を創設する。

三、施行期日

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　政府は、この法律の施行後５年以内に、改正規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

（閣法第65号）（先議）

【要旨】

本法律案は、競輪及び小型自動車競走（以下「オートレース」という。）の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、交付金の交付の期限を延長する制度の拡充を図るほか、公営競技関係法人の業務を営利を目的としない法人に行わせる等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、第１条（自転車競技法）及び第３条（小型自動車競走法）による改正関係

1　車券を購入し、又は譲り受けてはならない者から、成年の学生生徒を除く。

2　勝者（勝車）投票の的中者に対する払戻金の金額を車券の売上金額に100分の75以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定めた割合を乗じた額に相当する金額（以下「払戻対象総額」という。）を勝者（勝車）に対する車券に按分した金額とする。

3　勝者（勝車）投票法の種類に重勝式勝者（勝車）投票法を追加する。また、重勝式勝者（勝車）投票法の種別であって勝者（勝車）投票の的中者がない場合には、払戻対象総額をその後の最初に的中者があるものに係る加算金とする。

4　日本自転車振興会（日本小型自動車振興会）への交付金の交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間を３年から５年に延長する。

5　自転車競技会（小型自動車競走会）の合併について所要の規定を整備する。

6　施行者の職員は、経済産業大臣の許可を受けて、勝者（勝車）投票類似行為をすることができる。

7　日本自転車振興会（日本小型自動車振興会）は、施行者が平成19年度から平成23年度までの各年度において、その前年度に行った事業が特定活性化事業（競輪場（オートレース場）の改修その他事業の活性化に必要な事業）に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、施行者の申請により、特定活性化事業に要した費用として経済産業大臣の認定を受けた額に相当する金額を、施行者に還付しなければならない。

二、第２条（自転車競技法）による改正関係

1　経済産業大臣は、営利を目的としない法人であって、競輪関係業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、競輪振興法人として指定できる。

2　経済産業大臣は、営利を目的としない法人であって、競技実施業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定できる。

三、第４条（小型自動車競走法）による改正関係

1　経済産業大臣は、営利を目的としない法人であって、小型自動車競走関係業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、小型自動車競走振興法人として指定できる。

2　経済産業大臣は、営利を目的としない法人であって、競走実施業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定できる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、二の規定は平成20年１月31日までの間において政令で定める日から、三の規定は平成20年４月30日までの間において政令で定める日から、それぞれ施行する。

【附帯決議】

競輪及びオートレースは他の娯楽・レジャーとの厳しい競争に晒されていることから、ビジネスマインドを持って事業運営の合理化・効率化を図ることが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の公益法人化及び統合に当たっては、そのメリットを活かし、徹底した組織の効率化及び透明性の高い助成事業の実施に努めること。

二　競輪及びオートレースの施行者の厳しい経営状況を踏まえ、また、事業からの撤退がその従業員や地域経済に及ぼす影響に鑑み、従業員並びに関係業者の雇用確保にも配慮しつつ、魅力あるレースの実現によるファン層の拡大など実効性の高い事業活性化策が講じられるよう施行者の自助努力に対して必要な支援を行うこと。なお、競輪及びオートレースの将来的な事業の在り方について、地方自治体の公営ギャンブル関連事業との関係を考慮し、調査研究を進めること。

三　施行者の事業経営の安定化を図るため、各振興会への交付金の在り方について十分検討すること。なお、事業活性化策が講じられても経営安定化が図られず、事業からの撤退を余儀なくされる施行者に対しては、適切な支援に努めること。

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要旨】

本法律案は、特定放射性廃棄物の最終処分の円滑な実施と安全の確保のため、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）の業務に使用済燃料の再処理等から発生する長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分が必要なもの等の最終処分業務を追加し、その費用に充てるための拠出金の納付を再処理施設等設置者に義務付けるとともに、放射能濃度が一定の基準を超える放射性物質を含む核燃料物質等の埋設の方法による最終的な処分を行おうとする事業者に対して核燃料物質等による災害の防止を図るための措置を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正

1　定義

機構による最終処分の対象となる「特定放射性廃棄物」として、長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分が必要なもの等を追加することに合わせて、定義に「使用済燃料の再処理等」、「分離有用物質」、「残存物」、「第一種特定放射性廃棄物（現行法

の「特定放射性廃棄物」及び代替取得により取得した放射性廃棄物)」、「第二種特定放射性廃棄物（長半減期低発熱放射性廃棄物のうち、地層処分を必要とするもの)」、「再処理施設等」及び「再処理施設等設置者」を追加する。

2　拠出金の納付

イ　発電用原子炉設置者は、第一種特定放射性廃棄物又は第二種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務に必要な費用に充てるため、機構に対し拠出金を納付しなければならない。

ロ　再処理施設等設置者は、第二種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務に必要な費用に充てるため、機構に対し拠出金を納付しなければならない。

3　最終処分の実施

機構は、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者が納付した拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。

4　機構の区分経理

第一種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務と第二種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務について、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

二、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の施行の際、現に使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者が積み立てることとされている使用済燃料再処理等積立金の額について、著しい事情の変更があると経済産業大臣が認める場合に、その額を変更することができる。

三、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

1　最終処分に係る安全規制の整備

イ　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物であって、これらに含まれる放射性物質についての放射能濃度が一定の基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）の事業を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ロ　第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者は、特定廃棄物埋設施設について、経済産業大臣の設計及び工事の方法の認可、使用前検査、溶接の検査並びに施設定期検査を受けなければならない。

ハ　第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者は、坑道を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、閉鎖措置計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　廃棄物埋設の事業を行う者に対する核燃料物質の防護に関する規制の義務付け

イ　廃棄物埋設の事業を行う者は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならない。

ロ　廃棄物埋設の事業を行う者は、核物質防護規定について、経済産業大臣の認可を受け、その遵守状況について経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

ハ　廃棄物埋設の事業を行う者は、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、核物質防護管理者を選任しなければならない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律施行後５年を経過した場合、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

原子力発電に伴う使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分は、原子力政策を着実に進めていく上での最重要課題の一つであることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　特定放射性廃棄物の最終処分事業については、その重要性に鑑み、最終処分地が遅滞なく確実に選定されるよう、最終処分場の安全性や地域振興の効果などについて国民の十分な理解を得るため、国が主導的に取り組むこと。その際、国、原子力発電環境整備機構及び電気事業者等は、情報公開を徹底し透明性を確保すること。また、最終処分の責任を国が負うことを踏まえ、最終処分の具体的在り方について早急に検討すること。

二　特定放射性廃棄物の最終処分は極めて長期にわたる事業であるため、より安全な処分技術の確立に努めるとともに、安全規制について必要に応じて見直しを行うこと。また、諸外国と連携の下での処理・処分に関する技術開発等についても検討を行うこと。

三　原子力政策の遂行には安全の確保と国民の信頼が重要であるため、データ改ざんや隠ぺい等の不正行為が二度と起こることのないよう、より実効性の高い検査制度を構築するなど、原子力の安全対策に万全を期し、よって地元住民を始めとする国民の信頼回復に一層努めること。

右決議する。

弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（先議）

【要旨】

本法律案は、弁理士の資質の維持及び向上を図るとともに、その責任を明確化するため、弁理士の試験制度及び懲戒制度等の見直し並びに実務修習制度の導入等の措置を講ずるとともに、知的財産に関する多様な需要にその専門職として適確に対応するため、弁理士業務の範囲の拡大及び特許業務法人制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、弁理士試験制度の見直し

工業所有権に関する科目の単位を修得した大学院修了者及び短答式試験の既合格者について、短答式試験の一部を免除する。また、論文式試験の必須科目（工業所有権に関する法令）及び選択科目（技術又は法律に関する科目）の既合格者について、論文式試

験の一部を免除する。

二、実務修習制度等の導入

1　弁理士試験合格者等に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が実務修習を行う。なお、経済産業大臣は、その指定する者に実務修習を行わせることができる。

2　既登録弁理士は、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

三、懲戒制度の見直し

弁理士の懲戒事由として、「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を追加するとともに、懲戒の種類に2年以内の業務の一部停止を追加する。

四、弁理士業務の範囲の拡大

1　弁理士が扱うことのできる特定不正競争行為として、①原産地等誤認惹起行為（商標に関するものに限る。）、②競争者営業誹謗行為（特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実に関するものに限る。）、③代理人等商標無断使用行為を追加する。

2　水際での特許権等侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者の代理の業務を追加する。

3　外国出願に関する資料作成等を弁理士の業務として明確化する。

五、特許業務法人制度の見直し

特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度（指定社員制度）を特許業務法人制度に導入する。

六、弁理士情報の公表

経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要であるものについて公表する。また、弁理士は、当該選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成20年４月１日から施行する。

八、検討

政府は、本法律の施行後５年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

近年、産業の国際競争が激化し、知的財産の戦略的な創造・保護・活用の必要性が高まる中で、弁理士の果たす役割が一層重要になっていること及び弁理士に対する社会的信頼を更に高める必要があることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　登録前実務修習については、弁理士が知的財産専門職として業務を遂行し得るように

するため、その導入に当たっては、実務能力や倫理観という弁理士に必要な資質を十分担保できるよう、そのカリキュラム及び受講時間を決定するとともに、この実務修習の趣旨が弁理士制度に徹底するよう努めること。また、弁理士試験の一部免除により弁理士になる者の資質が低下しないよう十分配慮するとともに、その国際的資質を更に向上させるよう工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にする措置を検討すること。

二　弁理士の名義貸しの禁止については、かかる事態が生じないようにするため、補助員の業務に関するガイドラインを整備するなどして法の名義貸し禁止規定が適正に運用されるようにすること。

三　特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討すること。また、弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと。

四　大企業のみならず中小企業においても知的財産権の積極的な取得や活用を促進するため、大都市圏以外の地域においても弁理士の知的財産専門サービスを十分受けられるようにするため、日本弁理士会等と連携を図り、必要な措置を講ずること。

右決議する。

映画の盗撮の防止に関する法律案（衆第26号）

【要旨】

本法律案は、映画の盗撮により作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

映画の盗撮とは、映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画（無料試写会を含む。）の影像の録画又は音声の録音をすることをいう。

二、映画産業関係事業者による映画の盗撮の防止

興行主その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

三、著作権法の特例

1　映画の盗撮については、著作権法第30条第１項の私的使用のための複製を認める規定を適用しないこととする。

2　前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において有料上映が行われた日から起算して８月を経過した映画の盗撮については適用しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第３号）

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第１項の規定により、平成19年４月10日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成19年４月14日から平成19年10月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物に対して、経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮で第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）については、経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第10条第２項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	大江	康弘（民主）	小池	正勝（自民）	田名部	匡省（民主）
理　事	末松	信介（自民）	田村	公平（自民）	羽田	雄一郎（民主）
理　事	脇	雅史（自民）	中島	啓雄（自民）	前田	武志（民主）
理　事	藤本	祐司（民主）	藤野	公孝（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	山下	八洲夫（民主）	溝手	顕正（自民）	小林	美恵子（共産）
理　事	谷合	正明（公明）	吉田	博美（自民）	渕上	貞雄（社民）
	市川	一朗（自民）	加藤	敏幸（民主）	後藤	博子（国民）
	岩井	國臣（自民）	北澤	俊美（民主）		
	太田	豊秋（自民）	輿石	東（民主）		

（19.3.13 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案９件（うち本院先議２件）、衆議院提出法律案４件（国土交通委員長）及び承認案件１件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願９種類130件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

都市再生・地域活性化等　**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案**については、参考人から意見を聴取するとともに、都市再生関連施策の政策評価の必要性、地方活性化関連施策の拡充とその活用、密集市街地整備事業の推進方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案については、本法律案提出の背景と趣旨、地域活性化における観光事業等の役割、拠点施設整備事業に対する出資の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案については、北海道への委員派遣を行うとともに、地域公共交通の現状と本法律案の及ぼす効果、新たな財源の確保等による地域公共交通支援策の充実強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾・モーターボート・海洋・特定船舶　**港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案**については、海面処分への取組と循環型社会の形成、廃棄物埋立護岸等の安全性の確保、スーパー中枢港湾施策の現状と国際競争力の向上等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案については、施行者の収益悪化の要

因とその改善策、業務委託と施行者の事業責任の確保、場外発売場の設置に係る地元調整の徹底等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋基本法案は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするほか、基本計画の策定及び施策の基本事項について定めるとともに、内閣に、総合海洋政策本部を設置しようとするものである。また、**海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案**は、海洋構築物等の安全及びその周辺海域における船舶航行の安全を確保するため、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、両案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、法案提出の背景と総合的な海洋政策の必要性、海洋資源開発と海洋環境保全との調和、海上保安庁の組織体制の強化等について質疑が行われ、両案はいずれも多数をもって可決された。なお、海洋基本法案に対して附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件については、全会一致をもって承認された。

自動車検査・タクシー　**自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案**については、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴う検査体制の在り方、不正車検等の再発防止と罰則強化の必要性、基準適合性審査に係る検査手数料の改定の是非等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案については、タクシー事業の規制緩和の功罪と見直しの必要性、緊急調整措置の要件の見直しとその効果的な発動、今後の指定地域制度の運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住　宅　**特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案**については、参考人から意見を聴取するとともに、一連の耐震強度偽装対策立法の効果と本法律案の位置付け、供託・保険の制度化が中小事業者に及ぼす影響、事業者に故意・重過失がある場合の消費者保護の方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案については、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

その他　**測量法の一部を改正する法律案**については、測量成果のインターネット提供による便益と個人情報保護等への配慮、複製承認手続の適正化やワンストップサービスの円滑な運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法

律案については、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第165回国会閉会後の**平成19年１月22日～23日**、和歌山県及び大阪府における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

第166回国会開会後の**３月13日**、国土交通行政の基本施策について、冬柴国土交通大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月15日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、全日空ボンバルディア機高知空港胴体着陸事故、関西国際空港の国際競争力確保、日航・全日空の地方路線再編問題、北陸新幹線（金沢・長野間）の完成見通し、しなの鉄道等の新幹線並行在来線の支援措置の在り方、冬柴国交大臣の所信の「美しい国日本」と安倍総理の「美しい国日本」の違い、交通事故多発を踏まえた規制緩和施策の見直し・点検の必要性、道路特定財源を活用した高速道路料金引下げと連続立体交差事業全額公費負担の必要性、ツアーバス運行規制の強化、水門設備工事談合事件の早期徹底究明、利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の見直し状況、憲法第25条の趣旨を踏まえた公営住宅の入居基準や退去措置等の具体化の必要性、バス運転手の過労運転防止と１日の乗務時間規制の必要性などの諸問題が取り上げられた。

３月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度国土交通省予算等の審査を行い、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、特別重点調査の効果、被災者生活再建支援法の見直し、新神戸トンネルの料金引下げ、住宅耐震改修の進ちょく状況、国道169号線大崩落事故、維持・管理時代における社会資本の整備と活用、地方の下水道事業における財政負担と整備の在り方、海洋基本法制定に向けた認識と決意、談合は「割に合わない」との国土交通大臣発言内容の是非、道路特定財源の一般財源化、地方の道路整備の財源拡充私案、人口減少及び高齢化に対応したまちづくり・公共交通整備を進めている富山市に対する評価、海岸浸食の進行の原因分析と対応、多発する事業用バスの火災事故と３か月定期点検の短縮化の必要性、水門設備工事談合に係る改善措置要求に対する対応などの諸問題が取り上げられた。

４月17日、航空機の運航における安全確保について質疑を行い、全日空ボンバルディア機高知空港胴体着陸事故後の対応状況、確認整備士の配置状況と今後の見通し、安全確保に対する今後の航空行政の在り方、航空機材調達の基準、外注化・分社化が進められる中での安全訓練体制の在り方、地方空港における航空機事故に係る救急医療体制の在り方、航空・鉄道事故調査委員会の独立性確保の必要性、団塊世代退職に伴う運航・整備技術の伝承の在り方、定期航空協会における運航安全確保への取組状況、最近のヒューマンエラーの傾向とその原因分析、日本航空グループにおけるトラブル回避策の推進状況などの諸問題が取り上げられた。

５月14日～15日、本委員会に付託を予定される地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案の審査に資するため、北海道における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣を行った。

５月17日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

５月31日、質疑を行い、公共工事の予定価の設定根拠と上限拘束の妥当性、ミニボートピア設置許可における地元合意の必要性、財務省所管独立行政法人で落札率を非公表としている事例が多い理由、水資源機構で一般競争入札が少ない理由と関連企業等への支出・天下り状況、５月27日の全日空予約・発券システム障害の影響、地方空港路線廃止への対応、市街化区域の農地保全と生産緑地指定の面積要件緩和の必要性、踏切改良対策の進ちょく状況、飛行場業務運用指針改正に伴う地上事故の把握・分析・再発防止体制の充実強化、ジェットコースター等遊技施設を建築基準法の対象とした経緯と新規立法の考えの有無、長崎電気軌道路面電車連続脱線事故に関する航空・鉄道事故調査委員会の対応と事故原因などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成19年３月13日（火）（第１回）

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について冬柴国土交通大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年３月15日（木）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通行政の基本施策に関する件について冬柴国土交通大臣、望月国土交通副大臣、政府参考人及び参考人本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長堀切民喜君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、末松信介君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管）について冬柴国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、前田武志君（民主）、北澤俊美君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月22日（木）（第４回）

○**国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第８号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第８号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年３月27日（火）（第５回）

○**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について参考人東京大学先端科学技術研究センター教授大西隆君、川口市長岡村幸四郎君及び株式会社計画工房主宰村上美奈子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、加藤敏幸君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事松野仁君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕前田武志君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第16号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月28日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣、政府参考人及び参考人自動車検査独立行政法人理事長橋口寛信君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第17号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**モーターボート競走法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月29日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**モーターボート競走法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、藤本祐司君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第51号）賛成会派　自民、民主、公明、国民

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月10日（火）（第８回）

○**測量法の一部を改正する法律案（閣法第66号）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月12日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**測量法の一部を改正する法律案（閣法第66号）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、北澤俊美君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第66号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年４月17日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○航空機の運航における安全確保に関する件について冬柴国土交通大臣、政府参考人、

参考人定期航空協会会長山元峯生君及び定期航空協会理事西松遙君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、藤本祐司君（民主）、犬塚直史君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成19年４月19日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**海洋基本法案（衆第11号）（衆議院提出）**

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理石破茂君、同大口善徳君、同西村康稔君、同細野豪志君、衆議院国土交通委員長塩谷立君、冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（衆第11号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民
反対会派　社民

（衆第12号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民
反対会派　社民

なお、海洋基本法案（衆第11号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

○**特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年４月24日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長代行青木宏之君、弁護士犬塚浩君及び明海大学名誉教授松本光平君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、加藤敏幸君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○平成19年４月26日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）**について冬柴国

土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕田名部匡省君（民主）、山下八洲夫君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第67号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月８日（火）（第14回）

○**広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月10日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岩井國臣君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第42号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産、社民

欠席会派　国民

なお、附帯決議を行った。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成19年５月17日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、輿石東君（民主）、藤本祐司君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第41号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月24日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案**

（閣法第43号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第43号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、国民

反対会派　共産

○平成19年５月31日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第２号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派　なし

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公共工事の入札契約問題に関する件、独立行政法人水資源機構の入札契約形態に関する件、都市農地の保存・利用に関する件、遊戯施設の安全確保に関する件等について冬柴国土交通大臣、藤野国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君（自民）、藤本祐司君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

○**タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年６月７日（木）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）**について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、櫻井充君（民主）、藤本祐司君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第60号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

欠席会派　国民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年６月28日（木）（第20回）

○理事の補欠選任を行った。

○**住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（衆第46号）（衆議院提出）**について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第46号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし
欠席会派　国民

○平成19年７月５日（木）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第288号外129件を審査した。

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

1　市町村、当該市町村の長が指定した都市再生整備推進法人（以下「推進法人」という。）等並びにこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　市町村は、１の協議会が組織されている場合、都市再生整備計画の作成又は都道府県に対し都市再生整備計画記載事業の実施に伴う地域地区の都市計画決定若しくは変更の要請に当たり、あらかじめ、当該協議会の意見を聴かなければならない。

3　市町村長は、特定非営利活動法人又は民法第34条の法人であって、都市再生整備計画の区域内における都市再生基本方針に基づく都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対する助成その他の業務を行うことができると認められるものを、推進法人として指定することができる。

4　民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の承認を受けて、推進法人の行う業務に対し、助成その他の業務を行うことができる。

5　民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を平成24年３月31日と規定する。

二、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

1　建替計画の認定基準に、新築する建築物の敷地面積がそれぞれ国土交通省令で定める規模以上であること等を追加する。

2　独立行政法人都市再生機構は、地方公共団体からの要請に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行うことができる。

3　防災再開発促進地区の区域内の土地の区域で災害の発生のおそれが著しく又は環境が不良であること等により行われる第二種市街地再開発事業の面積が0.2ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のものについても、同事業の施行区域に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。

4　防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域において、特定防災機能の確保等を図るため特に必要と認められるときは、特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域内の用途地域において定められた総容積の範囲内で、当該特定建築物地区整備計画の区域内の容積率の最高限度については用途地域において定められた容積率の数値以上のものとして定め、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の容積率の最高限度については用途地域において定められた容積率の数値以下のものとして定める。

三、道路法の一部を次のように改正する。

指定市以外の市町村は、快適な生活環境の確保等を図るため、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道である歩道等の新設、改築、維持又は修繕を都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合においては、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や伝統的な文化の継承、景観の保全等にも十分配慮するとともに、都市再生本部の体制も含め、事業の効果や影響について、適宜その把握・検証に努め、必要に応じ適切な対策を講ずること。

二、現行制度の下では、都市再生が円滑に進ちょくしない地域があることから、関係省庁は緊密な連携により、地域が主体となって行う取組を積極的に支援し、その活力が発揮されるようにすること。

三、想定されている地震発生の危険性等を踏まえ、密集市街地の整備については、地権者住民等の意向を尊重しつつ、当該区域における最適な手法・施策を講じ、平成13年の都市再生本部決定により定められている「平成23年度までに重点密集市街地8,000ヘクタールにおける最低限の安全性の確保」が実現されるよう努めること。

四、密集市街地整備の一層の進展を図るため、市街地整備における様々なノウハウを有する独立行政法人都市再生機構は、密集市街地整備に必要な調整及び技術の提供の充実・強化に努めること。

右決議する。

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自動車検査独立行政法人法の一部を次のように改正する。

1　自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）の役職員の非公務員化を行うこととする。

2　検査法人の役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職を退いた後も同様とする。

3　検査法人の役職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4　役職員の秘密保持義務に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設ける。

二、道路運送車両法の一部を次のように改正する。

1　国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。）を円滑に処理することが困難となった場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自らも行うことができることとする。

2　検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を同法人に直接納付することとする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成19年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、自動車検査独立行政法人の非公務員化に当たっては、独立行政法人の見直しの趣旨を踏まえ、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。

二、自動車の基準適合性審査に係る手数料等の改定に当たっては、独立行政法人見直しによる業務の効率化の成果が反映されるよう努めること。

三、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴い、その長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。

四、指定工場の許可基準の規制緩和に当たっては、指定工場間の競争激化が自動車検査水準の質の低下等を招き、安全性が損なわれないよう、国は監督体制を充実すること。

五、不正車検の再発防止を図るため、国は民間車検場に対する監査体制を強化するとともに、その抑止策についても万全の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する「基本方針」を定めるものとする。

二　地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

1　市町村は、基本方針に基づき、地域の関係者による協議を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「地域公共交通総合連携計画」を作成することができるものとする。

2　地域公共交通総合連携計画に定められた特定事業（①軌道運送高度化事業、②道路運送高度化事業、③海上運送高度化事業、④乗継円滑化事業、⑤鉄道再生事業）の全部又は一部を実施しようとする者は、各事業の実施計画を作成し、国土交通大臣の認定等を受けることができるものとする。

3　認定等に係る事業に対して、関係事業法の特例措置等各種の支援措置を講ずるものとする。

三　新地域旅客運送事業の円滑化

1　新地域旅客運送事業（鉄道事業法又は軌道法、道路運送法及び海上運送法に規定する旅客運送事業のうち複数の事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業）を行おうとする者は、実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。

2　当該実施計画の認定をもって関係事業法の事業許可又は特許を受けたものとみなす等の措置を講ずるものとする。

四　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、公共交通が地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割が非常に大きいことにかんがみ、地方自治体の積極的な取組の支援にも資するよう、地方の鉄軌道及び路線バスを含めて地域公共交通の整備・維持・運営に必要かつ十分な財源を確保することなどにより、地域公共交通に対する財政支援制度の充実を図ること。

二、各地域において公共交通の活性化及び再生の在り方を検討するに当たっては、コンパクトシティの形成や観光地としての魅力の向上など、まちづくりと一体的に行われるよう、地方公共団体や交通事業者への支援に努めること。

三、地方の鉄軌道の活性化及び再生に当たっては、運行会社の経済的負担を軽減し、その路線の維持に資するため、いわゆる「上下分離制度」が一層活用されるよう、助言や指

導に努めること。

四、乗継円滑化の促進に資するため、公共交通施設・車両等におけるバリアフリー化の一層の拡充と質的向上を図るとともに乗換駅等の隣接化を推進することにより、利用者の移動負担の軽減を図るほか、最近におけるＩＴ技術の発達や交通系ＩＣカードの普及等を踏まえ、公共交通機関の合理的な運賃の形成に向けて助言や指導に努めること。

五、新地域旅客運送事業の円滑化を図るため車両又は船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用について行われる配慮が、車両又は船舶の運行の安全の確保に真に支障のないよう適切に措置すること。

右決議する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（広域的地域活性化）のための基盤整備を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本方針を定める。

二、都道府県は、基本方針に基づき、広域的な経済活動の拠点となる施設やこれと関連する基盤整備事業等について定める広域的地域活性化基盤整備計画を作成することができる。

三、広域的地域活性化基盤整備計画に記載された拠点施設の整備に関する事業を施行しようとする民間事業者は、民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣は、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

四、民間都市開発推進機構は、三、の認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用の一部について出資等の方法による支援の業務を行うことができる。

五、認定事業者は、都市計画決定権者に対し、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができる。

六、拠点施設関連基盤整備事業及びこれと一体となって地域活性化を推進するＮＰＯ、民間事業者等の活動等を促進するため、交付金制度を創設する。

七、この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、法施行後10年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国の地域活性化策は多くの府省に関連していることにかんがみ、地域において適切な組合せにより施策の相乗効果が発揮されるよう、地方公共団体に対する相談窓口の一本化を図るとともに、国の出先機関の機能も活用しつつ、地域活性化施策や取組事例等に

ついての有益な情報提供等を積極的に行うこと。

二、広域的地域活性化基盤整備計画の下で整備される社会基盤が次世代においても有効に活用されるストックとして機能するよう、広域地方計画を含む国土形成計画を始めとする諸計画との整合性が確保されるように努めること。また、社会基盤が広域的観点から整備されるよう、広域地方計画協議会において十分な議論が行われるようにすること。

三、地域自立・活性化交付金の採択に当たり、社会基盤整備による成果が広域にわたるような創意工夫がなされているかなどについても適切に評価し、交付金が広域的地域活性化に資するものとなるよう努めるとともに、計画期間終了後においても、事後評価及びその公表を行い、計画目標の達成状況や交付金の効果等について地域住民や国民に分かりやすい形で明らかにすること。

四、民間拠点施設整備事業計画の認定に当たっては、当該計画の内容及びその実効性等について厳正な審査を行うとともに、認定後においても当該民間事業者による事業の確実かつ効果的な遂行について実態把握に努め、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

五、地域自立・活性化交付金に基づく都道府県事業及びまちづくり交付金による市町村事業について、それらの事業効果が最大限に発揮されるように、都道府県及び市町村の連携による両事業の一体的推進が図られるよう、適切な支援を行うこと。

右決議する。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正

廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用について、港湾管理者施行の場合の国の補助率及び国土交通大臣施行の場合の国の負担率を、現行の10分の2.5以内から３分の１以内に引き上げる。

二、施行期日

この法律は、平成19年４月１日又は公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施及びその活性化を図るとともに、関係法人の組織及び業務の在り方の見直しを行うため、所要の措置を講じようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

一、競走の実施に関する規定の整備

1　施行者は、競走の実施に関する事務の一部を他の地方公共団体、私人等に委託することができることとする。

2　場外発売場を設置しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととし、その設置に係る許可要件等について所要の規定を設ける。

3　施行者の職員は、競走に関して、勝舟投票類似の行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通大臣の許可を受けて、同様の行為をすることができることとする。

4　勝舟投票の的中者に対する払戻金額を見直し、舟券の売上金額の100分の75以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する舟券に按分した金額とする。

5　勝舟投票法の種類に重勝式勝舟投票法を追加する。

二、交付金制度の見直し

1　施行者は、日本船舶振興会への交付金の交付を法定期間内に行うことが著しく困難なときは、交付金の交付の期限を延長することができるものとする。

2　施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金額を改めることとする。

三、関係法人の組織及び業務の見直し

1　国土交通大臣は、一般財団法人であって、船舶等振興業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、船舶等振興機関として指定することができることとする等所要の規定の整備を行う。

2　国土交通大臣は、モータボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、競走実施業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、競走実施機関として指定することができることとする等所要の規定を設ける。

四、罰則の強化等所要の規定の整備を行う。

五、この法律は、一部を除き、平成19年４月１日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、モーターボート競走事業の運営に当たり、適切な外部委託・機械化の推進等によりその効率化・コストの縮減等が促進され、収益改善が図られるよう、施行者への適切な指導に努めること。

二、場外発売場の許可に当たり、その設置を近隣市町村に通知し、重大な影響が生じることが予想されると近隣市町村が判断した場合には、当該近隣市町村を含む関係自治体の十分な理解の下で円滑に設置・運営されるよう指導すること。

三、船舶等振興機関の業務及びその補助業務について、行政改革の重要方針に基づき、適正かつ効率的に執行され、特に、補助業務については、その効果が明らかにされるよう

努めること。

右決議する。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、タクシー業務適正化特別措置法の対象となる指定地域について、現行の利用者の利便を確保する観点に加え、輸送の安全を確保する観点を追加し、その拡大を図るものとする。

二、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を特定指定地域とし、同地域においては、適正化事業実施機関が適正化業務を行うものとする。

三、指定地域におけるタクシー運転者の登録要件として輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習の修了を追加するものとするとともに、タクシー運転者の登録の取消要件として重大な事故を引き起こしたとき等を追加するものとする。

四、国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、特に業務の取扱いの改善の必要があると認められる運転者に、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習を受けさせるよう命ずることができるものとする。

五、国土交通大臣は、タクシー運転者の登録を受けている者（以下、「登録運転者」という。）の申請に基づき、重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る事項を記載した登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。

六、タクシー運転者の登録等に関する事務について、国土交通大臣が指定した者に行わせる制度を国土交通大臣の登録を受けた者に行わせる制度に改めるとともに、当該登録の申請手続を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

七、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日等から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、近年におけるタクシーの事業者数や車両台数の増加に伴う競争の激化により、運転者の労働条件や事業者の経営状況が悪化している状況を踏まえ、事業をめぐる需給状況を勘案した上で、タクシー業務の適正化に向けて、現行法上の緊急調整地域制度を活用しつつ、必要に応じ総量規制についても検討すること。

二、指定地域の要件については利用者及び事業者に分かりやすい基準を設定するとともに、重要な指標となる流し比率等に関して定期調査を実施し、その結果等を踏まえて適時指定地域の見直しを行うこと。

また、指定地域において登録を拒否され又は取り消されるなどした運転者による指定地域外での不適切な業務が横行するような場合には、是正措置について検討すること。

三、指定地域における登録要件である講習について、その実効性を確保するため、適正な実施と厳正な効果測定が行われるようにすること。また、登録後についても、タクシー事業を取り巻く状況の変化に応じて、適時適切な講習が行われるようにすること。

四、タクシー事故や利用者からの苦情等が多発している状況を改善し、タクシー事業が安全・安心な輸送サービス機関として利用者の信頼を得られるよう、自動車運送事業に対する指導・監督の強化に必要な自動車運送事業監査担当要員の員数を確保すること。

五、タクシー運賃については、事業の健全な経営及び運転者の待遇改善が輸送の安全と利用者利便の向上に資することから、社会経済情勢を反映した適正な人件費、実態価格に基づく燃料油脂費、車歴に応じた車両修繕費等を踏まえた査定を行うとともに、申請に対して適時適切に改定が行われるようにすること。

六、少子高齢社会の進展に向けて、タクシー事業が「総合生活移動産業」に移行するために必要な環境整備について、具体的内容、実施時期等を早期に明らかにすること。

また、今後、需要が増大すると見込まれる福祉輸送サービス及び乗合タクシー等について、高齢者、障害者等の移動制約者が利用しやすいものとなるよう、財政面も含め必要な支援を行うこと。

七、近年における地方分権の推進、都市間格差の拡大にかんがみ、タクシー事業についても地域の実情に応じた対応ができるような制度の在り方について検討を進めること。

右決議する。

測量法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）

【要旨】

本法律案は、測量によって得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製・使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本測量を行う国土地理院が作成した地図等を、その刊行に加え、インターネットによっても広く国民に提供することとする措置を講ずるものとする。

二、地図等の複製について、これまで禁じていた営利目的の複製も承認できるようにするとともに、手続の簡素化を図るため、測量目的などの場合のみ国土地理院や地方公共団体等の承認を要することとする規制の合理化を行うものとする。

三、国土地理院において、地方公共団体等が有する地図等の複製・使用承認手続の申請受理を行うことにより、インターネット上で地図等のワンストップサービスを行うための措置を講ずるものとする。

四、測量において標識の設置、移転等をしたときは、国土地理院の長や地方公共団体等がインターネット等により公表しなければならないものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（国土交通）

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）

（先議）

【要旨】

本法律案は、新築住宅に関し、建設業者及び宅地建物取引業者（以下「建設業者等」という。）に対して、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）の規定による瑕疵担保責任を履行するための資力の確保を義務付け、発注者及び購入者（以下「発注者等」という。）の利益の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一　住宅瑕疵担保保証金の供託等

1　建設業者等は、各基準日（毎年３月31日及び９月30日をいう。）において、当該基準日前10年間に発注者等に引き渡した新築住宅について、住宅瑕疵担保保証金の供託をしていなければならないものとする。

2　住宅瑕疵担保保証金の額は、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅を除いて、合計戸数の一定の区分に応じ、それぞれ一定の金額の範囲内で、政令で定めるところにより算定する額以上の額とするものとする。

3　建設業者等は、基準日に所要の保証金の供託をしていなければ、新築住宅の請負契約又は売買契約を締結してはならないものとする。

4　新築住宅の発注者等は、その損害賠償請求権に関し、保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

二　住宅瑕疵担保責任保険法人

1　国土交通大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人を、その申請に基づき、住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）として指定することができるものとする。

2　保険法人は、住宅瑕疵担保責任保険契約の引受け等を行うこと、及び住宅瑕疵担保責任保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと等の業務を行うものとする。

3　保険法人の指定の公示、業務規程、監督命令、指定の取消し等に関し所要の規定を設けるものとする。

三　住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理

1　住宅品質確保法に規定する指定住宅紛争処理機関は、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅の請負契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うことができるものとする。

2　住宅品質確保法に規定する住宅紛争処理支援センターは、指定住宅紛争処理機関に対して１の業務の実施に要する費用を助成すること等の業務を行うことができるものとする。

四　経過措置等について所要の規定を設けるものとする。

五　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、一は、公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、先に成立した建築基準法等改正法及び建築士法等改正法と相まって、安全で安心できる住宅が消費者に供給されるよう、欠陥住宅や不良業者の排除の徹底を図ること。

二、住宅瑕疵担保保証金の供託の基準額の算定・設定において、新築住宅の合計戸数に応じた瑕疵に基づく損害の状況を適正かつ適切に勘案すること。また、住宅瑕疵担保責任の履行の確保に不足を来すことのないよう、適宜基準額の見直しを行うこと。

三、住宅瑕疵担保責任保険の内容の基準が住宅購入者等の保護のため十分なものとなるよう定めるとともに、住宅瑕疵担保責任保険法人制度創設の趣旨を踏まえ、保険対象住宅の検査の徹底を期すること等により、被保険住宅及び被保険業者に対する信頼と高い評価が確保されるよう努めること。

また、被保険業者に故意・重過失がある場合においても、住宅購入者等の保護・救済に欠けることがないよう十全の対応を図ること。

四、住宅瑕疵担保責任の迅速かつ適切な履行が確保されるよう、住宅の瑕疵の有無について技術的に適正な判断・助言ができる第三者機関の設置について検討するなど、指定住宅紛争処理機関における紛争処理に対する技術的支援体制の充実強化を図ること。

また、指定住宅紛争処理機関に対するあっせん及び調停の申請に時効中断効を付与することについて、速やかに検討の上、必要な措置を講ずること。

右決議する。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第８号）

【要旨】

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成29年３月31日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国際観光の振興を基本的施策の一つとしている観光立国推進基本法の下、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現が促進されるよう、法制度も含め、観光関係施策の一層の充実に向けた検討を進めること。

二、国際観光文化都市を目指す地方公共団体のまちづくりを効果的に支援すべく、本法における国際観光文化都市の指定基準及び国際観光文化都市の整備に関する事業計画に係る施設の範囲について、再検討すること。

右決議する。

海洋基本法案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、海洋に関する科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理並びに海洋に関する国際的協調を内容とする基本理念を定める。

二、国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、それぞれの適切な役割分担を踏まえて、海洋に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、海洋産業の事業者及び国民は、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。

三、政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならないこととする。

四、海洋に関する基本的施策として、国は、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進、海洋産業の振興及び国際競争力の強化、沿岸域の総合的管理、離島の保全、国際的な連携の確保及び国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進等のために必要な措置を講ずることとする。

五、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置くとともに、本部の長に内閣総理大臣を、副本部長に内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充て、本部は、海洋基本計画の案の作成及び実施の推進等の事務をつかさどることとする。

六、この法律は、公布の日から３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法に規定する海洋基本計画の策定及びこれに基づく諸施策の推進に当たっては、総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること。

二、海洋法に関する国際連合条約等の規定に基づく国内法の整備がいまだ十分でないことにかんがみ、海洋に関する我が国の利益を確保し、及び海洋に関する国際的な義務を履行するため、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に規定する諸制度に関する

我が国の国内法制を早急に整備すること。

また、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、移動性動物の移動ルートを考慮した海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な措置について検討すること。

三、海上の安全及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であることにかんがみ、海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討・充実を図ること。

四、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の新たな秩序を構築することが海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ外交的施策を始めとする各般の施策をより一層強力に推進すること。

右決議する。

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（衆第12号）

【要旨】

本法律案は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、国連海洋法条約に定めるところにより、安全水域を設定することができることとし、その設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うこととする。

二、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならないこととする。

三、この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならないこととする。

四、この法律は、公布の日から３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案（衆第46号）

【要旨】

本法律案は、住生活基本法の基本理念を踏まえ、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭など住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならない。

二、国及び地方公共団体は、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。また、公的賃貸住宅の管理者は、入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

三、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。また、民間賃貸住宅を賃貸する事業者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。

四、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の生活の安定・向上に関する施策及び良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

五、地方公共団体は、基本方針に即して、地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載するよう努めなければならない。

六、地方公共団体、宅地建物取引業者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、居住支援協議会を組織することができる。

七、この法律は、公布の日から施行する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第２号）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第３条第３項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第５条第１項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一、北朝鮮が平成18年７月５日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月９日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壌宣言、国連安保理決議等にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成19年10月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成19年10月13日までの間。

三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	大石	正光（民主）		真鍋	賢二（自民）		荒木	清寛（公明）
理　事	大野	つや子（自民）		矢野	哲朗（自民）		草川	昭三（公明）
理　事	橋本	聖子（自民）		山崎	正昭（自民）		市田	忠義（共産）
理　事	福山	哲郎（民主）		岡崎	トミ子（民主）		田村	秀昭（国民）
理　事	加藤	修一（公明）		小林	元（民主）		荒井	広幸（無）
	愛知	治郎（自民）		平田	健二（民主）		― 欠員１名 ―	
	西田	吉宏（自民）		山根	隆治（民主）		（19.3.13 現在）	

（１）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件、本院議員提出１件及び衆議院提出１件（環境委員長）の合計６件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願５種類60件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷を少なく持続的発展の可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な措置を講じようとするものであり、本院議員提出に係る法律案である。委員会においては、発議者からの趣旨説明聴取、討論の後、多数をもって可決された。

温泉法の一部を改正する法律案は、入浴者に対する温泉の成分等についての情報提供の充実が求められていること、温泉資源には限りがあるため持続可能な利用を進める必要があることから、温泉の保護及び利用の適正化を図るため、定期的な温泉の成分分析とその結果の掲示、温泉の掘削等の許可への条件の付与等の措置を講じようとするものである。委員会においては、10年毎の温泉成分分析を義務化する理由とこれにより期待される効果、温泉成分分析場所の見直しなど温泉に関する情報提供の充実強化、魅力ある温泉地づくりへの支援策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市における自動車交通量の多い道路が交差している地区など、窒素酸化物等による大気汚染が特に著しい地区に関して、都道府県知事による窒素酸化物重点対策計画等の策定、事業者による自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための措置の充実等を講じようとするものである。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、自動車排出ガス対策の現状と法

改正の必要性、対策地域内での走行規制実施の必要性、微小粒子状物質ＰM2.5の環境基準の早期設定、東京大気汚染公害訴訟の和解に向けた環境大臣の決意等について質疑が行われた。本法律案に対し、日本共産党より、特定事業所に係る総量規制制度の創設等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」の実施等に伴い、海洋環境の保全を図るため、廃棄物等を海底の下に廃棄することを禁止するとともに、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設する等の措置を講じるものである。委員会においては、海底下廃棄の許可の審査基準、貯留地点からの二酸化炭素の漏洩の可能性と海洋環境への影響、二酸化炭素排出削減策の重要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品廃棄物等の発生量等に関し定期の報告を義務付けるとともに、再生利用事業計画に位置付けられた食品循環資源の収集又は運搬を行う者について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、新たな再生利用等実施率目標の在り方、熱回収を再生利用等の手法とすることへの懸念、家庭からの生ゴミ対策の在り方、再生利用事業計画認定制度普及のための方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

エコツーリズム推進法案は、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定めるほか、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護・育成のために必要な措置等を講じるとともに、特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入の制限をすることができるなどの措置を講じようとするものである。委員会においては、衆議院環境委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月13日、環境行政の基本施策について若林環境大臣から所信を聴取するとともに、平成19年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について土屋環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

３月20日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等に対し質疑を行った。主な質疑は、生物多様性国家戦略の見直し、ＩＰＣＣ第４次評価報告書に対する評価、

環境立国宣言の位置付け、石綿新法の施行状況、石綿肺を新法の対象とすること、温泉旅館業に係る暫定排出基準の再々延長の見通し、環境分野における我が国の国際的リーダーシップ発揮の必要性等である。

また、同日、予算委員会から委嘱された平成19年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、排出量取引制度の有効性、築地市場移転先の土壌汚染問題、北陸電力志賀原子力発電所臨界事故隠しに対する国の対応、東京大気汚染訴訟の和解協議、地球温暖化対策における政府開発援助の在り方等について質疑を行った。

6月19日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、G8ハイリゲンダム・サミットにおける気候変動に関する結果について若林環境大臣から報告を聴取した後、同サミットにおける気候変動の議論、森林地域におけるエコツーリズムの推進、アスベストに係る健康被害対策、蜂群崩壊症候群の国内対策、鳩間島及び波照間島の西表国立公園への編入等についての質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成19年3月13日（火）（第1回）

- ○環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- ○環境行政の基本施策に関する件について若林環境大臣から所信を聴いた。
- ○平成19年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について土屋環境副大臣から説明を聴いた。
- ○公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成19年3月20日（火）（第2回）

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について若林環境大臣、土屋環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

  〔質疑者〕大野つや子君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）
- ○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
  平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
  平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
  （総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について若林環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

  〔質疑者〕福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年４月12日（木）（第３回）

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参第１号）について発議者参議院議員愛知治郎君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（参第１号）賛成会派　自民、民主、公明、無
反対会派　共産
欠席会派　国民

○温泉法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年４月17日（火）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○温泉法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、山根隆治君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）

（閣法第56号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年４月26日（木）（第５回）

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年５月８日（火）（第６回）

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について参考人神奈川大学名誉教授猿田勝美君、東京経済大学経済学部准教授除本理史君、早稲田大学創造理工学部教授大聖泰弘君及び弁護士・全国公害弁護団連絡会議事務局次長大江京子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行っ

た。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、加藤修一君（公明）

○平成19年５月10日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）**について若林環境大臣、土屋環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林元君（民主）、福山哲郎君（民主）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）

（閣法第74号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月15日（火）（第８回）

○**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）**について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年５月22日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）**について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）、島尻安伊子君（無）

（閣法第73号）賛成会派　自民、民主、公明、国民、無

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成19年５月29日（火）（第10回）

○**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について若林環境大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年５月31日（木）（第11回）

○**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について参考人京都大学環境保全センター教授酒井伸一君、ユニー株式会社環境部長百瀬則子君、株式会社市川環境エンジニアリング代表取締役石井邦夫君及び日本自治体労働組合総連合現業評議会清掃委員会委員長鈴木満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕福山哲郎君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）、島尻安伊子君（無）

○平成19年６月５日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）**について若林環境大臣、土屋環境副大臣、北川環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、福山哲郎君（民主）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（無）、荒木清寛君（公明）

（閣法第55号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民、無

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成19年６月19日（火）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○Ｇ８ハイリゲンダム・サミットにおける気候変動に関する結果に関する件について若林環境大臣から報告を聴いた後、同件、森林地域におけるエコツーリズム推進に関する件、アスベストに係る健康被害対策に関する件、蜂群崩壊症候群の国内対策に関する件、環境省広報活動の政治的中立性の疑念に関する件、地球温暖化対策に重点を置いた途上国援助に関する件、鳩間島及び波照間島の西表国立公園への編入に関する件等について若林環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、山根隆治君（民主）、福山哲郎君（民主）、荒井広幸君（無）、島尻安伊子君（無）

○**エコツーリズム推進法案（衆第36号）（衆議院提出）**について提出者衆議院環境委員長西野あきら君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第36号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、国民、無

反対会派　なし

○平成19年７月５日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第297号外59件を審査した。

○環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
（閣法第55号）

【要旨】

現行法が施行されてから５年が経過し、食品関連事業者全体の食品循環資源の再生利用等の実施率は着実に向上しているが、食品流通の「川下」に位置する食品小売業及び外食産業においては、食品廃棄物等が少量かつ分散して発生することなどにより取組が遅れている。本法律案は、このような状況を踏まえ、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、食品関連事業者、特に食品流通の「川下」に位置する事業者に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、食品関連事業者に対する指導監督の強化

食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に食品循環資源の再生利用等の状況等に関し定期の報告を義務付けることとする。また、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、一定の要件を満たすものについては、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて定期の報告を求め、一体として勧告等の対象とすることとする。

二、食品関連事業者の取組の円滑化

食品循環資源を原材料とする肥飼料を利用して生産される農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて、食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、食品循環資源の収集又は運搬について一般廃棄物に係る廃棄物処理法の許可を不要とすることとする。

三、その他

食品循環資源の有効な利用の確保に資する行為として再生利用が困難な場合に「熱回収」を位置付けるほか、基本方針の策定等に際して意見を聴く審議会に中央環境審議会を加える等の措置を講ずることとする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、循環型社会構築の観点から、食品廃棄物等の発生抑制により環境への負荷を低減することが極めて重要であることにかんがみ、発生抑制の必要性を食品関連事業者に広く周知するとともに、発生抑制のみで達成すべき目標の設定など必要な措置を講ずること。

二、新たに再生利用等の手法として認められる熱回収については、これが安易に行われることにより熱回収より上位の取組である再生利用の取組が抑制されないよう、再生利用等についての優先順位の下、その要件を厳格にすること。

三、食品循環資源の再生利用等実施率目標の達成が図られるよう、食品関連事業者に対す

る指導・助言、食品廃棄物等多量発生事業者に対する勧告・公表等を適切に行うこと。なお、フランチャイズチェーン事業者も含め、食品廃棄物等多量発生事業者に該当する食品関連事業者の適切な把握に努めること。

四、食品関連事業者ごとの取組の格差が見られることから、食品関連事業者の優良な取組を評価し、国民や食品関連事業者に情報提供する制度を設けるなど、食品関連事業者の自主的取組を促す施策を積極的に講ずること。

五、再生利用事業計画の認定制度普及のため、再生利用に関する技術開発状況、取組事例など、各主体を結びつけるために必要な情報の提供等に努めること。また、食品廃棄物等の不適正処理の防止を図るとともに、特定肥飼料等及び特定農畜水産物等の利用を促進するため、安全性を含む品質の確保・向上などに万全の対策を講ずること。

六、中小・零細規模の食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するためには、食品関連事業者が共同して再生利用等を行うことが効率的であることから、こうした取組の促進に向けて、必要な支援策を積極的に講ずること。

七、現行制度で認められている再生利用手法のみでは、再生利用率の向上には限界があるため、再生利用手法等の調査・研究・開発を積極的に推進し、食品関連事業者の負担のより少ない手法を導入することにより再生利用率の向上を図ること。また、地球温暖化対策の観点からもバイオエタノールの利活用など、再生利用手法の多様化を積極的に推進すること。

八、一般家庭からは、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等とほぼ同量の生ごみが発生していることから、食べ残しの削減など、発生抑制の必要性について学校教育を含め普及啓発を行うとともに、地方公共団体と連携して、分別の徹底や再生利用の促進が行われるよう必要な措置を積極的に講ずること。

右決議する。

温泉法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

【要旨】

温泉は、年間延べ１億人以上が利用し、国民の高い関心を集めていることから、入浴者に対する温泉の成分等についての情報提供の充実が求められている。また、我が国は豊富な温泉資源に恵まれているが、その資源には限りがあるため、持続可能な利用を進める必要がある。本法律案は、このような状況を踏まえ、温泉の保護及び利用の適正化を図るため、定期的な温泉の成分分析とその結果の掲示、温泉の掘削等の許可への条件の付与等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、温泉利用事業者に対する定期的な温泉成分分析等の義務付け

温泉は成分や温度が年月の経過により徐々に変化することから、入浴者に温泉の成分等に関してより正確な情報を提供するため、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、定期的に温泉の成分分析を受け、その結果を掲示することを義務付けることとする。

二、温泉の掘削、利用等の許可の際の条件の付与

温泉の掘削、公共の浴用への提供等には都道府県知事の許可が必要であるが、許可後の状況の変化により温泉資源の保護、公衆衛生等の観点からの問題が発生する場合があることから、許可に条件を付し、条件に違反した者に対しては許可の取消し等を行うことができることとする。

三、掘削、利用等の許可の承継

温泉法に基づく許可の手続の簡素化を図るため、許可を受けた者の合併、分割又は相続に際しては、改めて許可を受けることを不要とし、より簡略な承認の手続により地位の承継をできることとする。

四、温泉利用施設における掲示項目の追加

温泉利用施設内に掲示する事項として、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるものを追加することとする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、大深度掘削泉等新たな形態の温泉が近年広がりつつあるが、一般に国民に浸透している温泉概念とは異なっていることにかんがみ、諸外国の例も参考としつつ、温泉の定義の在り方について検討を行うこと。

二、温泉の成分・ゆう出量が短期間で急激に変化した例等が見られることにかんがみ、急激に変化したことが明らかな温泉に対しては、10年の期間内であっても温泉成分分析を行うことが望ましい旨を周知しその実施を指導すること。また、温泉成分分析を行う登録分析機関の分析能力の確保に努めること。

三、温泉に対する国民の信頼を確保するため、温泉成分等の情報提供に当たっては、効能等に関する掲示内容や掲示方法等について必要な見直しを行うこと。また、利用者の健康保護の観点から、温泉分析に当たっては、温泉のゆう出場所ではなく、利用者が実際に温泉を利用する場所での分析を検討すること。

四、近年、大深度掘削泉開発が多く行われていることにかんがみ、大深度掘削による温泉資源、地下水、周辺地盤等への影響について調査・研究を行うこと。また、未利用源泉についても、その実態の把握に努めるとともに、温泉資源への影響の程度等に関する調査を行うこと。

五、温泉利用施設からのほう素、ふっ素に係る排水規制については、暫定排水基準を再延長することとしているが、対象となる温泉利用事業者に零細事業者が多いことにかんがみ、低廉な除去技術の実用化に向けた取組を加速化させること。

六、温泉の掘削等の許可に関するガイドラインを作成するに当たっては、都道府県が地域特性をいかした対策を十分に行えるよう配慮するとともに、温泉が国民共有の資源であることにかんがみ、利用者、ＮＰＯ等の意見についても十分に留意すること。

七、利用者にとって魅力ある温泉地をつくり、はぐくむため、我が国を特徴づける文化資

源である歴史的な温泉地については、地方自治体と協力して必要な振興策を講ずること。

右決議する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第73号）

【要旨】

本法律案は、「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」の実施等に伴い、海洋環境の保全を図るため、廃棄物等を海底の下に廃棄することを原則として禁止するとともに、有効な地球温暖化対策の一つとなり得る技術である特定二酸化炭素ガス（二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの）の海底下廃棄に係る許可制度を創設する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

一、廃棄物等の海底下廃棄の禁止

環境大臣の許可を受けて行う特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等を除き、廃棄物等の海底下廃棄をしてはならないこととする。

二、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、環境大臣は当該海底下廃棄が海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること等の条件に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないこととする。

三、海底及びその下の形質の変更の届出

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域において海底及びその下の形質の変更を行おうする者は、原則として、その施行方法等を環境大臣に届け出なければならないこととする。

四、その他

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可を受けた者に対する改善命令等所要の規定を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、二酸化炭素の回収・貯留技術の活用による貯留量を排出削減量に算入する場合は、それを踏まえた適切な削減目標を設定するよう努力すること。その際、気候変動枠組条約の究極目的の実現に向けて、中長期的には世界全体の温室効果ガス排出量を半減する必要があることを踏まえて適切に設定するよう努めること。

二、二酸化炭素の回収・貯留技術は中長期的な地球温暖化対策と位置付けられることから、

2008年から約束期間が始まる京都議定書の目標を確実に達成するためにも、省エネルギーの一層の推進、再生可能エネルギーの加速度的な導入、その他都市構造の見直し等による社会経済構造の変革を強力に推進すること。また、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた環境税及び国内排出量取引制度については、関係府省の参加の下、そのあるべき姿についての総合的な検討を行い、必要な場合は、措置を講ずること。

三、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に当たっては、二酸化炭素の回収・貯留技術に関する最新の科学的知見を踏まえつつ、藻場、干潟、サンゴ群落等の海洋環境や海洋生物への影響等を個別的かつ慎重に検討した上で行うこと。なお、許可の審査に際しては、透明性の確保を図ること。

四、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をした海域の状況の監視については、長期間にわたることが想定されることから、当該許可を受けた者から詳細かつ的確に報告を受けるとともに、政府自らも当該海域の状況を把握し、これらを適切に公表すること。なお、貯留地点からの二酸化炭素の漏洩により海洋環境への影響のおそれが生じた場合にも、速やかに公表すること。

五、二酸化炭素の回収・貯留技術に関する国際的な議論の場に積極的に参加すること等により、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る監視及び生態影響評価に関する知見を精力的に収集・分析すること。

六、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の適切な方法による実施を確保するため、予算措置を含む適切な措置を講ずることにより、モニタリングや海洋環境影響評価を含め、二酸化炭素の回収・貯留及びその安全性確保についての技術開発及び調査研究を推進すること。

七、二酸化炭素の回収・貯留は新しい地球温暖化対策の技術であることから、本技術についての国民の理解の促進を図ること。また、本技術に関する国際的な動向を十分に注視し、本法の施行後五年を待つことなく、必要に応じて制度の評価、見直しを行うこと。

八、海洋環境保全の重要性にかんがみ、二酸化炭素以外の廃棄物の海洋投入処分については、可能な限りその量を削減し、陸上処分への移行を進めること。また、廃棄物の海洋への不法投棄対策、漂流・漂着ゴミ対策等、海洋環境の保全のための取組について、関係省庁が密接に連携し一丸となって推進すること。

右決議する。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要旨】

本法律案は、大都市地域における自動車交通量の多い道路が交差している地区などにおいては、大型車両の混入率が高いことや道路の構造上の問題に加えて、対策地域外からの排出基準を満たしていない自動車の流入などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染の改善が妨げられている状況にあることから、こうした大気汚染が特に著しい

地区に関して重点的な対策を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気汚染が特に著しい特定の地区に関する計画策定等

都道府県知事は、現行の窒素酸化物対策地域内において大気汚染が特に著しい地区を新たに窒素酸化物重点対策地区として指定することができることとし、指定された地区について窒素酸化物重点対策計画を定めなければならないこととする。

また、窒素酸化物重点対策地区内において特定の用途に供される建物を新設する者に対して、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物の排出の抑制のための配慮事項等に関する届出を義務付け、当該届出に係る勧告等の制度を設けることとする。

なお、粒子状物質についても同様の制度を設けることとする。

二、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出抑制のための措置

窒素酸化物重点対策地区等のうち指定された地区において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する一定の事業者に対して、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の作成等を義務付けることとする。

また、窒素酸化物対策地域等において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する事業者等について、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制等に努めることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、法律の基本方針の目標である平成22年度までに対策地域内の環境基準を達成するよう最善を尽くすこと。また、局地的大気汚染の状況にもかんがみ、必要に応じて本法に基づく対策の見直しを行うとともに、平成22年度以降も引き続き自動車排出ガス対策を着実に実施していくこと。

二、大都市地域における局地的な大気汚染については、本法に基づく対策に加えて、自動車交通量そのものを抑制する施策が重要であることから、そのための有効な施策の早期導入を検討すること。

三、重点対策地区の指定に当たっては、社会・経済情勢の変化等により環境基準の達成が危ぶまれる地域を幅広く積極的に指定していくよう都道府県知事に対し適切に助言を行うこと。また、重点対策計画の策定・実施に当たっては、都道府県知事により地域の実情に応じて総合的かつ主体的に行われるよう、関係行政機関等との連携を十分図るよう、都道府県知事に対し適切に助言すること。

四、特定建物の新設に係る届出については、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための意見等が確実に行われるよう、都道府県知事に対し適切に助言を行うこと。

五、流入車対策については、排出基準適合車を識別可能なステッカー制度等の早期導入を

検討するとともに、その導入に当たっては、都道府県との連携の下、制度の効果が十分いかされるよう事業者や荷主、国民等へ周知を徹底すること。また、いわゆる車庫飛ばしの問題は非適合車の流入につながることから、関係各省の連携の下で取締りをより一層強化するとともに、地方公共団体が独自に実施している排出基準非適合車の流入規制等の取組については十分尊重すること。

六、浮遊粒子状物質の中でも特に健康影響が懸念されているＰM2.5については、既に諸外国において環境基準が設定されていること等の状況を踏まえ、国内の健康影響に関する知見を早期に取りまとめ、環境基準の設定を行うとともに、その対策の在り方についても検討を行うこと。

七、局地的な大気汚染による健康影響に関する疫学調査については、本委員会の附帯決議などを受けて平成17年度より実施しているが、調査結果の速やかな評価・解明を図ること。

八、東京大気汚染公害訴訟の早期和解に向けて、健康被害対策等の措置を早急に検討する等誠意をもって対応すること。

九、自動車排出ガスの問題については、大気汚染に加えて、地球温暖化やエネルギーの問題等にも関わることから、道路、鉄道等を一体に考えた総合交通体系の構築に向けて、関係各省の連携を強化し、総合的かつ抜本的な対策の実施に努めること。

右決議する。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案（参第１号）

【要旨】

本法律案は、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資するため、国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境配慮契約の推進に当たっての責務

国等の責務として、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める。

二、環境配慮契約の推進に関する基本方針の策定

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を策定しなければならない。基本方針の策定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する政府実行計画の実施の効果的な推進に資するとともに、エネルギーの安定的な供給に配慮する。基本方針は閣議決定し、公表する。

三、省エネルギー改修（ＥＳＣＯ）事業に係る国庫債務負担行為

省エネルギー改修（ＥＳＣＯ）事業に係る国庫債務負担行為による支出年限について

は、財政法の規定によらず、当該会計年度以降10箇年度以内とする。

四、地方公共団体及び地方独立行政法人における環境配慮契約の推進

地方公共団体等は、地域の自然的社会的条件に応じて、当該地方公共団体等における環境配慮契約の推進に関する方針を作成し、必要な措置を講ずるよう努める。

五、公正な競争の確保等

環境配慮契約の推進に当たっては、国等は、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、エネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保する。

六、総合評価落札方式の検討等

国及び独立行政法人等が締結する電気供給契約について、電気事業者の価格と温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（排出係数）を総合評価して落札者を決定する方式（総合評価落札方式）等に関する検討等を行うとともに、当分の間、入札に必要な資格として排出係数等を定めた上で、価格に基づき落札者を決定する方式（裾切り方式）によるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

エコツーリズム推進法案（衆第36号）

【要旨】

本法律案は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念及び基本方針

エコツーリズムは、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されなければならない等の基本理念にのっとり、政府は、エコツーリズムの推進に関する基本方針を定めなければならないものとする。

二、エコツーリズム推進協議会及び全体構想

市町村は、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、当該市町村のほか、事業者、ＮＰＯ等、専門家、土地所有者、関係行政機関等からなるエコツーリズム推進協議会を組織することができるものとし、同協議会は、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置等を内容とするエコツーリズム推進全体構想を作成するものとする。

また、市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができるものとする。

三、認定全体構想についての周知等

主務大臣は、インターネット等の方法により、認定した全体構想の内容について周知するとともに、国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、許可等の際に適切な配慮をするものとする。

四、特定自然観光資源の指定及び規制

当該市町村の長は、認定全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定することができるものとし、その指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りの制限をすることができるものとする。

また、特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、その汚損、損傷、除去及びごみの廃棄等をしてはならないものとする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成20年４月１日から施行する。

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	前田	武志（民主）	椎名	一保（自民）	輿石	東（民主）
理　事	木村	仁（自民）	世耕	弘成（自民）	西岡	武夫（民主）
理　事	小泉	顕雄（自民）	関口	昌一（自民）	荒木	清寛（公明）
理　事	北澤	俊美（民主）	藤野	公孝（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	円	より子（民主）	松山	政司（自民）	井上	哲士（共産）
	河合	常則（自民）	小川	敏夫（民主）	田村	秀昭（国民）
	北川	イッセイ（自民）	郡司	彰（民主）		（19.1.30 現在）

（1）審議概観

第166回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を２回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、２回開かれ、小沢一郎君が発言者となって、安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

５月16日の合同審査会（第１回）では、衛藤征士郎衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、総理の防衛大学校卒業式における訓示の真意、教育関連３法改正による教育委員会制度の位置付け、薬害肝炎訴訟判決とその対応策等について討議が行われた。

５月30日の合同審査会（第２回）では、前田武志参議院国家基本政策委員長が会長を務め、社会保険庁改革法案の審議、納付者不明の年金記録に係る責任の所在と対応策、年金給付時効特例法案の是非等について討議が行われた。

（2）委員会経過

○平成19年１月30日（火）（第１回）

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成19年５月16日（水）（合同審査会第１回）

○国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

○平成19年５月30日（水）（合同審査会第２回）

○国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が安倍内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	尾辻　秀久	（自民）	佐藤　昭郎	（自民）	下田　敦子	（民主）
理　事	愛知　治郎	（自民）	中川　雅治	（自民）	主濱　了	（民主）
理　事	金田　勝年	（自民）	中川　義雄	（自民）	白　眞勲	（民主）
理　事	坂本　由紀子	（自民）	西銘　順志郎	（自民）	広田　一	（民主）
理　事	中島　啓雄	（自民）	南野　知惠子	（自民）	広野　ただし	（民主）
理　事	吉村　剛太郎	（自民）	松村　祥史	（自民）	福山　哲郎	（民主）
理　事	小林　正夫	（民主）	松村　龍二	（自民）	前川　清成	（民主）
理　事	芝　博一	（民主）	三浦　一水	（自民）	峰崎　直樹	（民主）
理　事	澤　雄二	（公明）	山下　英利	（自民）	蓮　舫	（民主）
	小野　清子	（自民）	山本　一太	（自民）	木庭　健太郎	（公明）
	大仁田　厚	（自民）	浅尾　慶一郎	（民主）	谷合　正明	（公明）
	太田　豊秋	（自民）	池口　修次	（民主）	鰐淵　洋子	（公明）
	岡田　直樹	（自民）	喜納　昌吉	（民主）	大門　実紀史	（共産）
	加納　時男	（自民）	櫻井　充	（民主）	仁比　聡平	（共産）
	小泉　昭男	（自民）	島田　智哉子	（民主）	福島　みずほ	（社民）

（19.2.1 現在）

（1）審議概観

第166回国会において、本委員会に付託された案件は、平成十八年度補正予算３案及び平成十九年度総予算３案であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願は、１種類２件で、いずれも審査未了となった。

〔予算の審査〕

平成十八年度補正予算　平成十八年度補正予算３案は、１月25日国会に提出され、２月６日に成立した。

予算委員会では、２月１日、尾身財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、２月５日、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行い、討論の後、全会一致をもって可決した。

主な質疑は以下のとおりである。まず、「安倍内閣の構造改革に取り組む決意はどうか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣より、「小泉政権発足当初は負の遺産があり、その解決のために、様々な構造改革に取り組んできた。それによって、一時的には銀行の不良債権が拡大し、景気が厳しい状況になったこともあったが、強い信念を持って改革を推し進めた結果、不良債権問題は解決し、景気の回復につながってきたと考えている。これからは負の遺産への対応ではなく、新しい未来を切り開き、美しい国の実現に向けて、更に強い信念を持ち、改革を推し進めてまいりたい」旨の答弁が行われた。

また、補正予算について、「今回の補正予算では、財政健全化を進めるほか、必要

性・緊急性の高い経費を盛り込んでいるが、その全体像はどうか」との質疑があり、これに対し、財務大臣より、「歳入面では税収が当初予算の45兆9,000億円から50兆5,000億円へと４兆6,000億円増加する見込みとなる一方、歳出面では、国民の安全・安心を確保する観点から、災害対策、障害者自立支援法を円滑に導入するための予算など必要性・緊急性の高い経費を計上した。増加した税収は、できる限り財政健全化に充てることとし、国債発行額を30兆円から27兆5,000億円へ、過去最大の２兆5,000億円減額するほか、昨年度に続いて、十七年度決算剰余金の全額9,000億円を国債の償還に充て、財政健全化を徹底することとした」旨の答弁が行われた。

このほか、沖縄米軍基地問題、地方の行財政改革、学校施設の耐震化、地球温暖化対策、救急医療制度、新型インフルエンザ対策等について質疑が行われた。

平成十九年度総予算　平成十九年度総予算３案は、１月25日国会に提出され、３月26日に成立した。

予算委員会では、２月１日、尾身財務大臣から趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待って、３月５日より審査に入り、９日には外交・防衛等に関する集中審議、13日には農業・食の安全等に関する集中審議、19日には社会保障・雇用・格差等に関する集中審議、26日には安全・安心等に関する集中審議を、また、３月15日には公聴会を、さらに20日及び22日には委嘱審査を、そして３月26日には締めくくり質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、予備審査中の２月15日及び16日に青森県及び兵庫県に、それぞれ委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず、安倍内閣の政治姿勢について、「総理が掲げる「美しい国」の具体的なイメージは何か。今後、どのような姿勢で改革に取り組んでいくのか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣より、「明治、大正期に日本を訪れた多くの外国人は、日本人の立ち居振る舞いを美しいと感じて、日本を賞賛した。「美しい国」とは、質素で、たとえ豊かでなくても、立ち居振る舞いが美しい人々が暮らす国である。そうあるためには、人材育成が大切で、教育をしっかりやっていかなければならない。今後の改革については、戦後、60年が経過した今こそ、これまで後回しにされてきた諸改革に取り組んでいきたい。壊す改革はほぼ終わりつつあり、これからは国づくりの改革を行っていく努力が必要であると決意している」旨の答弁が行われた。

次に、財政問題について、「平成十九年度予算の特色は何か。一般歳出が増加しており、財政再建が後退しているのではないか。基礎的財政収支の均衡など、今後の財政再建にどう取り組んでいくのか」との質疑があり、これに対し、財務大臣及び経済財政政策担当大臣より、「十九年度予算では税収の大幅増加を見込んでいるが、そのほとんどを財政健全化に振り向け、歳出削減を徹底している。他方、科学技術など成長力強化につながる取組みや教育再生、地域活性化、少子化対策など地域や国民に政治の温かみを及ぼす取組みには重点的に対応した。一般歳出は見かけ上、0.6兆円増

加しているが、電源開発促進税の収入を特別会計から一般会計に繰り替えており、これを除けば0.3兆円の増加にとどまり、財政緊縮路線を厳しく貫いた予算と考えている。基礎的財政収支については、将来展望を描いた「進路と戦略」で２つのシナリオが示されており、順調に経済が推移する新成長移行シナリオの場合に2011年度に国・地方の収支が黒字になると見込んでいる。しかし、今後、財政再建を進めていく上では、金利上昇による利払費の増加や少子化対策といった財政負担について十分に配慮していかなければならない。基礎的財政収支の均衡は財政再建の第１ステップであり、その後、債務残高の対ＧＤＰ比率を安定的に引き下げるなど、更なる財政再建に努めることが必要である」旨の答弁が行われた。

また、経済問題について、「成長戦略では人口減少の局面でも経済成長は可能としているが、その理由は何か。今後の我が国経済においては、消費の拡大が重要ではないか。成長力底上げ戦略の具体的内容はどうか。地域間で景気、財政力など様々な格差が拡大しているが、こうした地域格差にどう対応していくのか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣より、「今後、人口減少により労働力人口が減少していくが、ＩＴ革命を生かし新しい技術やアイデアを取り入れ、イノベーションを実現していくことによって、生産性を高めていくことは可能である。また、中国やインドなどの成長を取り込んでいくオープンな姿勢が大切で、こうしたイノベーションとオープンな姿勢により新成長戦略を前進させ、経済成長を確実なものにしていきたい。また、人口減少下では、消費者のニーズを掘り起こし、家計を起点とした成長を図っていくことが必要である。現在でも、健康、医療、保育サービス等に対する潜在的なニーズは強く、そのため、規制改革を行い、新しい商品、サービスをつくることで消費を喚起し、成長を持続させることが重要と考えている。成長力底上げ戦略では、人材能力、就労支援、中小企業対策の３つを柱に、ジョブ・カード制度の導入、最低賃金の引上げなどにより今後３年間に全体の底上げを集中的に実施していきたい。また、地域間格差の問題については、景気回復が続く中、各地域に生産、雇用など改善の動きが徐々に広がり始めており、現在の景気回復を全国に更に波及させていきたい。地方の活力なくして国の活力なしとの考え方を基本として、財政力の弱い地域でも一定水準のサービスの供給ができるよう、地方税及び地方交付税の総額を確保するとともに、19年度からは「頑張る地方応援プログラム」を作成し交付税等により支援を行うこととしている。今国会に９本の地域活性化のための法案を提出しており、政府を挙げて地域の活性化に取り組んでいきたい」旨の答弁が行われた。

次に、少子化対策について、「未婚率が高まり、少子化が進んできた原因は何か。待機児童の解消など、子育て支援の強化にどう取り組んでいくのか」との質疑があり、これに対し、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣より、「出生率の低下傾向は、第２次ベビーブーム以降続いているが、これは結婚観の変化や仕事と子育ての両立の難しさ、さらに、90年代に未曾有の不景気が続いたこと等により、未婚化、晩婚化が進んだこ

とに加え、夫婦の持つ子供の数が減少していることに起因している。今般、スタートした「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、働き方の改革を含めた幅広い分野での対策を再構築し、国民総参加の子育てに優しい社会づくりを目指すこととしている。最近の出生数や婚姻数に見られる明るい兆しを確かな流れにすることができるよう、内閣の総力を挙げて取り組んでまいりたい。保育所の待機児童の解消については、子ども・子育て応援プランに基づき、待機児童ゼロ作戦を継続している。近年、待機児童は３年連続して減少しており改善傾向にあるが、依然として多数の待機児童が存在しており、引き続き都市部を中心に保育所の整備を進めていかなければならないと考えている」旨の答弁が行われた。

このほか、アジア外交と北朝鮮問題、米軍再編、国民投票法案と憲法改正、政治とカネの問題、金融所得課税の在り方、貿易自由化の我が国への影響、中小企業対策、運輸業の労働問題、年金問題と医療制度改革、医師不足への対応、地球温暖化対策、高レベル放射性廃棄物の処理、ＯＤＡの在り方、臓器移植の在り方、難病対策、生活保護受給者等の就労支援、新型インフルエンザ対策、教育の再生、食料自給率向上と農業の活性化、給食費未納問題、能登半島地震への対応などの質疑が行われた。

（２）委員会経過

○平成19年２月１日（木）（第１回）

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（予）**
平成十九年度特別会計予算（予）
平成十九年度政府関係機関予算（予）
平成十八年度一般会計補正予算（第１号）（予）
平成十八年度特別会計補正予算（特第１号）（予）
平成十八年度政府関係機関補正予算（機第１号）（予）
以上６案について尾身財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年２月５日（月）（第２回）― 総括質疑・締めくくり質疑 ―

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十八年度一般会計補正予算（第１号）（衆議院送付）**
平成十八年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成十八年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）
以上３案について安倍内閣総理大臣、尾身財務大臣、柳澤厚生労働大臣、松岡農林水産大臣、高市内閣府特命担当大臣、久間防衛大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣、渡辺国務大臣、伊吹文部科学大臣、冬柴国土交通大臣及び若林環境大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・総括質疑

〔質疑者〕松村龍二君（自民）、西銘順志郎君（自民）、森元恒雄君（自民）、山口那津男君（公明）、渡辺孝男君（公明）

・締めくくり質疑

〔質疑者〕澤雄二君（公明）

（平成十八年度補正予算）賛成会派　自民、公明

反対会派　なし

欠席会派　民主、共産、社民

○平成十九年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成19年３月５日（月）（第３回）― 基本的質疑 ―

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、塩崎内閣官房長官、柳澤厚生労働大臣、尾身財務大臣、松岡農林水産大臣、菅総務大臣、大田内閣府特命担当大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、伊吹文部科学大臣、若林環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小川敏夫君（民主）、※大塚耕平君（民主）、※櫻井充君（民主）、※平野達男君（民主）、片山虎之助君（自民）　※関連質疑

○平成19年３月６日（火）（第４回）― 基本的質疑 ―

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、麻生外務大臣、尾身財務大臣、菅総務大臣、大田内閣府特命担当大臣、溝手国務大臣、高市内閣府特命担当大臣、若林環境大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、松岡農林水産大臣、柳澤厚生労働大臣、山本内閣府特命担当大臣、国井農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕片山虎之助君（自民）、※松村龍二君（自民）、※田村公平君（自民）、※三浦一水君（自民）、木庭健太郎君（公明）、※松あきら君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月７日（水）（第５回）― 一般質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について麻生外務大臣、甘利経済産業大臣、尾身財務大臣、塩崎内閣官房長官、若林環境大臣、冬柴国土交通大臣、柳澤厚生労働大臣、長勢法務大臣、伊吹文部科学大臣、山本内閣府特命担当大臣、松岡農林水産大臣、菅総務大臣、久間防衛大臣、武見厚生労働副大臣、富田財務副大臣、川村参議院事務総長、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所常務取締役長友英資君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、※坂本由紀子君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、※島田智哉子君（民主）、芝博一君（民主）、※前川清成君（民主）、峰崎直樹君（民主）、澤雄二君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月８日（木）（第６回）― 一般質疑 ―

○平成十九年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について菅総務大臣、伊吹文部科学大臣、麻生外務大臣、塩崎内閣官房長官、久間防衛大臣、若林環境大臣、柳澤厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、高市内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、渡辺国務大臣、冬柴国土交通大臣、望月国土交通副大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、※主濱了君（民主）、下田敦子君（民主）、蓮舫君（民主）、※広田一君（民主）、喜納昌吉君（民主）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、南野知惠子君（自民）、※西島英利君（自民）　※関連質疑

○平成19年３月９日（金）（第７回）― 集中審議（外交・防衛等）―

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、若林環境大臣、甘利経済産業大臣、伊吹文部科学大臣、松岡農林水産大臣、菅総務大臣、久間防衛大臣、尾身財務大臣、石田厚生労働副大臣、川村参議院事務総長、宮﨑内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕川口順子君（自民）、※山本一太君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、※若林秀樹君（民主）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、近藤正道君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月12日（月）（第８回）― 一般質疑 ―

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について尾身財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、冬柴国土交通大臣、麻生外務大臣、甘利経済産業大臣、松岡農林水産大臣、久間防衛大臣、溝手国家公安委員会委員長、柳澤厚生労働大臣、塩崎内閣官房長官、伊吹文部科学大臣、高市国務大臣、長勢法務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、石田厚生労働副大臣、池坊文部科学副大臣、菅原厚生労働大臣政務官、宮﨑内閣法制局長官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、※岸信夫君（自民）、小林正夫君（民主）、※前川清成君（民主）、島田智哉子君（民主）、※櫻井充君（民主）、足立信也君（民主）、広中和歌子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月13日（火）（第９回）― 一般質疑・集中審議（農業・食の安全等）―

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、甘利経済産業大臣、尾身財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、冬柴国土交通大臣、菅総務大臣、塩崎内閣官房長官、麻生外務大臣、若林環境大臣、松岡農林水産大臣、長勢法務大臣、高市国務大臣、伊吹文部科学大臣、柳澤厚生労働大臣、山本経済産業副大臣、望月国土交通副大臣、国井農林水産副大臣、松山経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

・一般質疑

〔質疑者〕広田一君（民主）、※白眞勲君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

・集中審議

〔質疑者〕山東昭子君（自民）、※段本幸男君（自民）、広野ただし君（民主）、※小川勝也君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月14日（水）（第10回）― 一般質疑 ―

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について若林環境大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、松岡農林水産大臣、大田内閣府特命担当大臣、柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣、尾身財務大臣、高市内閣府特命担当大臣、溝手国家公安委員会委員長、伊吹文部科学大臣、石田厚生労働副大臣、松山経済産業大臣政務官、政府参考人及び衆議院事務局当局に

対し質疑を行った。

〔質疑者〕山下英利君（自民）、※松村祥史君（自民）、蓮舫君（民主）、※主濱了君（民主）、足立信也君（民主）、※下田敦子君（民主）、山本香苗君（公明）、大門実紀史君（共産）、渕上貞雄君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月15日（木）（第11回）

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については３月20日の１日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会については３月22日の１日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

○平成19年３月15日（木）（公聴会 第１回）

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

中央大学法学部教授　富田　俊基君
ジャーナリスト・
東北公益文科大学大学院教授　北沢　栄君
静岡県立大学国際関係学部教授　伊豆見　元君
早稲田大学教授　重村　智計君
経済ジャーナリスト　荻原　博子君
国立感染症研究所ウイルス第三部長　田代　眞人君

・公述人（富田俊基君、北沢栄君）に対する質疑 ― 財政・経済 ―

〔質疑者〕愛知治郎君（自民）、広田一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）

・公述人（伊豆見元君、重村智計君）に対する質疑 ― 外交・安全保障 ―

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、遠山清彦君（公明）、井上哲士君（共産）、福島みずほ君（社民）

・公述人（荻原博子君、田代眞人君）に対する質疑 ― 国民生活 ―

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、蓮舫君（民主）、澤雄二君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年３月19日（月）（第12回）― 一般質疑・集中審議(社会保障・雇用・格差等)―

○平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）

平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）

平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、松岡農林水産大臣、菅総務大臣、高市国務大臣、麻生外務大臣、久間防衛大臣、柳澤厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、渡辺国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、伊吹文部科学大臣、山本国務大臣、国井農林水産副大臣、石田厚生労働副大臣、武見厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・一般質疑

〔質疑者〕芝博一君（民主）、※喜納昌吉君（民主）、高野博師君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

・集中審議

〔質疑者〕金田勝年君（自民）、※山崎力君（自民）、※常田享詳君（自民）、山根隆治君（民主）、※小林正夫君（民主）、白浜一良君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

○平成19年３月26日（月）（第13回）― 集中審議（安全・安心等）・締めくくり質疑 ―

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、甘利経済産業大臣、大田内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、菅総務大臣、松岡農林水産大臣、冬柴国土交通大臣、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

・集中審議

〔質疑者〕福島啓史郎君（自民）、芝博一君（民主）、※犬塚直史君（民主）、山本保君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）　※関連質疑

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣、尾身財務大臣、久間防衛大臣、柳澤厚生労働大臣、大田内閣府特命担当大臣、冬柴国土交通大臣、松岡農林水産大臣、伊吹文部科学大臣、渡辺国務大臣、菅総務大臣、長勢法務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・締めくくり質疑

〔質疑者〕浅尾慶一郎君（民主）、※櫻井充君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）　※関連質疑

（平成十九年度総予算）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

○平成19年７月５日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。
○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（３）予算の概要

平成十八年度一般会計補正予算（第１号）、平成十八年度特別会計補正予算（特第１号）、平成十八年度政府関係機関補正予算（機第１号）

平成18年12月20日、平成十八年度補正予算３案が閣議決定された。我が国経済は、平成14年１月を底に景気回復過程に入り、２度の踊り場を挟みながらも４年以上にわたり景気は上昇過程を続けている。こうした状況下で編成された平成十八年度補正予算は、景気回復に伴う税収増加を背景に国債発行の減額など財政健全化を進める一方、義務的経費の追加や追加財政需要への対応等を主な内容とするものとなった。

歳入面では、景気回復を反映して、租税及印紙収入が当初見積りより４兆5,900億円増額されたほか、十七年度決算剰余金１兆5,040億円（うち純剰余金は9,009億円）を受け入れている。なお、公債金については、災害対策費や施設費等の追加に対応し、建設国債が9,310億円増額された一方、特例国債は3兆4,340億円減額され、公債金全体では２兆5,030億円の減額となった。

歳出面では、集中豪雨等の災害復旧等のための災害対策費8,784億円のほか、ＰＫＯ等の国際分担金・拠出金1,627億円、合併市町村で緊急に実施すべき事業への対応を図る市町村合併体制整備費補助金984億円、障害者自立支援法の円滑な実施を図るための障害者自立支援対策関連経費960億円などが計上された。また、十七年度決算剰余金のうち純剰余金9,009億円は、２年連続して、その全額が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。

このほか、国税の増額補正等に伴い、地方交付税が2兆1,425億円増額されたほか、老人医療給付費負担金1,712億円、国民健康保険助成費364億円など義務的経費の追加2,140億円が計上された。なお、国債費の減額などにより１兆372億円の既定経費の節減等が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加３兆7,723億円を加えた補正後の規模は、83兆4,583億円となった。

平成十八年度補正予算のフレーム

（単位：億円）

歳出		歳入	
１．災害対策費	8,784	１．租税及印紙収入	45,900
(1)災害復旧等事業費	2,921	２．税外収入	1,813
(2)緊急防災事業費	2,878	３．公債金	△25,030
(3)施設費等	2,973	４．前年度剰余金受入	15,040
(4)災害救助等関係経費等	12	(1)財政法６条剰余金	9,009
２．義務的経費等の追加	9,876	(2)地方交付税交付金	6,031
(1)義務的経費の追加	2,140		
(2)その他の経費	7,736		
①国際分担金及び拠出金	1,627		
②市町村合併体制整備費補助金	984		
③障害者自立支援対策関連経費	960		
④中小企業金融公庫出資金等	945		
⑤刑事施設等緊急整備費	526		
⑥国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	406		
⑦危機管理緊急対策費	359		
⑧燃料購入費	303		
⑨産業投資特別会計受入金繰入	286		
⑩後期高齢者医療制度創設支援関係経費	194		
⑪新型インフルエンザ対策等関連経費	172		
⑫その他	974		
３．国債整理基金特別会計へ繰入	9,009		
４．地方交付税交付金	21,425		
５．既定経費の節減	△10,372		
６．予備費の減額	△1,000		
歳出計	37,723	歳入計	37,723

平成十九年度一般会計予算、平成十九年度特別会計予算、平成十九年度政府関係機関予算

平成十九年度総予算３案は平成18年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、家計部門の回復の遅れや地域間格差などの問題が指摘されつつも、既に４年以上にわたって景気回復が持続し、18年11月には戦後最長の「いざなぎ景気」を抜き、今後もなお実質２％程度の成長が続くと見込まれている。他方、財政状況は、景気回復に伴う税収増加を背景に、国債発行額の大幅減額や基礎的財政収支の赤字幅の縮小などフロー・ベースでは改善傾向が見られるようになったが、依然、ストック・ベースでは国と地方の長期債務残高が19年度末で約773兆円、ＧＤＰの約1.5倍に上る見込みとなるなど、極めて厳しい状況が続いている。

このような状況下で編成された平成十九年度予算は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、財政健全化の努力を継続し、特別会計改革など従来の歳出改革路線を強化するものと位置付けられた。なお、歳出を厳しく抑制する中で、成長力強化や再チャレンジ支援等の施策には予算を重点配分することとした。

平成十九年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比4.0％増の82兆9,088億円と２年ぶりに増加し、再び80兆円台の規模となった。政策的経費である一般歳出は46兆9,784億円、同1.3％増で３年ぶりに増加に転じた。なお、この中には19年度の特殊要因として、電源開発促進税の一般会計を経由した特別会計への繰入方式の変更に伴う歳出増（3,179億円）、参議院通常選挙関係経費（580億円）などが含まれている。地方交付税等は14兆9,316億円、同2.6％増となり、税収増加に伴い４年ぶりの増加となった。また、国債費は20兆9,988億円、同11.9％増と、５年連続して増加し、伸び率が２ケタに拡大した。交付税特会借入金（国負担分）の一般会計承継に伴う償還開始により２兆773億円（うち債務償還費１兆7,322億円）が計上されたほか、長期金利の想定が前年度の2.0％から2.3％に引き上げられ、国債費の大幅増につながった。なお、国債費の一般会計歳出に占める比率は25.3％にまで上昇している。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が21兆1,409億円、同2.8％増で、一般歳出に占める比率は45.0％に上昇した。なお、雇用保険の国庫負担の縮減（▲1,810億円）、生活保護の母子加算の見直し等（▲420億円）により、約2,200億円増加幅が圧縮された。また、文教及び科学振興費は5兆2,743億円、同0.1％増（うち科学技術振興費は同1.1％増）、公共事業関係費は６兆9,473億円、同3.5％減、防衛関係費は４兆8,016億円、同0.3％減、経済協力費が6,913億円、同4.2％減などとなった。このように一般歳出の主要経費は、社会保障関係費が増加する一方、他の経費は概ねほぼ横ばいないし減少という二極化の傾向が続いている。

一方、歳入では、景気回復に伴う自然増や定率減税の廃止等から、一般会計税収は53兆

4,670億円、同16.5%増（増加額７兆5,890億円）と３年連続の増加となった。税収比率は64.5%となり、16年度（50.8%）を底に、近年上昇が続いている。税外収入は、外為特会や産投特会等からの剰余金の繰入等で４兆98億円、同4.6%増となった。また、公債金は25兆4,320億円で前年度当初より約4.5兆円減少し、公債依存度も30.7%となり、16年度（44.6%）をピークに３年連続して低下した。

なお、基礎的財政収支（一般会計）は4.4兆円の赤字で、前年度の11.2兆円から赤字幅が大幅に縮小し、23年度の基礎的財政収支の黒字化という目標が現実味を帯びてきている。しかしながら、国債残高が547兆円と累増を続けるなど、依然として財政状況は厳しく、債務残高対ＧＤＰ比の引下げなど、ストック面の財政状況への対応も視野に入れた、今後の中長期的な財政健全化への取組みが注目されている。

平成19年度一般会計予算の内訳

歳　出

単位：億円
（　）内は18年度当初予算に対する増減率：%

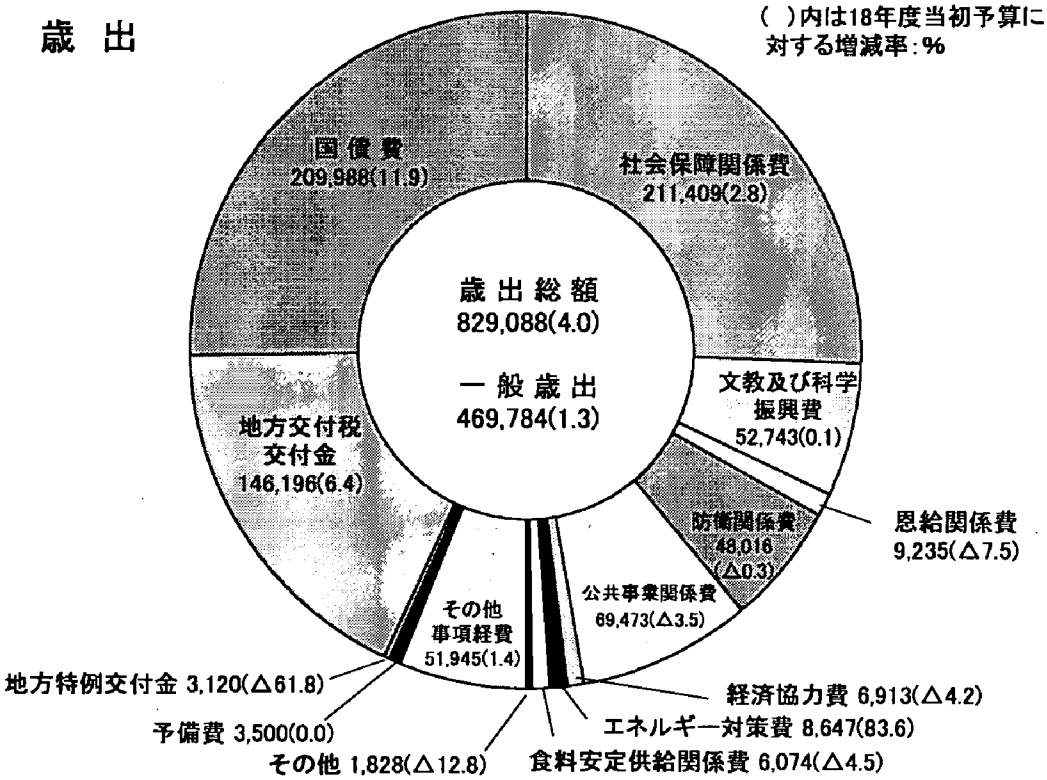

歳　入

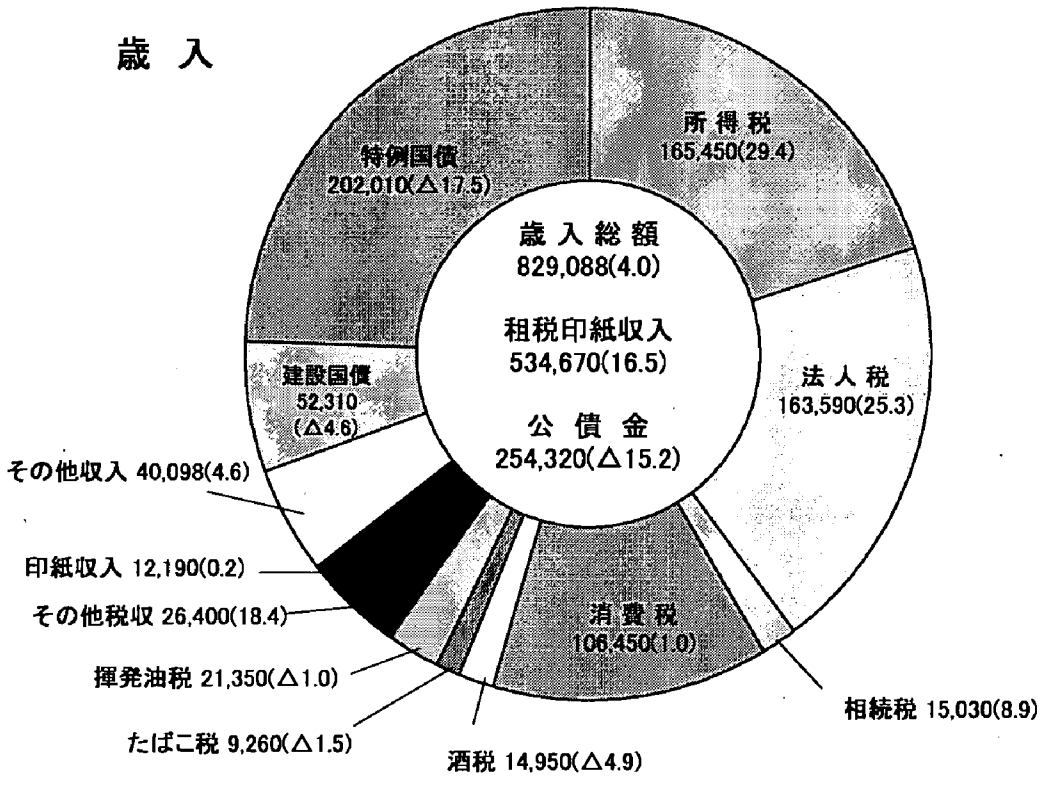

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	泉	信也（自民）	岸	信夫（自民）	津田	弥太郎（民主）
理　事	小池	正勝（自民）	小泉	昭男（自民）	広田	一（民主）
理　事	中島	眞人（自民）	西島	英利（自民）	藤末	健三（民主）
理　事	吉田	博美（自民）	西銘	順志郎（自民）	藤本	祐司（民主）
理　事	直嶋	正行（民主）	藤井	基之（自民）	前川	清成（民主）
理　事	柳澤	光美（民主）	森元	恒雄（自民）	松井	孝治（民主）
理　事	弘友	和夫（公明）	山谷	えり子（自民）	加藤	修一（公明）
	岩井	國臣（自民）	足立	信也（民主）	山下	栄一（公明）
	岡田	広（自民）	朝日	俊弘（民主）	小林	美恵子（共産）
	柏村	武昭（自民）	犬塚	直史（民主）	又市	征治（社民）

（19.2.21 現在）

（1）審議概観

第166回国会においては、第165回国会からの継続審査となる平成十七年度決算外２件に加えて、本委員会に付託された案件は平成十七年度予備費関係５件であり、平成十七年度決算外２件を是認し、平成十七年度予備費関係５件を承諾した。

〔決算の審査〕

決算外２件　平成十七年度決算及び国有財産関係２件は、第165回国会の平成18年11月21日に提出された。平成十七年度決算については、11月24日の安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の本会議において、尾身財務大臣からその概要報告を受け、質疑を行い、同日、国有財産関係２件とともに委員会に付託され、尾身財務大臣及び大塚会計検査院長からの概要説明聴取、全般質疑を行った後、継続審査となっていた。

今国会においては、省庁別審査計７回、財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による締めくくり総括的質疑を経て、平成19年６月11日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

また、１月25日、平成十六年度決算に関する参議院の議決について政府が講じた措置について、安倍内閣総理大臣から参議院議長に対して文書による報告が行われ、２月21日、委員会において、平成16年度決算審査措置要求決議について政府等が講じた措置と併せて尾身財務大臣等からその説明を聴取するとともに、３月16日、これらについて集中的な質疑を初めて行った。

平成十六年度決算に関する警告に対して政府が講じた措置を警告と対比して示すと、次のとおりになる。

内閣に対する警告	警告に対し内閣の講じた措置
(1)平成16年度に中央省庁が実施した１件500万円以上の工事の発注や、業務委託等の契約に占める随意契約の件数の割合が約70パーセントと極めて高率になっており、中でも、国土交通省所管の各建設協会などを始め所管公益法人に発注した契約には、随意契約割合が100パーセント、あるいはそれに近い高率になっている例が少なからず見られ、さらに、これらの公益法人に多数のＯＢが天下っていることは、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に疑念を抱かせ、看過できない。また、ＩＴ調達にあっては、民間企業を相手とする随意契約が金額の７割から８割を占めている省庁もある。 政府は、随意契約の見直しに当たっては、相手方の官民を問わず一般競争入札を原則とし例外的に随意契約を認めている会計法の精神に照らして厳格な運用に努めるとともに、所管公益法人等への業務委託の実施に当たっては、天下りの状況も含め積極的に情報開示を行うなど、国民の不信を招くことのないよう厳正に対処し、公共調達の適正化に努めるべきである。	(1)所管公益法人等との随意契約については、一般競争入札が原則であるとの原点に立ち帰り、国民の目線に立った徹底した見直しを行った結果、金額にして約７割を一般競争入札等の方式に移行することを内容とする随意契約見直し計画を各府省において作成したところである。また、その他の民間企業を相手とする随意契約についても、平成18年中に同様の見直しを行った結果を踏まえ、平成19年１月に同計画を改訂したところである。 さらに、契約に係る情報公開の充実等については、これまでの取組に加え、平成18年8月に各府省に対して、随意契約の相手先である所管公益法人等における国の常勤職員であった者の人数の公表、契約に係る問い合わせの総合窓口を設置すること等について通知し、同通知に基づく取組が進められているところである。 今後とも、こうした措置を着実に実施することにより、公共調達の適正化に努めてまいる所存である。
(2)独立行政法人において、従来の特殊法人をも上回るような役員報酬を定めたり、職員給与が平成16年度の対国家公務員ラスパイレス指数で事務・技術職員が107.1、研究職員が103.2となっているなど、概して高い水準となっていることに加えて、国立病院機構において、特定の業者に種々の業務を随意契約により発注する一方で、旧国立病院から多くの天下りが行われている事実や、医薬基盤研究所の承継勘定において、政府出資金306億円の83パーセントに当たる254億円が繰越欠損金として計上され、国費の毀損が生じてい	(2)独立行政法人の随意契約については、各主務省を通じて、各法人において、契約の基準を具体的に規定し公表するとともに、一定額以上の随意契約については理由を含めて公表するなどの取組を行っているが、引き続きその適正化を推進してまいりたい。また、随意契約の相手先企業への役職員の再就職についても、議決の趣旨を各主務省を通じて周知したところであり、例えば、御指摘の国立病院機構については、旧国立病院出身者が在職している企業との契約を含め、原則として競争契約とする措置が講じられたと

る事実等が見られることは、看過できない。 政府は、独立行政法人の運営の大部分が国からの運営費交付金等により行われている実態にかんがみ、原則一般競争入札の徹底及び随意契約受注企業への天下りの抑制、事業実施に当たって収益見込み等の一層厳格な審査による政府出資金の欠損の最小化に努めるよう、指導すべきである。	ころである。 さらに、御指摘の出融資業務等を行う独立行政法人については、政府出資金の欠損の最小化に努めることは重要であり、収益の最大化及び貸付金の計画的かつ確実な回収が図られるよう、今後とも適切な目標管理を行うとともに、厳格な評価を実施してまいる所存である。
(3)特別会計については、歳出規模が純計額で前年度を上回り225兆円余と一般会計を大きく上回っており、依然として多くの特別会計において、不要不急の事業の実施や多額の積立金・資金、不用・剰余金を抱え、一部は引き続き増加傾向にあることは、看過できない。 政府は、各特別会計の事務事業の見直しに加え、右の各種の余剰資金の縮減、一般会計への繰入れ・繰戻し、事業の実態に即した適切な予算計上を行うなど、透明化のため、一層目に見える改善に努めるべきである。	(3)特別会計の見直しについては、特別会計の統廃合、一般会計と異なる取扱いの整理、特別会計に係る情報開示という「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に定められた内容を実施に移すための法律案を本国会に提出したところである。 平成19年度特別会計予算においては、事務事業の徹底した見直しを行うとともに、財政健全化に５年間で20兆円程度の寄与を目標とする同法の趣旨を踏まえ、今回の法律案に基づき、７特別会計の剰余金約1.8兆円を一般会計に繰入れ、財政健全化に寄与することとしている。
(4)国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について、本院からの要請に基づき会計検査院が会計検査をした結果、平成16年度末時点で設置されている116資金のうち、食品流通構造改善対策債務保証事業基金を始めとする33資金において、事業実績が継続的に少ない状況となっている等の問題点が指摘され、その上、平成12年度決算検査報告でも指摘をされながら依然として事態が好転していない資金があったことは、遺憾である。 政府は、これら33資金についてはもとより、行政改革の一環として見直しの方針が示されている公益法人等が行う政策金融類似業務も含めて、事業を継続実施	(4)公益法人等における資金及び政策金融類似業務については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」及び「行政改革の重要方針」等に基づき、個別法人ごとに精査し見直しを行ったところである。 その結果、実績がない事業等について終了するとともに、国からの補助金等1,691億円、うち平成19年度予算において1,082億円を国庫へ返納する措置等を講じたところである。また、今後の定期的な見直しに備え、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入などの措置を講じたところである。 今後とも、公益法人等に対する指導監督や定期的な見直しを通じて、指摘事項

することの必要性、ニーズに即した事業内容及び利用条件、需要に応じた資金規模等の検討を行い、事業の終了や資金の国庫返納も含めた所要の措置を積極的に講ずるとともに、今後の資金事業の実施に当たっては、目標達成度を測るための基準の設定やサンセット方式の導入など、定期的に見直しを行う体制を整備すべきである。	の再発防止に努めてまいる所存である。
(5)防衛施設庁において、同庁幹部が特定の建設業者に業務を受注させるため、当該業者と共謀して他の業者に高い入札金額で入札させて公正な価格を害し、刑法の競争入札妨害罪で逮捕されるに至ったことは、極めて遺憾である。また、同庁所管の公益法人「防衛施設技術協会」に多数のＯＢがいったん再就職し、自衛隊法で営利企業等への再就職を規制している離職後２年間を経過した後、関連建設業界に次々と天下っている事実が明らかになったことは、看過できない。 政府は、防衛施設庁の官製談合のみならず、日本道路公団や新東京国際空港公団が発注した工事における官製談合事件の摘発が相次ぎ、官製談合の排除の徹底が強く求められている現状を踏まえ、一般競争入札の一層の拡大、公益法人への天下りの自粛など、抜本的に官製談合の再発防止策を講ずべきである。	(5)防衛施設庁を始めとする官製談合の排除については、防衛省において、検討会を設け、特別委員として部外有識者の参加を得て、精力的な議論を進め、防衛省の行う建設工事について、原則として一般競争方式による入札を実施すること、財団法人防衛施設技術協会への自主解散を要請すること等を含め、平成18年６月に、再発防止に係る抜本的対策を公表し、その着実な実施に努めているところである。また、政府は、入札談合の排除の徹底等を図るため、同年２月、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を取りまとめ、これに基づき、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を柱とする公共工事の入札契約の改善に取り組んでいるところである。 公益法人への再就職については、政府として「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を改正し、公益法人理事のうち所管官庁出身者を３分の１以下とする基準を厳格化したところである。また、早期退職慣行について、政府一体となってその是正に取り組んでいるところである。 今後とも、これらの措置を講ずることにより、官製談合の排除に努めるとともに、退職管理の適正化に努めてまいる所存である。

	なお、公正取引委員会は、「入札談合等関与行為防止法」が平成15年１月に施行されて以来、３件の入札談合事件について同法に基づく改善措置要求を行っているところである。
(6)日本郵政公社の複数の郵便局において、郵便料金の別納制度等を悪用して、特定のダイレクトメール発送代行会社等に対して料金の不正値引きを繰り返し、多額の損失を発生させている事実が次々と明らかになったことは、極めて遺憾である。また、冊子小包の取扱いについて不適切な事例が見られることは、遺憾である。 政府は、これまでも郵便の別納制度等をめぐる不正が生じてきたことを重く受け止め、日本郵政公社に対して、法令順守の徹底、内部監査の更なる充実、この種事案の再発防止に向けた運用改善の具体的取組を強く求めるべきである。	(6)郵便及び小包の不適正取扱いの再発防止については、総務省において、日本郵政公社に対し、議決の内容を通知し再発防止の措置を求めるとともに、「日本郵政公社法」第60条の規定に基づく経営改善命令を発出し、料金不適正収納事案の再発防止及び法令等遵守の取組の徹底を求めた。また、同法第26条の規定に基づく業績評価時にこれらの取組を強化するよう求めたところである。 同公社においては、総務省からの通知、経営改善命令及び業績評価を受けて、全国の郵便局に対し、郵便及び小包の不適正取扱いの再発防止について指導するとともに、取扱マニュアルを改定し、各種の会議や研修、内部監査の強化を通じて、議決の趣旨の徹底及び再発防止について指導しているところである。 政府は、今後とも、同公社が指摘事案の再発防止に努め、類似の指摘を受けることのないよう適切に指導・監督してまいる所存である。
(7)日本放送協会（ＮＨＫ）において、近年、相次ぐ不祥事により国民・視聴者の信頼を大きく失墜させ、受信料不払い急増など受信料制度の根幹を揺るがしかねない事態を招いたことに加えて、今般、新たに職員の度重なる架空出張による公金横領が発覚し、再び国民・視聴者の信頼を損ねたことは、極めて遺憾である。また、受信料支払いを法律で義務付けるとの議論がある一方、ＮＨＫ関連団体に多額の余剰金が積み上がっている事実は、看過できない。 政府は、ＮＨＫの度重なる不祥事を重	(7)日本放送協会（ＮＨＫ）の不祥事の再発防止に向けた取組、関連団体が保有する多額の余剰金の見直しについては、総務省からＮＨＫに対して、文書により検討を求め、ＮＨＫにおいて以下のような取組が行われている。 不祥事の再発防止に向けた取組としては、ＮＨＫの最高意思決定機関である経営委員会のコンプライアンスに関する諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置するなど、コンプライアンス体制の再構築を図るとともに、役員による現場職員との対話活動の推進等、職員の意

く受け止め、ＮＨＫに対して、綱紀粛正、内部監査の更なる充実によるこの種事案の再発防止に向けた取組、及びＮＨＫ関連団体が保有する多額の余剰金の見直しの検討を強く求め、国民・視聴者の信頼回復に努めるべきである。	識改革に向けた施策を展開しているところである。また、全部局を対象とした業務、経費の調査を実施したところである。 ＮＨＫ関連団体が保有する多額の余剰金の見直しについては、公共放送の関連団体として安定した経営を維持していく上で、適切な規模を確保しつつ、株主への利益還元を重視し、ＮＨＫは、自ら定めた指針に基づき、配当を行わせたところである。 今後とも、これらの措置を講ずることにより、ＮＨＫの不祥事の再発防止の取組及びＮＨＫ関連団体の多額の余剰金の見直しが図られるとともに、国民・視聴者の信頼回復に努めるよう強く求めてまいる所存である。
(8)航空機を利用した出張に係る旅費について、税関や都道府県労働局では、実際には割引運賃の航空券を購入しているにもかかわらず、これより高額の航空賃を支払ったとする領収証を旅行業者等から受領するなどして、国費が過大に支給されるという事態が多年にわたり生じていたことは、誠に遺憾である。 政府は、各府省等における出張に係る旅費の支払の際には、証明資料の確認を強化するなど、この種事案の再発防止に努めるとともに、公金等に対する意識の徹底のための取組を強化し、国民の信頼回復に万全を期すべきである。	(8)決算検査報告において指摘された出張に係る旅費の過大支給の再発防止については、平成17年11月及び平成18年６月に各府省等に対して、「旅行命令権者及び各部局庶務担当者による出張計画等の確認」及び「旅費の支出又は支払をする者による請求内容・証明資料の確認」の充実・強化等の措置を図るよう通知したところである。 今後とも、これらの措置を着実に講ずることにより指摘事項の再発防止に努めるとともに、国民の信頼にこたえるよう旅費の厳正な執行について取り組んでまいる所存である。
(9)独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営するスポーツ振興くじ（いわゆる「toto」）については、売上実績が当初の目標を下回り、その目的であるくじ収益からスポーツ振興事業への助成も少額にとどまっている上に、くじの販売業務等の委託経費により生じた累積欠損金が多額に上り、また、運営状況及び財政状況が財務諸表に適切に反映されていなかったことは、看過できない。	(9)独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの累積債務については、平成17年度までに生じた未払委託料を長期借入れにより平成18年9月に一括返済し、スポーツ振興投票等業務を安定的に運営する環境を整えたところである。 同センターにおいては、平成18年10月に中期計画の変更を行い、売上目標額の設定、債務返済計画の策定を行う

政府は、独立行政法人日本スポーツ振興センターに対して、累積欠損金の解消に向けた現実的で国民の理解を得られる対応を求め、その負担が国民に及ぶことがないよう尽力するとともに、「toto」の制度そのものの在り方を再検討すべきである。	など、同業務の財務内容の健全化に努めるとともに、新たなくじの販売促進、販売方法の拡充等、売上向上のための取組を行っているところである。 また、文部科学省においては、平成18年９月に同センターの中期目標の変更を行い、債務返済計画の達成状況について監視するとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会における厳格な評価を踏まえ、同業務の抜本的な見直しを行うこととしたところである。 今後とも、このような取組を通じて、繰越欠損金の解消に向け、同センターを指導していくとともに、同センターと連携して、売上向上による収益の確保及び業務の効率的な実施等による経費の節減に努め、財務内容の健全化を図ることにより、スポーツ振興助成原資を確保するよう取り組んでまいる所存である。同時に、くじの売上状況等を注視しつつ、スポーツ振興投票等業務の実施体制の在り方も含め検討してまいりたい。
(10)社会保険庁は、市町村から国への保険料収納事務移管後６割台に低下した国民年金保険料の納付率を、平成19年度に８割にすることを目標にその向上に努めているところであるが、大阪府内を始め各地の社会保険事務所等において、国民年金保険料の未納者から保険料の免除あるいは猶予の申請がないにもかかわらず、不正に保険料の免除手続等が行われ、かつ、社会保険庁が累次にわたって内部調査を行った際には、複数の社会保険事務局から不正行為を隠蔽する虚偽報告が行われるなど、不正な免除手続の実態が次々と発覚したことは、極めて遺憾である。 政府は、未納者の増加の背景には平成14年度の制度変更及び不況等による多数の勤労者の厚生年金から国民年金への移	(10)国民年金保険料の免除等に係る不適正事務処理問題については、社会保険庁において、累次の調査を経て、平成18年８月に第３次調査報告書を取りまとめ、関係職員に対して停職を含む厳正な処分を行うとともに、降任・降格を含む厳しい人事上の対応の措置を講じたところである。 今回の事案発生を踏まえ、再発防止策として、これまでに法令遵守意識の徹底、社会保険事務局・事務所独自の判断による事務処理を防止するための業務の標準化・統一化の徹底等の措置を講じたところである。 また、公的年金制度の仕組みや基本理念を正しく理解していただくため、積極的に広報及び年金教育に取り組んでいる

動があった事情も考慮し、高齢者の生活の基礎的部分を担う公的年金の保険料収納において、かかる事態が生じたことを重く受け止め、職員の意識改革及び内部規律の遵守を徹底し、収納事務の適正な執行を図るとともに、国民年金制度に対する国民の理解の向上に努め、未納者の実情を熟知する市町村との協力をさらに強めるなど、国民年金保険料の納付向上及び減免制度の周知徹底による真に納付不能な人の救済に一層努力すべきである。	ところである。 さらに、国民年金保険料の収納対策に当たっては、市町村との連携を強めつつ、未納者の負担能力に応じたきめ細かな対策を行うこととしており、具体的には、市町村から提供を受けた所得情報を適切に活用し、保険料負担能力が乏しい場合には、免除等の周知と手続勧奨を行うことにより、確実に年金受給権に結び付けること、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には、差押えを含む強制徴収による厳正な対応を図ること等に取り組んでいるところである。 今後、更に、国民年金保険料の収納対策をはじめとする業務改革、職員の意識改革及び組織改革を強力に推進し、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。
(11)厚生労働省において、広島労働局における不正経理を受け、全国の都道府県労働局に対し特定監査を行い兵庫労働局における旅費等の不正支出を発見したが、その後の警察の捜査により特定監査で判明した以外にも同労働局において多額の不正経理が行われていたこと等が明らかとなった。さらに、会計検査院の検査において、北海道労働局ほか５労働局においても、庁費、謝金、旅費等の不正支出や職員による国庫金の領得などの事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。 政府は、特定監査において北海道労働局等における不正支出等を確認できなかったこと、並びに２年続けて都道府県労働局に係る警告を受けたことを重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の粛正についての指導監督に努めるべきである。	(11)厚生労働省都道府県労働局における不正経理等については、会計検査院の指摘を受け、国家公務員倫理審査会に諮った上で、平成18年12月までに、関係者の厳正な処分を行うとともに、その結果を公表したところである。 都道府県労働局における不正経理を根絶するため、これまで、公務員倫理の徹底及び綱紀保持、会計法令に基づく適正な経理事務の徹底はもとより、会計監査の充実や、随意契約に係る審査組織の各労働局への設置など審査体制の整備等とともに、都道府県労働局の会計経理に係る本省の指導体制を強化してきたところである。 今後、更に、外部専門家の参画による法令遵守体制の整備及び内部監査の一層の強化を図ることにより、二度と不正経理を生じさせないよう再発防止を強化・徹底し、労働行政の信頼回復に努めてまいる所存である。

平成十七年度決算審査における質疑の主な項目は、①都道府県労働局における不正経理問題、②社会保険庁におけるずさんな年金給付及び年金記録管理、③官製談合と天下り、④特殊法人の独立行政法人化等に伴う会計処理の見直し、⑤電子申請等のＩＴ利用促進、⑥独立行政法人改革、などである。

締めくくり総括質疑を終局した後、委員長より平成十七年度決算の議決案が示された。その内容は、「１．本件決算は、これを是認する。２．内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下６項目＜略＞）」というものである。

討論では、民主党・新緑風会より、平成十七年度決算外２件について是認することに反対、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党及び公明党より、平成十七年度決算外２件について是認することに賛成するとともに、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。続いて、日本共産党より、平成十七年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成十七年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、国有財産無償貸付状況総計算書について是認することに賛成、内閣に対し警告することについて賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、まず、決算審査によって明らかとなった問題点を指摘した10項目から成る平成17年度決算審査措置要求決議について全会一致をもって議決した。措置要求決議の内容は、①特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上、②独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直し、③電子申請等のＩＴ利用促進、④科学技術関係補助金等の不正使用防止、⑤保険金不払い等の再発防止と利用者保護、⑥地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督、⑦無償資金協力に係る入札及び案件監理体制、⑧特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用、⑨公会計の整備、⑩裁判員フォーラム開催に係る不適正経理、である。

次に、平成十七年度決算外２件についていずれも多数をもって是認すべきものと議決し、内閣に対し警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対する警告は、①タウンミーティング開催におけるコスト意識の欠如した不適切な運営、②都道府県労働局における不正経理、③社会保険庁における多数の年金給付及び年金記録管理の誤り等、④国土交通省発注の水門工事及び緑資源機構発注の林道整備調査をめぐる官製談合事件、⑤原子力発電所の臨界事故等トラブル隠し、⑥基地周辺対策における公金の不適正な支出等、である。

また、２月21日、タウンミーティングの運営に関する請負契約について、６月11日、①独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況、②独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況、の２項目について、国会法第105条

に基づく会計検査院への検査要請を行うことを決定した。

予備費関係　予備費案件については、**平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）外１件**が第164回国会の平成18年３月17日に、**平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外２件**が同国会の同年５月19日に提出され、衆議院において継続審査となっていた。

予備費関係５件は、平成19年５月11日に衆議院から送付され、５月25日に委員会に付託された。

委員会においては、５月28日、これら５件を一括して議題とし、尾身財務大臣から説明を聴取した後、平成十七年度決算外２件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成十七年度一般会計予備費（その１）及び平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額（その１）について反対、その他の予備費関係３件について賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、予備費関係５件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

（２）委員会経過

○平成19年２月21日（水）（第１回）

- ○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- ○**平成十六年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置**について尾身財務大臣から説明を聴いた後、**平成16年度決算審査措置要求決議について政府及び会計検査院の講じた措置**について尾身財務大臣及び大塚会計検査院長から説明を聴いた。
- ○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成19年３月16日（金）（第２回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成十七年度決算外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- ○**平成十七年度決算外２件に関し、平成十六年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成16年度決算審査措置要求決議について政府及び会計検査院の講じた措置**について尾身財務大臣、渡辺国務大臣、松岡農林水産大臣、高市国務大臣、麻生外務大臣、菅総務大臣、塩崎内閣官房長官、富田財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、山下栄

一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年４月９日（月）（第３回）― 省庁別審査 ―

○**平成十七年度決算外２件中、政府関係機関関係**について林内閣府副大臣、渡辺国土交通副大臣、富田財務副大臣、大野総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人中小企業金融公庫総裁安居祥策君、独立行政法人住宅金融支援機構理事吉井一弥君、同機構理事長島田精一君、農林漁業金融公庫総裁高木勇樹君、国民生活金融公庫総裁薄井信明君、沖縄振興開発金融公庫理事長松田浩二君、日本政策投資銀行総裁小村武君、国際協力銀行総裁篠沢恭助君及び公営企業金融公庫総裁渡邉雄司君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、大久保勉君（民主）、藤末健三君（民主）、弘友和夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年４月16日（月）（第４回）― 省庁別審査 ―

○**平成十七年度決算外２件中、外務省及び防衛庁関係**について麻生外務大臣、久間防衛大臣、浅野外務副大臣、山本経済産業副大臣、椎名財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、小泉昭男君（自民）、柳澤光美君（民主）、犬塚直史君（民主）、弘友和夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年４月23日（月）（第５回）― 省庁別審査 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十七年度決算外２件中、文部科学省及び厚生労働省関係**について伊吹文部科学大臣、柳澤厚生労働大臣、石田厚生労働副大臣、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤井基之君（自民）、西島英利君（自民）、神本美恵子君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年４月27日（金）（第６回）― 省庁別審査 ―

○**平成十七年度決算外２件中、国会、会計検査院、財務省及び金融庁関係**について山本内閣府特命担当大臣、尾身財務大臣、富田財務副大臣、水野法務副大臣、河合総務大臣政務官、川村参議院事務総長、大塚会計検査院長、政府参考人、参考人独立行政法人住宅金融支援機構理事長島田精一君及び日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、犬塚直史君（民主）、直嶋正行君（民主）、大久保勉君（民主）、弘友和夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年５月９日（水）（第７回）― 省庁別審査 ―

○**平成十七年度決算外２件中、皇室費、内閣、内閣府本府及び総務省関係**について塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、菅総務大臣、高市国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、富田財務副大臣、渡辺国土交通副大臣、大塚会計検査院長、谷人事院総裁、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島眞人君（自民）、朝日俊弘君（民主）、藤本祐司君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年５月14日（月）（第８回）― 省庁別審査 ―

○**平成十七年度決算外２件中、法務省、国土交通省、警察庁及び裁判所関係**について溝手国家公安委員会委員長、冬柴国土交通大臣、長勢法務大臣、林内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官、大塚会計検査院長、谷人事院総裁、政府参考人、最高裁判所当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事尾見博武君及び同機構理事長小野邦久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、西島英利君（自民）、朝日俊弘君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、小林美恵子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成19年５月21日（月）（第９回）― 省庁別審査 ―

○**平成十七年度決算外２件中、農林水産省、経済産業省及び環境省関係**について松岡農林水産大臣、甘利経済産業大臣、若林環境大臣、富田財務副大臣、竹島公正取引委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、小泉昭男君（自民）、藤本祐司君（民主）、藤末健三君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成19年５月28日（月）（第10回）― 締めくくり総括的質疑 ―

○**平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第164回国会提出）（衆議院送付）**

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第164回国会提出）（衆議院送付）

以上５件について尾身財務大臣から説明を聴いた。

○**平成十七年度決算外２件**及び**予備費関係５件**について柳澤厚生労働大臣、菅総務大臣、

伊吹文部科学大臣、冬柴国土交通大臣、尾身財務大臣、久間防衛大臣、渡辺国務大臣、下村内閣官房副長官、大塚会計検査院長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第164回国会提出）（衆議院送付）

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第164回国会提出）（衆議院送付）

以上５件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、小池正勝君（自民）、柳澤光美君（民主）、藤末健三君（民主）、尾立源幸君（民主）、山下栄一君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）

（平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

（平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））

賛成会派　自民、公明、社民

反対会派　民主、共産

（平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派　自民、公明、共産、社民

反対会派　民主

（平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派　自民、公明、共産、社民

反対会派　民主

（平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））

賛成会派　自民、公明、共産、社民

反対会派　民主

○平成19年６月11日（月）（第11回）― 締めくくり総括質疑 ―

○理事の補欠選任を行った。

○**平成十七年度決算外２件**について安倍内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、赤城農林水

産大臣、高市内閣府特命担当大臣、久間防衛大臣、柳澤厚生労働大臣、若林環境大臣、甘利経済産業大臣、尾身財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成17年度決算審査措置要求決議を行い、**平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書**を議決し、

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書及び**平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書**をいずれも是認すべきものと議決した後、

尾身財務大臣、塩崎内閣官房長官、渡辺国務大臣、高市国務大臣、山本内閣府特命担当大臣、菅総務大臣、麻生外務大臣、柳澤厚生労働大臣、赤城農林水産大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、久間防衛大臣及び最高裁判所当局から発言があった。

〔質疑者〕泉信也君（委員長質疑）、三浦一水君（自民）、※西銘順志郎君（自民）、谷博之君（民主）、※大塚耕平君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小池晃君（共産）、又市征治君（社民）　※関連質疑

（平成17年度決算審査措置要求決議）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書）

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

（内閣に対する警告）

賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民

反対会派　なし

（平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民

（平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派　自民、公明、共産、社民

反対会派　民主

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成19年７月５日（木）（第12回）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）決算・予備費の概要

平成十七年度一般会計歳入歳出決算、平成十七年度特別会計歳入歳出決算、平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十七年度政府関係機関決算書

平成十七年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆２億円、歳出決算額は85兆5,195億円であり、差引き３兆4,806億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十八年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第６条の純剰余金は9,009億円である。

平成十七年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は452兆1,410億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は401兆1,835億円である。

平成十七年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は60兆6,966億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は59兆9,724億円であるため、差引き7,242億円の残余を生じた。

平成十七年度政府関係機関決算書における８機関の収入済額を合計した収入決算額は４兆7,104億円、支出済額を合計した支出決算額は４兆1,028億円である。

〈平成十七年度一般会計歳入歳出決算の概要〉

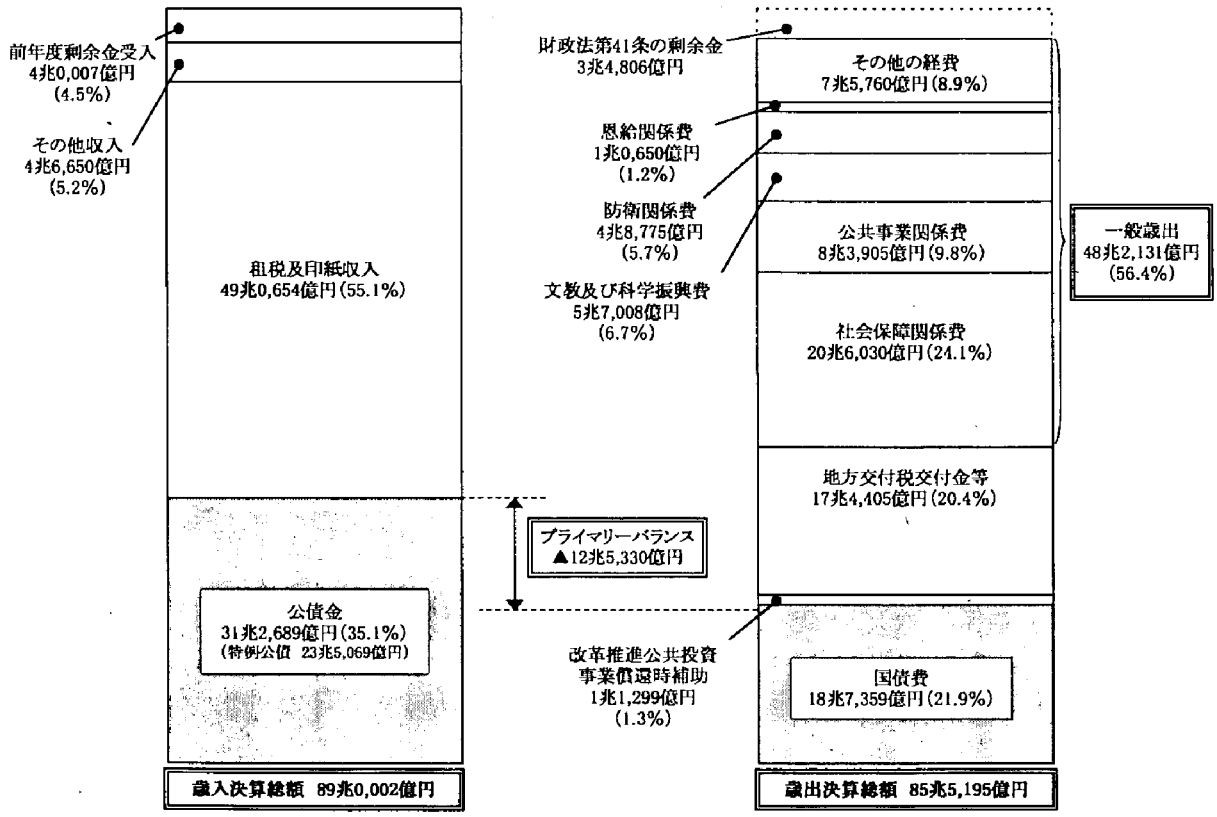

(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、翌年度への繰越額１兆9,143億円、16年度までに発生した剰余金の使用残額623億円、地方交付税交付金等特定財源増6,030億円、財政法第６条の純剰余金9,009億円である。　　(資料)「平成17年度 決算の説明」等より作成

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十七年度国有財産増減及び現在額総計算書における17年度中の国有財産の差引純減少額は10兆183億円、17年度末現在額は85兆2,014億円である。

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書

平成十七年度国有財産無償貸付状況総計算書における17年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は179億円、17年度末現在額は１兆743億円である。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成17年４月19日から17年12月13日までの間に使用を決定した金額は996億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費752億円、②イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費86億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

平成17年６月17日から17年11月29日までの間に決定した経費増額総額は775億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額293億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額202億円などである。

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成18年３月17日から18年３月22日までの間に使用を決定した金額は111億円で、その内訳は、①豪雪に伴う道路事業に必要な経費97億円、②家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

特別会計予備費予算総額１兆6,521億円のうち、平成18年３月22日から18年３月31日までの間に使用を決定した金額は20億円で、その内訳は、道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費20億円などである。

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

平成18年３月22日から18年３月31日までの間に決定した経費増額総額は767億円で、その内訳は、①労働保険特別会計徴収勘定における労働保険料の他勘定へ繰入れに必要な経費の増額642億円、②道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額97億円などである。

（4）委員会決議

—— 平成17年度決算審査措置要求決議 ——

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1　特殊法人の独立行政法人化等に係る会計処理の透明性の向上について

特殊法人が独立行政法人や株式会社に移行するに当たり、会計基準の変更に伴い発生した欠損金等について、法律に基づき、国からの出資金や貸付金を減少させるなどの会計上の処理が行われることがあるが、その結果として減少した国の資産の額は必ずしも明らかにはなっていない。また、特殊法人等の独立行政法人化により、運営費交付金の使途などに関する国会における財政統制が困難になっている。

政府は、特殊法人の独立行政法人化等に伴い減少した国の資産の額及び減少した理由について法人別に明確にし、説明責任を果たすべきである。また、政策金融機関の整理・統合に当たっては、会計基準の変更に伴い発生する欠損金を国の資産により手当てすることに慎重であるべきであり、今後、これら欠損金について措置を講じた場合は、その内容を本委員会に報告すべきである。さらに、独立行政法人化により無償譲渡された政府資産の処分状況を始め、運営費交付金の使途及び剰余金の状況等については、その内容を厳しく精査し、情報公開に努めるべきである。

2　独立行政法人の業務発注に係る契約方式及び事務事業の見直しについて

独立行政法人の業務発注に係る契約方式に関して、随意契約の限度額を国の基準よりも高く設定している法人が数多く見られるほか、一般競争入札方式でありながら落札率100％で発注している例も散見される。

また、関連法人への天下りが多数に上るほか、それらの関連法人に対し、随意契約で業務を発注している実態が明らかになっている。

政府は、101独立行政法人すべてを対象に見直しを行い、年内を目途に整理合理化計画を策定することとしているが、このような状況にかんがみ、その業務発注に係る契約方式及び事務事業について徹底した調査、見直しを行うべきである。

3　電子申請等のＩＴ利用促進について

政府は、平成13年以降数次にわたってＩＴ戦略を策定してきた。その重点分野の一つに電子政府の実現があり、国民の利便性の向上・行政運営の効率化の観点から、それまで書面で行われていた申請や入札手続の電子化が進められた。

しかし、電子申請システムの利用率は著しく低迷している。例えば、総額約40億円が投じられた外務省所管の旅券電子申請システムは、累計の利用件数が約300件にとどまり、運用開始からわずか２年８か月で停止された。また、平成16年度の電子申請率は、汎用システム及び専用システム合計で0.94％と極めて低い状況であることが、平成17年度決算検査報告に掲記されている。

政府は、ＩＴ新改革戦略において、オンライン利用率を2010年度までに50％以上にする

との目標を掲げているところであり、今後、より一層積極的に周知活動を行うとともに、ワンストップサービスの徹底や添付書類のオンライン化など利便性を向上させ、利用率目標の確実な達成に努めるほか、利用度の低い電子申請システムについて要・不要を再検討し、冗費節減に努めるべきである。

4　科学技術関係補助金等の不正使用防止について

歳出削減が進められる中で、例外的に科学技術関係経費は増加してきた。特に、科学研究費補助金等の競争的資金は、研究者の研究費選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献するものとして充実が図られ、拡大の一途をたどってきた。しかし一方で、研究者による競争的資金の不正使用が次々と発覚し、科学技術関係の補助金及び委託費に対する国民の不信を招いている。

研究者による補助金等の不正使用が発生する要因として、受ける側の研究者の意識の問題だけでなく、特定の研究者への過度の資金の集中、省庁や制度ごとのルールの違いなど、補助金等を出す側の行政における制度・運用面での問題も指摘されている。また、不正に対するチェックの甘さや体制の不備があったことも否定できない。

政府は、このような要因を踏まえ不正防止策を講じているところであるが、研究活動の委縮を招くことのないよう留意しつつ、科学技術関係補助金等の不正使用根絶を目指して、各競争的資金制度を所管する関係府省の密接な連携を図り、必要な措置を早急に講ずべきである。

5　保険金不払い等の再発防止と利用者保護について

一昨年来、生命保険及び損害保険各社において、保険金の不払いや支払い漏れ、保険料の取り過ぎなどの利用者保護に欠ける事態が明らかになっている。平成19年４月現在、生命保険会社の保険金の支払い漏れは、全38社中37社から平成17年度までの５年間で計約44万件、総額約359億円に上ることが公表されており、また損害保険では、平成18、19年に自動車保険等の支払い漏れや第三分野における不払いにより８社が業務停止命令を受けたのを始め、平成19年３月には、損害保険６社で、10万件を超える火災保険料の取り過ぎがあったことが公表されている。この間、金融庁の指示により各保険分野での調査が行われるたびに、不適切な実態が新たに判明し、いまだに最終的な件数・金額の全体規模が確定できない状況となっている。

政府は、生命保険及び損害保険制度の重要性にかんがみ、利用者保護の観点から、各保険会社の業務改善状況、進行中の調査の進捗状況などを十分に把握し、各保険会社に対して、再発防止及び保険契約者保護のための実効性ある措置を講じるよう指導監督に努め、利用者並びに国民の信頼回復になお一層尽力すべきである。

6　地方自治体の裏金、官製談合に対する指導監督について

総額17億円にも上る多額の裏金ねん出が発覚した岐阜県を始め、長崎県、大阪府等においても裏金の存在が明らかになり、また、福島県、和歌山県、宮崎県では県発注工事に係る談合事件で知事や出納長が逮捕されるなど、地方行政に対する国民の信頼を失墜させる事態が相次いでいる。

その背景として、自治体の監査委員が十分に機能していないことや、外部監査制度を導入する自治体が少数にとどまっていることに加え、地方自治体の入札制度において、一般競争入札の対象となる工事の下限価格が国の基準である２億円を上回っているところが複数存在するなど、自治体の取組に差が生じていることなどが指摘されている。

政府は、監査対象、監査方法の統一的な基準作成に努めるとともに、地方自治体に対し、外部監査制度の導入促進、情報公開の徹底及び一般競争入札拡大等の入札改革が図られるよう、積極的に助言、指導を行うべきである。

７　無償資金協力に係る入札及び案件監理体制について

一般プロジェクト無償資金協力に係る入札については、平成14年度決算検査報告等において落札率が高くなっているなどの指摘がなされてきたところであるが、平成16年度及び17年度の実績でも、落札率が99％以上となる事例が全体の約６割を占め、そのうち、不落随契となった事例が多数に上るなど、依然として競争性の向上が必要な状況にある。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件については、案件終了時の現場確認や事後のフォローアップの実施状況が不十分な在外公館も多く見られ、それらの公館では我が国の供与した資金の利用状況等に関する検証が十分になされているとは言えない。

政府は、現在の厳しい財政状況及び国内における入札制度をめぐる議論を踏まえ、海外での事業であるという特殊性を過度に強調することなく、入札参加資格の一層の緩和等を通じた競争性の向上に努めるべきである。また、在外公館が中心となって行う草の根・人間の安全保障無償資金協力については、外部委嘱員制度等を活用して事業規模に見合った体制の整備等に努め、在外公館が責任を持って資金の利用状況等を検証すべきである。

８　特別会計の剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用について

第166回国会において特別会計に関する法律が成立したことに伴い、剰余金については、一般会計への繰入れが共通ルール化され、積立金については、その必要性や水準等が各特別会計予算の積立金明細表に公表されることとなった。

しかしながら、恒常的に繰入れが行われてきた外国為替資金特別会計を除けば、剰余金からの一般会計への繰入れは少額にとどまっており、積立金明細表における必要性や水準等の記載は、そのほとんどが抽象的文言となっている。

また、特別会計の数は減少したものの、多くの勘定がそのまま存続している。

政府は、すべての特別会計の剰余金の使途をより一層精査するとともに、積立金の必要性及び水準等について、積立金明細表に特別会計の業務の性格に応じて明確な基準を示し、現在掲げられている20兆円の財政健全化への貢献目標にとどまることなく、剰余金及び積立金の財政健全化のための更なる活用を図るなど、今後も特別会計の不断の見直しに努めるべきである。

９　公会計の整備について

近年、予算書・決算書で把握されている現金のフロー情報に加え、公的資金で形成された資産や国債等の債務残高といったストック情報を含めた国の財務状況全体を把握し、管理することが重要となっており、政府は、企業会計の考え方を用いた「国の財務書類」や

「省庁別財務書類」を作成するなど公会計の整備に取り組んでいる。しかし、これら財務書類は歳入歳出決算の計数を用いて作成されているため、その公表は決算の国会への提出時期から大幅に遅れている。

政府は、その重要性にかんがみ、「国の財務書類」等を早期に公表できるよう、財務書類を速やかに作成するためのシステムの導入について検討を進めるべきである。

10　裁判員フォーラム開催に係る不適正経理について

最高裁判所は、法を適用し争訟について裁定を行う司法機関であり、司法の公正と国民の信頼を保持するためにも、常に自らを厳しく律することが求められる。

平成17年度に最高裁判所が主催した裁判員制度全国フォーラムの一部において、共催した地方新聞社等が謝礼を支払って参加を募るなど、不適切な募集行為が行われていたことが発覚した。そのほか、同フォーラム開催に当たって締結された契約、新聞広告や映画制作などに関する契約において、会計法令上好ましくない、さかのぼり契約が行われていたことが明らかになった。

最高裁判所は、職員の意識改革を徹底し、会計・契約事務の効率化、適正化を図り、裁判員制度広報にかかわる予算の効率的かつ厳格な執行に努め、裁判員制度に対する国民の理解を深めるべきである。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	草川	昭三（公明）	櫻井	新（自民）	岡崎	トミ子（民主）
理　事	中原	爽（自民）	山東	昭子（自民）	木俣	佳丈（民主）
理　事	福島	啓史郎（自民）	中曽根	弘文（自民）	鈴木	寛（民主）
理　事	山崎	力（自民）	橋本	聖子（自民）	田名部	匡省（民主）
理　事	松岡	徹（民主）	保坂	三蔵（自民）	千葉	景子（民主）
理　事	風間	昶（公明）	松田	岩夫（自民）	松下	新平（民主）
理　事	渡辺	孝男（公明）	山内	俊夫（自民）	福本	潤一（公明）
	北岡	秀二（自民）	脇	雅史（自民）	吉川	春子（共産）
	沓掛	哲男（自民）	家西	悟（民主）	近藤	正道（社民）
	小林	温（自民）	大江	康弘（民主）	亀井	郁夫（国民）

（19.3.14 現在）

（1）審議概観

第166回国会において、本委員会は、「行政の活動状況に関する件」をテーマに調査を行ったほか、時事的な問題についても調査を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

３月14日、政策評価の現状に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について菅総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取したほか、政府開発援助に対する検査状況に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴取した。

４月11日、政策評価の現状に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び政府開発援助に対する検査状況に関する件について質疑を行ったほか、行政評価等プログラムに関する件について、菅総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明をそれぞれ聴取した。

質疑では、政策評価の現状に関する件については、少年の非行対策に関する政策評価結果を受けての関係府省の対応、少年非行防止に向けた規範意識育成施策の充実や文科・厚労両省連携の必要性などが、行政評価・監視活動実績の概要に関する件については、地方支分部局等における指導監督行政に関する調査実施によって得られた効果、鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視結果を踏まえた事故再発防止策などが取り上げられた。このほか、夕張市財政再建に対する国・道の責任及び支援の在り方、番組ねつ造問題等への対処についての政府の考え方、自治体病院の赤字の原因と対策、交通事故の現場検証に被害者を立ち会わせる必要性、トンネルじん肺訴訟判決と今後の国の対応、ＪＡＬにおける深夜勤務免除職員の勤務体制適正化の必要性、特

別会計における積立金の適正化の必要性などの諸問題が取り上げられた。

５月14日、行政改革の実施状況に関する件について渡辺国務大臣から説明を聴取した後、行政評価等プログラムに関する件及び行政改革の実施状況に関する件について質疑を行った。

質疑では、行政改革の実施状況に関する件については、医療分野も含めた公務員の定員削減が医師不足を深刻化させていることについての認識と対応策などが取り上げられた。このほか、代表質問に対する刑事司法の在り方、日豪ＥＰＡ交渉に当たっての農産品などセンシティブな品目への対応、地方公務員の分限処分における適正さ確保の必要性、電力各社の不正に対する行政処分の在り方、教育委員会の在り方を見直す必要性などの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成19年３月14日（水）（第１回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○政策評価の現状に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について菅総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- ○政府開発援助に対する検査状況に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴いた。

○平成19年４月11日（水）（第２回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○政策評価の現状に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件及び政府開発援助に対する検査状況に関する件について菅総務大臣、冬柴国土交通大臣、武見厚生労働副大臣、河合総務大臣政務官、小渕文部科学大臣政務官、松野厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

  〔質疑者〕山崎力君（自民）、松下新平君（民主）、渡辺孝男君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）
- ○行政評価等プログラムに関する件について菅総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

○平成19年５月14日（月）（第３回）

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○行政改革の実施状況に関する件について渡辺国務大臣から説明を聴いた後、行政評価等プログラムに関する件及び行政改革の実施状況に関する件について柳澤厚生労働大臣、伊吹文部科学大臣、菅総務大臣、国井農林水産副大臣、奥野法務大臣政務官、浜

田外務大臣政務官、松山経済産業大臣政務官、椎名財務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官、大島参議院法制局長、谷人事院総裁、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山内俊夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、風間昶君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年７月５日（木）（第４回）

○行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	市川	一朗（自民）	岡田	直樹（自民）	富岡	由紀夫（民主）
理　事	岩永	浩美（自民）	荻原	健司（自民）	那谷屋	正義（民主）
理　事	岸	宏一（自民）	神取	忍（自民）	林	久美子（民主）
理　事	山本	順三（自民）	末松	信介（自民）	平田	健二（民主）
理　事	加藤	敏幸（民主）	中村	博彦（自民）	水岡	俊一（民主）
理　事	高嶋	良充（民主）	二之湯	智（自民）	浮島	とも子（公明）
理　事	西田	実仁（公明）	野村	哲郎（自民）	谷合	正明（公明）
	阿部	正俊（自民）	尾立	源幸（民主）		
	秋元	司（自民）	大久保	勉（民主）		

（19.1.25 現在）

庶務関係小委員（15名）

小委員長	阿部	正俊（自民）	中村	博彦（自民）	高嶋	良充（民主）
	岩永	浩美（自民）	野村	哲郎（自民）	那谷屋	正義（民主）
	岡田	直樹（自民）	山本	順三（自民）	水岡	俊一（民主）
	神取	忍（自民）	大久保	勉（民主）	谷合	正明（公明）
	岸	宏一（自民）	加藤	敏幸（民主）	西田	実仁（公明）

（召集日 現在）

図書館運営小委員（15名）

小委員長	平田	健二（民主）	岸	宏一（自民）	加藤	敏幸（民主）
	秋元	司（自民）	末松	信介（自民）	高嶋	良充（民主）
	岩永	浩美（自民）	二之湯	智（自民）	富岡	由紀夫（民主）
	岡田	直樹（自民）	山本	順三（自民）	浮島	とも子（公明）
	荻原	健司（自民）	尾立	源幸（民主）	西田	実仁（公明）

（19.3.28 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の３件であり、いずれも可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査等〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館の事務の合理化を図るため、国立国会図書館の館長が作成する出版物の目録又は索引について、その提供方法を見直すとともに、出版物を寄贈した発行者等に対して当該出版物が登載された目録を送付する事務を廃止するものである。

本法律案は、３月27日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、28日に全会

一致をもって可決された。

国会職員法の一部を改正する法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めるものである。

本法律案は、４月26日に衆議院から提出、５月８日、本委員会に付託され、９日に全会一致をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずるものである。

本法律案は、４月26日に衆議院から提出、５月８日、本委員会に付託され、９日に全会一致をもって可決された。

なお、１月25日に、防衛庁の防衛省への移行に伴い所要の規定の整理を行う**参議院規則の一部を改正する規則案**及び**参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案**について、委員会の審査を省略し、本会議に上程することを決定した。

（２）委員会経過

○平成19年１月24日（水）（第165回国会閉会後第１回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成19年度予定経費要求及び平成18年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について決定した。

○平成19年１月25日（木）（第１回）

一、外交防衛委員長及び文教科学委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会及び日本国憲法に関する調査特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党１人　計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党９人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人　計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会13人、公明党３人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各１人　計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会７人、公明党２人、日本共産党１人　計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会10人、公明党３人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各１人　計30人

日本国憲法に関する調査特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党４人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党各１人　計35人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党８人、民主党・新緑風会５人、公明党２人　計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、参議院規則の一部を改正する規則案（市川一朗君外６名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

一、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（市川一朗君外６名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

一、常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年１月26日（金）（第２回）

一、本会議における内閣総理大臣外３国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り　１月30日及び31日

ロ、時　間　自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人　数　自由民主党及び民主党・新緑風会各３人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各１人

ニ、順　序　１民主党・新緑風会　２自由民主党　３公明党　４民主党・新緑風会　５自由民主党　６民主党・新緑風会　７自由民主党　８日本共産党　９社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年１月30日（火）（第３回）

一、事務総長から副議長の辞任願に関する報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年１月31日（水）（第４回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年２月６日（火）（第５回）

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年２月14日（水）（第６回）

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年２月21日（水）（第７回）

一、次の件について林内閣府副大臣、武見厚生労働副大臣及び望月国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ロ、公益認定等委員会委員の任命同意に関する件

ハ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ニ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ホ、航空・鉄道事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月９日（金）（第８回）

一、荒井正吾君の議員辞職を許可することに決定した。

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。

一、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月14日（水）（第９回）

一、本会議における平成十九年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月16日（金）（第10回）

一、特別会計に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月23日（金）（第11回）

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月26日（月）（第12回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月28日（水）（第13回）

一、**国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）**を可決した。
（衆第10号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　なし
一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。
一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。
一、国立国会図書館長黒澤隆雄君の辞任を承認することに決定した。
一、国立国会図書館長に長尾眞君を任命することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年３月29日（木）（第14回）

一、次の件について鈴木内閣官房副長官、平沢内閣府副大臣、林内閣府副大臣、大村内閣府副大臣、水野法務副大臣及び富田財務副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
イ、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件
ロ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件
ハ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
ニ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件
ホ、地方分権改革推進委員会委員の任命同意に関する件
ヘ、公認会計士・監査審査会会長及び同委員の任命同意に関する件
ト、預金保険機構監事の任命同意に関する件
チ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
リ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月11日（水）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月13日（金）（第16回）

一、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月16日（月）（第17回）

一、日本国憲法の改正手続に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各５分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月18日（水）（第18回）

一、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月20日（金）（第19回）

一、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月25日（水）（第20回）

一、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年４月27日（金）（第21回）

一、少年法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月９日（水）（第22回）

一、**国会職員法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）**を可決した。
（衆第21号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　なし

一、**国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）**を可決した。
（衆第22号）賛成会派　自民、民主、公明
反対会派　なし

一、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の制定に関する件について決定した。

一、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分
ロ、人　数　各派１人
ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月11日（金）（第23回）

一、株式会社商工組合中央金庫法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月14日（月）（第24回）

一、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月16日（水）（第25回）

一、地方公営企業等金融機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月18日（金）（第26回）

一、ちゅらの会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月21日（月）（第27回）

一、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、日本国教育基本法案、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月23日（水）（第28回）

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月25日（金）（第29回）

一、更生保護法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年５月30日（水）（第30回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月１日（金）（第31回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月４日（月）（第32回）

一、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月６日（水）（第33回）

一、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月８日（金）（第34回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月11日（月）（第35回）

一、国家公務員法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　各派１人

ハ、順　序　大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月13日（水）（第36回）

一、公認会計士法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時　間　民主党・新緑風会15分

ロ、人　数　１人

一、本会議において国際問題に関する調査会、経済・産業・雇用に関する調査会及び少子高齢社会に関する調査会の報告を聴取することに決定した。

一、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案（広中和歌子君外８名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月15日（金）（第37回）

一、本会議において政府開発援助等に関する特別委員会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月20日（水）（第38回）

一、次の件について大村内閣府副大臣、田村総務副大臣、遠藤文部科学副大臣、武見厚生労働副大臣及び望月国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、公正取引委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事の任命同意に関する件

ニ、電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件

ホ、公害等調整委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

チ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

リ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ヌ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件

一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、地方制度調査会委員の推薦について決定した。
一、外交防衛委員長田浦直君解任決議案（柳田稔君外５名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、文教科学委員長狩野安君解任決議案（佐藤泰介君外５名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年６月29日（金）（第39回）

一、厚生労働大臣柳澤伯夫君問責決議案（輿石東君外17名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（輿石東君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、厚生労働委員長鶴保庸介君解任決議案（津田弥太郎君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成19年７月５日（木）（第40回）

一、元内閣総理大臣故宮澤喜一君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成19年１月24日（水）（第165回国会閉会後第１回）

○参議院の平成19年度予定経費要求及び平成18年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について協議決定した。

図書館運営小委員会

○平成19年１月24日（水）（第165回国会閉会後第１回）

○国立国会図書館の平成19年度予定経費要求及び平成18年度予定経費補正要求（第１号）に関する件について協議決定した。

○平成19年３月28日（水）（第１回）

○次の件について協議決定した。

イ、国立国会図書館法の一部改正に関する件

ロ、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件

ハ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

ニ、東洋文庫との支部図書館契約の解消に関する件

（３）議案の要旨

○成立した議案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、全国書誌の提供方法の変更

館長が出版を行うものとされている全国書誌（日本国内で刊行された出版物の目録又は索引）の提供方法を変更する。

二、全国書誌の送付事務の廃止

国立国会図書館に出版物を寄贈した発行者又は出版物を遺贈した発行者の相続人に対して当該出版物を登載した全国書誌を送付する事務を廃止する。

三、施行期日等

１　この法律は、平成19年４月１日から施行する。ただし、全国書誌の提供方法の変更は、同年７月１日から施行する。

２　平成19年３月31日までに国立国会図書館が発行者から寄贈又は遺贈を受けた出版物に係る全国書誌の送付については、なお従前の例による。

国会職員法の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一、各本属長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、任期を定めて国会職員を採用することができる。

二、各本属長は、一によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、両議院の議長が協議して定める場合に該当するときであって、当該専門的な知識経験を有する者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、任期を定めて国会

職員を採用することができる。

三、一及び二により採用される国会職員の任期及び任用の制限については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用を受ける職員の例による。

四、一、二及び三は、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並びに非常勤の職員の採用については、適用しない。

五、この法律は、平成20年４月１日から施行する。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会職員は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができる。

二、１人の育児短時間勤務国会職員が占める職に、他の１人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

三、育児短時間勤務国会職員の後補充のため、任期付短時間勤務国会職員（非常勤）を任用することができる。

四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子とし、部分休業の名称を育児時間とする。

五、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	江田	五月（民主）	竹山	裕（自民）	山本	孝史（民主）
理　事	佐藤	泰三（自民）	舛添	要一（自民）	白浜	一良（公明）
	青木	幹雄（自民）	佐藤	泰介（民主）		
	片山	虎之助（自民）	簗瀬	進（民主）		（召集日　現在）

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	福本	潤一（公明）		倉田	寛之（自民）		榛葉 賀津也（民主）
理　事	田村	公平（自民）		小池	正勝（自民）		那谷屋 正義（民主）
理　事	西島	英利（自民）		小斉平	敏文（自民）		羽田 雄一郎（民主）
理　事	松下	新平（民主）		段本	幸男（自民）		広田 一（民主）
理　事	水岡	俊一（民主）		中川	義雄（自民）		山本 香苗（公明）
	岩永	浩美（自民）		松村	祥史（自民）		仁比 聡平（共産）
	大仁田	厚（自民）		小林	元（民主）		（19.1.25 現在）

（1）審議概観

第166回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願１種類１件は保留とした。

〔国政調査等〕

３月16日、災害対策の基本施策について溝手内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、平成19年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

４月４日、平成19年能登半島地震による被害状況及びその対応について、溝手防災担当大臣から報告を聴取した。

同日、質疑を行い、平成19年能登半島地震災害復旧への防災担当大臣の決意、激甚災害への早期指定の是非、住宅本体再建の支援対象化を含む被災者生活再建支援法の早期見直し、大規模地震発生の切迫性が低い地域も念頭に置いた地震防災体制確立、避難所生活を送る高齢者及び要介護者等への心身両面に対するケアの在り方、応急仮設住宅の建設支援及びそのバリアフリー対応の必要性、能登有料道路等の早期復旧の見通し、避難所におけるプライバシー配慮の確保、市町村合併による自治体防災担当者の減少と地域防災力の低下への対応策、学校・病院施設の耐震化促進、各種ハザードマップの整備状況及びその作成促進、災害ボランティアへの支援体制拡充、輪島塗を含む地場産業支援対策などの諸問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成19年１月25日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年３月16日（金）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について溝手内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成19年度防災関係予算に関する件について平沢内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成19年４月４日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年能登半島地震による被害状況及びその対応について溝手内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○能登半島地震の特徴と復旧対策に関する件、被災者生活再建支援制度の見直しに関する件、高齢者等災害時要援護者への対応に関する件、罹災証明等の手続の簡素化に関する件、学校及び病院の耐震化に関する件、被災した伝統工芸産業への国の支援に関する件等について溝手内閣府特命担当大臣、平沢内閣府副大臣、谷本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、水岡俊一君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年６月20日（水）（第４回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成19年７月５日（木）（第５回）

○請願第2171号を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	黒岩	宇洋（民主）	佐藤	泰三（自民）	藤本	祐司（民主）
理　事	有村	治子（自民）	伊達	忠一（自民）	山根	隆治（民主）
理　事	西銘	順志郎（自民）	西田	吉宏（自民）	遠山	清彦（公明）
理　事	主濱	了（民主）	橋本	聖子（自民）	渡辺	孝男（公明）
理　事	円	より子（民主）	脇	雅史（自民）	紙	智子（共産）
	秋元	司（自民）	小川	勝也（民主）	大田	昌秀（社民）
	魚住	汎英（自民）	喜納	昌吉（民主）		（19.1.25 現在）

（1）審議概観

第166回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願１種類１件を採択した。

〔国政調査等〕

３月14日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、高市内閣府特命担当大臣、麻生外務大臣から所信を聴取した。また同日、第165回国会閉会後の１月11日及び12日に実施した北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴取した。

３月19日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、与那国島など国境の島で住民が安心して暮らせる施策の必要性、沖縄に企業等のバックアップセンターを作る施策を推進する意義、沖縄の金融特区の活用策、復帰後の沖縄と全国との所得格差が容易に縮小しない理由、那覇空港の国際競争力についての認識、地上デジタル放送移行に際し宮古・八重山地域で地元民放３社が視聴できる環境整備、普天間飛行場移設が難航することに伴う嘉手納以南の基地再編問題への対応、沖縄入港船舶に対する入国審査緩和特区申請の却下理由及び入港客船に対する今後の入管体制、在日米軍再編に伴う訓練移転による沖縄の負担軽減の有無、北方領土返還運動の啓発と教育との連携についての沖北担当大臣の所見、日ロ戦略対話及び日ロ首脳会談に対する外務大臣の所見、地元からの北方領土問題解決に向けた取組を行うための再構築提言書への政府の対応などが取り上げられた。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成19年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、現段階での普天間飛行場の移設に伴う進捗状況、再編実施のための日米のロードマップに記される６施設の土地返還の詳細計画の策定状況、沖縄における若年層の雇用促進と人材育成についての施策、沖縄における母子家庭に対する就労支援、沖縄の観光客増加に伴う関連産業での人材育成、沖縄の伝統工芸・文化の後継者育成、沖縄振興開発のためのこれまでの巨額な予算投下が沖縄の自立につながっていない理由、沖縄関係予算一括計上分の県への移

譲、北方領土返還に向けた青少年への啓発の具体的な取組、本年２月の安倍総理とフラトコフ首相との会談における北方領土問題の協議の概要、市立根室病院の医療体制の確保、ロシアのトロール船による漁具被害などについて質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成19年１月25日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年３月14日（水）（第２回）

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について高市内閣府特命担当大臣及び麻生外務大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年３月19日（月）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について麻生外務大臣、高市内閣府特命担当大臣、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西銘順志郎君（自民）、藤本祐司君（民主）、遠山清彦君（公明）、紙智子君（共産）

○平成19年３月22日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について高市内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、円より子君（民主）、藤本祐司君（民主）、渡辺孝男君（公明）、紙智子君（共産）、近藤正道君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年７月５日（木）（第５回）

○請願第1463号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	谷川	秀善（自民）	鴻池	祥肇（自民）	高嶋	良充（民主）
理　事	木村	仁（自民）	陣内	孝雄（自民）	谷	博之（民主）
理　事	野村	哲郎（自民）	竹山	裕（自民）	福山	哲郎（民主）
理　事	保坂	三蔵（自民）	中原	爽（自民）	藤原	正司（民主）
理　事	佐藤	道夫（民主）	二之湯	智（自民）	和田	ひろ子（民主）
理　事	下田	敦子（民主）	真鍋	賢二（自民）	渡辺	秀央（民主）
理　事	山下	八洲夫（民主）	吉田	博美（自民）	西田	実仁（公明）
理　事	弘友	和夫（公明）	吉村	剛太郎（自民）	山口	那津男（公明）
	大野	つや子（自民）	足立	信也（民主）	井上	哲士（共産）
	荻原	健司（自民）	黒岩	宇洋（民主）	又市	征治（社民）
	加納	時男（自民）	佐藤	泰介（民主）	長谷川	憲正（国民）
	小泉	顕雄（自民）	島田	智哉子（民主）		

（19.1.25 現在）

（1）審議概観

第166回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件、本院議員提出１件及び衆議院提出３件の合計５件であり、そのうち、内閣提出１件、衆議院提出３件の合計４件を可決した。

また、本特別委員会に付託された請願１種類４件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙　**公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第４号）**は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定及び物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。委員会においては、地方公共団体に対する必要十分な選挙執行経費の確保、開票事務の経費削減努力を基準額の算定に反映させる必要性、市町村合併によって広域化した地方公共団体の基準額の算定、地方公共団体委託費が減額される中、調整費を増額する理由、点字による選挙公報の発行を推進する必要性、光熱水費の政治資金収支報告書における適切な記載と法整備の在り方、光熱水費の範囲についての解釈を総務大臣が提示する考えの有無、会計責任者の違反に対する政治団体の代表者の責任、政治資金の透明性向上のため、総務大臣がイニシアチブを取る必要性等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）は、衆議院及び参議院の比例代表選出議員選挙において、街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするものであり、これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増えることとなるものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

政治資金　現行の政治資金規正法では、政治団体が収支報告書を提出するに際し、支出のうち経常経費については事務所費等の項目別に支出総額を記載することになっており、領収書等の写しは必要とされていない。また、政治団体は収支報告書に当該政治団体が有する土地等の資産及び借入金を記載しなければならないとされている。これらの点に関連し、資金管理団体等の収支報告書において、事務所費、光熱水費等に多額の記載が記載されている事例に加え、資金管理団体が多額の不動産を所有している事例があることが明らかになった。

これらの状況を踏まえ、自民党及び公明党所属議員の発議により、資金管理団体の人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限しようとする**政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）**が衆議院に提出され、本院に送付された。参議院では、民主党所属議員の発議により、収支報告書の記載事項の拡大、領収書等の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務付けの範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等を制限しようとする**政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）**が提出された。委員会においては、両案（衆第39号及び参第12号）を一括して議題とし、両改正案提案に至る背景と政治資金の位置付け、与党案の実効性と政治資金の透明性確保、支出明細の記載と領収書の添付の義務付けを５万円以上とした理由、規制対象を資金管理団体に限定する根拠、資金管理団体に対する不動産取得制限の意義、政治資金の透明性確保と事務負担のバランス、収支報告書に対する外部監査義務付けの必要性等について質疑が行われた。政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）について質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）は審査未了となった。

（２）委員会経過

○平成19年１月25日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年２月21日（水）（第２回）

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第４号）（衆議院提出）**について提出者衆議

院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第４号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし

○平成19年３月20日（火）（第３回）

○**国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年３月23日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）**について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山下八洲夫君（民主）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）
（閣法第11号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし

○平成19年６月８日（金）（第５回）

○**公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）（衆議院提出）**について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第40号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派　なし

○平成19年６月19日（火）（第６回）

○**政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）（衆議院提出）**について発議者衆議院議員東順治君から趣旨説明を聴き、

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）について発議者参議院議員山下八洲夫君から趣旨説明を聴いた。

○平成19年６月28日（木）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）（衆議院提出）**

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）

以上両案について発議者参議院議員山下八洲夫君、同江田五月君、同浅尾慶一郎君、発議者衆議院議員後藤茂之君、同早川忠孝君、同東順治君、同大口善徳君、同西村康稔君、同佐藤茂樹君、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、櫻井充君（民主）、前川清成君（民主）、小川敏夫

君（民主）、西田実仁君（公明）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（衆第39号）賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民、国民

○平成19年７月５日（木）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第496号外３件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨

①成立した議案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費及び費用弁償額等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。

二、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第４号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体の長の選挙におけるビラ頒布

１　地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布できるものとする。

イ　都道府県知事選挙にあっては、候補者１人について、選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　10万枚（当該都道府県の衆議院小選挙区の数が１を超える場合には、その１を増すごとに、１万5,000枚を10万枚に加えた数とし、その上限は30

万枚とする。）

ロ　指定都市の長の選挙にあっては、候補者１人について、選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ・７万枚

ハ　指定都市以外の市長選挙にあっては、候補者１人について、選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　１万6,000枚

ニ　町村長選挙にあっては、候補者１人について、選挙管理委員会に届け出た２種類以内のビラ　5,000枚

２　都道府県知事選挙については都道府県は、市長選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、１のイからハまでのビラの作成を無料とすることができる。

二、施行期日

この法律は、平成19年３月22日から施行する。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第39号）

【要旨】

本法律案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

二、資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け

１　資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の１件当たり５万円以上の支出について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならない。

２　資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の１件当たり五万円以上の支出について、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。

三、施行期日等

１　この法律は、平成20年１月１日から施行する。ただし、一については、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

２　一の規定は、施行前から引き続き所有している不動産については、適用しない。なお、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならない。

３　二の規定は、平成20年の収入及び支出に係る収支報告書から適用する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）

【要旨】

本法律案は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙において、街頭演説を行うことができる場所を増加しようとするものであって、これにより、いわゆるマニフェストを頒布することができる場所が増えることとなるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、衆議院比例代表選出議員選挙において街頭演説を行うことができる場所の増加

1　衆議院名簿届出政党等が標旗を掲げて街頭演説を行うことができるものとする。

2　衆議院名簿届出政党等に交付する標旗の数は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該選挙区において選挙すべき議員の数に相当する数とする。

二、参議院比例代表選出議員選挙において街頭演説を行うことができる場所の増加

公職の候補者たる参議院名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を、現行の３から６に増加する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して５日を経過した日から施行する。

②審査未了となった議案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第12号）

【要旨】

政治団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、収支報告書の記載事項の拡大、領収書等の徴収及びその写しの収支報告書への添付の義務付けの範囲の拡大並びに収支報告書の保存期間等の延長の措置を講ずるとともに、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等を制限しようとするものである。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	森	ゆうこ（民主）	景山	俊太郎（自民）	工藤	堅太郎（民主）
理　事	沓掛	哲男（自民）	岸	宏一（自民）	広野	ただし（民主）
理　事	藤井	基之（自民）	末松	信介（自民）	柳田	稔（民主）
理　事	白	眞勲（民主）	田中	直紀（自民）	風間	昶（公明）
理　事	林	久美子（民主）	中島	啓雄（自民）	木庭	健太郎（公明）
	小野	清子（自民）	南野	知惠子（自民）	緒方	靖夫（共産）
	岡田	直樹（自民）	今泉	昭（民主）		（19.1.25 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出１件であり、これを可決した。

〔法律案の審査〕

北朝鮮人権法の改正　平成18年７月５日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受け、日本政府は、北朝鮮の貨客船である万景峰92号の入港を禁止する等の一連の措置を発表し、また、10月９日に北朝鮮が核実験の実施を発表した際には、すべての北朝鮮籍船の入港を禁止し、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。米国においても、これまでに北朝鮮をテロ支援国家と指定し規制を行う等の経済制裁措置を実施している。これらの動向を踏まえ、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、政府がその施策を行うに当たって留意すべき事項について定めるとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する政府の働きかけについて定める**拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案**が衆議院北朝鮮拉致問題等特別委員長により提出された。委員会においては、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

平成19年２月22日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため鳥取県米子市へ視察を行い、鳥取県、米子市、鳥取県警察本部、拉致被害者及び特定失踪者の御家族、救う会鳥取、特定失踪者問題調査会等の関係者から、拉致事案、特定失踪者問題、問題解決に向けた取組等について意見を聴取し質疑を行うとともに、平成18年11月に拉致被害者と認定された松本京子さん拉致現場の実地調査を行った。

６月４日、北朝鮮情勢について麻生外務大臣から報告を聴いた後、青森県の北朝鮮小型船漂着問題、日中外相会談、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除、北朝鮮に対する経済制裁、六者会合、拉致問題解決に向けた国際的連携、米国の北朝鮮金融制裁解

除等の諸問題について質疑を行うとともに、上記視察について視察委員から報告を聴取した。

6月28日、ヒル米国務次官補の訪朝、六者会合、米下院外交委員会の「従軍慰安婦問題」に係る決議、脱北者問題、強制失踪条約の締結、情報収集体制の強化等の諸問題について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成19年1月25日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年6月4日（月）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○北朝鮮情勢に関する件について麻生外務大臣から報告を聴いた後、青森県の北朝鮮小型船漂着問題に関する件、日中外相会談に関する件、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、六者会合に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、米国の北朝鮮金融制裁解除に関する件等について塩崎国務大臣、麻生外務大臣、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、岡田直樹君（自民）

○北朝鮮による拉致問題等に関する件について委員から報告を聴いた。

○平成19年6月28日（木）（第3回）

○ヒル米国務次官補の訪朝に関する件、六者会合に関する件、米下院外交委員会の「従軍慰安婦問題」に係る決議に関する件、脱北者問題に関する件、強制失踪条約の締結に関する件、情報収集体制の強化に関する件等について麻生外務大臣、塩崎国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、風間昶君（公明）、沓掛哲男君（自民）

○**拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第49号）（衆議院提出）**について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長小島敏男君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第49号）賛成会派　自民、民主、公明

反対会派　共産

○平成19年7月5日（木）（第4回）

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨

○成立した議案

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第49号）

【要旨】

本法律案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、施策における留意等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合（国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む。）、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。

二、この法律は、公布の日から施行する。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	山崎　正昭	（自民）	神取　忍	（自民）	大久保　勉	（民主）
理　事	阿部　正俊	（自民）	岸　信夫	（自民）	加藤　敏幸	（民主）
理　事	小泉　昭男	（自民）	坂本　由紀子	（自民）	ツルネン　マルテイ	（民主）
理　事	山下　英利	（自民）	中川　雅治	（自民）	藤末　健三	（民主）
理　事	犬塚　直史	（民主）	中島　眞人	（自民）	若林　秀樹	（民主）
理　事	富岡　由紀夫	（民主）	中村　博彦	（自民）	高野　博師	（公明）
理　事	浮島　とも子	（公明）	野上　浩太郎	（自民）	松　あきら	（公明）
	岩城　光英	（自民）	朝日　俊弘	（民主）	大門　実紀史	（共産）
	太田　豊秋	（自民）	江田　五月	（民主）	近藤　正道	（社民）
	岡田　広	（自民）	小川　敏夫	（民主）	亀井　郁夫	（国民）

（19.1.25 現在）

（1）審議概観

第 166 回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。なお、政府開発援助等に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定した。

〔国政調査等〕

２月13日、外交政策手段としてＯＤＡを活用する場合の基本戦略と援助方策（総論）について参考人岡本アソシエイツ代表岡本行夫君及び慶應義塾大学総合政策学部教授（政治学）草野厚君から意見を聴いた後、海外経済協力会議の議論の公開を通じた国民へのＯＤＡの課題の提示、地球環境問題・資源問題の解決の視点を踏まえたＯＤＡの検討、我が国ＯＤＡの比較優位と財政的制約の中でＯＤＡの効果を最大化する方策等について質疑及び意見表明を行った。

２月22日、成長と経済統合を続ける東アジアと我が国ＯＤＡの今後の在り方について参考人法政大学人間環境学部教授下村恭民君及び日本総合研究所調査部環太平洋戦略研究センター主任研究員三浦有史君から意見を聴いた後、日中韓の援助戦略対話の必要性、ＯＤＡ政策の基本的枠組における地域戦略の必要性、ＯＤＡ実施過程におけるＮＧＯの役割の重要性等について質疑及び意見表明を行った。

２月27日、平和構築における我が国ＯＤＡの果たすべき役割と課題について参考人広島大学平和科学研究センター助教授篠田英朗君及び国際連合大学上級副学長ラメッシュ・タクール君から意見を聴いた後、我が国の平和構築分野において活躍し得る人材育成の課題、国連ミレニアム開発目標達成に向けた我が国の取組の在り方、平和憲法により軍事的制約を有する我が国が平和構築において果たすべき役割等について質疑及び意見表明を行った。

３月14日、外交戦略の視点から見たアフリカ支援と貧困削減について参考人神戸大

学大学院国際協力研究科長高橋基樹君及び国連人口基金東京事務所長池上清子君から意見を聴いた後、アフリカにおけるＨＩＶ／エイズ対策支援の在り方、様々な援助方針を持つドナー国間での援助協調の在り方、国際開発分野における人材育成の在り方等について質疑及び意見表明を行った。

３月22日、予算委員会から委嘱された平成19年度政府開発援助関係予算の審査を行い、我が国の国際公約であるＯＤＡ事業量100億ドル積み増し達成の見通しと対応方針、ＯＤＡ削減や国連分担金漸減等の国際貢献の減少による我が国外交への影響、対アフリカ支援倍増の国際公約達成の見込み等について質疑を行った。

５月16日、我が国の招待により来日中のラオス人民民主共和国のブアソーン・ブッパーヴァン首相を参考人として招き、東南アジア諸国との経済協力等について意見を聴いた。なお、委員会を休憩し、同首相と委員間で意見交換を行った。

また、同日、ＮＧＯ及び企業活動の視点から見た我が国の援助政策について参考人日本国際ボランティアセンター代表理事谷山博史君及び日本貿易振興機構総務部長山田康博君から意見を聴いた後、国際協力活動に携わる人材のキャリア・パス、民間投資を呼び込むための投資環境の整備とＯＤＡ、ＯＤＡ案件の選定や評価に係る実施機関とＮＧＯの連携の在り方等について質疑及び意見表明を行った。

６月13日、政府開発援助等に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。また、同日、安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣及び独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）理事長緒方貞子君の出席を求め、調査報告書を踏まえ、ＯＤＡ事業量の確保、ＯＤＡの戦略的・効果的活用、環境分野におけるＯＤＡ増額、アフリカ支援、援助分野における人材育成、我が国のＯＤＡ戦略と海外経済協力会議、我が国の地域復興支援チーム（ＰＲＴ）参加、途上国の人権状況とＯＤＡの供与等について質疑を行った。

なお、６月15日、本会議において委員長が政府開発援助等に関する調査の中間報告を行った。

（２）委員会経過

○平成19年１月25日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年２月13日（火）（第２回）

○政府開発援助等に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○外交政策手段としてＯＤＡを活用する場合の基本戦略と援助方策（総論）に関する件について参考人岡本アソシエイツ代表岡本行夫君及び慶應義塾大学総合政策学部教授（政治学）草野厚君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔発言者〕阿部正俊君（自民）、岸信夫君（自民）、加藤敏幸君（民主）、大久保勉君（民主）、浮島とも子君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年２月22日（木）（第３回）

○成長と経済統合を続ける東アジアと我が国ＯＤＡの今後の在り方に関する件について参考人法政大学人間環境学部教授下村恭民君及び日本総合研究所調査部環太平洋戦略研究センター主任研究員三浦有史君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔発言者〕岡田広君（自民）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）、中村博彦君（自民）、江田五月君（民主）

○平成19年２月27日（火）（第４回）

○平和構築における我が国ＯＤＡの果たすべき役割と課題に関する件について参考人広島大学平和科学研究センター助教授篠田英朗君及び国際連合大学上級副学長ラメッシュ・タクール君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔発言者〕神取忍君（自民）、犬塚直史君（民主）、松あきら君（公明）、小林美恵子君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）、高野博師君（公明）

○平成19年３月14日（水）（第５回）

○外交戦略の視点から見たアフリカ支援と貧困削減に関する件について参考人神戸大学大学院国際協力研究科長高橋基樹君及び国連人口基金東京事務所長池上清子君から意見を聴いた後、両参考人に対する質疑及び意見表明を行った。

〔発言者〕小泉昭男君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、浮島とも子君（公明）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）、藤末健三君（民主）、若林秀樹君（民主）、江田五月君（民主）

○平成19年３月22日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）**
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（政府開発援助関係経費）について麻生外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、富田財務副大臣、浅野外務副大臣、政府参考人及び参考人国際協力銀行総裁篠沢恭助君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田広君（自民）、若林秀樹君（民主）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年５月16日（水）（第７回）

○東南アジア諸国との経済協力等に関する件について参考人ラオス人民民主共和国首相ブアソーン・ブッパーヴァン君から意見を聴いた。

○ＮＧＯ及び企業活動の視点から見た我が国の援助政策に関する件について参考人日本国際ボランティアセンター代表理事谷山博史君及び日本貿易振興機構総務部長山田康博君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔発言者〕岡田広君（自民）、藤末健三君（民主）、高野博師君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年６月13日（水）（第８回）

○**政府開発援助等に関する調査報告書（中間報告）**を提出することを決定した。

○政府開発援助等に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○ＯＤＡ事業量の確保に関する件、ＯＤＡの戦略的・効果的活用に関する件、環境分野におけるＯＤＡ増額に関する件、アフリカ支援に関する件、援助分野における人材育成に関する件、我が国のＯＤＡ戦略と海外経済協力会議に関する件、我が国の地域復興支援チーム（ＰＲＴ）参加に関する件、途上国の人権状況とＯＤＡの供与に関する件等について安倍内閣総理大臣、麻生外務大臣及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山崎正昭君（委員長質疑）、中川雅治君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、山本香苗君（公明）、大門実紀史君（共産）、近藤正道君（社民）、亀井郁夫君（国民）

○平成19年７月５日（木）（第９回）

○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）委員会報告要旨

政府開発援助等に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

本委員会は、第164回国会召集日の平成18年１月20日に設置された後、約１年半にわたり、政府開発援助（ＯＤＡ）を始めとする国際援助・協力に関する諸問題について積極的に調査に取り組んできた。

特に第166回国会においては、我が国の国際援助が抱える諸課題について、集中的に内外の識者を招き意見を聴取し、委員による質疑及び意見表明を行った。

このような調査を踏まえ、去る６月13日、新たな国際援助の在り方に向けての７項目から成る提言を取りまとめ、提言に至るまでの議論等も収録し、調査報告書（中間報告）として議長に提出した。その提言の主な内容は次のとおりである。

一、援助ビジョンについての明確な国民へのメッセージ

我が国が引き続き、国際社会において重きをなし信頼を得ていくためには、ＯＤＡ事業量の削減に歯止めをかけるとともに、適正な援助水準に向けて純増による量的確保を行うべきである。

海外経済協力会議においては、我が国の援助戦略を議論し、その内容を原則公開するとともに、国民への明確なメッセージとして発信すべきである。さらに、援助の戦略性を高めるため、ＯＤＡ大綱と国別援助計画に加え、地域ごとの援助方針や援助戦略、援助の重点分野などを明示する「地域戦略方針」の策定も検討すべきである。

二、我が国の援助資源の総合的活用と途上国との「互恵」関係

途上国の自立のためには民間部門の役割が不可欠である。民間部門の一層の活用を図るため、援助に携わるＮＧＯに対する寄附の税制上の優遇を始めとした支援措置の拡大等、国内制度の改善に取り組むべきである。加えて、途上国への民間投資を促すための投資環境整備に対するＯＤＡの活用を始め、途上国の潜在力を活かした投資イニシアティブなど政策対話の促進、租税・投資協定の早期交渉等の外交努力を講じ、より強固な政治的・経済的関係を結ぶことなどにより、途上国との「互恵」関係の構築が求められる。

三、日本型援助の知見を活かした「平和構築」の推進

我が国の援助が日本国憲法の精神を踏まえ、非軍事・平和主義という特色をもって実施されてきたこと等にかんがみ、今後とも平和構築に向けた協力に積極的に取り組むことが求められる。特に、紛争の予防や紛争後の復興、紛争の再発防止などに重点を置いた施策を推進すべきである。また、「平和国家日本」のイメージを基礎とし、現地社会の主体性を尊重しつつ紛争当事者に働きかけるなど、我が国の援助経験による知見を活かしつつも、更に一歩進んだ日本的アプローチによる貢献を展開すべきである。

四、「援助量」大国から「援助人材」大国へ

援助分野における人材の育成について予算を飛躍的に拡充すべきである。将来においては、国内外の実務者、研究者の参加によるアジアでのハブ的機能を有する「人間の安全保障センター（仮称）」の創設を視野に入れ、総合的な研修体制の整備・強化が推進されるべきである。

人材育成に当たり、キャリア・パスの確立が早急かつ確実になされなければならない。具体的には、政府と民間双方向の人事交流、国際機関における邦人職員ポストの確保と我が国援助関係者の派遣、ＮＧＯによる援助プロジェクトの促進によるポスト形成などの施策を強力に推進すべきである。

新ＪＩＣＡは、途上国の政策課題に迅速、的確に対応し、他の援助国等との関係において援助の質の差別化を図るなど、その援助力の向上に努めるべきである。また、現地ＯＤＡタスクフォースにおける案件形成に当たり、より主体性を持って積極的に関与していくべきである。

五、東アジアの成長と統合に向けた我が国援助の役割

東アジア諸国の自立や持続的発展を支えるためにも、我が国は今後もこの地域の発展

に積極的に関与すべきであり、諸国間の経済的相互依存が安定的かつ着実に深化するよう、経済連携協定の締結などにより統合への取組を促進する一方、援助による地域内の格差是正に取り組むことが最優先の課題である。

六、アフリカの貧困削減と支援理由の明確化

今後のアフリカ支援においては、絶対的貧困に係る人道的支援は継続しつつも、各国の政治・行政、経済状況を踏まえた上で、援助効果を勘案しつつ、援助分野のみならず援助対象国の優先度をつけた上で、めりはりのある援助政策を採るべきである。

七、参議院による援助政策への積極的関与

本院は、引き続きＯＤＡ等の国際援助・協力に関し、専門的に調査を進めるべきである。我が国の援助の在るべき方向性を示すべく、政府に対し一層の評価情報の開示を要請するとともに、事後評価に基づく費用対効果の評価を進めると同時に、政策に対する評価についても重点を置くべきである。また、引き続き、海外派遣調査を実施するなど調査の一層の充実を図り、その成果を踏まえて政府との意見交換を進めることにより、援助予算の大枠の在り方を始め、政府の援助政策について積極的に関与すべきである。

日本国憲法に関する調査特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	関谷	勝嗣（自民）	小野	清子（自民）	那谷屋	正義（民主）
理　事	岡田	直樹（自民）	太田	豊秋（自民）	白	眞勲（民主）
理　事	中川	雅治（自民）	木村	仁（自民）	藤末	健三（民主）
理　事	舛添	要一（自民）	櫻井	新（自民）	松岡	徹（民主）
理　事	広田	一（民主）	中島	啓雄（自民）	水岡	俊一（民主）
理　事	前川	清成（民主）	中曽根	弘文（自民）	澤	雄二（公明）
理　事	簗瀬	進（民主）	中村	博彦（自民）	山下	栄一（公明）
理　事	荒木	清寛（公明）	山本	順三（自民）	鰐淵	洋子（公明）
	阿部	正俊（自民）	大久保	勉（民主）	仁比	聡平（共産）
	秋元	司（自民）	小林	正夫（民主）	近藤	正道（社民）
	岩城	光英（自民）	芝	博一（民主）	田村	秀昭（国民）
	魚住	汎英（自民）	津田	弥太郎（民主）		（19.1.26 現在）

（1）審議概観

第166回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出１件、本院議員提出１件の合計２件であり、そのうち衆議院提出１件を可決した。

また、本委員会付託請願42種類307件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

日本国憲法の改正手続に関する法律案

法律案提出の経緯　憲法第96条は憲法改正に当たって国民投票の実施を義務付けているが、憲法制定後およそ60年間、手続法は制定されてこなかった。第147回国会の平成12年１月に衆参両議院において憲法調査会が設置され、第162回国会の平成17年４月に両院調査会が各議長へそれぞれ報告書を提出した。衆議院憲法調査会報告書では手続法を早急に整備すべきであるとの意見が多数であった旨が、参議院憲法調査会報告書では手続の議論を続けるべきとする意見で自民、民主、公明の３会派がおおむね一致した旨がそれぞれ述べられていた。

これを受けて、第163回国会で衆議院に日本国憲法に関する調査特別委員会が設置され、以後、委員会等で手続法制について議論が重ねられた。その結果、第164回国会の平成18年５月26日に自民党、公明党の与党が**日本国憲法の改正手続に関する法律案**（衆第30号）を、民主党が**日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案**（衆第31号）をそれぞれ衆議院に提出した。両案は多くの点で共通するものとなったが、憲法改正以外の国政上の重要問題を国民投票の対象とする「国政問題国民投票」の導入を始め、いくつかの点では相違したままとなり、その後も両案は一本化できなかった。第166回国会の平成19年３月27日に与党から両案に対する併合修正案が、４月10日に民主党から衆第31号に対する修正案

がそれぞれ提出され、12日の委員会、13日の衆議院本会議において、衆第30号と衆第31号は与党修正案に基づいて修正議決された。同日、参議院に送付され、16日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

法律案の概要　衆議院提出の**日本国憲法の改正手続に関する法律案**（以下「憲法改正手続法案」という。）は、憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするものであり、その概要は以下のとおりである。

（1）国民投票の対象を憲法改正に限定する。（2）必要な法制上の措置が講ぜられること等を条件として、投票権者を満18歳以上の国民とする。（3）公務員等・教育者の地位を利用した国民投票運動を禁止する。（4）投票期日前14日間は有料広告放送を禁止する。（5）公務員の政治的行為の制限については、本法が施行されるまでの間に必要な法制上の措置を講ずる。（6）衆参両議院に憲法審査会を設け、憲法及び憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、憲法改正手続法案等を審査する。（7）公布後３年間は憲法改正原案の発議、憲法審査会における審査を行わない。（8）本法は、公布の日から起算して３年を経過した日から施行する。ただし、国会法改正の部分については、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

一方、憲法改正手続法案の対案として、民主党は平成19年５月８日、衆第31号修正案とほぼ同一内容である小川敏夫君外４名の発議による**日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案**（以下「民主党案」という。）を参議院に提出した。民主党案は憲法改正手続法案と多くの点で共通しているが、相違点として（1）投票結果が国等を拘束しない国政問題国民投票も対象とすること、（2）憲法改正手続法案のような法制上の措置等を条件とせずに、投票権者を満18歳以上の国民とすること、（3）公務員等・教育者の地位利用禁止に関する規定を設けないこと、（4）憲法改正案の発議日以降は有料広告放送を禁止すること、（5）公務員の政治的行為の制限等に関する規定を適用しないこと等が挙げられる。なお、衆第31号修正案に追加した点は、憲法改正原案の一事不再議に配慮することと、各議院の憲法審査会長が合同審査会の経過及び結果を各憲法審査会に報告することである。

委員会における審査　第166回国会の平成19年１月25日に、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会が設置された。憲法改正手続法案は４月16日に委員会に付託され、委員会においては17日から憲法改正手続法案を議題とし、発議者、安倍内閣総理大臣等に対する質疑、22名の参考人からの意見聴取を行ったほか、名古屋市、仙台市、福岡市、札幌市、さいたま市、横浜市において地方公聴会を開催し、24名の公述人から意見を聴取した。なお、５月９日以降は、民主党案を加え一括して議題とした。

委員会の質疑においては、（1）憲法改正手続法案の意義と必要性に関して、憲法改正手続法が制定されなかったことに対する総理の見解、憲法改正手続法制定と憲法改

正の具体化との関係、(2)国民投票の対象に関して、国政問題国民投票の必要性、国政問題国民投票制度の導入が議会制民主主義を原則とする憲法に抵触する可能性、いわゆる予備的国民投票のイメージ、(3)投票権者の年齢に関して、年齢要件を原則18歳以上とした理由及びこれに伴い整備が必要となる法律、民法の成年年齢・婚姻年齢・刑法の刑事責任年齢及び公職選挙法の選挙権者年齢の考え方、(4)公務員の政治的行為の制限に関して、適用を全面的には除外しない理由、今後の検討方針、(5)有料広告放送の制限に関して、制限の意味及び投票期日前7日間から14日間に変更した理由、有料広告放送の公平性・中立性に関するルール作りの検討状況、広告主の資金量格差によらない公平な有料広告規制の在り方、有料広告における広告主の表現の自由と公平性との関係、(6)憲法審査会に関して、憲法審査会の役割と権限、憲法審査会の定足数・議決要件・公聴会開催等を明文化することの必要性、憲法改正原案の両議院における審査のイメージ、公布後3年間の凍結期間における憲法審査会の審議の在り方、(7)合同審査会に関して、合同審査会における審査の在り方、合同審査会が各議院の憲法審査会に行う勧告の意義・効果、現行憲法下における二院制の意義と憲法改正原案の審議の在り方、民主党案において合同審査会の経過及び結果を各議院憲法審査会に報告することの意義、(8)内容の関連する事項ごとの発議に関して、関連性の判断基準、全面改正の場合の発議方法、憲法改正案の発議における適切な案件の数、(9)最低投票率の設定に関して、投票率が低い場合における投票結果の政治的正当性、両案に最低投票率が規定されていない理由、79%の国民が最低投票率を必要と考えているとの平成19年4月17日付け朝日新聞の報道についての見解、最低投票率と憲法第96条の文理解釈、最低投票率と最高裁判所裁判官国民審査法との関係、最低投票率の設定がボイコット運動を誘発する可能性、最低投票率についての諸外国の状況、最低投票率を導入する場合の具体的数値及び合理的根拠、(10)公務員等・教育者による地位利用の禁止に関して、公務員等・教育者の国民投票運動に規制を加える理由、公務員等・教育者に対するあいまいで広範な運動規制の是非及び萎縮効果、(11)組織的多数人買収罪に関して、処罰の対象とする事例、第109条第2号及び第128条第1項第2号の「多数」の投票人の具体的人数、(12)国民投票広報協議会に関して、協議会の構成・決定方法・公平性、協議会の事務体制、協議会の活動から説明会を削除した理由、協議会の委員選任についての第12条第3項「できる限り配慮する」の具体的意味、(13)憲法改正案に対する賛成派と反対派に同等の利便を提供するとの第107条第5項の規定に関して、具体的な意義、賛成派が圧倒的に多い場合の妥当性、(14)国民投票の広報に関して、公平な広報の在り方、広報におけるインターネットの位置付け、広報における視覚・聴覚障害者に対する情報格差是正の具体策、(15)報道機関の規制の在り方に関して、放送媒体と活字媒体で規制内容が異なる理由、放送法第3条の2第1項の規定に留意する旨を定める規定の具体的な意義、メディアの自主規制の実効性、(16)国民投票運動の在り方に関して、公職選挙法と同様にあいまいで広範な規制

方法の是非、インターネット規制の在り方、国民投票運動で戸別訪問を認める妥当性、(17)そのほか、憲法の改正限界の有無及び改正限界を超える憲法改正発議の効力、国民投票で必要とされる「過半数」の賛成の意義、憲法改正手続法の施行を公布の３年後とした理由、国政選挙と国民投票を同時に実施することの是非、投票用紙への賛否記載の方式、白票の票数を公表することの必要性、在外投票手続の在り方等広範多岐にわたる議論が行われた。

５月11日、質疑を終局し、討論の後、憲法改正手続法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、18項目にわたる附帯決議を行った。

（２）委員会経過

○平成19年１月26日（金）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成19年４月17日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**について衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君から趣旨説明を聴いた後、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、同赤松正雄君及び衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、岡田直樹君（自民）、魚住裕一郎君（公明）

○平成19年４月18日（水）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**について衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員船田元君、同赤松正雄君及び同葉梨康弘君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕簗瀬進君（民主）、前川清成君（民主）、広田一君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年４月19日（木）（第４回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**について衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、同赤松正雄君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、水岡俊一君（民主）、松岡徹君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、山下栄一君（公明）、中島啓雄君（自民）

○平成19年４月23日（月）（第５回）

○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について参考人駒澤大学法学部教授竹花光範君、法政大学教授江橋崇君、弁護士木村庸五君及び成蹊大学法学部非常勤講師福井康佐君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、白眞勲君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年４月25日（水）（第６回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員赤松正雄君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、小林正夫君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年４月26日（木）（第７回）

○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員葉梨康弘君、同船田元君、同赤松正雄君及び衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕佐藤昭郎君（自民）、山本順三君（自民）、澤雄二君（公明）

○平成19年４月27日（金）（第８回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について参考人社団法人日本新聞協会編集小委員会委員長石井勤君、社団法人日本雑誌協会編集倫理委員会委員長山了吉君、社団法人日本民間放送連盟報道委員会委員・報道小委員長渡辺興二郎君及び日本放送協会理事石村英二郎君から意見を聴いた後、各参考人及び参考人社団法人日本新聞協会編集小委員会委員大久保好男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、福島みずほ君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年５月８日（火）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**について参考人駒澤大学法学部教授西修君、ジャーナリスト・「国民投票・住民投票」情報室事務局長今井一君、早稲田大学社会科学総合学術院教授西原博史君、弁護士・日本労働弁護団会長宮里邦雄君、立教大学大学院法務研究科教授・弁護士鈴木利治君、慶應義塾大学教授・弁護士小林節君、上智大学法科大学院教授高見勝利君及び専修大学名誉教授隅野隆徳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（西修君、今井一君、西原博史君、宮里邦雄君）に対する質疑

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、白眞勲君（民主）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

・参考人（鈴木利治君、小林節君、高見勝利君、隅野隆徳君）に対する質疑

〔質疑者〕木村仁君（自民）、松岡徹君（民主）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年５月９日（水）（第10回）

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）

以上両案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○**日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）**について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）

以上両案について発議者参議院議員小川敏夫君、同千葉景子君、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君及び同赤松正雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、那谷屋正義君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）、木村仁君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、荒木清寛君（公明）

○平成19年５月10日（木）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）

以上両案について参考人法政大学法学部教授五十嵐敬喜君及び東京慈恵会医科大学教授小澤隆一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、芝博一君（民主）、山下栄一君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

○平成19年５月11日（金）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）**

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）

以上両案について発議者参議院議員小川敏夫君、発議者衆議院議員船田元君、同葉梨康弘君、同赤松正雄君、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員長代理保岡興治君、安倍内閣総理大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）（衆議院提出）について討論の後、可決した。

・質疑（内閣総理大臣出席）

〔質疑者〕舛添要一君（自民）、簗瀬進君（民主）、前川清成君（民主）、澤雄二君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）、長谷川憲正君（国民）

・質疑

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、前川清成君（民主）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）

賛成会派　自民、公明

反対会派　民主、共産、社民、国民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年７月５日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第６号外306件を審査した。

○日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（３）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）

【要旨】

本法律案は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民投票の実施手続

1　国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行う。

2　投票権者は日本国民で年齢満18歳以上の者とし、本法施行までの間に、年齢満18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加できるよう、公職選挙法、民法その他の関連法制を整備する。投票人名簿は国民投票の期日前50日を基準日として調製する。

3　憲法改正の発議があったときは、憲法改正案の内容の広報活動を行うため、国会に、両議院の議員各10名で構成する国民投票広報協議会を設置する。委員は各議院における各会派の所属議員数の比率に応じて配分するが、発議に係る議決における反対会派からも選任されるようできる限り配慮する。同協議会は国民投票公報の原稿の作成、憲法改正案の要旨の作成等、国民に対する広報を行う。公報には、憲法改正案及びその要旨、憲法改正案に係る新旧対照表その他参考事項に関する分かりやすい説明を客観的かつ中立的に記載するとともに、発議の際の賛成意見・反対意見を公正かつ平等に掲載する。

4　投票者は投票用紙に印刷された賛成、反対の文字のいずれかを囲んで○の記号を自書することとするが、×の記号や二重線による意思表示も有効と認める（白票は無効投票となる。）。賛成投票の数が賛成票と反対票の合計数の２分の１を超えた場合は、憲法改正について国民の承認があったものとする。

二、国民投票運動及び罰則

1　国民投票運動は原則自由とし、投票の公正さを確保するための必要最小限の規制のみを設ける。

2　公務員等・教育者がその地位を利用した国民投票運動を禁止する。ただし罰則は設けない。公務員の政治的行為については、自由な意見表明等を制限しないよう、本法施行までに関連法令を検討し必要な措置を講ずるものとする。

3　一般放送事業者等を対象に国民投票に関する放送について、放送法第３条の２第１項（政治的公平などの編集準則）の趣旨に留意する規定を置く。国民投票の期日前14日間は有料広告放送を禁止する。

4　政党等の国民投票運動について、賛否平等にテレビ、新聞等の無料意見広告枠を割り当てる制度を設ける。意見広告と合わせ、広報協議会による憲法改正案に関する客

観的かつ中立的な広報枠も設ける。

5　組織により多数の投票人に対して行う買収・利害誘導、公務員等の職権濫用による国民投票の自由妨害、投票の秘密侵害等について罰則を設ける。

三、憲法改正の発議手続（国会法の一部改正）

1　議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要する。憲法改正原案は、内容において関連する事項ごとに区分して個別に発議するものとする。

2　日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設置するとともに、必要な審査手続等を定める。ただし、法公布後３年間は改正原案の提出・審査は行わない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して３年を経過した日から施行する。ただし、三については、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

【附帯決議】

一、国民投票の対象・範囲については、憲法審査会において、その意義及び必要性の有無等について十分な検討を加え、適切な措置を講じるように努めること。

一、成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること。

一、憲法改正原案の発議に当たり、内容に関する関連性の判断は、その判断基準を明らかにするとともに、外部有識者の意見も踏まえ、適切かつ慎重に行うこと。

一、国民投票の期日に関する議決について両院の議決の不一致が生じた場合の調整について必要な措置を講じること。

一、国会による発議の公示と中央選挙管理会による投票期日の告示は、同日の官報により実施できるよう努めること。

一、低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。

一、在外投票については、投票の機会が十分に保障されるよう、万全の措置を講じること。

一、国民投票広報協議会の運営に際しては、要旨の作成、賛成意見、反対意見の集約に当たり、外部有識者の知見等を活用し、客観性、正確性、中立性、公正性が確保されるように十分に留意すること。

一、国民投票公報は、発議後可能な限り早期に投票権者の元に確実に届くように配慮するとともに、国民の情報入手手段が多様化されている実態にかんがみ、公式サイトを設置するなど周知手段を工夫すること。

一、国民投票の結果告示においては、棄権の意思が明確に表示されるよう、白票の数も明示するものとすること。

一、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。

一、罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加え、必要な法制上の措置も含めて検討すること。

一、テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること。

一、罰則の適用に当たっては、公職選挙運動の規制との峻別に留意するとともに、国民の憲法改正に関する意見表明・運動等が萎縮し制約されることのないよう慎重に運用すること。

一、憲法審査会においては、いわゆる凍結期間である３年間は、憲法調査会報告書で指摘された課題等について十分な調査を行うこと。

一、憲法審査会における審査手続及び運営については、憲法改正原案の重要性にかんがみ、定足数や議決要件等を明定するとともに、その審議に当たっては、少数会派にも十分配慮すること。

一、憲法改正の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。

一、合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。

右決議する。

②審査未了となった議案

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）

【要旨】

本法律案は、憲法第96条に定める憲法改正についての国民の承認に係る投票及び国政における重要な問題のうち憲法改正の対象となり得る問題、統治機構に関する問題、生命倫理に関する問題その他の国民投票の対象とするにふさわしい問題として別に法律で定める問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行おうとするものである。

2 調査会審議経過

国際問題に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	田中	直紀（自民）	山東	昭子（自民）	工藤	堅太郎（民主）
理　事	加納	時男（自民）	末松	信介（自民）	富岡	由紀夫（民主）
理　事	岸	信夫（自民）	田村	耕太郎（自民）	直嶋	正行（民主）
理　事	三浦	一水（自民）	二之湯	智（自民）	峰崎	直樹（民主）
理　事	木俣	佳丈（民主）	野上	浩太郎（自民）	加藤	修一（公明）
理　事	喜納	昌吉（民主）	水落	敏栄（自民）	浜田	昌良（公明）
理　事	谷合	正明（公明）	尾立	源幸（民主）	大門	実紀史（共産）
	愛知	治郎（自民）	大石	正光（民主）		
	小林	温（自民）	加藤	敏幸（民主）		（19.2.7 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、３年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定し、調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対ＥＵ外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、調査を進めることとした。

第１年目は、「日本のアジア外交」について重点的に調査を行うとともに、その関連において日米関係及びＥＵ情勢についても調査を行った。

第２年目は、「日本のアジア外交」のほか、「日本の対米外交」、「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について調査を行った。

第３年目は、「日本のアジア外交」について、「東アジアにおける不安定要因の除去」及び「日中外交の回顧と今後の課題」に関する調査を行うとともに、「世界の潮流と日本の立場」等について、大局的かつ我が国の国家戦略等の観点から調査を行った。

第166回国会においては、３回の調査を行った。

「多極化時代における新たな日本外交」に関して、平成19年２月７日に、半藤一利（作家）、橋爪大三郎（東京工業大学大学院社会理工学研究科教授）、水口章（敬愛大学国際学部助教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。２月28日には、北沢洋子（国際問題評論家）、手嶋龍一（外交ジャーナリスト）、川勝平太（国際日本文化研究センター教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「世界の潮流と日本の立場」では、４月25日に、寺島実郎（財団法人日本総合研究所会長・株式会社三井物産戦略研究所所長）、高橋和夫（放送大学教養学部准教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

同日、「在外公館の拡充及び地方の国際化に対する外務省の支援」及び「安全保障を中心とした防衛省の新たな役割」について、それぞれ政府参考人（外務省及び防衛省）から報告を聴取し、質疑を行った。また同日、３年間の調査の締めくくりとして、「多極化時代における新たな日本外交」について、委員間の意見交換を行った。

なお、２月15日及び16日の両日、地方自治体における国際化施策及び国際安全保障環境の安定に向けた取組に関する実情調査のため、新潟県及び群馬県に委員派遣を行い、２月28日に派遣委員から報告を聴取した。

６月８日、３年間の調査を踏まえ、「基本認識」、「主要論議」及び「提言」をまとめた国際問題に関する調査報告を議長に提出した。

６月13日、本会議において調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

１．多極化時代における新たな日本外交

２月７日の調査において、まず参考人から、太平洋戦争発生の理由、戦前の外交的な判断が誤認に陥った理由、講和条約発効及び独立後の日本外交、日本の外交に何が足りなかったのか、日本外交の幻想、日本外交の構想と戦略、新たな時代への認識、現在の国際社会が抱える主要課題、国際社会における日本外交の課題、日本外交の見直し及び強化などについて意見を聴取した。続いて、イラク戦争後の米国単独行動主義の行方、米国の対日・対中姿勢及び行動、戦争についての資料を集成及び展示する国立の歴史資料館設置の必要性、資源をめぐる今後の米中関係の緊張についての予測と日本の外交戦略、国際情報文化広報センター設置構想の具体的内容、米国が覇権を保持できるよう現状を維持すべきとの主張と沖縄の米軍基地使用との関連、日朝関係の背景にある歴史問題未解決と北朝鮮との国交正常化が経済支援であるとする意見の根拠、特命全権大使の在り方と役割・その育成方法・理想像、日本の外交あるいは外務省に根本的問題が生じている理由、ポスト・アメリカの世界を構想しておくことの重要性、三国同盟（三国条約）締結へと導いた松岡洋右氏の影響力の要因、省エネ技術の開発と普及といった炭素離れ政策による持続可能な発展の可能性、平和主義の下での国際貢献と国益確保とのバランスの在り方、憲法第９条を有する日本が国連に加盟しているのは矛盾であるとの意見の趣旨、今日における日本のマスコミの在り方及び国民を扇動する危険性の有無、戦争を再び起こさないための危機感の持ち方などについて質疑を行った。

２月28日の調査において、まず参考人から、2006年に世界を変えた３つの大きな事件、ＭＤＧ（ミレニアム開発ゴール）の達成に向けたグローバルな課題、外交の一元化原則、第一次湾岸戦争に見る外交一元化の破綻、対北朝鮮外交に見る「議員外交」の陥穽、外交に対する議会本来の責務、「平壌宣言」をめぐる議会の審議、議会の果たすべき役割をめぐる提言、日本の世界史的位置の変化、海の共同体としての東アジア、近代文明の母胎としての東南アジア、近代文明の功罪及び自然のコントロールと

自然破壊、日本海・東シナ海・南シナ海の名称変更、少数の大国との外交及び多数の中小国との外交などについて意見を聴取した。続いて、アジアの紛争解決に向けて日本政府及びＮＧＯが果たす役割、チェイニー米副大統領の訪日に対する評価、日本の将来図としての地域分権及び対外的将来図としての東アジア共同体並びにその中での新潟県の位置付け、米国における外交一元化が大統領の下で行われているかの確認、日本外交を補完するためのＮＳＣ（国家安全保障会議）創設の必要性、相手国の状況に応じた議員外交の有効性、文明的観点からみた我が国の中国との付き合い方、チェイニー米副大統領訪日の際に日米政府間でイラン攻撃に関する密約が交わされた可能性、拉致問題で対立した在日本朝鮮人総連合会と在日本大韓民国民団を和解に導く外交上の意義、防衛省の平和省への切り替え及び沖縄にアジア国連機関を誘致する構想に対する見解、我が国の外交における国連改革の優先順位などについて質疑を行った。

また、**４月25日**の調査において、委員間の意見交換を行い、日中間の戦略的互恵関係の確立、中国の抱える課題とその将来に対する不安、我が国農業の重要性を考慮に入れたＷＴＯ及び日豪ＥＰＡ交渉への取組、東アジアの経済連携体制構築のためのイニシアチブの発揮、日米同盟強化発展の重要性、靖国参拝を外交手段として使わせない毅然たる外交の重要性、北朝鮮問題解決に向けた取組強化、国連アジア本部の沖縄への誘致、自立的な外交と国連機能の強化、国連安保理常任理事国入り、気候変動における環境外交のイニシアチブの発揮、東アジアにおける経済の連携・共同の発展などの意見が述べられた。

２．世界の潮流と日本の立場

４月25日の調査において、まず参考人から、世界同時好況の持続と潜在する不安、日本の貿易構造と貿易相手国の変化、貿易構造のアジアシフトに伴う物流の変化、21世紀の日本外交の構想力、冷戦の終了とその後のアメリカの一極覇権、アルカイダの挑戦とその後の超大国対テロ組織の闘い、日本のＯＤＡの世界エネルギー需給への影響、日本からの情報発信の必要性、世界史の必修化、宗教を含む文明史学習の必要性、北方領土政策と安保理常任理事国入り政策などについて意見を聴取した。続いて、金融・エネルギー・食料におけるアジアの連携の具体的態様、諸外国が見た戦後60年の日本の姿、日本が国際競争力を増大する上でなすべき施策、日米間における「大人の関係」の具体像、我が国の集団的自衛権に対する認識、民主化のためにイラクを分断することの是非、米国の民主党政権誕生による対中東政策の変化、ロシアに対するエネルギー依存の是非と北方領土返還交渉との関係、日本の対欧関係強化に必要な施策、米国の孤立化の阻止と中国の国際ルール遵守のために日本が持つべきビジョンと沖縄の役割、自衛隊がイラク南部で復興支援活動をした背景、9.11テロ米国自作自演説への評価、米国によるイランの核施設武力攻撃の蓋然性、日本が持つべき対イラン政策、アジア資金のアジアへの環流が可能となるための金融条件、イスラム社会へのグローバル市場経済システムの浸透可能性などについて質疑を行った。

３．在外公館の拡充及び地方の国際化に対する外務省の支援、安全保障を中心とした防衛省の新たな役割

４月25日の調査において、まず政府参考人から、在外公館の拡充、地方の国際化への支援、安全保障環境の変化、防衛省の役割、喫緊の課題などについて説明を聴取した。続いて、日本と相手国に大使館の実館がない場合に日本が実館を設置する必要性、中国による世界各国への大使館設置に対する見解、戦略的防衛交流積極化の方策、平成19年度予算で新たに６つの大使館設置が認められた経緯、大使館を新設する際のプライオリティの内容、日本の外交政策における国内広報の必要性、ミサイル発射を規律対象とする国際条約の有無、中国における軍備の状況についての防衛省の見解、在外公館に勤務する人材の確保及び人材育成についての見解、外国人集住都市への外務省の取組、ＰＫＯ訓練センター構想に対する見解などについて質疑を行った。

（２）調査会経過

○平成19年２月７日（水）（第１回）

○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○委員派遣を行うことを決定した。

○多極化時代における新たな日本外交について参考人作家半藤一利君、東京工業大学大学院社会理工学研究科教授橘木大三郎君及び敬愛大学国際学部助教授水口章君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（会長質疑）、愛知治郎君（自民）、喜納昌吉君（民主）、谷合正明君（公明）、大門実紀史君（共産）、加納時男君（自民）、富岡由紀夫君（民主）

○平成19年２月28日（水）（第２回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○多極化時代における新たな日本外交について参考人国際問題評論家北沢洋子君、外交ジャーナリスト手嶋龍一君及び国際日本文化研究センター教授川勝平太君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（会長質疑）、小林温君（自民）、喜納昌吉君（民主）、谷合正明君（公明）

○平成19年４月25日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「多極化時代における新たな日本外交」のうち、世界の潮流と日本の立場について参考人財団法人日本総合研究所会長・株式会社三井物産戦略研究所所長寺島実郎君及び放送大学教養学部准教授高橋和夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（会長質疑）、末松信介君（自民）、喜納昌吉君（民主）、谷合

正明君（公明）、大門実紀史君（共産）

○「多極化時代における新たな日本外交」のうち、在外公館の拡充及び地方の国際化に対する外務省の支援について政府参考人から報告を聴き、安全保障を中心とした防衛省の新たな役割について政府参考人から報告を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、直嶋正行君（民主）、谷合正明君（公明）

○多極化時代における新たな日本外交について意見の交換を行った。

○平成19年６月８日（金）（第４回）

○多極化時代における新たな日本外交について会長から報告を聴いた。

○**国際問題に関する調査報告書**を提出することを決定した。

○国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告

【要 旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日に設置され、以来３年間にわたり、「多極化時代における新たな日本外交」のテーマの下、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対ＥＵ外交」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について、鋭意調査を進めてきた。去る６月８日、15の提言を含む調査報告書を取りまとめ、同日、議長に提出した。

一　提言の内容は以下のとおりである。

1　日中両国が互恵的な発展を実現するため、我が国は幅広いレベルでの対話と交流による信頼醸成、歴史共同研究の実効化、中国の環境やエネルギー問題解決に向けた協力を促進することが必要である。

2　拉致、核等の北朝鮮問題の解決には、関係諸国と連携し交渉を進めるほか、国際世論への広い働き掛けが重要である。特に拉致は重大な人権侵害であり、この問題解決に取り組んでいく必要がある。

3　東アジアの安定を実現するためには、関係諸国との連携が必要である。我が国は中国、韓国及び米国との連携を促進するとともに、そのために積極的に取り組んでいくことが優先課題となっている。

4　東アジアの安定と発展のため、より戦略的な経済連携体制の構築が必要である。我が国は関係各国と金融、エネルギー、環境等の分野に留意した体制構築に向け主導的に取り組むことが重要である。

5　気候変動問題の解決に向けて、我が国は京都議定書に規定されたクリーン開発メカニズム等の活用を積極的に働き掛けるほか、今後の国際ルール作りに積極的に取り組

むことが必要である。

6　環境保全や教育の支援は、地球温暖化防止や人口、貧困の問題解決の上で特に重要であり、我が国がＯＤＡを推進するに当たっては、それらを促進することが優先課題となっている。

7　政府はエイズ、難民、環境等の国際問題解決のため、現地の状況やニーズに精通しているＮＧＯとの連携を促進するとともに、その活動に対し様々な協力・支援を行うことが必要である。

8　国連の役割が増大していることから、我が国は国連がその役割を十分に果たせるよう、安保理等の主要機構、事務局、マネージメントなど包括的な国連改革に積極的に取り組むことが重要である。

9　アジア地域の脅威の残存、人間の安全保障の脆弱化等に対処するため、我が国は第二の地域本部として国連アジア本部の創設及び我が国への誘致に向けた働き掛けを行うことが必要である。

10　国際関係の重層化と相互依存傾向の下で国際関係の行為主体は多様化している。我が国は議員外交の重要性の高まりにかんがみ、その拡充・強化に努め、体制整備を図ることが優先課題となっている。

11　我が国の在外公館は他の先進諸国と比べ過少である。政府は在外公館及び要員の増強に努め、その国にふさわしい大使を育成し、人材の質的拡充、量的拡大を図ることが必要である。

12　我が国は国際競争力の一層の強化のため、限りある資源をいかす科学技術の創造、国際的視野を持つ人材の輩出、国際情報の流通の飛躍的増進に積極的に取り組むことが必要である。

13　我が国の米国、中国に対する知識・情報と理解は十分ではない。我が国は米中両国に関する総合的研究、政策提言、教育・研修を行うため、米国及び中国に関する研究所を設置することが重要である。

14　外交の在り方を検討する上で、歴史の検証は不可欠である。政府は私文書を含めた、歴史資料のより総合的な収集、保存及び公開の体制整備に積極的に取り組むことが優先課題となっている。

15　国際政治の行為主体が多様化し、国際情報の重要性が高まっている。政府は国民に対しインターネットにより多方面にわたる最新の各国・地域の事情等の迅速な提供を促進することが重要である。

二　基本認識としての世界の潮流と日本の立場

今日、世界ではグローバリゼーションの進展による経済のボーダーレス化と、政治と経済の両面における多極化が同時に起きている。アジアの一員である我が国にとり、アジアの安定は極めて重要であり、そのためには、日米中の関係を強化するなど関係諸国との連携を図る必要がある。しかし、北東アジアには大きな不安定要因である北朝鮮問題が存在している。また、国際社会においては地球温暖化等の地球規模問題や紛争後の平和構築等の問題も依然山積している。我が国が、世界の潮流の中で、その立場を堅持

し、世界の平和と繁栄に寄与することができるかどうかは、今後の我が国自身の取組にかかっている。以上の認識等を踏まえ調査を行った。

三　論議の主な内容は以下のとおりである。

委員から、東アジアにおける不安定要因の除去について、核拡散と核保有論議、対北朝鮮外交の在り方、各国との連携の重要性、北朝鮮の拉致・核問題、六者会合、北朝鮮への制裁等に関する意見、日中外交の回顧と今後の課題について、共産党一党体制、中国経済の課題、中国による資源外交、中朝関係の現状、反日・歴史問題、今後の課題等に関する意見、新たな日本外交の在り方について、歴史の教訓・歴史資料の重要性、国際関係における新たな行為主体の登場、東アジア連携、日米安保体制、安保理常任理事国入り、アジア国連本部、在外公館の増強、議員外交の重要性等に関する意見がそれぞれ述べられた。

経済・産業・雇用に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	広中　和歌子（民主）		神取　　忍（自民）		藤本　祐司（民主）
理　事	小池　　正勝（自民）		北岡　秀二（自民）		柳澤　光美（民主）
理　事	南野　知惠子（自民）		小泉　昭男（自民）		和田　ひろ子（民主）
理　事	松村　　祥史（自民）		佐藤　昭郎（自民）		松　あきら（公明）
理　事	尾立　　源幸（民主）		西島　英利（自民）		井上　哲士（共産）
理　事	小林　　元（民主）		野村　哲郎（自民）		渕上　貞雄（社民）
理　事	澤　　雄二（公明）		松田　岩夫（自民）		又市　征治（社民）
	岩井　　國臣（自民）		伊藤　基隆（民主）		
	大野　つや子（自民）		下田　敦子（民主）		（19.2.14 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日（第161回国会）に設置され、同年11月に調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定し、３年間にわたる調査を開始した。

最終年に当たる今国会においては、平成19年２月14日に、「ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向」について、東京大学社会科学研究所助教授永井暁子君、みずほ情報総研株式会社主席研究員藤森克彦君及びマイクロソフト株式会社執行役人事本部長四方ゆかり君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

２月21日には、「我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題」について、株式会社クララオンライン代表取締役社長家本賢太郎君、同志社大学政策学部教授川口章君及び株式会社第一生命経済研究所副主任研究員松田茂樹君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

４月25日には、内閣府及び厚生労働省から「ワーク・ライフ・バランスへの取組」について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

また、２月22日及び23日の両日、経済・産業・雇用に関する実情調査のため、新潟県に委員派遣を行い、４月25日に派遣委員から報告を聴取した。

５月９日には、報告書を取りまとめるに当たり、委員間の意見交換を行った。

３年目の調査を踏まえ、６月８日、報告書を議長に提出した。

なお、６月８日、本調査会の委員を発議者又は賛成者とする「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する決議案」が提出され、６月13日の本会議において、全会一致で可決された。

〔調査の概要〕

２月14日の調査会では、参考人から、スウェーデンにおける働き方及び家族の暮ら

し方、英国における柔軟な就業形態の実態、ワーク・ライフ・バランスに向けた英国政府の取組、企業におけるフレキシブルな働き方のビジョン等について意見が述べられ、スウェーデンで育児休業中に給与の80パーセントが支給される仕組み、スウェーデンの地方公務員の80パーセントが女性である理由、英国におけるパートタイム労働法制の課題、米国におけるホワイトカラーの給与の状況、ワーク・ライフ・バランスに関し日本企業が変わるべき点等について質疑を行った。

２月21日の調査会では、参考人から、中小・ベンチャー企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組、ワーク・ライフ・バランス施策の業績への影響、ワーク・ライフ・バランスに関する情報公開の必要性、両立支援の現状認識及び優先課題等について意見が述べられ、中小零細企業におけるワーク・ライフ・バランスへの対応、生産性に関してワーク・ライフ・バランス施策のうち効果の高い施策、ワーク・ライフ・バランス施策の優先順位、ワーク・ライフ・バランスを社会に浸透させるための方策等について質疑を行った。

４月25日の調査会では、「ワーク・ライフ・バランスへの取組」について田村内閣府大臣政務官、松野厚生労働大臣政務官、齋藤内閣府大臣官房審議官及び板東内閣府男女共同参画局長から、それぞれ説明を聴取した後、中小企業がワーク・ライフ・バランスを推進するための方策、保育所の待機児童ゼロ政策を早期に実現する必要性、ワーク・ライフ・バランスと出産後の女性の働き方、非正規雇用の若者の現状、仕事と子育ての両立支援における地域の役割、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での障害者に対する配慮等について質疑を行った。

５月９日の調査会では、各会派からの意見表明、委員間の意見交換が行われ、ワーク・ライフ・バランスのプラス面を企業に周知する必要性、両立支援策拡充の前提としての長時間労働の是正、正規雇用と非正規雇用の格差是正、派遣労働者の地位向上と正社員への登用のための新しいルールの必要性、ワーク・ライフ・バランスの定着のため政府が後押しする必要性等について意見が表明された。

６月８日、３年目の活動を踏まえ、報告書を議長に提出した。

（２）調査会経過

○平成19年２月14日（水）（第１回）

- ○経済・産業・雇用に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○委員派遣を行うことを決定した。
- ○「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向について参考人東京大学社会科学研究所助教授永井暁子君、みずほ情報総研株式会社主席研究員藤森克彦君及びマイクロソフト株式会社執行役人事本部長四方ゆかり君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、和田ひろ子君（民主）、松あきら君（公明）、広中和歌子君（会長質疑）、井上哲士君（共産）、松村祥史君（自民）、下田敦子君（民主）、澤雄二君（公明）

○平成19年２月21日（水）（第２回）

○「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について参考人株式会社クララオンライン代表取締役社長家本賢太郎君、同志社大学政策学部教授川口章君及び株式会社第一生命経済研究所副主任研究員松田茂樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、藤本祐司君（民主）、澤雄二君（公明）、井上哲士君（共産）、小泉昭男君（自民）、小林元君（民主）、尾立源幸君（民主）、下田敦子君（民主）

○平成19年４月25日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」のうち、ワーク・ライフ・バランスへの取組について田村内閣府大臣政務官、松野厚生労働大臣政務官及び政府参考人から説明を聴いた後、松野厚生労働大臣政務官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、小林元君（民主）、澤雄二君（公明）、井上哲士君（共産）、渕上貞雄君（社民）、神取忍君（自民）、尾立源幸君（民主）

○平成19年５月９日（水）（第４回）

○「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」について意見の交換を行った。

○平成19年６月８日（金）（第５回）

○**経済・産業・雇用に関する調査報告書**を提出することを決定した。

○経済・産業・雇用に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

経済・産業・雇用に関する調査報告

【要　旨】

本調査会は、平成16年10月に設置され、「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」を調査項目とし、１年目は、構造改革と経済財政の中期展望及び新産業創造戦略、雇用対策基本計画及び若年者に対する就業支援、成熟社会における経済活性化に向けた方策、地域経済の活性化、日本経済の国際競争力の強化、多様化する雇用への対応、フリーター・ニート等若年者をめぐる雇用問題並びに経済社会の変化に対応した人材育成の在り方等について、２年目は、経済及び所得格差問題、日本経済のグローバル化への対

応、団塊世代の退職による経済・産業・雇用への影響、高齢者雇用の在り方並びに女性雇用をめぐる課題等について調査を行い、それぞれ若年者の雇用問題についての提言、多様化する雇用への対応についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

3年目は、雇用をめぐる現状と課題及び経済成長戦略大綱、非正規雇用をめぐる現状と課題、ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向、我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題並びにワーク・ライフ・バランスへの取組等について調査を行い、報告書を議長に提出した。

報告書の主な内容は次のとおりである。

非正規雇用をめぐる現状と課題について、参考人から、年功序列制度の負の側面、非正規労働者が増加した理由、最近の我が国における雇用形態多様化の現状等について意見が述べられ、非正規雇用の現状に対する認識、いわゆる就職氷河期世代に対し特段の対策を行う必要性、最低賃金制度の在り方、同一労働同一賃金の原則を具体化するための方策等について質疑が行われた。

ワーク・ライフ・バランスに関する国際的な動向について、参考人から、スウェーデンにおける働き方、ワーク・ライフ・バランスに向けた英国政府の取組、企業におけるフレキシブルな働き方のビジョン等について意見が述べられ、スウェーデンで育児休業中に給与の80パーセントが支給される仕組み、英国におけるパートタイム労働法制の課題、日本企業が変わるべき点等について質疑が行われた。

我が国におけるワーク・ライフ・バランスへの対応と課題について、参考人から、中小・ベンチャー企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組、ワーク・ライフ・バランス施策の業績への影響、企業の両立支援策における優先課題等について意見が述べられ、ワーク・ライフ・バランスの基本理念、女性就業率の上昇及びワーク・ライフ・バランスの充実度と出生率との関係、ワーク・ライフ・バランスに関する情報公開の必要性、北欧のような短時間勤務制度及び復職支援の充実等について質疑が行われた。

雇用をめぐる現状と課題について厚生労働省から、経済成長戦略大綱について経済産業省から説明を聴取し、いわゆるワーキングプアに対する認識と取組、両立支援対策における意識改革の必要性と国の施策、非正規雇用の増加等雇用制度上の問題が社会の弱体化を招く危険性等について質疑が行われた。

ワーク・ライフ・バランスへの取組について、内閣府及び厚生労働省から説明を聴取し、中小企業がワーク・ライフ・バランスを推進するための方策、ワーク・ライフ・バランスと出産後の女性の働き方、仕事と子育ての両立支援における地域の役割 、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での障害者に対する配慮等について質疑が行われた。

これらの質疑の後、委員間の意見交換が行われ、子育てや介護と仕事を両立しやすい環境の整備、ワーク・ライフ・バランスのプラス面を企業に周知する必要性、両立支援策拡充のための長時間労働の是正、正規雇用と非正規雇用の格差是正とその対応策、ワーキングプア・フリーターを支援する国・自治体の取組の強化、社会システムとしてのワーク・ライフ・バランスの定着、退職後の高齢者を地域で活用する必要性等について意見が述べられた。

少子高齢社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会　長	清水　嘉与子	（自民）	狩野　　安	（自民）	松下　　新平	（民主）
理　事	荻原　　健司	（自民）	沓掛　　哲男	（自民）	森　　ゆうこ	（民主）
理　事	川口　　順子	（自民）	坂本　由紀子	（自民）	蓮　　舫	（民主）
理　事	中原　　爽	（自民）	田浦　　直	（自民）	山本　　香苗	（公明）
理　事	足立　　信也	（民主）	山崎　　力	（自民）	山本　　保	（公明）
理　事	島田　智哉子	（民主）	神本　美恵子	（民主）	小林　美恵子	（共産）
理　事	鰐淵　　洋子	（公明）	主濱　　了	（民主）	後藤　　博子	（国民）
	有村　　治子	（自民）	羽田　雄一郎	（民主）		
	岡田　　広	（自民）	林　　久美子	（民主）		

（19.2.7 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

第161回国会の平成16年10月12日に設置された本調査会は、「少子高齢社会への対応の在り方について」を調査テーマと定め、１年目は「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」、２年目は「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として取り上げ、調査を進めてきた。

３年目は「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、先の第165回国会においては「少子化対策等の取組状況」、「仕事と生活の調和」及び「不妊治療及び生殖補助医療」について調査を進めたが、今国会においては「生涯現役社会の推進」、「高齢期の生活保障基盤」、「地域社会と高齢者」及び「高齢期の住生活環境」について調査を行った。

平成19年２月７日、生涯現役社会の推進について、聖路加国際病院理事長・名誉院長日野原重明君、特定非営利活動法人寝屋川あいの会代表三和清明君及び株式会社マイスター60取締役社長平野茂夫君を、２月14日には、高齢期の生活保障基盤について、立命館大学国際関係学部教授高橋伸彰君、神戸大学大学院経済学研究科教授小塩隆士君及びみずほ総合研究所株式会社調査本部政策調査部主任研究員野田彰彦君を、２月28日には、地域社会と高齢者について、産業医科大学公衆衛生学教授松田晋哉君、名古屋学芸大学学長・日本尊厳死協会理事長・日本ケアマネジメント学会理事長井形昭弘君、諏訪中央病院名誉院長鎌田實君及び特定非営利活動法人デイサービスこのゆびとーまれ理事長惣万佳代子君を、４月25日には、高齢期の住生活環境について、青森市長佐々木誠造君、島根大学名誉教授保母武彦君、慶應義塾大学総合政策学部教授大江守之君及び日本女子大学家政学部教授小谷部育子君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

５月９日には、これまでの政府からの説明聴取や参考人からの意見聴取等を踏まえ、報告書の取りまとめに向けて調査会委員間の意見交換を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、４つの柱から成る19項目の「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を取りまとめ、６月８日、提言を含む報告書を議長に提出することを決定した。

また、少子高齢社会に関する実情調査のため、２月19日及び20日の２日間、広島県に委員派遣を行った。

〔調査の概要〕

２月７日の調査会では、参考人から、高齢者はその定義を75歳以上に改めるとともに、生活習慣の改善等により健康を維持し自立することが重要である、地域コミュニティ活性化のためには定年退職者の積極的な参加が必要である、高齢者の就業は経済的問題の解決のみならず精神的な満足感を求めることでもある等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①高齢者が生き方を自ら決める権利を尊重する重要性、②ＮＰＯ活動における人材面、活動面、財政面での課題、③高齢者の就業を促進するために高齢者派遣対象事業の対象職種や派遣期間の規制を緩和する必要性等について質疑を行った。

２月14日の調査会では、参考人から、高齢者においては相対的貧困により社会的な参加が難しい者の割合は他の世代と比較して高い、制度改革の基本方針としては世代内で給付と負担を均衡させるとともに、貧困の高齢化を回避する方策が必要である、リバースモーゲージ普及のためには住宅価格下落リスクについての公的対応が不可欠である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①年金、介護、医療の構造改革が高齢者に与えた影響の評価、②マクロ経済スライドがナショナルミニマムとしての基礎年金部分にまで適用されることの妥当性、③生活保護の代替手段としてリバースモーゲージが用いられるに至った経緯と評価等について質疑を行った。

２月28日の調査会では、参考人から、在宅における看護・介護サービスを保障するための仕組みづくりが必要である、安らかな死を遂げるために延命措置を中止し自然の経過に任せる尊厳死の法制化が強く望まれる、医療費抑制政策を見直して在宅医療や緩和医療等の充実を図ることが必要である、いわゆる富山型デイサービスの周知啓発とともにその担い手となるＮＰＯ法人の税負担軽減が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①フランスの開業看護師制度を我が国に導入する場合の留意点、②救急医療の現場において意識がない患者の尊厳死の意思を確認するための方法、③医療・介護費用の抑制を最優先する政策についての見解等について質疑を行なった。

４月25日の調査会では、参考人から、コンパクトシティは市街地拡大に伴う新たな行政需要の抑制や効率的な都市整備等を目的としている、中山間地域集落においてはその実態に合わせた財政制度による高齢者の生活権確保が重要である、高齢化した郊外地域においては高齢者グループリビングや地域コミュニティの拠点作りが対応策として挙げられる、コレクティブハウジングは地域の安全、環境共生、防災等の観点か

ら見ると個人の住宅であっても社会的に意味のある地域のストックとなっている等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①地方の公共交通機関を安定的に維持していくための国への要望事項、②過疎が深刻化した理由及び今後の対応策、③高齢者グループリビング及びコレクティブハウジングを行政施策として推進することの可能性等について質疑を行った。

５月９日の調査会では、①高齢者雇用の確保に向けた企業の取組の必要性、②生殖補助医療に関する法規制の必要性、③生活を犠牲にしない働き方への転換の必要性、④高齢者の安定した生活保障基盤確保の必要性等の意見が述べられた。

（２）調査会経過

○平成19年２月７日（水）（第１回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○少子高齢社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、生涯現役社会の推進について参考人聖路加国際病院理事長・名誉院長日野原重明君、特定非営利活動法人寝屋川あいの会代表三和清明君及び株式会社マイスター６０取締役社長平野茂夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、山本香苗君（公明）、小林美恵子君（共産）、岡田広君（自民）、森ゆうこ君（民主）、足立信也君（民主）、後藤博子君（国民）、坂本由紀子君（自民）

○平成19年２月14日（水）（第２回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、高齢期の生活保障基盤について参考人立命館大学国際関係学部教授高橋伸彰君、神戸大学大学院経済学研究科教授小塩隆士君及びみずほ総合研究所株式会社調査本部政策調査部主任研究員野田彰彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中原爽君（自民）、森ゆうこ君（民主）、岡田広君（自民）、小林美恵子君（共産）、足立信也君（民主）、有村治子君（自民）、坂本由紀子君（自民）、清水嘉与子君（会長質疑）

○平成19年２月28日（水）（第３回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、地域社会と高齢者について参考人産業医科大学公衆衛生学教授松田晋哉君、名古屋学芸大学学長・日本尊厳死協会理事長・日本ケアマネジメント学会理事長井形昭弘君、諏訪中央病院名誉院長鎌田實君及び特定非営利活動法人デイサービスこのゆびとーまれ理事長惣万佳代子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕森ゆうこ君（民主）、山崎力君（自民）、小林美恵子君（共産）、川口順子君（自民）、岡田広君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、足立信也君（民主）

○平成19年４月25日（水）（第４回）

○「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、高齢期の住生活環境について参考人青森市長佐々木誠造君、島根大学名誉教授保母武彦君、慶應義塾大学総合政策学部教授大江守之君及び日本女子大学家政学部教授小谷部育子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林美恵子君（共産）、有村治子君（自民）、中原爽君（自民）、島田智哉子君（民主）、山崎力君（自民）、岡田広君（自民）

○平成19年５月９日（水）（第５回）

○少子高齢社会への対応の在り方について意見の交換を行った。

○平成19年６月８日（金）（第６回）

○**少子高齢社会に関する調査報告書**を提出することを決定した。

○少子高齢社会に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

（３）調査会報告要旨

少子高齢社会に関する調査報告

【要　旨】

本調査会は、少子高齢社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月に設置された。

本調査会は、「少子高齢社会への対応の在り方について」を調査テーマと定め、１年目は「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」、２年目は「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項とした。

最終年に当たる３年目は、「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子化対策等の取組状況、仕事と生活の調和、不妊治療、生殖補助医療、生涯現役社会の推進、高齢期の生活保障基盤、地域社会と高齢者、高齢期の住生活環境について調査を行った。政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「少子高齢社会への対応の在り方についての提言」を含めた調査報告書を取りまとめ、６月８日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりである。

一　仕事と生活の調和の推進

１　仕事と家庭の両立を可能とするため、柔軟な労働時間の選択を保障するための措置を事業主に義務付けることを検討するとともに、専門職においても仕事を継続しやすい勤務形態の保障が求められる。

2　育児休業期間中の所得と休業前所得との格差縮小に引き続き努めるとともに、育児休業期間の一部を男性に割り当てる制度の導入等、子育ての喜びを実感できるような体制の整備が求められる。

3　子育てに係る経済的負担軽減のため、児童・家族関係給付費の一層の拡充を図る必要がある。

4　仕事と生活の調和の推進による社会人の学習及び能力開発の機会を確保するとともに、学習及び能力開発に対する公的助成について、その対象や額の拡大を検討すべきである。

5　正規・非正規雇用者間の賃金格差を是正するとともに、若者の安定した雇用の機会を確保していく必要がある。また、社会保険制度の適用においては雇用形態間の差を解消していくことが求められる。

二　妊娠・出産に向けた環境整備

1　出産は個人の選択の問題であるが、出産には適齢期が存在するとの医学的事実に関し、学校教育等を通じて広報啓発を積極的に進めていくことが必要である。

2　子宮がん検診の受診率向上に取り組むとともに、若年層における子宮頸がんの罹患率の増加傾向等について、早い段階からの健康教育を通じて周知啓発することが必要である。

3　不妊治療における患者の悩みに対応するため、不妊治療に対する公費助成や医療保険適用の在り方、カウンセリング等相談体制の充実、情報公開の在り方について検討が求められる。

4　生殖補助医療は、個人の生命倫理や家族観等にかかわる問題であることから、国民的合意を得つつ、子どもの福祉の観点を踏まえ、制度の枠組みが速やかに示されることが必要である。

5　全都道府県での周産期医療ネットワーク整備への支援、新生児集中管理室の確保及びその長期入院患者の後方支援体制の整備を進めるとともに、助産師の活用、産科医の確保・育成に努めるべきである。

三　医療・介護の充実に向けた環境整備

1　開業医をかかりつけ医とすることにより病院と開業医との機能分担を図るとともに、総合的に診察ができる医師を養成するため、研修制度を含めた医師養成の在り方を見直す必要がある。

2　レセプトの標準化・電子化による医療情報の透明化を図るとともに、地域医療を支え維持していくため、産科・小児科、がん医療、在宅医療、緩和医療の充実に向けての手当を行う必要がある。

3　地域において看護師が主体となってケアを提供できる体制を整備するとともに、卒後に看護師の専門性を高める研修を充実することにより、地域で活躍していくための能力形成を図る必要がある。

4　子どもから高齢者まで障害の有無にかかわらず受け入れる、いわゆる富山型の制度について周知啓発を進めるとともに、その事業主体である特定非営利活動法人の税負

担軽減について検討する必要がある。

5　終末期をめぐる問題については、国民の理解を深めるとともに、更に議論を進めていく必要がある。

四　生活保障基盤及び住生活環境の整備

1　国民の年金に対する不信の払しょくに努めるとともに、少子高齢化の進展に伴う制度の持続可能性についての懸念を解消していくことが求められる。

2　リバースモーゲージについては、適切な情報の提供に努めていくとともに、住宅価格下落リスクについて、諸外国の事例を参考としつつ、新たな枠組みについての検討が求められる。

3　コンパクトシティや高齢者が外出しやすいまちづくりの取組を地域で進めるとともに、高齢者の食事の選択や適度な運動についての啓発を進めていく必要がある。

4　高齢者グループリビングやコレクティブハウジング等の新しい住まい方は、高齢者の自立した生活の継続に資するものであり、住宅整備や専門家の養成等についての支援を検討する必要がある。

3 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

（内閣提出法律案）

労働契約法案（閣法第80号）

【要旨】

就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資するようにするため、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則及び労働契約と就業規則との関係等を定めようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要旨】

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとするものである。

最低賃金法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要旨】

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとにすべての労働者に適用される最低賃金を決定しなければならないこととするとともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講じようとするものである。

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（閣法第93号）

【要旨】

本法律案は、安全保障会議設置法等の一部を改正し、安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官等により同会議の審議を行うことができることとするとともに、同会議に特定の事項を専門的に調査審議する専門会議を置くことができることとするほか、同会議に事務局を設置すること等を定めようとするものである。

放送法等の一部を改正する法律案（閣法第94号）

【要旨】

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会（ＮＨＫ）について、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、２以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度を創設するとともに、無線局の開設に関するあっせん・仲裁手続の創設等、電波の有効利用を促進するための制度を設ける等の改正を行おうとするものである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要旨】

今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（閣法第97号）

【要旨】

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（第163回国会閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

（本院議員提出法律案）

救急業務と救急医療との連携協力を強化するための救急制度改革の推進に関する法律案（参第２号）

【要旨】

救急隊の出動件数が急増し、救急業務の高度化が求められているとともに、医療制度及び消防組織の改革等により医療機関の集約化と救急業務の広域化が進み傷病者の医療機関への搬送が長距離にわたるおそれが生じているにもかかわらず、救急業務と救急医療が異なる主体によって行われ両者の間の連携協力が十分でないことにかんがみ、救急制度改革を集中的かつ計画的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

学校安全対策基本法案（参第４号）

【要旨】

本法律案は、学校安全対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を明らかにするとともに、学校安全対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

民法の一部を改正する法律案（参第10号）

【要旨】

本法律案は、女性にとっての婚姻の自由の拡大に資するため、再婚禁止期間を６箇月から100日に短縮する等の措置を講じようとするものである。

財政が破綻（たん）状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）

【要旨】

本法律案は、財政が破綻状態にある市町村において小学校及び中学校における適切な教育環境を確保することが困難であることにかんがみ、義務教育関係事務の国への緊急移管制度を創設するために必要な基本的事項を定めるものである。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関する法律案（参第14号）

【要旨】

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給について適切な方法により周知が図られなかったことによって、消滅時効の完成により当該特別給付金を受ける権利を失った者が多数存在することにかんがみ、同法による特別給付金の支給に係る時効の特例等に関し必要な事項を定めようとするものである。

（予備費等支出承諾）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年４月18日から19年１月30日までの間に使用を決定した金額は224億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費51億円、②国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費49億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

【要旨】

特別会計予備費予算総額１兆7,212億円のうち、平成18年12月20日に使用を決定した金額は13億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

【要旨】

平成18年６月30日から18年12月１日までの間に決定した経費増額総額は736億円で、その内訳は、①道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額267億円、②治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額167億円などである。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年３月６日から19年３月９日までの間に使用を決定した金額は74億円で、その内訳は、①新型インフルエンザ対策強化に必要な経費72億円、②訟務費の不足を補うために必要な経費１億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

【要旨】

特別会計予備費予算総額１兆7,212億円のうち、平成19年３月15日に使用を決定した金額は０億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費０億円である。

（ＮＨＫ決算）

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（ＮＨＫ）の平成17年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成17年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,203億円に対し負債総額2,584億円、資本総額4,619億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,749億円、事業支出が6,660億円で当期事業収支は88億円の黒字となっている。

4 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

会　長	竹山　　裕	（自民）	太田	豊秋	（自民）	西岡	武夫	（民主）
幹　事	景山　俊太郎	（自民）	舛添	要一	（自民）	柳田	稔	（民主）
幹　事	松田　岩夫	（自民）	矢野	哲朗	（自民）	山下	八洲夫	（民主）
幹　事	輿石　　東	（民主）	脇	雅史	（自民）	渡辺	秀央	（民主）
	阿部　正俊	（自民）	北澤	俊美	（民主）	浜四津	敏子	（公明）

（召集日　現在）

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,434件（250種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願」189件、「新・腎疾患対策の早期確立に関する請願」87件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願」80件、「共に生きる社会のための公共サービス憲章の制定に関する請願」76件、「再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願」67件などであった。また、憲法改正国民投票制度に関連した請願は21種類169件が紹介提出された。

各委員会の付託件数は、内閣146件、総務41件、法務239件、外交防衛70件、財政金融245件、文教科学177件、厚生労働991件、農林水産16件、経済産業４件、国土交通130件、環境60件、予算２件、災害対策１件、沖縄・北方１件、倫理選挙４件、憲法307件であった。

請願者の総数は1,227万279人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初６月８日の議院運営委員会理事会において会期終了日の８日前の同月15日までと決定されたが、22日の衆・本会議において12日間の会期延長が議決されたため、受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、22日の議院運営委員会理事会において会期終了日の７日前の28日までと決定された。

７月５日、各委員会において請願の審査が行われ、５委員会において358件（19種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願」外357件が採択され、「身体障害者補助犬法の改正に関する請願」１件を除く357件を即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は14.7％であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は7.6％であった。

2 請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会名	付託	採択	不採択	未了	採択	
内閣	146	0	0	146	0	
総務	41	0	0	41	0	
法務	239	38	0	201	38	
外交防衛	70	23	0	47	23	
財政金融	245	0	0	245	0	
文教科学	177	0	0	177	0	
厚生労働	991	295	0	696	295	内閣に送付するを要しないもの 1件
農林水産	16	1	0	15	1	
経済産業	4	0	0	4	0	
国土交通	130	0	0	130	0	
環境	60	0	0	60	0	
予算	2	0	0	2	0	
災害対策	1	0	0	1	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	4	0	0	4	0	
憲法	307	0	0	307	0	
計	2,434	358	0	2,076	358	提出総数 2,434件

3　本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

○法務委員会…… 38件

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願（第1448号外16件）

裁判所の人的・物的充実に関する請願（第1499号外20件）

○外交防衛委員会…… 23件

ＩＬＯパートタイム労働条約（第百七十五号）の批准に関する請願（第823号外９件）

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第1240号外12件）

○厚生労働委員会…… 294件

保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額に関する請願（第32号外29件）

児童扶養手当の減額率を検討するに当たっての配慮に関する請願（第40号）

進行性化骨筋炎の難病指定に関する請願（第92号外１件）

ＦＯＰ（進行性骨化性線維異形成症）の難病指定に関する請願（第108号外５件）

児童扶養手当の減額を最小限にすることに関する請願（第117号外24件）

患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願（第156号外３件）

進行性化骨筋炎（ＦＯＰ）の難病指定に関する請願（第446号外３件）

安全・安心の医療と看護の実現に関する請願（第449号外46件）

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現に関する請願（第500号外79件）

新・腎疾患対策の早期確立に関する請願（第546号外86件）

身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願（第1886号外６件）

進行性化骨筋炎難病指定に関する請願（第2387号）

○農林水産委員会…… 1件

日豪ＥＰＡ交渉における農業分野での適切な国際規律の確立に関する請願（第2015号）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会…… 1件

北方領土返還促進に関する請願（第1463号）

【内閣に送付するを要しないもの】

○厚生労働委員会…… 1件

身体障害者補助犬法の改正に関する請願（第952号）

質問主意書一覧

第166回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
1	地方公共団体の債務に関する質問主意書	大久保　勉君	19. 1. 29	19. 1. 31	19. 2. 6	19. 2. 14 第6号
2	視覚障がい者のための選挙公報の音声データ化に関する質問主意書	福山　哲郎君	2. 2	2. 7	2. 13	2. 14 第6号
3	安倍内閣総理大臣の片仮名言葉の多用に関する質問主意書	喜納　昌吉君	2. 5	2. 7	2. 13	2. 14 第6号
4	規制改革会議に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 6	2. 14	2. 20	2. 21 第7号
5	柳澤厚生労働大臣の「子どもは二人以上持つのが健全」との発言に関する質問主意書	松井　孝治君	2. 9	2. 14	2. 20	2. 21 第7号
6	在沖縄米軍の基地・施設内外における生産高に関する質問主意書	大田　昌秀君	2. 16	2. 21	2. 27	3. 9 第8号
7	夕張市の「財政再建計画」等に関する質問主意書	紙　智子君外2名	2. 16	2. 21	2. 27	3. 9 第8号
8	兵庫県南あわじ市諭鶴羽山中小型航空機墜落事故及び同事故についての航空事故調査報告書に関する質問主意書	福島　みずほ君	2. 19	2. 21	2. 27	3. 9 第8号
9	安倍内閣発足後に創設された政府の会議等に関する質問主意書	蓮　舫君	2. 28	3. 5	3. 9	3. 14 第9号
10	自己管理型労働制の検討過程等に関する質問主意書	福島　みずほ君	3. 1	3. 5	3. 9	3. 14 第9号
11	アーミテージ報告に関する質問主意書	喜納　昌吉君	3. 1	3. 5	3. 9	3. 14 第9号
12	総務省発行のパンフレットの記述内容に関する質問主意書	大久保　勉君	3. 1	3. 5	3. 9	3. 14 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
			19.	19.	19.	19.
13	地方債のリスクウェイトに関する質問主意書	大久保　勉君	3. 1	3. 5	3. 9	3.14 第９号
14	地方公共団体の債務に関する再質問主意書	大久保　勉君	3. 1	3. 5	3. 9	3.14 第９号
15	漁業権に関する質問主意書	又市　征治君	3. 5	3. 7	3.13	3.14 第９号
16	米印原子力協力に対する日本の政策に関する質問主意書	福島 みずほ君	3. 8	3.12	3.16	3.23 第11号
17	ＯＤＡ事業における外務省及びＪＩＣＡの説明責任に関する質問主意書	藤末　健三君	3.15	3.19	3.23	3.26 第12号
18	個人情報保護法の施行状況に関する質問主意書	福島 みずほ君	3.22	3.26	3.30	4.11 第15号
19	「文化力親子タウンミーティング イン 京都」における不正抽選問題に関する質問主意書	近藤　正道君	3.23	3.28	4. 3	4.11 第15号
20	安倍内閣総理大臣の防衛大学校卒業式における訓辞に関する質問主意書	喜納　昌吉君	3.26	3.28	4. 3	4.11 第15号
21	インド洋やイラクにおいて自衛隊の装備品の修理等に従事する民間人の安全確保に関する質問主意書	大田　昌秀君	3.26	3.28	4. 3	4.11 第15号
22	沖縄科学技術大学院大学の設立の準備状況及び運営責任等に関する質問主意書	大田　昌秀君	4. 5	4. 9	4.13	4.16 第17号
23	石垣島の土地バブル等への対応策に関する質問主意書	大田　昌秀君	4. 5	4. 9	4.13	4.16 第17号
24	スマートインターチェンジの許可基準及び整備手順の明確化等に関する質問主意書	荒井　広幸君	4.11	4.16	4.20	4.25 第20号
25	放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問主意書	小川　敏夫君	4.12	4.16	4.20	4.25 第20号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
			19.	19.	19.	19.
26	都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問主意書	荒井　広幸君	4.13	4.18	4.24	4.25 第20号
27	森林行政全般にかかわる政府の施策に関する質問主意書	福島　みずほ君	4.16	4.18	4.24	4.25 第20号
28	ＳＡＣＯ最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問主意書	大田　昌秀君	4.16	4.18	4.24	4.25 第20号
29	地球温暖化問題等に関する質問主意書	荒井　広幸君	4.19	4.23	4.27	5. 9 第22号
30	製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問主意書	又市　征治君	4.27	5. 7	5.11	5.14 第24号
31	ＥＴＣシステムにおける新たな利用者負担の解消とＯＲＳＥの廃止等に関する質問主意書	荒井　広幸君	5. 7	5. 9	5.15	5.16 第25号
32	外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問主意書	山下　八洲夫君	5. 7	5. 9	5.15	5.16 第25号
33	最低賃金及びパート労働者に関する質問主意書	福島　みずほ君	5.10	5.14	5.18	5.21 第27号
34	舞台芸術鑑賞教室の充実に関する質問主意書	井上　哲士君	5.14	5.16	5.22	5.23 第28号
35	米軍再編計画に関する質問主意書	大田　昌秀君	5.16	5.21	5.25	5.30 第30号
36	沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書	大田　昌秀君	5.16	5.21	5.25	5.30 第30号
37	日本国憲法の理念の諸外国への紹介に関する質問主意書	藤末　健三君	5.17	5.21	5.25	5.30 第30号
38	歯科技工士の労働条件に関する質問主意書	大久保　勉君	5.21	5.23	5.29	5.30 第30号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
			19.	19.	19.	19.
39	歯科技工士学校に関する質問主意書	大久保　勉君	5. 21	5. 23	5. 29	5. 30 第30号
40	歯科技工物の分類に関する質問主意書	大久保　勉君	5. 21	5. 23	5. 29	5. 30 第30号
41	日本国内における未承認の歯科材料に関する質問主意書	大久保　勉君	5. 21	5. 23	5. 29	5. 30 第30号
42	イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書	小池　晃君	5. 22	5. 28	6. 1	6. 4 第32号
43	一九九七年六月八日のＪＡＬ七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問主意書	福島 みずほ君	5. 23	5. 28	6. 1	6. 4 第32号
44	兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する質問主意書	辻　泰弘君	6. 4	6. 6	6. 12	6. 13 第36号
45	保険会社による保険金不払問題の実態解明と抜本的対策に関する質問主意書	荒井　広幸君	6. 4	6. 6	6. 12	6. 13 第36号
46	ダイエット製品の不当表示の規制に関する質問主意書	藤末　健三君	6. 7	6. 11	6. 15	6. 20 第38号
47	参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問主意書	藤末　健三君	6. 11	6. 13	6. 19	6. 20 第38号
48	京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 15	6. 20	6. 26	6. 29 第39号
49	兵庫県加古川における河川管理者による車両制限柵等の締切措置による内水面漁業者の漁業権の侵害に関する再質問主意書	辻　泰弘君	6. 21	6. 25	6. 29	6. 30 第40号
50	年金問題についての政府答弁に関する質問主意書	藤末　健三君	6. 21	6. 25	6. 29	6. 30 第40号
51	中国の航空母艦建造計画と米国の対応に関する質問主意書	浅尾 慶一郎君	6. 25	6. 27	7. 3	7. 5 第41号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
			19.	19.	19.	19.
52	新日本製鐵株式会社での思想差別の調査及び是正指導に関する質問主意書	仁比　聡平君	6.25	6.27	7. 3	7. 5 第41号
53	北見道路に関する質問主意書	紙　智子君	6.27	7. 2	7. 6	7.17 追録
54	国家公務員の人事評価、標準職務遂行能力、再就職（天下り）規制等に関する質問主意書	吉川　春子君	6.28	7. 2	7. 6	7.17 追録
55	森林行政・労働行政における林業労働力に関する質問主意書	福島　みずほ君	6.28	7. 2	7. 6	7.17 追録
56	ウラン兵器禁止及び同兵器が使用されたイラクの地域への医療支援等に関する質問主意書	福島　みずほ君	6.28	7. 2	7. 6	7.17 追録
57	司法試験考査委員による司法試験問題の事前漏えいに関する質問主意書	前川　清成君	6.28	7. 2	7. 6	7.17 追録
58	公的年金の時効特例と戦没者等の妻に対する特別給付金の時効特例に関する質問主意書	浅尾　慶一郎君	7. 3	7. 5	7.10	7.17 追録
59	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の解釈に関する質問主意書	浅尾　慶一郎君	7. 3	7. 5	7.10	7.17 追録
60	国会運営と政府との関係に関する質問主意書	浅尾　慶一郎君	7. 3	7. 5	7.10	7.17 追録
61	遺産の分割相続における郵便局・金融機関への一部払戻請求に関する質問主意書	近藤　正道君	7. 3	7. 5	7.10	7.17 追録
62	人事院規則一四―七（政治的行為）についての政府の認識に関する質問主意書	藤末　健三君	7. 3	7. 5	7.10	7.17 追録
63	第三十三回主要国首脳会議（ハイリゲンダムサミット）と地球環境問題についての我が国の世界戦略の重要性等に関する質問主意書	加藤　修一君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
			19.	19.	19.	19.
64	我が国の環境政策における予防原則と第三十四回主要国首脳会議（北海道洞爺湖サミット）に向けた我が国主導による具体的な国際的環境保護施策の確立等に関する質問主意書	加藤　修一君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
65	未統合又は未記入の年金記録に関する質問主意書	藤末　健三君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
66	輸入飼料のアフラトキシン問題に関する質問主意書	紙　智子君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
67	中国の航空母艦建造計画と米国の対応に関する再質問主意書	浅尾 慶一郎君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
68	社会保険庁における年金保険料の記録・保管に関する質問主意書	山本　孝史君	7. 4	7. 5	7.17	7.17 追録
69	改正介護保険法に関する質問主意書	岡崎 トミ子君	7. 4	7. 5	7.17	7.17 追録
70	朝鮮・韓国人軍人・軍属の遺骨問題に関する質問主意書	岡崎 トミ子君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
71	強制連行朝鮮人の厚生年金に関する質問主意書	岡崎 トミ子君	7. 4	7. 5	7.17	7.17 追録
72	インフルエンザ菌ｂ型ワクチン接種及び肺炎球菌ワクチンの早期承認に関する質問主意書	小池　晃君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
73	「国有財産の有効活用に関する報告書」にかかわるつくばの公務員宿舎の廃止・売却計画に関する質問主意書	紙　智子君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
74	ミートホープ社による食肉偽装問題に関する質問主意書	紙　智子君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録
75	郵便局のネットワークの維持とサービス低下に関する質問主意書	吉川　春子君	7. 4	7. 5	7.10	7.17 追録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
			19.	19.	19.	19.
76	社会保険庁の機構改革の在り方等に関する質問主意書	山本　孝史君	7. 5	7. 5	7. 17	7. 17 追録
77	電磁波対策に関する質問主意書	紙　智子君	7. 5	7. 5	7. 10	7. 17 追録
78	旧電電公社の年金に関する質問主意書	又市　征治君	7. 5	7. 5	7. 10	7. 17 追録
79	「小規模多機能型居宅介護保険事業」の現状に関する質問主意書	又市　征治君	7. 5	7. 5	7. 10	7. 17 追録
80	久間章生前防衛大臣の「原爆発言」と政府の核兵器に対する見解に関する質問主意書	福島　みずほ君	7. 5	7. 5	7. 10	7. 17 追録
81	婚外子の差別撤廃に関する質問主意書	福島　みずほ君	7. 5	7. 5	7. 10	7. 17 追録

参議院改革協議会

協議員一覧（９名）

座　長	片山	虎之助（自民）	脇	雅史（自民）	木庭	健太郎（公明）
	阿部	正俊（自民）	小川	敏夫（民主）	小池	晃（共産）
	岩永	浩美（自民）	北澤	俊美（民主）	又市	征治（社民）

（19.2.14 現在）

（１）検討の経緯

参議院改革協議会（片山虎之助座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第161回国会の平成16年12月１日に設置された。

本協議会は、第165回国会閉会後においては平成18年12月25日に協議会（第12回）を開き、参議院選挙制度の改革について、学識経験者小林良彰君（慶應義塾大学法学部教授）から意見聴取を行い、質疑を行った。

また、第166回国会においては平成19年２月14日に協議会（第13回）を開き、参議院選挙制度の改革について、学識経験者亀山継夫君（東海大学専門職大学院実務法学研究科長）から意見聴取を行い、質疑を行った。

なお、通常選挙後の調査会については、議院運営委員会理事会の協議にゆだねることを持ち回りで決定した。

（２）協議会経過

○平成18年12月25日（月）（第12回）

一、参議院選挙制度の改革について慶應義塾大学法学部教授小林良彰君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○平成19年２月14日（水）（第13回）

一、参議院選挙制度の改革について東海大学専門職大学院実務法学研究科長亀山継夫君から意見を聴いた後、同君に対し質疑を行った。

一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

1　国会会期一覧

（直近15国会を掲載）

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8.10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9.27(木)	13. 9.27(木)	13.12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常　会)	14. 1.21(月)	14. 1.21(月)	14. 7.31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14.10.18(金)	14.10.18(金)	14.12.13(金)	57	—	57
第156回 (常　会)	15. 1.20(月)	15. 1.20(月)	15. 7.28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9.26(金)	15. 9.26(金)	15.10.10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15.11.19(水)	15.11.21(金)	15.11.27(木)	9	—	9
第159回 (常　会)	16. 1.19(月)	16. 1.19(月)	16. 6.16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7.30(金)	16. 7.30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16.10.12(火)	16.10.12(火)	16.12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常　会)	17. 1.21(金)	17. 1.21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9.21(水)	17. 9.26(月)	17.11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常　会)	18. 1.20(金)	18. 1.20(金)	18. 6.18(日)	150	—	150
第165回 (臨時会)	18. 9.26(火)	18. 9.28(木)	18.12.19(火)	81	4	85
第166回 (常　会)	19. 1.25(木)	19. 1.26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	召集日
第1回	昭和22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回（特別会）	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回（臨時会）	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回（特別会）	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回（臨時会）	31.11.12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回（臨時会）	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回（臨時会）	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回（臨時会）	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回（臨時会）	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回（臨時会）	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回（臨時会）	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回（臨時会）	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回（特別会）	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成元. 7. 9	第99回（臨時会）	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回（特別会）	61. 7.22(火)
第15回	平成元. 7.23(日)	平成元. 7.23	7. 7.22	第115回（臨時会）	平成元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回（臨時会）	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回（臨時会）	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回（臨時会）	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7.11(日)	16. 7.26	22. 7.25	第160回（臨時会）	16. 7.30(金)

※任期3年議員（第1回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

（平成19年７月５日現在）

安倍内閣国務大臣

内閣総理大臣
　安倍　晋三（衆・自民）
総務大臣
（内閣府特命担当大臣（地方分権改革））
　菅　義偉（衆・自民）
法務大臣
　長勢　甚遠（衆・自民）
外務大臣
　麻生　太郎（衆・自民）
財務大臣
　尾身　幸次（衆・自民）
文部科学大臣
　伊吹　文明（衆・自民）
厚生労働大臣
　柳澤　伯夫（衆・自民）
農林水産大臣
　赤城　徳彦（衆・自民）※
経済産業大臣
　甘利　明（衆・自民）
国土交通大臣
　冬柴　鐵三（衆・公明）
環境大臣
　若林　正俊（参・自民）
防衛大臣
　小池　百合子（衆・自民）※
国務大臣（内閣官房長官）
　塩崎　恭久（衆・自民）
国務大臣（国家公安委員会委員長）
（内閣府特命担当大臣（防災））
　溝手　顕正（参・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策、イノベーション、少子化・男女共同参画、食品安全））
　高市　早苗（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（金融））
　山本　有二（衆・自民）
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））
　大田　弘子
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（規制改革））
　渡辺　喜美（衆・自民）※

※ 18.12.28 国務大臣佐田玄一郎辞任、渡辺喜美就任
　19. 1. 9 防衛省発足
　19. 5.28 農林水産大臣松岡利勝死去
　19. 6. 1 赤城徳彦、農林水産大臣就任
　19. 7. 4 防衛大臣久間章生辞任、小池百合子就任

内閣官房副長官

下村　博文（衆・自民）　鈴木　政二（参・自民）　的場　順三

副大臣

内閣府副大臣
　平沢　勝栄（衆・自民）
　林　芳正（参・自民）
　大村　秀章（衆・自民）※
総務副大臣
　大野　松茂（衆・自民）
　田村　憲久（衆・自民）
法務副大臣
　水野　賢一（衆・自民）
外務副大臣
　岩屋　毅（衆・自民）
　浅野　勝人（参・自民）

財務副大臣
　田中　和徳（衆・公明）
　富田　茂之（衆・公明）
文部科学副大臣
　池坊　保子（衆・公明）
　遠藤　利明（衆・自民）
厚生労働副大臣
　石田　祝稔（衆・公明）
　武見　敬三（参・自民）
農林水産副大臣
　山本　拓（衆・自民）
　国井　正幸（参・自民）

経済産業副大臣
　山本　幸三（衆・自民）
　渡辺　博道（衆・自民）
国土交通副大臣
　望月　義夫（衆・自民）
　渡辺　具能（衆・自民）
環境副大臣
　土屋　品子（衆・自民）
防衛副大臣
　木村　隆秀（衆・自民）

※ 18. 12. 28 内閣府副大臣大村秀章就任

大臣政務官

内閣府大臣政務官
　岡下　信子（衆・自民）
　谷本　龍哉（衆・自民）
　田村 耕太郎（参・自民）
総務大臣政務官
　谷口　和史（衆・公明）
　土屋　正忠（衆・自民）
　河合　常則（参・自民）
法務大臣政務官
　奥野　信亮（衆・自民）
外務大臣政務官
　松島 みどり（衆・自民）
　関口　昌一（参・自民）
　浜田　昌良（参・公明）

財務大臣政務官
　江﨑 洋一郎（衆・自民）
　椎名　一保（参・自民）
文部科学大臣政務官
　小渕　優子（衆・自民）
　水落　敏栄（参・自民）
厚生労働大臣政務官
　菅原　一秀（衆・自民）
　松野　博一（衆・自民）
農林水産大臣政務官
　永岡　桂子（衆・自民）
　福井　照（衆・自民）

経済産業大臣政務官
　高木 美智代（衆・公明）
　松山　政司（参・自民）
国土交通大臣政務官
　梶山　弘志（衆・自民）
　吉田 六左エ門（衆・自民）
　藤野　公孝（参・自民）
環境大臣政務官
　北川　知克（衆・自民）
防衛大臣政務官
　大前　繁雄（衆・自民）
　北川 イッセイ（参・自民）

政府特別補佐人（19. 1. 26 承認）

人事院総裁	谷　公士	内閣法制局長官	宮﨑　礼壹
公正取引委員会委員長	竹島　一彦	公害等調整委員会委員長	加藤　和夫

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計（人）	内訳	
			本会議	委員会等
平成 11年	145 （常会）	6,108	1,837	4,271
	146 （臨時会）	1,115	362	753
12年	147 （常会）	4,497	1,340	3,157
	148 （特別会）	45	32	13
	149 （臨時会）	432	193	239
	150 （臨時会）	2,028	902	1,126
13年	151 （常会）	4,788	1,351	3,437
	152 （臨時会）	122	78	44
	153 （臨時会）	3,041	913	2,128
14年	154 （常会）	7,202	2,438	4,764
	155 （臨時会）	2,374	788	1,586
15年	156 （常会）	7,374	1,814	5,560
	157 （臨時会）	489	295	194
	158 （特別会）	264	40	224
16年	159 （常会）	6,061	1,990	4,071
	160 （臨時会）	209	180	29
	161 （臨時会）	1,675	436	1,239
17年	162 （常会）	6,484	1,668	4,816
	163 （特別会）	1,474	515	959
18年	164 （常会）	7,147	2,263	4,884
	165 （臨時会）	3,681	1,127	2,554
19年	166 （常会）	6,439	2,274	4,165

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成7年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	8,498	163,987	36,127	67,909	55,883	2,279	1,789	12

（注）特別参観は、国会閉会中の第１・第３日曜日に限り実施している。
平成19年の数は、会期終了日（７月５日）現在。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数（人）	団体数（件）	（団体内訳）		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度　4月	2,872	53	7	46	0
5月	5,030	93	40	53	0
6月	5,661	79	40	34	5
7月	990	18	9	3	6
8月	458	24	0	1	23
9月	2,518	39	22	15	2
10月	6,225	92	81	6	5
11月	9,900	136	118	12	6
12月	9,431	128	122	4	2
1月	9,088	125	122	1	2
2月	10,582	148	141	6	1
3月	2,793	40	36	2	2
（18年度計）	65,548	975	738	183	54
平成19年度　4月	2,608	53	9	40	4
5月	6,403	96	43	53	0
6月	5,014	82	52	21	9
（年度途中計）	14,025	231	104	114	13

（注）その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ＷＴＯに関する議員会議・年次会合出席 （18.11.15 議長決定）	スイス	18.11.28 ～12. 5	太田　豊秋君（自民） 工藤 堅太郎君（民主）	19.1.25 議院運営委員会に報告書提出
第15回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会出席　（19.1.9 議長決定）	ロシア	19. 1.20 ～ 1.27	中曽根 弘文君（自民） 小林 美恵子君（共産）	19.7.5 議院運営委員会に報告書提出
第51回国連婦人の地位委員会の際のＩＰＵ議会人会合出席 （19.2.7 議長決定）	米国	19. 2.27 ～ 3. 3	南野 知惠子君（自民） 島田 智哉子君（民主）	19.7.5 議院運営委員会に報告書提出
第116回ＩＰＵ（列国議会同盟）会議出席 （19.4.16 議長決定）	インドネシア	19. 4.28 ～ 5. 5	岡田　広君（自民） 芝　博一君（民主） 山下　栄一君（公明）	19.7.5 議院運営委員会に報告書提出

8 我が国で開催された国際会議

会議名	第１回日中議員会議	
開催地	東京	
期　間	平成19年３月23日及び26日の２日間	
出　席 議　員	参議院日中交流議員団 団長　松田　岩夫君 幹事　岡田　直樹君 同　三浦　一水君 同　木俣　佳丈君 同　簗瀬　進君 同　山本　保君 泉　信也君 加納　時男君 景山　俊太郎君 舛添　要一君 北澤　俊美君 那谷屋　正義君 内藤　正光君 西田　実仁君 仁比　聡平君 渕上　貞雄君 亀井　郁夫君	全国人民代表大会代表団 団長　常務委員会副委員長 路　甬祥君 外事委員会副主任委員 王　英凡君 農業及び農村委員会副主任委員 中国・日本友好小組主席 王　雲龍君 法律委員会委員 張　春生君 環境及び資源保護委員会委員 中国・日本友好小組成員 周　友良君 財政経済委員会委員 中国・日本友好小組成員 李　主其君 華僑委員会委員 劉　山在君 教育科学文化衛生委員会委員 陳　章良君 環境及び資源保護委員会委員 倪　岳峰君 内務司法委員会委員 常務委員会弁公庁研究室副主任 竇　樹華君

会議名	第28回日本・ＥＵ議員会議	
開催地	東京	
期　間	平成19年５月28日及び29日の２日間	
出　席 議　員	日本国会代表団 団長　衆議院議員　中山　太郎君 副団長　参議院議員　松田　岩夫君 顧問　衆議院議員　羽田　孜君 団長代行　同　町村　信孝君 同　同　鳩山　由紀夫君 参議院議員 泉信也君、末松信介君、田浦直君、中川雅治君、中島啓雄君、犬塚直史君、江田五月君、広中和歌子君、山下八洲夫君、荒木清寛君、吉川春子君 衆議院議員 大島理森君、河村建夫君、小坂憲次君、小杉隆君、後藤田正純君、高村正彦君、佐田玄一郎君、津島雄二君、平井たくや君、二田孝治君、保利耕輔君、森山眞弓君、山口俊一君、大畠章宏君、小宮山洋子君、中川正春君、原口一博君、赤羽一嘉君、丸谷佳織君、塩川鉄也君	欧州議会代表団 団長 ゲオルク・ヤルツェンボウスキー君（ドイツ） 副団長　カリン・レセタリッツ君（オーストリア） 同　ヤラスラフ・ズヴィエジナ君（チェコ） ヨアン・ミルチャ・パシュク君（ルーマニア）、マルコム・ハーバー君（英国）、ヤヌシュ・レヴァンドフスキ君（ポーランド）、カルロ・ファトゥッツオ君（イタリア）、アントリン・サンチェ・プレセード君（スペイン）、ピエル・アントニオ・パンゼーリ君（イタリア）、グリン・フォード君（英国）、ビル・ニュートン・ダン君（英国）、マルガリータ・スタルケヴィシューテ君（リトアニア）、ヒルトラッド・ブレイヤー君（ドイツ）、シルヴィア・イヴォンヌ・カウフマン君（ドイツ）

9 参議院委員派遣一覧

第165回国会閉会後

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会　(18.12.21 議長承認)

目　的	北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査
派遣委員	黒岩宇洋君（民主）、有村治子君（自民）、西銘順志郎君（自民）、 主濱了君（民主）、円より子君（民主）、秋元司君（自民）、 紙智子君（共産）
派遣地	北海道
期　間	平成19年１月11日及び12日の２日間

○厚生労働委員会　(19.1.11 議長承認)

目　的	社会保障及び労働問題等に関する実情調査
派遣委員	鶴保庸介君（自民）、阿部正俊君（自民）、中村博彦君（自民）、 櫻井充君（民主）、津田弥太郎君（民主）、浮島とも子君（公明）、 南野知惠子君（自民）、辻泰弘君（民主）
派遣地	和歌山県、大阪府
期　間	平成19年１月18日及び19日の２日間

○国土交通委員会　(19.1.15 議長承認)

目　的	和歌山県及び大阪府における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査
派遣委員	大江康弘君（民主）、末松信介君（自民）、脇雅史君（自民）、 藤本祐司君（民主）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、 羽田雄一郎君（民主）、魚住裕一郎君（公明）
派遣地	和歌山県、大阪府
期　間	平成19年１月22日及び23日の２日間

第166回国会

○予算委員会　(19.2.9 議長承認)

目　的		平成十九年度総予算の審査に資するため
派遣委員	第1班	尾辻秀久君（自民）、愛知治郎君（自民）、金田勝年君（自民）、 櫻井充君（民主）、澤雄二君（公明）、佐藤昭郎君（自民）、 南野知惠子君（自民）、下田敦子君（民主）、広田一君（民主）、 近藤正道君（社民）
	第2班	坂本由紀子君（自民）、中島啓雄君（自民）、吉村剛太郎君（自民）、 小林正夫君（民主）、芝博一君（民主）、岩城光英君（自民）、 常田享詳君（自民）、福山哲郎君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、 仁比聡平君（共産）
派遣地		第１班　青森県 第２班　兵庫県
期　間		両班とも平成19年２月15日及び16日の２日間

○国際問題に関する調査会　(19.2.9 議長承認)

目　的	地方自治体における国際化施策及び国際安全保障環境の安定に向けた我が国の取組に関する実情調査
派遣委員	田中直紀君（自民）、加納時男君（自民）、岸信夫君（自民）、 喜納昌吉君（民主）、谷合正明君（公明）、末松信介君（自民）、 犬塚直史君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大門実紀史君（共産）
派遣地	新潟県、群馬県
期　間	平成19年２月15日及び16日の２日間

○少子高齢社会に関する調査会　(19.2.9 議長承認)

目　的	少子高齢社会に関する実情調査
派遣委員	清水嘉与子君（自民）、荻原健司君（自民）、中原爽君（自民）、 足立信也君（民主）、島田智哉子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、 狩野安君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、松下新平君（民主）、 小林美恵子君（共産）
派遣地	広島県
期　間	平成19年２月19日及び20日の２日間

○経済・産業・雇用に関する調査会　(19.2.14 議長承認)

目　的	経済・産業・雇用に関する実情調査
派遣委員	広中和歌子君（民主）、南野知惠子君（自民）、小林元君（民主）、 澤雄二君（公明）、神取忍君（自民）、和田ひろ子君（民主）、 井上哲士君（共産）
派遣地	新潟県
期　間	平成19年２月22日及び23日の２日間

○日本国憲法に関する調査特別委員会　(19.4.23 議長承認)

目　的		日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第１班	関谷勝嗣君（自民）、中川雅治君（自民）、前川清成君（民主）、 荒木清寛君（公明）、田中直紀君（自民）、野村哲郎君（自民）、 小林正夫君（民主）、芝博一君（民主）、近藤正道君（社民）
	第２班	舛添要一君（自民）、広田一君（民主）、簗瀬進君（民主）、 荻原健司君（自民）、中島啓雄君（自民）、山本順三君（自民）、 松岡徹君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、仁比聡平君（共産）、 長谷川憲正君（国民）
派遣地		第１班　愛知県 第２班　宮城県
期　間		両班とも平成19年４月24日　１日間

○日本国憲法に関する調査特別委員会　（19.4.27 議長承認）

目　的		日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第1班	関谷勝嗣君（自民）、中川雅治君（自民）、広田一君（民主）、 岩城光英君（自民）、野村哲郎君（自民）、藤末健三君（民主）、 水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、仁比聡平君（共産）
	第2班	岡田直樹君（自民）、舛添要一君（自民）、前川清成君（民主）、 簗瀬進君（民主）、荻原健司君（自民）、山本順三君（自民）、 津田弥太郎君（民主）、山下栄一君（公明）、近藤正道君（社民）、 長谷川憲正君（国民）
派遣地		第１班　福岡県 第２班　北海道
期　間		両班とも平成19年５月７日　1日間

○経済産業委員会　（19.5.9 議長承認）

目　的	北海道における地域経済、中小企業金融等の実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）の審査に資するため
派遣委員	伊達忠一君（自民）、加納時男君（自民）、佐藤昭郎君（自民）、 藤末健三君（民主）、渡辺秀央君（民主）、弘友和夫君（公明）、 鈴木陽悦君（無）
派遣地	北海道
期　間	平成19年５月14日及び15日の２日間

○日本国憲法に関する調査特別委員会　(19.5.9 議長承認)

目　的		日本国憲法の改正手続に関する法律案（第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号）及び日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案（参第５号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第１班	関谷勝嗣君（自民）、岡田直樹君（自民）、広田一君（民主）、 前川清成君（民主）、荒木清寛君（公明）、荻原健司君（自民）、 田中直紀君（自民）、小林正夫君（民主）、近藤正道君（社民）、 長谷川憲正君（国民）
	第２班	中川雅治君（自民）、舛添要一君（自民）、簗瀬進君（民主）、 岩城光英君（自民）、野村哲郎君（自民）、藤末健三君（民主）、 水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、仁比聡平君（共産）
派遣地		第１班　埼玉県 第２班　神奈川県
期　間		両班とも平成19年５月10日　１日間

○外交防衛委員会　(19.5.10 議長承認)

目　的	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案（閣法第27号）の審査に資するための現地視察及び意見交換
派遣委員	田浦直君（自民）、小泉昭男君（自民）、柳田稔君（民主）、 北川イッセイ君（自民）、関口昌一君（自民）、喜納昌吉君（民主）、 白眞勲君（民主）、遠山清彦君（公明）、緒方靖夫君（共産）、 大田昌秀君（社民）
派遣地	沖縄県
期　間	平成19年５月14日及び15日の２日間

○国土交通委員会　(19.5.10 議長承認)

目　的	北海道における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（閣法第41号）の審査に資するため
派遣委員	大江康弘君（民主）、末松信介君（自民）、藤本祐司君（民主）、 山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、中島啓雄君（自民）、 加藤敏幸君（民主）、小林美恵子君（共産）、渕上貞雄君（社民）
派遣地	北海道
期　間	平成19年５月14日及び15日の２日間

○文教科学委員会　(19.6.6 議長承認　6.8 変更承認)

目　的		学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）、日本国教育基本法案（参第６号）、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第７号）、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第８号）及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第９号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	第１班	狩野安君（自民）、中島啓雄君（自民）、蓮舫君（民主）、 荻原健司君（自民）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）
	第２班	中川義雄君（自民）、佐藤泰介君（民主）、神取忍君（自民）、 林久美子君（民主）、福本潤一君（公明）、井上哲士君（共産）
派遣地		第１班　茨城県、福島県 第２班　愛知県、神奈川県
期　間		平成19年６月11日及び12日の２日間

10 国会に対する報告等 （18.12.20～19.7.5）

第165回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成18年	
12. 22(金)	○ 平成18年度第2・四半期予算使用の状況
25(月)	○ 平成18年度第2・四半期国庫の状況
26(火)	○ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成18年12月)
	○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成18年12月)
	○ 国民の保護に関する基本指針の変更(平成18年12月)
平成19年	
1. 19(金)	○ 自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告(平成19年1月)
25(木)	○ 平成16年度決算に関する参議院の議決について講じた措置
26(金)	○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成18年7月1日から同年12月31日まで)
	○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成19年1月)
	○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成19年1月)
	○ コンゴ民主共和国国際平和協力業務の実施の結果(平成19年1月)
	○ 東ティモール国際平和協力業務実施計画(平成19年1月)
30(火)	○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成18年9月26日から平成19年1月24日まで)
2. 6(火)	○ 平成19年度地方団体の歳入歳出総額の見込額
16(金)	○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成18年)
3. 6(火)	○ 平成17年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
	○ 平成17年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
9(金)	○ 地方財政の状況(平成19年3月)
	○ 平成19年4月1日以降6か月を一期とする日本郵政公社の中期経営目標及び中期経営計画の認可に関する報告(平成19年3月)
	○ エネルギー基本計画(平成19年3月)
16(金)	○ 平成19年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
	○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成17年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
19(月)	○ 平成18年度第3・四半期予算使用の状況
20(火)	○ 平成18年度第3・四半期国庫の状況
	○ 水産基本計画(平成19年3月)
27(火)	○ 東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更(平成19年3月)
	○ 東ティモール国際平和協力業務の実施の状況(平成19年3月)
	○ 東ティモール選挙監視国際平和協力業務実施計画(平成19年3月)
	○ ネパール国際平和協力業務実施計画(平成19年3月)
28(水)	○ 営利企業への就職の承認に関する年次報告(平成18年)
	○ 官民人事交流に関する年次報告(平成18年)
4. 3(火)	○ 平成18年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	○ 平成18年防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する報告
13(金)	○ 2006年の国際労働機関第95回総会において採択された勧告に関する報告書
24(火)	○ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成19年4月)
	○ 「平成18年度中小企業の動向」及び「平成19年度中小企業施策」
27(金)	○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成18年1月1日から同年12月31日まで)
	○ 平成18年団体規制状況の年次報告

5. 11(金)	○「平成18年度森林及び林業の動向」及び「平成19年度森林及び林業施策」
22(火)	○「平成18年度水産の動向」及び「平成19年度水産施策」
25(金)	○「平成18年度食料・農業・農村の動向」及び「平成19年度食料・農業・農村施策」
	○ 平成18年度エネルギーに関する年次報告
29(火)	○ 平成18年度ものづくり基盤技術の振興施策
6. 1(金)	○「防災に関してとった措置の概況」及び「平成19年度の防災に関する計画」
	○「平成18年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」及び「平成19年度母子家庭の母の就業支援施策」
5(火)	○ 平成18年度首都圏整備に関する年次報告
	○「平成18年度環境の状況」及び「平成19年度環境の保全に関する施策」
	○「平成18年度循環型社会の形成の状況」及び「平成19年度循環型社会の形成に関する施策」
8(金)	○「平成18年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成19年度高齢社会対策」
	○ 平成18年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
	○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成19年6月)
	○「平成18年度土地に関する動向」及び「平成19年度土地に関する基本的施策」
12(火)	○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成19年6月)
	○ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の意見の報告(平成19年6月)
	○「平成18年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成19年度交通安全施策に関する計画」
	○ 国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告(平成19年6月)
	○ 2006年の国際労働機関第94回総会において採択された条約に関する報告書
	○ 2006年の国際労働機関第95回総会において採択された勧告に関する報告書
	○「平成18年度観光の状況」及び「平成19年度観光施策」
15(金)	○ 東ティモール選挙監視国際平和協力業務実施計画の変更(平成19年6月)
	○ 東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施の状況(平成19年6月)
	○ がん対策推進基本計画(平成19年6月)
	○ 平成18年度障害者施策の概況
	○ 平成18年度科学技術の振興に関する年次報告
19(火)	○「平成18年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成19年度男女共同参画社会の形成の促進施策」
	○ 平成18年度人権教育及び人権啓発施策
	○ 平成18年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
20(水)	○ 平成18年度人事院の業務状況報告書
29(金)	○ 観光立国推進基本計画(平成19年6月)

11 国会関係日誌 （18.12.20～19.7.5）

※日付は原則として現地時間

年 月 日	事　　項
【第165回国会（臨時会）閉会後】	
平成18年	
12.20(水)	○ 青島幸男元参議院議員逝去
21(木)	○ 本間正明政府税制調査会長辞任。平成19年1月22日、後任に香西泰氏就任
24(日)	○ 平成19年度総予算案閣議決定
25(月)	○ 再チャレンジ推進会議、「再チャレンジ支援総合プラン」策定
28(木)	○ 佐田玄一郎内閣府特命担当大臣辞任。後任に渡辺喜美衆議院議員就任
平成19年	
1. 6(土)	○ 井上計元参議院議員逝去
9(火)	○ 防衛庁から防衛省に移行
	○ 安倍総理、イギリス、ドイツ、ベルギー、フランス、フィリピン訪問出張(～15日帰国)
10(水)	○ 米国大統領、イラク新政策を発表
13(土)	○ 宮崎県の養鶏場で大量死した鶏から高病原性鳥インフルエンザを農水省が確認。国内での発生5例目
15(月)	○ 東アジア首脳会議、「東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言」採択
19(金)	○ 「平成19年度税制改正の要綱」閣議決定
21(日)	○ 宮崎県知事選で東国原英夫氏初当選、山梨県知事選で横内正明氏初当選、愛媛県知事選で加戸守行氏3選
24(水)	○ 教育再生会議第1次報告、「社会総がかりで教育再生を　～公教育再生への第一歩～」
【第166回国会（常会）】	
1.25(木)	○ 第166回国会召集
	○ 参・本会議（議席の指定、常任委員長辞任・選挙、6特別委員会設置）
	○ 衆・本会議（議席の指定、7特別委員会設置）
	○ 「日本経済の進路と戦略」について閣議決定
26(金)	○ 開会式
	○ 衆・本会議（政府4演説）
	○ 参・本会議（政府4演説）
28(日)	○ 猪熊重二元参議院議員逝去
29(月)	○ 衆・本会議（代表質問1日目）
30(火)	○ 参・本会議（角田義一副議長辞任許可、今泉昭君副議長当選、代表質問1日目）
	○ 衆・本会議（代表質問2日目）
31(水)	○ 参・本会議（代表質問2日目）
2. 1(木)	○ 衆・予算委（平成18年度補正予算：基本的質疑）全大臣出席
2(金)	○ 衆・予算委（平成18年度補正予算：締めくくり質疑、討論、採決）全大臣出席
	○ 衆・本会議（平成18年度補正予算可決）
4(日)	○ 愛知県知事選、神田真秋氏3選
5(月)	○ 参・予算委（平成18年度補正予算：総括質疑、締めくくり質疑、討論、採決）全大臣出席
6(火)	○ 参・本会議（平成18年度補正予算可決＝成立）
	○ 山本幸雄元自治相逝去

7(水)	○ 衆・予算委（「少子化その他」集中審議）総理出席、～8日
	○ 大阪地裁、衆議院議員西村真悟被告に弁護士法違反として執行猶予付き有罪判決
9(金)	○ 衆・予算委（平成19年度総予算：基本的質疑）全大臣出席、13日及び14日
13(火)	○ 第5回六者会合第三次会合、「共同声明の実施のための初期段階の措置」採択
15(木)	○ 参・厚生労働委（少子化等に関する件：質疑）総理出席
21(水)	○ 衆・予算委公聴会（平成19年度総予算）～22日
	○ 日銀政策委員会・金融政策決定会合、短期金利の誘導目標である無担保コール翌日物金利を0.25%引き上げて年0.5%とすることを決定
23(金)	○ 衆・予算委（平成19年度総予算：「雇用・労働問題等」集中審議）総理出席
27(火)	○ エンフバヤル・モンゴル大統領国会訪問演説（参議院議場）
28(水)	○ 衆・予算委分科会（平成19年度総予算）～3月1日
	○ 池端清一元国土庁長官逝去
3. 1(木)	○ 衆・予算委（平成19年度総予算：「地域格差等」集中審議）総理出席
	○ 神沢浄元参議院議員逝去
2(金)	○ 衆・予算委（平成19年度総予算：締めくくり質疑、採決）全大臣出席
3(土)	○ 衆・本会議（平成19年度総予算可決）
5(月)	○ 参・予算委（平成19年度総予算：基本的質疑）全大臣出席、～6日
9(金)	○ 荒井正吾参議院議員辞職（本会議許可）
	○ 参・予算委（平成19年度総予算：「外交・防衛等」集中審議）総理出席
13(火)	○ 参・予算委（平成19年度総予算：「農業・食の安全等」集中審議）総理出席
15(木)	○ 参・予算委公聴会（平成19年度総予算）
16(金)	○ 荒井聰衆議院議員辞職（本会議許可）
	○ 椎名素夫元参議院議員逝去
19(月)	○ 参・予算委（平成19年度総予算：「社会保障・雇用・格差等」集中審議）総理出席
20(火)	○ 参・平成19年度予算委嘱審査（常任委、22日に特別委）
22(木)	○ 衆・憲法特別委公聴会
	○ 達増拓也衆議院議員、公選法第90条により退職
23(金)	○ 第1回日中議員会議、26日
25(日)	○ 柏村武昭参議院議員、公選法第90条により退職
	○ 能登半島地震発生
26(月)	○ 参・予算委（平成19年度総予算：「安全・安心等」集中審議、締めくくり質疑、討論、採決）全大臣出席
	○ 参・本会議（平成19年度総予算可決＝成立）
4. 5(木)	○ 衆・憲法特別委公聴会（日本国憲法改正手続法案）
8(日)	○ 統一地方選前半、13都道府県知事選、4政令指定都市市長選、44道府県議選、15政令指定都市市議選
11(水)	○ 日中首脳会談
12(木)	○ 衆・憲法特別委（日本国憲法改正手続法案修正議決）
	○ 温家宝・中国国務院総理の国会訪問演説（衆議院議場）
13(金)	○ 衆・本会議（教育再生特別委員会設置、日本国憲法改正手続法案修正議決、米軍再編特措法案可決）
16(月)	○ 参・本会議（日本国憲法改正手続法案趣旨説明質疑）
17(火)	○ 衆・本会議（教育改革関連法案趣旨説明質疑）総理出席
	○ 長崎市長選の選挙運動中、現職の伊藤長崎市長が銃撃される
20(金)	○ 衆・教育再生特別委（教育改革関連法案質疑）総理出席
22(日)	○ 参議院議員補欠選挙、沖縄選挙区で島尻安伊子氏、福島選挙区で増子輝彦氏が当選
	○ 統一地方選後半、市長選、市議選等
23(月)	○ 政府は平成20年の主要国首脳会議（サミット）を北海道洞爺湖町で開催と決定

24(火)	○ 衆・本会議（イラク人道復興支援特措法改正案趣旨説明質疑）総理出席
	○ 参・憲法特別委地方公聴会（名古屋、仙台）
	○ 「公務員制度改革」について閣議決定
25(水)	○ 参・本会議（米軍再編特措法案趣旨説明質疑）総理出席
	○ 日本国憲法施行60周年記念式（衆議院憲政記念館）
	○ 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会設置。5月18日初会合
26(木)	○ 参・厚生労働委（救急医療用ヘリ確保法案の委員会提出決定、救急医療体制確保に関する決議）
	○ 安倍総理、米国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、エジプト訪問出張。～5月3日帰国
27(金)	○ 参・本会議（新議員紹介、少年法等改正案趣旨説明質疑）
5. 3(木)	○ 山田勇元参議院議員逝去
7(月)	○ 参・憲法特別委地方公聴会（福岡、札幌）
	○ 法務省が民法第772条の婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いを変更する通達。懐胎時期に関する医師の証明書添付の場合は、民法第772条の推定が及ばないものとして、現在の夫を父とする嫡出子出生届出を受理する運用を5月21日から開始
8(火)	○ 衆・本会議（社会保険庁改革関連法案趣旨説明質疑）総理出席
9(水)	○ 参・本会議（短時間労働者雇用管理改善法改正案趣旨説明質疑）総理出席
10(木)	○ 参・憲法特別委地方公聴会（さいたま、横浜）
11(金)	○ 参・憲法特別委（日本国憲法改正手続法案：質疑、討論、採決）総理出席
14(月)	○ 参・本会議（日本国憲法改正手続法案可決＝成立）
	○ 衆・イラク支援特別委（イラク人道復興支援特措法改正案：質疑、採決）総理出席
	○ 伊江朝雄元参議院議員（元北海道・沖縄開発庁長官）逝去
15(火)	○ 衆・本会議（イラク人道復興支援特措法改正案可決、国家公務員法等改正案趣旨説明質疑）総理出席
16(水)	○ 国家基本政策委員会合同審査会（第1回）
	○ 衆・教育再生特別委公聴会（教育改革関連法案）
	○ アジア・ゲートウェイ戦略会議、「アジア・ゲートウェイ構想」取りまとめ
17(木)	○ 衆・教育再生特別委（教育改革関連法案：質疑、討論、採決）総理出席
18(金)	○ 衆・本会議（教育改革関連法案可決）
19(土)	○ 参議院60周年記念特別参観、高校生特別体験プログラム実施、～20日
21(月)	○ 参・本会議（教育改革関連法案趣旨説明質疑）総理出席
22(火)	○ 参・外交防衛委（駐留軍再編円滑実施特措法案：質疑、採決）総理出席
	○ 参・文教科学委（教育改革関連法案：質疑）総理出席
23(水)	○ 参・本会議（イラク人道復興支援特措法改正案趣旨説明質疑、米軍再編特措法案可決＝成立）
	○ 衆・予算委（「政治資金問題等」集中審議）総理出席
25(金)	○ 参・本会議（短時間労働者雇用管理改善法改正案可決＝成立、少年法等改正案可決＝成立）
	○ 衆・厚生労働委（社会保険庁改革関連法案：質疑、採決）総理出席
	○ 北修二元参議院議員（元沖縄開発庁長官）逝去
28(月)	○ 参・決算委（平成17年度決算：締めくくり総括的質疑）
	○ 松岡利勝農林水産大臣逝去
30(水)	○ 国家基本政策委員会合同審査会（第2回）
6. 1(金)	○ 衆・本会議（社会保険庁改革関連法案可決）
	○ 農林水産大臣に赤城徳彦衆議院議員就任
	○ 長期戦略指針「イノベーション25」閣議決定
	○ 教育再生会議第2次報告、「社会総がかりで教育再生を　～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」
4(月)	○ 参・本会議（社会保険庁改革関連法案趣旨説明質疑）総理出席

5(火)	○ 安倍総理、ドイツ訪問出張（～9日帰国）
6(水)	○ 第33回主要国首脳会議（ハイリゲンダム・サミット）～8日、議長総括等8文書を発出して閉幕
7(木)	○ 衆・本会議（国家公務員法等改正案可決）
8(金)	○ 年金記録問題の原因や責任の所在を検証する「年金記録問題検証委員会」を総務省に設置
	○ 自殺総合対策会議、「自殺総合対策大綱」策定
10(日)	○ 柳澤錬造元参議院議員逝去
11(月)	○ 参・本会議（国家公務員法等改正案趣旨説明質疑）総理出席
	○ 参・決算委（平成17年度決算審査措置要求決議、平成17年度決算議決、会計検査要請決議）
	○ 参・文教科学委地方公聴会（水戸、横浜）
12(火)	○ 参・文教科学委地方公聴会（いわき、名古屋）
13(水)	○ 参・本会議（平成17年度決算議決、3調査会報告、ワーク・ライフ・バランス推進決議）
	○ 参・ＯＤＡ特別委（中間報告書議決、質疑）総理出席
	○ 最高裁判決、1票の較差を理由とした平成17年9月11日の衆議院小選挙区選挙無効訴訟に関する原告の上告について、憲法に違反しないとして棄却
14(木)	○ 参・厚生労働委（社会保険庁改革関連法案質疑）総理出席
15(金)	○ 参・本会議（ＯＤＡ特別委員会中間報告）
	○ 参・文教科学委公聴会（教育改革関連法案）
19(火)	○ 参・外交防衛委（イラク人道復興支援特措法改正案：質疑、採決）
	○ 参・文教科学委（教育改革関連法案：質疑、採決）総理出席
	○ 参・法務委（配偶者からの暴力防止・被害者保護法改正案の委員会提出決定）
	○ 衆・本会議（内山晃君懲罰事犯の件）
	○ 「経済財政改革の基本方針2007」について閣議決定
	○ 年金記録の訂正に関し公正な判断を示すため「年金記録確認第三者委員会」を総務省に設置
20(水)	○ 参・本会議（田浦外交防衛委員長解任決議案否決、イラク人道復興支援特措法改正案可決＝成立、狩野文教科学委員長解任決議案否決、教育改革関連法案可決＝成立）
	○ 衆・本会議（河野議長不信任決議案否決）
21(木)	○ 与党幹事長、衆参議長に会期延長の申入れ
22(金)	○ 衆・本会議（会期12日間延長議決）
	○ 「規制改革推進のための3か年計画」について閣議決定
26(火)	○ 米下院外交委員会、従軍慰安婦問題について日本に公式謝罪を求める決議案を可決
28(木)	○ 参・厚生労働委（社会保険庁改革関連法案質疑、採決）
	○ 宮澤喜一元総理逝去（元参議院議員、元衆議院議員）
29(金)	○ 参・本会議（政治資金規正法改正案可決＝成立、柳澤厚生労働大臣問責決議案否決、安倍内閣総理大臣問責決議案否決、鶴保厚生労働委員長解任決議案否決、延会）
	○ 衆・本会議（安倍内閣不信任決議案否決）
30(土)	○ 参・本会議(社会保険庁改革関連法案可決＝成立、国家公務員法等改正案：中間報告、可決＝成立)
7. 4(水)	○ 久間章生防衛大臣辞任、後任に小池百合子衆議院議員就任
5(木)	○ 参・本会議（会期末処理）
	○ 衆・本会議（会期末処理）
	○ 第166回国会閉会

12 参議院60周年記念事業

平成19年（2007年）、参議院は、昭和22年（1947年）５月20日に第１回国会が召集されてから60周年を迎えました。そこで、二院制下における参議院の実績とその役割への理解を深めていただく契機とすべく、参議院60周年記念事業を実施しました。

主な事業の概要は、以下のとおりです。

〔特別参観〕

平成19年５月19日（土）及び20日（日）、参議院60周年特別参観を行いました。今回の特別参観では、通常の参観では立ち入ることのできない中央玄関、本会議場、議長応接室、予算委員会などが行われる第一委員会室などを見学していただきました。

扇議長は、19日のオープニングセレモニーであいさつし、「この機会に参議院の活動や役割について更に理解を深めていただきたい」と述べました。

19日は8,301名、20日は12,000名の方が見学されました。

〔高校生特別体験プログラム〕

平成19年５月19日（土）及び20日（日）参議院60周年記念高校生特別体験プログラムを行い、両日合計122名の高校生が法案審議の模擬体験をしました。

このプログラムは、実際に国会で審議された法案を題材に、高校生自身が議長、大臣、委員長などの役割を演じながら、委員会と本会議の審議過程を体験するものです。参加した高校生は、実際の委員会室で法務委員会や国土交通委員会などに分かれ、裁判員参加法案やバリアフリー法案を審査し、本会議では押しボタン投票による各法案の採決を行いました。

〔記念論文募集〕

中学生、高校生を対象に「私たちが夢見るこれからの日本」をテーマに参議院60周年記念論文を募集しました。3,823編の応募の中から、26名の入賞者を決定し、平成19年５月13日（日）、参議院において表彰式を行いました。

入賞者には、扇議長から表彰状及び賞品が贈呈されました。